

平成28年度第2回
一般競争入札による市有財産
(自動販売機設置場所)
一時貸付けの案内書

平成28年12月

川崎市財政局資産管理部資産運用課
川崎市土地開発公社事務局

目 次

◆	平成28年度第2回一般競争入札による	
	市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付けの御案内	ページ
1	趣 旨	1
2	入札物件（一時貸付物件）	1
3	貸付期間	1
4	引渡し及び返還	1
5	契約上の主な条件等	1
6	貸付料	2
7	電気料等	3
8	入札日程	4
9	入札参加資格	4
10	申込みに必要な書類	4
11	申込方法等	5
12	入札及び開札の日時、場所	5
13	入札の手続	6
14	入札の無効	6
15	落札者の決定及び入札参加資格の審査等	6
16	契約の締結等	7
17	その他	8
◇	一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書	9
◆	案内図・配置図	19
◆	一時貸付物件に関する留意事項	82
◆	貸付契約書（案）	
◇	市有財産一時貸付契約書（案）	83
◇	自動販売機設置場所一時貸付契約約款	86
◇	土地一時使用賃貸借契約書（案）	91
◆	入札参加申込みから一時貸付物件引渡しまでの流れ	94
◆	提出書類（様式）	
◇	入札参加申込書	95
◇	自動販売機設置事業申告書	96
◇	川崎市暴力団排除条例に係る誓約書	97
◇	入札書・委任状	98
◇	自動販売機設置事業計画書	99
	（参考）記載例	100
◆	関係法令	105
◎	入札会場案内図	

平成28年度第2回一般競争入札による市有財産 (自動販売機設置場所) 一時貸付けの御案内

1 趣旨

川崎市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号、同法第238条の5第1項及び「市有財産を有効活用するための基本方針」（平成19年12月策定）に基づき、市有財産の有効活用を推進しています。

また、川崎市土地開発公社におきましても、川崎市土地開発公社保有地の有効活用を推進しています。

本件貸付けは、市有財産及び公社保有地の余裕部分を活用して歳入の確保等を図ることを目的として、自動販売機及び飲料容器等の回収容器等（以下「自動販売機等」という。）を設置して運営する事業（以下「自動販売機設置事業」という。）を行う事業者（借受人）との間に自動販売機設置場所の一時貸付け契約を締結するものです。

また、公社保有地の取扱いについては、必要に応じて、本文中の「川崎市」を「川崎市土地開発公社」に読み換えるものとします。

2 入札物件（一時貸付物件）

一時貸付物件及び個別条件は、「一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書」（本入札案内書9～18ページ）のとおりです。なお、各物件の設置場所については、「案内図・配置図」（本入札案内書19～81ページ）を御確認ください。なお、入札は物件番号を単位として行います。

※ 貸付期間中の移設等については、「一時貸付物件に関する留意事項」（本入札案内書82ページ）を御覧ください。

3 貸付期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

※ 原則として貸付期間の延長はありません。

4 引渡し及び返還

(1) 引渡し

一時貸付物件は、貸付期間の初日に現況有姿で引き渡します。

ただし、前の貸付期間がある場合で、当該期間に係る借受人（旧借受人）、川崎市、落札者との間に協議が成立したときは、協議によって定められた状態となります。

(2) 返還

一時貸付物件は、貸付期間の満了までに、一時貸付物件を引渡しの時点（前の貸付期間がある場合で、引き続き同じ一時貸付物件を使用しているときは当初の引渡しの時点）の原状に回復して返還しなければなりません。

ただし、次の貸付期間がある場合で、当該期間に係る借受人（新借受人）と借受人が同一となる場合は、原状に回復することなく、引き続き一時貸付物件を使用することができます。

5 契約上の主な条件等

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付けは、地方自治法第238条の4第2項第4号及び同法第238条の5第1項の規定に基づく土地又は建物の賃貸借契約です。借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。

(2) 用途の指定等

一時貸付物件は、自動販売機設置事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、自動販売機設置事業に必要な工事費、維持管理費、光熱水費等の費用は全て借受人の負担となります。

(3) 禁止事項

一時貸付物件について、次の行為をすることはできません。

ア 一時貸付物件を指定用途以外の用途に使用すること。

- イ 一時貸付物件に建物を建築し、又は工作物を設置すること（財産管理者が、電源等の確保のため必要があると認める場合を除く。）。
- ウ 土壌の汚染、土地の形質の変更その他原状回復が困難となるような使用をすること。
- エ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- オ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- カ 一時貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。

(4) 自動販売機等の設置等

自動販売機等は、一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書に定められた条件に従うほか、次の事項を遵守して設置、運営しなければなりません。

借受人は、貸付期間の開始後、速やかに指定の位置に自動販売機等を設置してください。また、設置後において財産管理者が、安全管理上支障があると認めた場合は、その指示に従って必要な措置を講じてください。

ア 貸付期間を通じて常に使用可能な状態で設置されていること。

イ 自動販売機等の維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者、近隣住民の安全、周辺環境の保全に十分に配慮すること。

ウ 販売品の在庫等の管理、補充、交換は、借受人の責任において、財産管理及び近隣住民の生活に配慮した方法、頻度、時間帯等により行うこと。

エ 自動販売機の付近に飲料容器等の回収容器等を原則として1個以上設置し、空き缶等の使用済み容器が周囲に散乱しない頻度により回収して、適正に処分すること。

(5) 販売品

ア 販売品は、一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書に定められたものとする（財産管理者が認めた場合を除く。）。なお、酒税法第2条（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を販売することはできません。

イ 販売品の売価は、借受人により任意に設定することができます。なお、生田の天然水恵水は、販売目的が災害時における飲料水の備蓄啓発等であることを踏まえ、その売価は、他のミネラルウォーターの売価と同程度の価格を参考価格とします。

(6) 資料の提出等

ア 借受人は、毎年1回、一時貸付物件に設置した自動販売機の売上実績（売上数量、売上金額）を報告しなければなりません。川崎市は、当該売上実績について、市有財産の有効活用を推進するため必要とするときは、借受人の承諾なしに公開できるものとします。

イ 川崎市は、借受人が上記の禁止事項に違反している疑いがあるとき、債権の保全上必要があると認めるときは、借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。

(7) 違約金

川崎市は、借受人が上記の禁止事項、資料の提出等の条件に違反した場合には、違約金を請求する場合があります。

6 貸付料

(1) 貸付料の算定

各年度の貸付料は次のとおり計算し、その合計額を貸付料総額（契約金額）とします。なお、各年度の貸付期間に1月未満の端数が生じるときは、日割計算により計算します。

ア 消費税が課税されるもの

各年度の貸付料＝落札金額×当該年度における貸付期間の月数×（1＋消費税率）（円未満切捨て）

イ 消費税が課税されないもの

各年度の貸付料＝落札金額×当該年度における貸付期間の月数（円未満切捨て）

※ 貸付期間中に消費税率の変更があった場合は、適用となる消費税率により取引に係る消費税及び地方消費税の額を変更します。

(2) 貸付料の納入

貸付料は、当初の年度分の貸付料にあつては貸付期間の開始日から起算して30日以内に、次年度以降の貸付料にあつては当該年度の4月30日までに、川崎市が財産管理者ごとに発行する納入通知書（納入通知額は、場所番号ごとに案分した額となります。）により納入（物件番号10については、川崎市土地開発公社が指定する金融機関に口座振込みにより納付）してください。ただし、納入の期限とする日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日が納入の期限の日となります。

(3) 貸付料の改定

川崎市は、一時貸付物件について特別の費用を負担することとなったとき、その他正当な理由があるときは、借受人に対して貸付料の増額を請求することができます。

7 電気料等

自動販売機の設置にあたり、川崎市の電源や水道等を使用する場合は、次の使用料等（実費相当額）の支払いが必要です。

(1) 電気料

自動販売機に係る電気料については、自動販売機の年間消費電力量に応じ、自動販売機1台ごとに次表により算出する額を、川崎市が年度ごと（請求予定月：4月）に発行する納入通知書により、その指定する日までに納入していただきます。なお、適用する年間消費電力量は各年度の4月1日時点（年度途中で貸付けを開始した場合は開始時点）の規格とします。

年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (円)	年額電気料 (円)	年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (円)	年額電気料 (円)
1 - 100	700	8,400	1,001 - 1,100	3,100	37,200
101 - 200	900	10,800	1,101 - 1,200	3,400	40,800
201 - 300	1,200	14,400	1,201 - 1,300	3,700	44,400
301 - 400	1,400	16,800	1,301 - 1,400	4,000	48,000
401 - 500	1,600	19,200	1,401 - 1,500	4,400	52,800
501 - 600	1,900	22,800	1,501 - 1,600	4,700	56,400
601 - 700	2,100	25,200	1,601 - 1,700	5,000	60,000
701 - 800	2,300	27,600	1,701 - 1,800	5,300	63,600
801 - 900	2,600	31,200	1,801 - 1,900	5,600	67,200
901 - 1,000	2,800	33,600	1,901 - 2,000	5,900	70,800

※ この表は、消費税等の改定等により見直す場合があります。

※ 貸付期間に一月に満たない期間が発生した場合においても、日割計算は行いません。

※ 原則として、子メーターの設置は不要です。

(2) 水道料等

自動販売機に係る水道料等については、次により算出する額を、川崎市が発行する納入通知書により、その指定する日までに納入していただきます。

ア 子メーターがある場合

川崎市が支払う月額使用料×当月使用量（子メーター表示）／当月使用量（親メーター表示）

イ 子メーターがない場合

川崎市が支払う月額使用料×貸付面積／建物の延床面積

8 入札日程

一般競争入札の申込みから契約締結までの日程は、次のとおりです。

項 目	日 程
入札案内書の配布	平成28年12月15日(木) から 平成29年 1月13日(金) まで
入札参加申込受付期間	平成29年1月10日(火) から 平成29年1月13日(金) まで
入札及び開札	平成29年1月26日(木) 午後2時
契約の締結期限	平成29年2月23日(木)

9 入札参加資格

次の条件を全て満たす方でなければ、入札に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は市税の未納がないこと。
- (5) 本入札案内書に定める条件及び法令等を遵守し、自動販売機設置事業を行う資力、能力等を有すること。
- (6) 平成26年度及び平成27年度において、自動販売機設置事業又はこれに類する事業の実績を有していること。
- (7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- (9) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。

10 申込みに必要な書類

入札参加申込みに必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 申込者が法人の場合
 - ア 入札参加申込書(本入札案内書95ページ)
 - イ 自動販売機設置事業申告書(本入札案内書96ページ)
 - ウ 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書(本入札案内書97ページ)
 - エ 商業登記簿(履歴事項全部証明書)
 - オ 代表者の印鑑証明書(法務局に届け出たもの)
 - カ 国税の納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用)
 - キ 市税の納税証明書(川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ)
 - (ア) 法人市民税
申込み時点において終了している事業年度のうち直近2事業年度分の納税証明書(未納がないもの)をそれぞれ1部提出してください。
 - (イ) 固定資産税・都市計画税(川崎市内に固定資産(償却資産を含む。)を有している場合のみ)
平成26年度及び平成27年度の納税証明書(未納がないもの)をそれぞれ1部提出してください。
 - ク 財務諸表の写し
申込み時点において終了している事業年度のうち、直近2事業年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を提出してください。

※ エ～カの書類は、発行後3か月以内に取得したもの（複写不可）を提出してください。

(2) 申込者が個人の場合

ア 入札参加申込書（本入札案内書95ページ）

イ 自動販売機設置事業申告書（本入札案内書96ページ）

ウ 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書（本入札案内書97ページ）

エ 印鑑登録証明書

オ 身分証明書

破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）を提出してください。

カ 登記されていないことの証明書

成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書を提出してください。

（お問合せ先）東京法務局後見登録課 電話03-5213-1360

横浜地方法務局戸籍課 電話045-641-7976

キ 国税の納税証明書（その3の2「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地費消費税」の未納税額のない証明用）

ク 市税の納税証明書（川崎市内に住所等を有する方のみ）

（ア）市民税・県民税

平成26年度及び平成27年度の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

（イ）固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

平成26年度及び平成27年度の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

ケ 確定申告の提出書類の写し（直前決算2年間分）

※ エ～キの書類は、発行後3か月以内に取得したもの（複写不可）を提出してください。

1.1 申込方法等

入札への参加を希望される方は、本入札案内書を熟読し、契約の条件、現地の状況等を御自身で確認の上、お申込みください。なお、現地の状況を確認される際には、財産管理者へ事前連絡の上、訪問されるようお願いいたします。

(1) 受付期間 平成29年1月10日（火）から1月13日（金）まで

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル13階）

川崎市財政局資産管理部資産運用課

電話 044-200-2089

(3) 申込方法 (2)の受付場所に直接書類を持参してください。なお、郵送による受付は行っておりませんので御注意ください。

1.2 入札及び開札の日時、場所

(1) 入札受付 平成29年1月26日（木）午後1時30分から2時まで

(2) 入札及び開札の日時 平成29年1月26日（木）午後2時

(3) 入札及び開札の場所 明治安田生命川崎ビル10階会議室

川崎市川崎区宮本町6番地（本入札案内書裏表紙裏面案内図を参照）

JR「川崎駅」下車徒歩約15分 京浜急行「京急川崎駅」下車徒歩約10分

(4) 入札結果の公表

入札の結果（物件所在地、落札金額、相手方）は、開札後に市ホームページで公表します。

※ 郵送による入札は受け付けておりません。また、入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので時間に余裕を持ってお越しください。

※ 入札参加者以外は入札（開札）会場への入室はできません。また、会場のスペースの関係上、入札（開札）会場への入室は、各社（者）最大2名までとさせていただきます。

1 3 入札の手續

(1) 入札保証金

本入札に係る入札保証金の納付は免除します。

(2) 入札時に持参する書類

ア 入札参加申込書の写し

申込受付時にお渡ししたものを持参してください。

イ 入札書・委任状（本入札案内書98ページ）

所定の様式に必要な事項を記載して記名押印してください。記載する入札金額は、1か月間の貸付料（消費税等相当額を含まないもの）の金額となりますので御注意ください。

なお、委任状は、代理人の方（社員等の代表者以外の方を含みます。）が入札される場合に記載してください。代理の有無に関わらず委任状は入札書から切り離さないでください。

(3) 入札方法

ア (2)の書類を持参し、入札開始前に受付を行ってください。

イ 入札開始前に入札書の記載事項等を再度御確認ください。

ウ 入札書を物件番号及び入札参加者名を記載した封筒に封入して投函してください。

※ 投函した入札書・委任状の書換え、引換え又は撤回はできませんので御注意ください。

※ 落札候補者となるべき方が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札候補者を決定します。落札候補者となるべき方は、「くじ」を辞退することはできません。

1 4 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札は無効とします。

(1) 入札に参加する資格がない者の入札

(2) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字（アラビア数字とし、金額の頭初に「¥」を付したものを）をもって金額を表示しない入札書による入札

(3) 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札

(4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(5) 入札者の記名押印のない入札書による入札

(6) 要領が不明確な入札書による入札

(7) 入札に関して不正行為があった者の入札

(8) 最低貸付料（「一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書」に記載）に達しない貸付料で入札した者の入札

(9) その他この入札案内書で指定した以外の方法により入札した者の入札

1 5 落札者の決定及び入札参加資格の審査等

(1) 自動販売機設置事業計画書（本入札案内書99ページ）

落札候補者には、落札された物件の各設置場所に設置する自動販売機の仕様（型式、年間消費電力量、外形寸法等）を記載した自動販売機設置事業計画書を入札日から1週間以内に提出していただきます。

(2) 落札者の決定

最低貸付料以上の価格をもって有効な入札を行った方のうち最高の価格をもって入札を行った方を落札候補者とします。開札後、落札候補者について、入札参加資格（前記「9 入札参加資格」に記載）を満たしているか、(1)により提出された自動販売機の仕様が、個別条件等を満たしているかの最終的な資格審査を行い、落札候補者を落札者として決定します。

なお、資格審査の結果、落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の高い入札者について同様の審査を行い、資格が認められる落札候補者を落札者として決定します。

16 契約の締結等

(1) 契約の締結

落札者は、平成29年2月23日（木）までに川崎市と市有財産一時貸付契約（以下「本件契約」という。）を締結していただきます。

なお、貸付契約書は物件番号1～9については、市有財産一時貸付契約書（案）（本入札案内書83ページから90ページ）のとおりですが、物件番号10については、土地一時使用賃貸借契約書（案）（本入札案内書91ページから93ページ）のとおりとします。また、契約は総価（貸付料総額）で行い、本契約書に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受人（落札者）の負担となります。

※ 契約締結期限までに本件契約を締結しない場合、落札は無効となります。この場合、川崎市契約規則第2条に基づき、最長3年間、川崎市の一般競争入札に参加することができなくなることがありますので御注意ください。

(2) 契約保証金

ア 本件契約締結日までに契約保証金として契約金額（貸付料総額）の10分の1以上（円未満切上げ）を納付していただきます。なお、物件番号10については契約保証金の納付を免除します。

イ 上記の契約保証金は、本件契約期間の満了後、貸付物件の原状回復を確認してから、借受人（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。

ウ 借受人（落札者）が本件契約上の義務を履行しないときは、川崎市は本件契約を解除します。この場合、地方自治法第234条の2第2項の規定により、納付された契約保証金は川崎市に帰属することになります。

また、借受人の申し入れにより本件契約が解除されたときは、納付された契約保証金は、川崎市に帰属することになります。

(3) 契約の変更・解除

ア 借受人は、やむを得ない事情がある場合、貸付人に対して、理由を付した書面により本件契約の解除を申し入れすることができます。当該申し入れは、貸付期間の開始日から起算して1年6か月を経過する日以降の月末日を解除日として、当該解除日の6か月前までに行わなければなりません。なお、本件契約の一部の解除を申し入れすることはできません。

イ 川崎市は、貸付期間中に一時貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、設置された自動販売機等の移設又は撤去を指示することがあります。この場合、契約を継続できるときは契約内容を変更し、継続できないときは契約の全部又は一部を解除します。

なお、解除することとなった場合は、撤去した自動販売機に係る既納の貸付料のうち、川崎市が貸付物件の返還を受けた日の翌日以降の分を返還します。

17 その他

(1) 入札の中止等

本件入札は、やむを得ない事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合があります。

(2) 定めのない事項

本入札案内書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、川崎市財産規則、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得、その他関係法令等の定めるところによるほか、川崎市と借受人の協議により決定します。

(3) お問い合わせ先

本入札案内書に関するお問い合わせ先は、次のとおりです。

(物件番号1～9)

川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル13階）

川崎市財政局資産管理部資産運用課

電話 044-200-2089

(物件番号10)

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2（ソシオ砂子ビル10階）

川崎市土地開発公社事務局

電話 044-211-2911

※ 生田の天然水恵水に関するお問い合わせ先は、次のとおりです。

川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所第2庁舎2階）

上下水道局サービス推進部サービス推進課

電話 044-200-3097

一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書

物件番号 1

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成 27 年 度の売上 数量 (本)	最低貸付料 (円/月)	
36	宮前生活環境事業所 2 階 (環境局宮前生活環境事 業所 044-866-9131)	宮 前 区 宮 崎 172	0.85 m ²	課税	・省エネ (別記 1)	・飲料	8,583	24,000	128,000
108	高津区役所 5 階 (高津区 役所まちづくり推進部総 務課 044-861-3121)	高津区下作延 2-8-1	0.86 m ²	課税	・省エネ (別記 1) ・災害対応機 (別記 2)	・飲料	1,268	1,000	
109	高津区役所橋出張所 (高 津区役所区民サービス部 橋出張所 044-777-2355)	高 津 区 千 年 1362-1	0.90 m ²	課税	・省エネ (別記 1) ・災害対応機 (別記 2)	・飲料 ・生田の天 然水	3,330	1,000	
112	宮前区役所 2 階 (宮前区 役所まちづくり推進部総 務課 044-856-3123)	宮 前 区 宮 前 平 2 丁目 20-5	1.16 m ²	課税	・省エネ (別記 1) ・災害対応機 (別記 2)	・飲料 ・生田の天 然水	26,971	88,000	
113	宮前区役所向丘出張所 1 階 (宮前区役所区民サー ビス部 向 丘 出 張 所 044-866-6461)	宮 前 区 平 1 丁 目 1-10	0.90 m ²	課税	・省エネ (別記 1)	・飲料	915	1,000	
114	宮前区役所道路公園セン ター 1 階 (宮前区役所道 路公園センター管理課 044-877-161)	宮 前 区 有 馬 2 丁目 6-4	0.96 m ²	課税	・省エネ (別記 1)	・飲料	4,564	10,000	
149	高津消防署久地出張所 (消防局総務部施設装備課 044-223-2550)	高津区久地 4 丁目 11-19	0.66 m ²	課税	・省エネ (別記 1)	・飲料 ・カップ式 不可	1,642	1,000	
170	消防総合訓練センター (同上)	宮 前 区 犬 蔵 1 丁目 10-2	0.91 m ²	課税	・省エネ (別記 1)	・飲料 ・カップ式 不可	2,917	1,000	
217	多摩市民館 2 階 (多摩区 役所まちづくり推進部生 涯 学 習 支 援 課 044-935-3333)	多 摩 区 登 戸 1775-1	0.90 m ²	課税	・省エネ (別記 1)	・飲料	2,708	1,000	

※ 平成 27 年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づいています。

[別記 1]

ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種 (年間消費電力量 (カタログ値) 1, 131 kWh/年未満のものに限る。) とすること。また、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

[別記 2]

市内に震度 5 強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とすること。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とする。

物件番号 2

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成 27 年 度の売上 数量 (本)	最低貸付料 (円/月)	
42	多摩生活環境事業所 1 階 (環境局多摩生活環境事 業所 044-933-4111)	多摩区柘形 1 丁目 14-1	0.95 m ²	課税	・省エネ (別記 1)	・飲料	4,764	16,000	144,000
48	多摩生活環境事業所 1 階 (同上)	多摩区柘形 1 丁目 14-1	0.66 m ²	課税	・省エネ (別記 1)	・飲料	3,647	4,000	
107	高津区役所 5 階 (高津区 役所まちづくり推進部総 務課 044-861-3121)	高津区下作延 2-8-1	0.97 m ²	課税	・省エネ (別記 1) ・ユニバーサルデザイン	・飲料	13,588	40,000	
121	麻生区役所 4 階 (麻生区 役所まちづくり推進部総 務課 044-965-5108)	麻生区万福寺 1 丁目 5-1	1.02 m ²	課税	・省エネ (別記 1)	・飲料	8,717	21,000	
123	麻生区役所道路公園セン ター (麻生区役所道路公 園センター管理課 044-954-0505)	麻生区古沢 120	0.80 m ²	課税	・省エネ (別記 1)	・飲料	5,344	13,000	
147	高津消防署 1 階 (消防局 総務部施設装備課 044-223-2550)	高津区二子 5 丁目 14-5	0.65 m ²	課税	・省エネ (別記 1)	・飲料 ・カップ 式不可	4,120	6,000	
161	多摩消防署菅出張所 (同 上)	多摩区菅馬場 1 丁目 13-1	0.86 m ²	課税	・省エネ (別記 1)	・飲料 ・カップ 式不可	1,618	1,000	
167	麻生消防署柿生出張所 (同 上)	麻生区片平 2 丁目 30-7	0.72 m ²	課税	・省エネ (別記 1)	・飲料 ・カップ 式不可	3,085	4,000	
211	高津市民館 1 2 階 (高津 区役所まちづくり推進部 生涯学習支援課 044-814-7603)	高津区溝口 1 丁目 4-1 ノ クティプラザ 2	0.95 m ²	課税	・省エネ (別記 1)	・飲料	5,656	14,000	
219	麻生市民館・図書館 2 階 (麻生区役所まちづくり 推進部生涯学習支援課 044-965-5210)	麻生区万福寺 1 丁目 5-2	0.57 m ²	課税	・省エネ (別記 1)	・飲料	8,466	25,000	

※ 平成 27 年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づいています。

[別記 1]

ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種 (年間消費電力量 (カタログ値) 1, 131 kWh/年未満のものに限る。) とすること。また、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

物件番号 3

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成27年度の売上 数量(本)	最低貸付料 (円/月)	
38	宮前生活環境事業所3階 (環境局宮前生活環境事業所 044-866-9131)	宮前区宮崎 172	0.92 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	12,753	39,000	115,000
39	宮前生活環境事業所投入 棟1階 (同上)	同上	0.57 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	520	1,000	
45	多摩生活環境事業所1階 (環境局多摩生活環境事業所 044-933-4111)	多摩区柘形 1 丁目 14-1	0.88 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	2,498	5,000	
46	多摩生活環境事業所2階 (同上)	同上	0.90 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	2,864	9,000	
104	中原区役所4階(中原区 役所まちづくり推進部総 務課 044-744-3124)	中原区小杉町 3丁目 245	0.96 m ²	課税	・省エネ(別記1) ・災害対応機(別記2)	・飲料	6,877	15,000	
106	中原区役所道路公園セン ター1階(中原区役所道 路公園センター管理課 044-788-2311)	中原区下小田 中2丁目 9-1	1.10 m ²	課税	・省エネ(別記1) ・災害対応機(別記2)	・飲料	4,344	6,000	
143	中原消防署荻宿出張所(消 防局総務部施設整備課 044-223-2550)	中原区荻宿 42-3	0.96 m ²	課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(別記3)	・飲料	3,183	2,000	
144	中原消防署小田中出張所 (同上)	中原区上小田 中3丁目 7-1	0.96 m ²	課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(別記3)	・飲料	3,370	2,000	
153	宮前消防署4階(同上)	宮前区宮前平 2丁目 20-4	0.60 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・カップ式 不可	6,910	17,000	
160	多摩消防署1階(同上)	多摩区柘形 2 丁目 6-1	0.58 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・カップ式 不可	7,083	19,000	

※ 平成27年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づいています。

[別記1]

ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種(年間消費電力量(カタログ値)1,131kWh/年未満のものに限る。)とすること。また、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

[別記2]

市内に震度5強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とすること。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とする。

[別記3]

電源の引込み工事を要する。

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成27年度の売上 数量(本)	最低貸付料 (円/月)	
34	宮前生活環境事業所2階 (環境局宮前生活環境事業所 044-866-9131)	宮前区宮崎172	0.87 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	7,047	19,000	100,000
111	宮前区役所1階(宮前区役所まちづくり推進部総務課 044-856-3123)	宮前区宮前平2丁目20-5	0.72 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	8,914	25,000	
146	高津消防署1階(消防局総務部施設装備課 044-223-2550)	高津区二子5丁目14-5	0.86 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・カップ式不可	4,275	6,000	
150	高津消防署梶ヶ谷出張所(同上)	高津区向丘8-16	0.96 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・カップ式不可	997	1,000	
155	宮前消防署野川出張所(同上)	宮前区野川3417-28	0.90 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・カップ式不可	2,909	1,000	
158	宮前消防署菅生出張所(同上)	宮前区菅生3丁目43-23	1.03 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・カップ式不可	※4,829	6,000	
214	宮前市民館・図書館2階(宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課 044-888-3911)	宮前区宮前平2丁目20-4	0.57 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	8,767	20,000	
266	宮前消防署(消防局総務部施設装備課 044-223-2550)	宮前区宮前平2丁目20-4	0.90 m ²	課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(別記3)	・飲料	5,943	12,000	
299	高津市民館11階(高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課 044-814-7603)	高津区溝口1丁目4-1 ノクティプラザ2	0.96 m ²	課税	・省エネ(別記1) ・災害対応機(別記2)	・飲料	新規	10,000	

※ 平成27年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づいています。

※ 場所番号158宮前消防署菅生出張所の自動販売機については、施設の改築に伴い別の施設に移設していた期間があるため、売上数量は平成25年度の実績になります。

[別記1]

ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種(年間消費電力量(カタログ値)1,131kWh/年未満のものに限る。)とすること。また、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

[別記2]

市内に震度5強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とすること。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とする。

[別記3]

電源の引込み工事を要する。

物件番号 5

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成27年度 の売上 数量(本)	最低貸付料 (円/月)	
43	多摩生活環境事業所1階 (環境局多摩生活環境事業所 044-933-4111)	多摩区枅形 1 丁目 14-1	0.86 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	7,596	16,000	97,000
47	多摩生活環境事業所2階 (同上)	同上	0.78 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	6,753	9,000	
72	王禅寺処理センター(環境局王禅寺処理センター 044-966-6135)	麻生区王禅寺 1285	1.06 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	4,504	10,000	
117	多摩区役所1階(多摩区役所まちづくり推進部総務課 044-935-3123)	多摩区登戸 1775-1	0.90 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	9,737	34,000	
120	多摩区役所道路公園センター1階(多摩区役所道路公園センター管理課 044-946-0044)	多摩区菅北浦 4丁目 11-20	0.70 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	2,507	1,000	
148	高津消防署1階(消防局総務部施設装備課 044-223-2550)	高津区二子 5 丁目 14-5	0.67 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・カップ式不可	2,792	6,000	
159	多摩消防署1階(同上)	多摩区枅形 2 丁目 6-1	0.76 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・カップ式不可	6,787	19,000	
166	麻生消防署百合丘出張所(同上)	麻生区百合丘 1丁目 18-4	0.57 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・カップ式不可	1,377	1,000	
215	多摩市民館2階(多摩区役所まちづくり推進部生涯学習支援課 044-935-3333)	多摩区登戸 1775-1	0.90 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	2,028	1,000	

※ 平成27年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づいています。

[別記1]

ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種(年間消費電力量(カタログ値)1,131kWh/年未満のものに限る。)とすること。また、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成 27 年 度の売上 数量 (本)	最低貸付料 (円/月)	
93	大師支所 2 階 (川崎区役 所大師支所区民センター 044-271-0136)	川崎区東門前 2 丁目 1-1	0.93 m ²	課税	・省エネ (別記 1) ・災害対応機 (別記 2)	・飲料	3,122	1,000	112,000
94	田島支所 1 階 (川崎区役 所田島支所区民センター 044-322-1967)	川崎区鋼管通 2 丁目 3-7	0.96 m ²	課税	・省エネ (別記 1) ・ユニバーサルデザイン	・飲料	7,218	18,000	
99	幸区役所 2 階 (幸区役所 まちづくり推進部総務課 044-556-6603)	幸区戸手本町 1 丁目 11-1	0.90 m ²	課税	・省エネ (別記 1) ・災害対応機 (別記 2)	・飲料	4,804	8,000	
102	幸区役所日吉出張所 1 階 (幸区役所区民サービス 部 日 吉 出 張 所 044-599-1121)	幸区南加瀬 1 丁目 7-17	0.90 m ²	課税	・省エネ (別記 1) ・災害対応機 (別記 2)	・飲料 ・生田の 天然水	4,580	7,000	
171	東京ヘリポート 2 階 (消 防局総務部施設整備課 044-223-2550)	東京都江東区 新木場 4 丁目 7-57	0.88 m ²	課税	・省エネ (別記 1)	・飲料 ・カップ 式不可	1,235	1,000	
205	幸市民館・図書館 1 階 (幸 区役所まちづくり推進 部生涯学習支援課 044-541-3910)	幸区戸手本町 1 丁目 11-2	0.90 m ²	課税	・省エネ (別記 1) ・設置開始は平成 2 9 年 6 月 1 日から	・飲料	5,162	12,000	
206	幸市民館・図書館 2 階 (同 上)	同上	0.75 m ²	課税	・省エネ (別記 1) ・設置開始は平成 2 9 年 6 月 1 日から	・飲料 ・生田の 天然水	5,859	14,000	
210	高津市民館 1 1 階 (高津 区役所まちづくり推進部 生涯学習支援課 044-814-7603)	高津区溝口 1 丁目 4-1 ノク ティプラザ 2	1.08 m ²	課税	・省エネ (別記 1)	・飲料 ・生田の 天然水	12,930	40,000	
298	大川町産業会館 (経済労 働局産業振興部工業振興 課 044-200-2326)	川崎区大川町 9-2	0.80 m ²	課税	・省エネ (別記 1)	・飲料 (コ ーヒー 飲料の販 売は不可)	新規	11,000	

※ 平成 2 7 年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づいています。

[別記 1]

ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種 (年間消費電力量 (カタログ値) 1, 131 kWh/年未満のものに限る。) とすること。また、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

[別記 2]

市内に震度 5 強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とすること。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とする。

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成27年 度の売上 数量(本)	最低貸付料 (円/月)	
110	高津区役所道路公園センター1階(高津区役所道路公園センター管理課 044-833-1221)	高津区溝口5丁目15-7	0.90 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	2,825	1,000	103,000
116	多摩区役所1階(多摩区役所まちづくり推進部総務課 044-935-3123)	多摩区登戸1775-1	0.90 m ²	課税	・省エネ(別記1) ・災害対応機(別記2)	・飲料	3,494	1,000	
162	多摩消防署宿河原出張所(消防局総務部施設装備課 044-223-2550)	多摩区宿河原3丁目12-1	0.62 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・カップ 式不可	1,974	1,000	
164	麻生消防署3階(同上)	麻生区万福寺1丁目5-4	0.78 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・カップ 式不可	15,394	50,000	
213	宮前市民館・図書館2階(宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課 044-888-3911)	宮前区宮前平2丁目20-4	0.74 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	7,121	20,000	
216	多摩市民館2階(多摩区役所まちづくり推進部生涯学習支援課 044-935-3333)	多摩区登戸1775-1	0.90 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	1,035	1,000	
220	麻生市民館・図書館3階(麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課 044-965-5210)	麻生区万福寺1丁目5-2	0.60 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	3,654	4,000	
300	高津市民館橋分館・高津図書館橋分館(高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課橋地区担当 044-788-1531)	高津区久末2012-1	0.72 m ²	課税	・省エネ(別記1) ・災害対応機(別記2)	・飲料	新規	14,000	
301	宮前生活環境事業所1階(環境局宮前生活環境事業所 044-866-9131)	宮前区宮崎172	0.78 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	新規	11,000	

※ 平成27年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づいています。

[別記1]

ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種(年間消費電力量(カタログ値)1,131kWh/年未満のものに限る。)とすること。また、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

[別記2]

市内に震度5強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とすること。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とする。

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成27年 度の売上 数量(本)	最低貸付料 (円/月)	
12	農業技術支援センター(経済労働局農業技術支援センター 044-945-0153)	多摩区菅仙谷3丁目17-1	0.90 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・カップ式不可	6,776	18,000	96,000
44	多摩生活環境事業所1階(環境局多摩生活環境事業所 044-933-4111)	多摩区枳形1丁目14-1	0.88 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	4,003	5,000	
49	多摩生活環境事業所1階(同上)	同上	0.71 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	4,964	11,000	
76	王禅寺処理センター地下1階(環境局王禅寺処理センター044-966-6135)	麻生区王禅寺1285	1.09 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	5,880	9,000	
151	高津消防署子母口出張所(消防局総務部施設整備課 044-223-2550)	高津区子母口298-2	0.65 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・カップ式不可	1,135	1,000	
152	宮前消防署4階(同上)	宮前区宮前平2丁目20-4	0.65 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・カップ式不可	6,249	17,000	
154	宮前消防署向丘出張所1階(同上)	宮前区平1丁目4-17	0.67 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・カップ式不可	3,249	4,000	
157	宮前消防署犬蔵出張所(同上)	宮前区犬蔵1丁目10-2	0.73 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・カップ式不可	4,847	11,000	
285	麻生消防署栗木出張所(同上)	麻生区栗木台4丁目2-1	0.96 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・カップ式不可	4,318	9,000	
302	宮前生活環境事業所1階(環境局宮前生活環境事業所 044-866-9131)	宮前区宮崎172	0.78 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	新規	11,000	

※ 平成27年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づいています。

[別記1]

ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種(年間消費電力量(カタログ値)1,131kWh/年未満のものに限る。)とすること。また、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成27年度の売上 数量(本)	最低貸付料 (円/月)	
35	宮前生活環境事業所2階 (環境局宮前生活環境事業所 044-866-9131)	宮前区宮崎172	0.85 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	7,638	21,000	140,000
37	宮前生活環境事業所2階 (同上)	同上	0.85 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	3,570	4,000	
74	王禅寺処理センター地下 1階(環境局王禅寺処理 センター044-966-6135)	麻生区王禅寺1285	1.09 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料	3,001	9,000	
115	多摩区役所1階(多摩区 役所まちづくり推進部総 務課 044-935-3123)	多摩区登戸1775-1	0.87 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・生田の 天然水	12,881	34,000	
122	麻生区役所4階(麻生区 役所まちづくり推進部総 務課 044-965-5108)	麻生区万福寺1丁目5-1	1.02 m ²	課税	・省エネ(別記1) ・災害対応機(別記2)	・飲料 ・生田の 天然水	6,688	18,000	
156	宮前消防署宮崎出張所1 階(消防局総務部施設装 備課 044-223-2550)	宮前区有馬2丁目8-11	0.67 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・カップ 式不可	2,079	1,000	
163	多摩消防署栗谷出張所(同上)	多摩区栗谷3丁目30-8	1.03 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・カップ 式不可	2,489	1,000	
165	麻生消防署1階(同上)	麻生区万福寺1丁目5-4	1.40 m ²	課税	・省エネ(別記1) ・電気工事等(別記3)	・飲料 ・カップ 式不可	4,132	7,000	
212	宮前市民館・図書館2階 (宮前区役所まちづくり 推進部生涯学習支援課 044-888-3911)	宮前区宮前平2丁目20-4	0.52 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・生田の 天然水	6,272	20,000	
218	麻生市民館・図書館2階 (麻生区役所まちづくり推 進部生涯学習支援課 044-965-5210)	麻生区万福寺1丁目5-2	0.70 m ²	課税	・省エネ(別記1)	・飲料 ・生田の 天然水	8,790	25,000	

※ 平成27年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づいています。

[別記1]

ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種(年間消費電力量(カタログ値)1,131kWh/年未満のものに限る。)とすること。また、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

[別記2]

市内に震度5強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とすること。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とする。

[別記3]

電源の引込み工事を要する。

物件番号 10

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成 27 年 度の売上 数量 (本)	最低貸付料 (円/月)
1001	麻生区東百合丘地内土地 開発公社所有地 (川崎市 土地開発公社・ 044-211-2911)	麻生区東百合 丘 3 丁目 7651-2	2.0 m ²	非課税	・省エネ (別記 1) ・電気工事等 (別記 2)	・飲料	新規	2,000

[別記 1]

ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種（年間消費電力量（カタログ値）1, 131 kWh/年未満のものに限る。）とすること。また、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

[別記 2]

電源の引込み工事を要する。

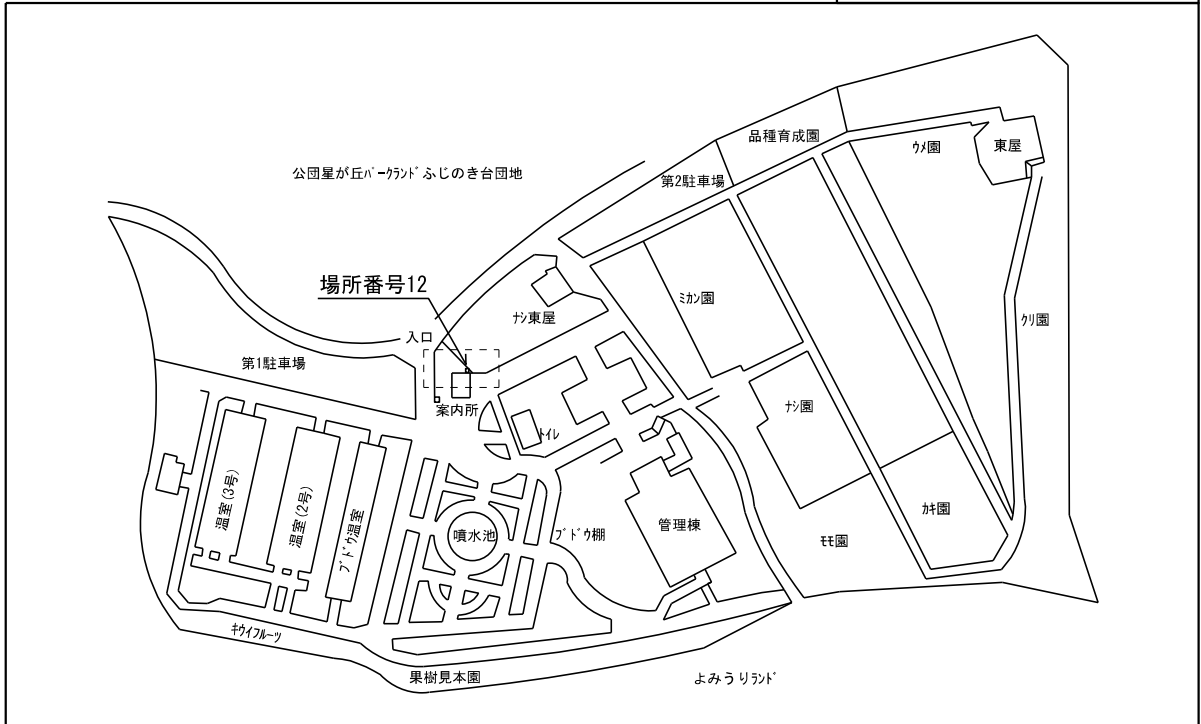
※ 自動販売機及び電気設備については貸付人で設置する柵内に貸付人と協議の上置くものとする。また、柵内の管理（廃棄物等の処理を含む。）は借受人が行うものとする。

農業技術支援センター

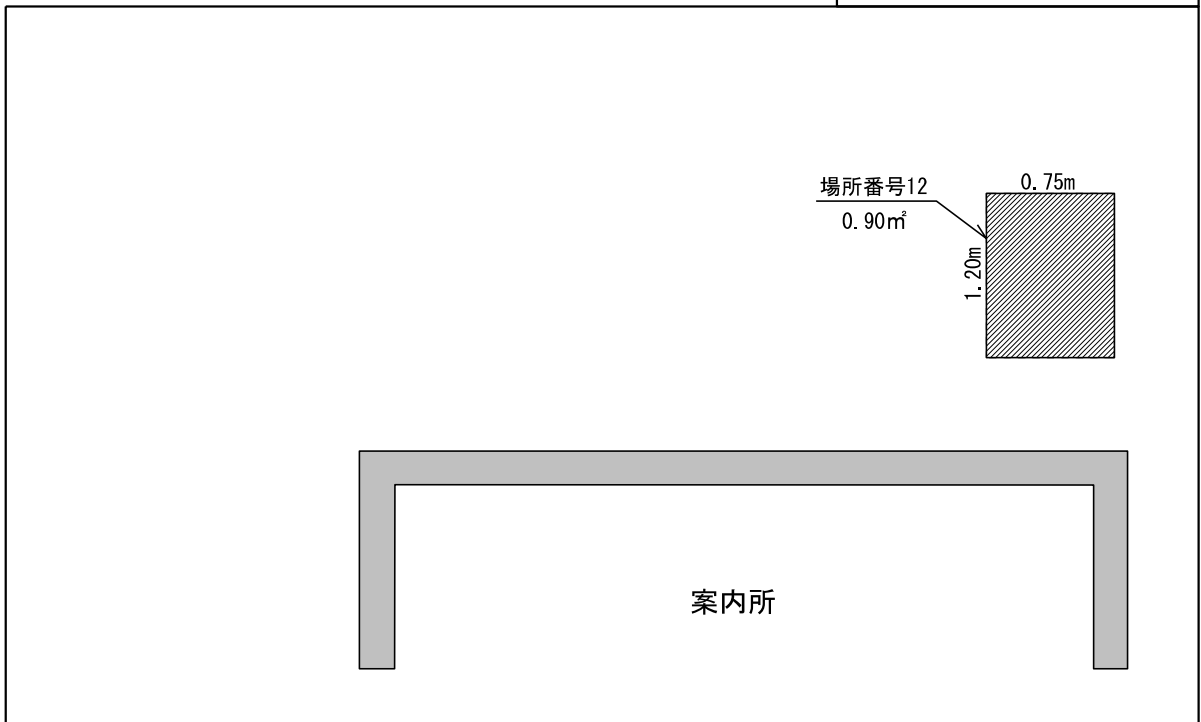
場所番号 12

所在地 多摩区菅仙谷3丁目17番1号

案内図



配置図



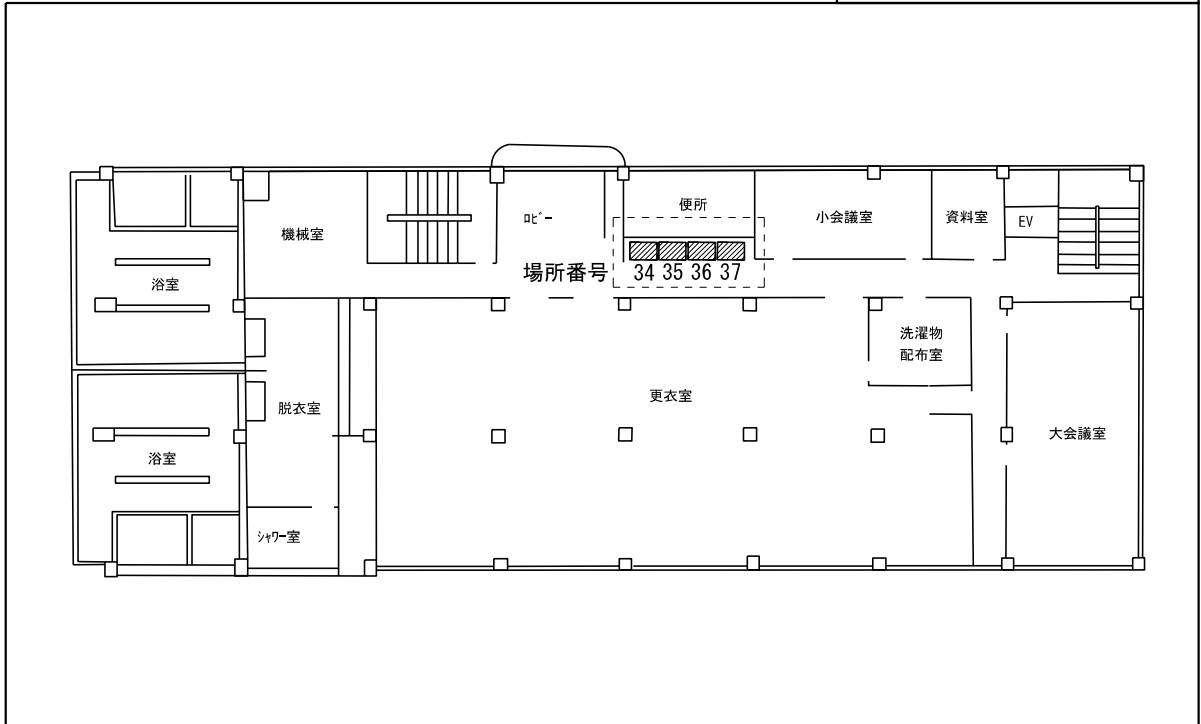
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

宮前生活環境事業所 2階

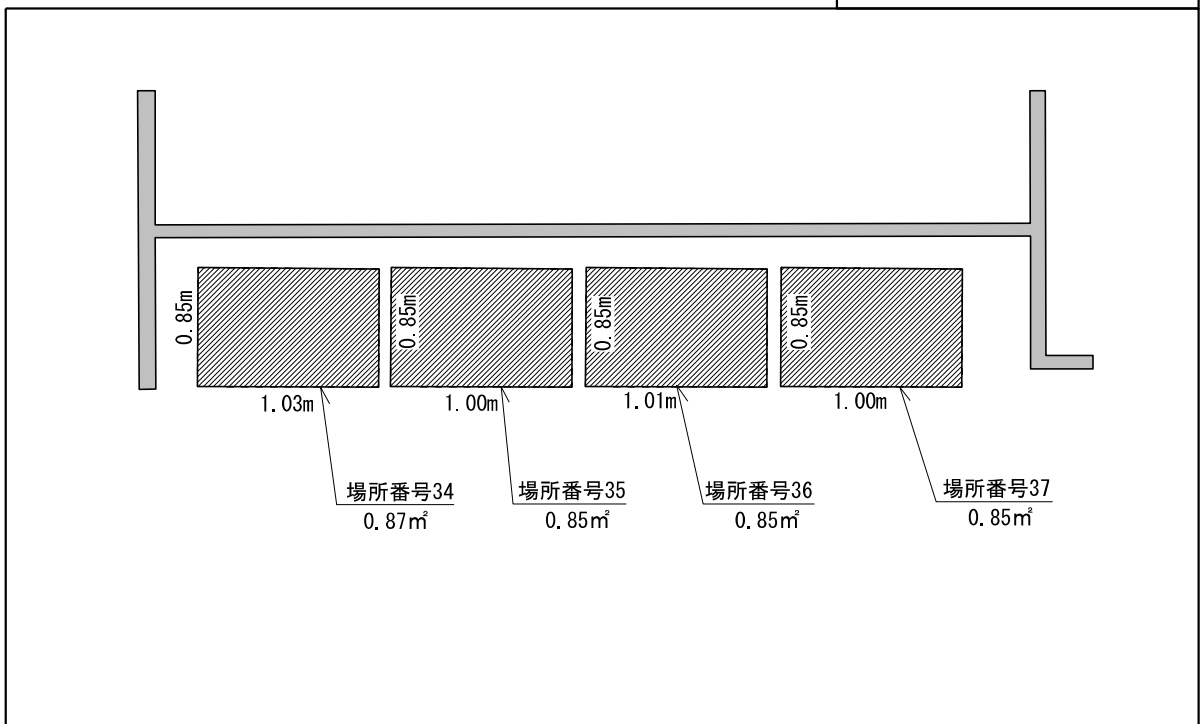
場所番号 34. 35. 36. 37

所在地 宮前区宮崎172番地

案内図



配置図



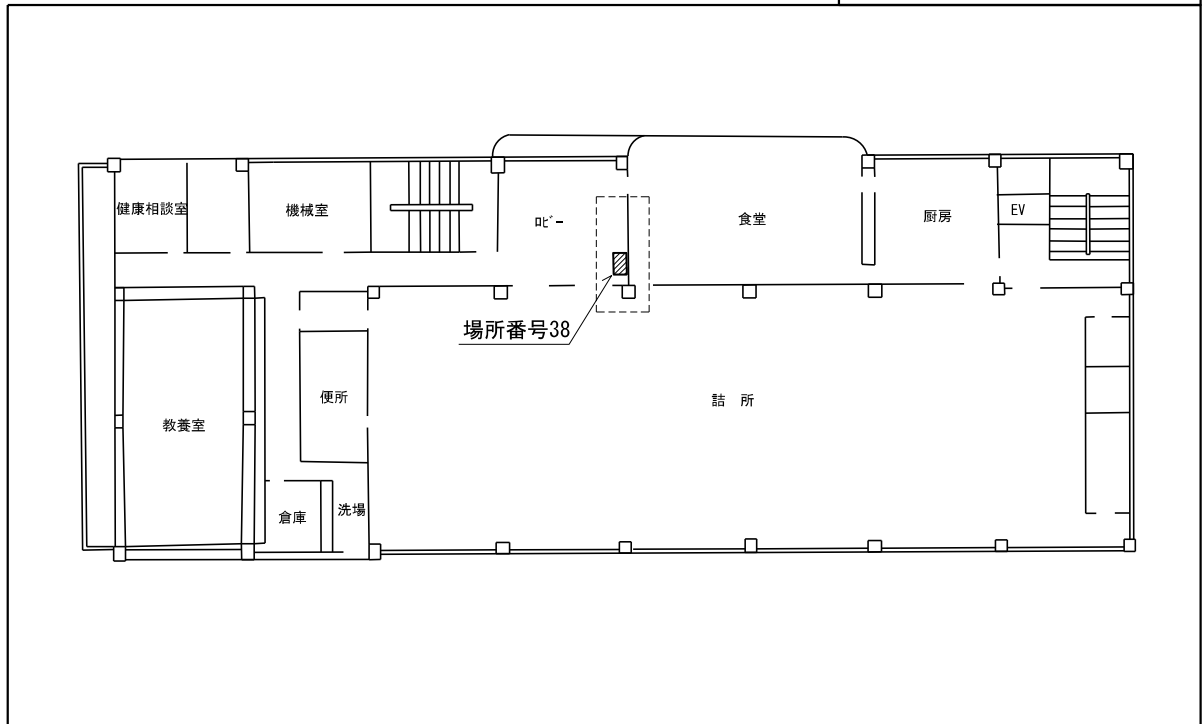
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

宮前生活環境事業所 3階

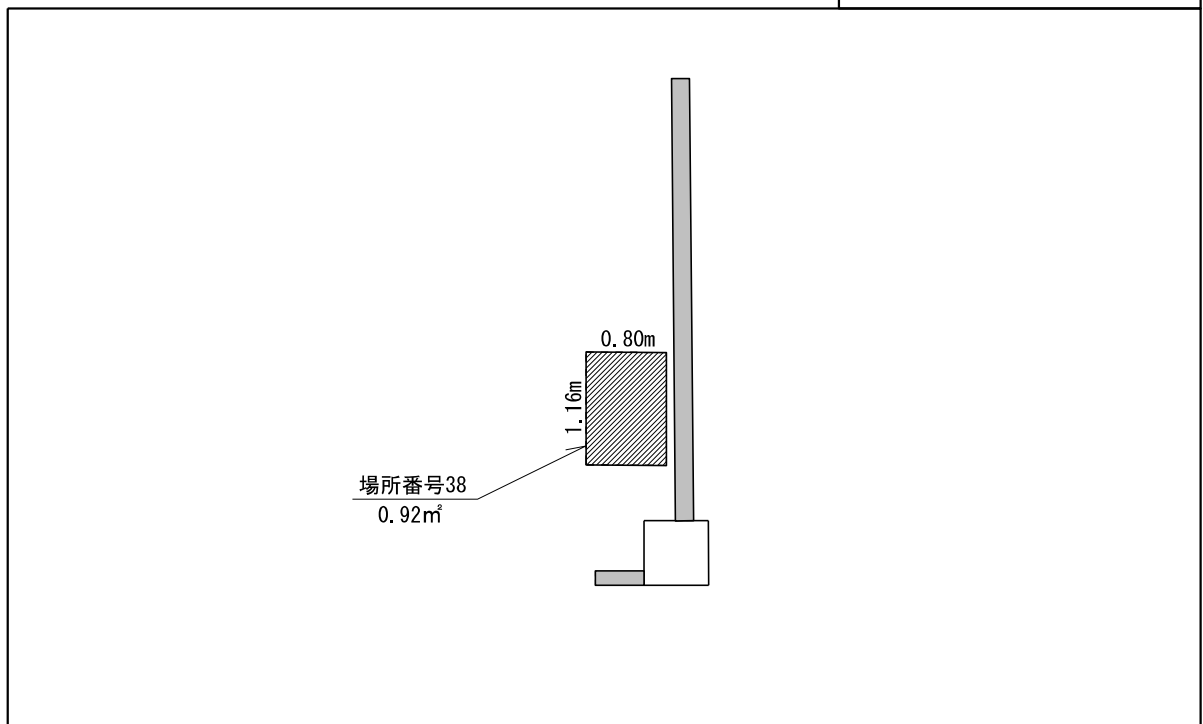
場所番号 38

所在地 宮前区宮崎172番地

案内図



配置図

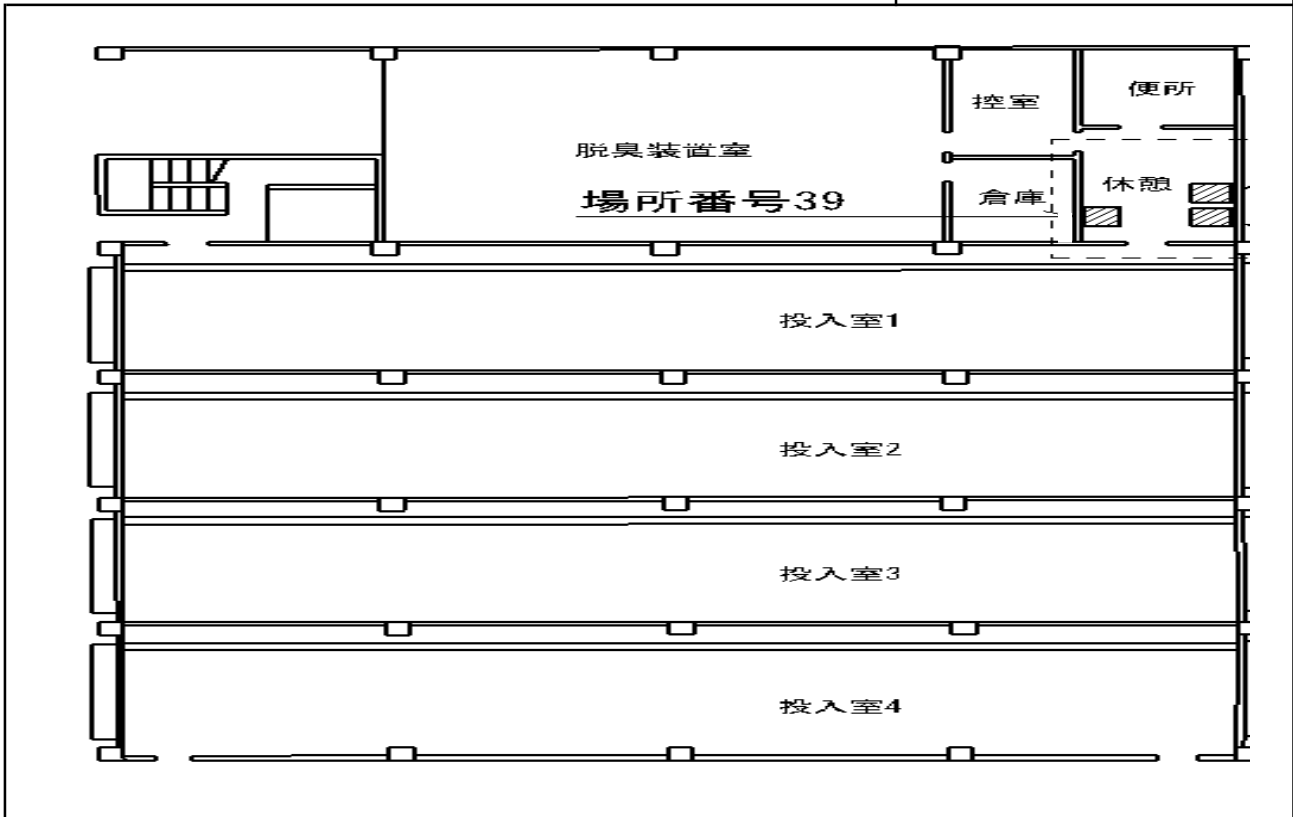


※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

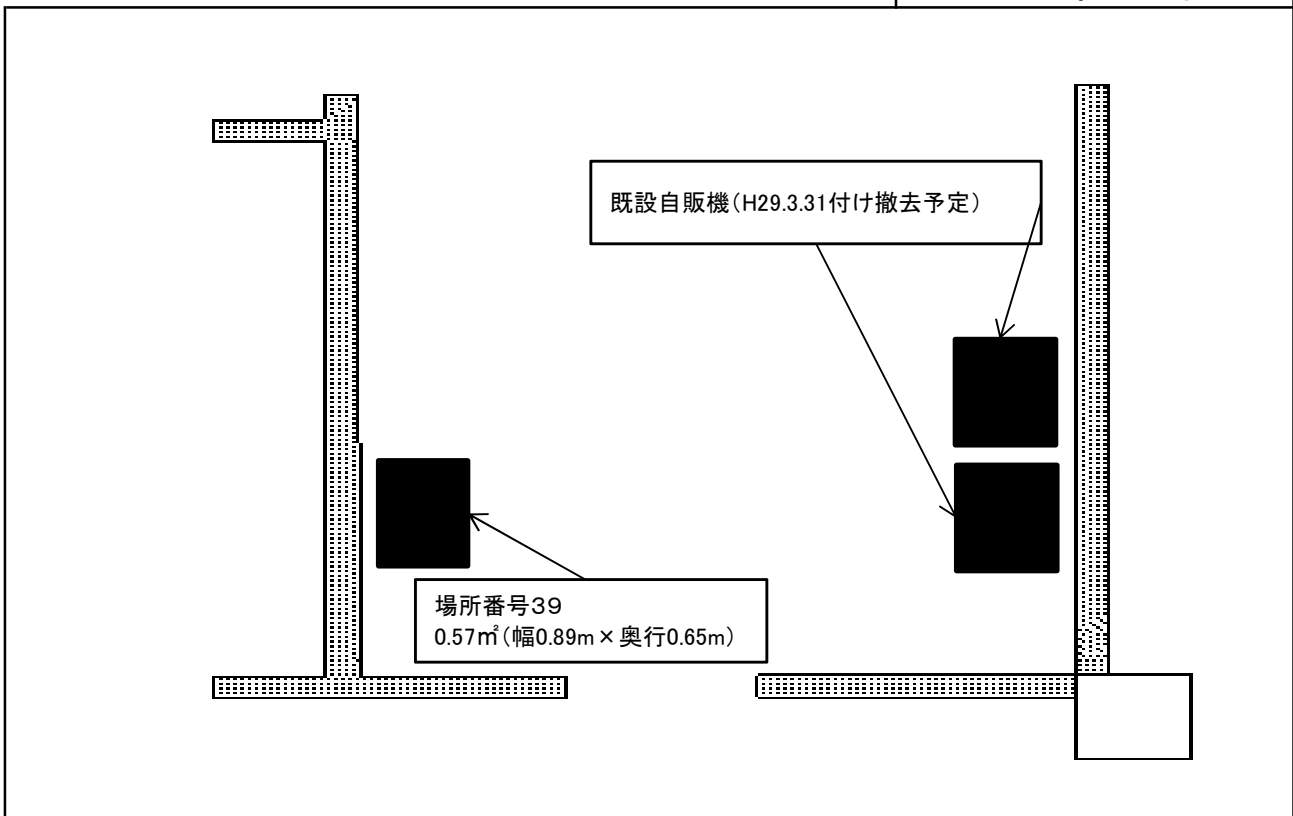
宮前生活環境事業所 投入棟1階

場所番号	39	所在地	宮前区宮崎172
------	----	-----	----------

案内図



配置図



※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

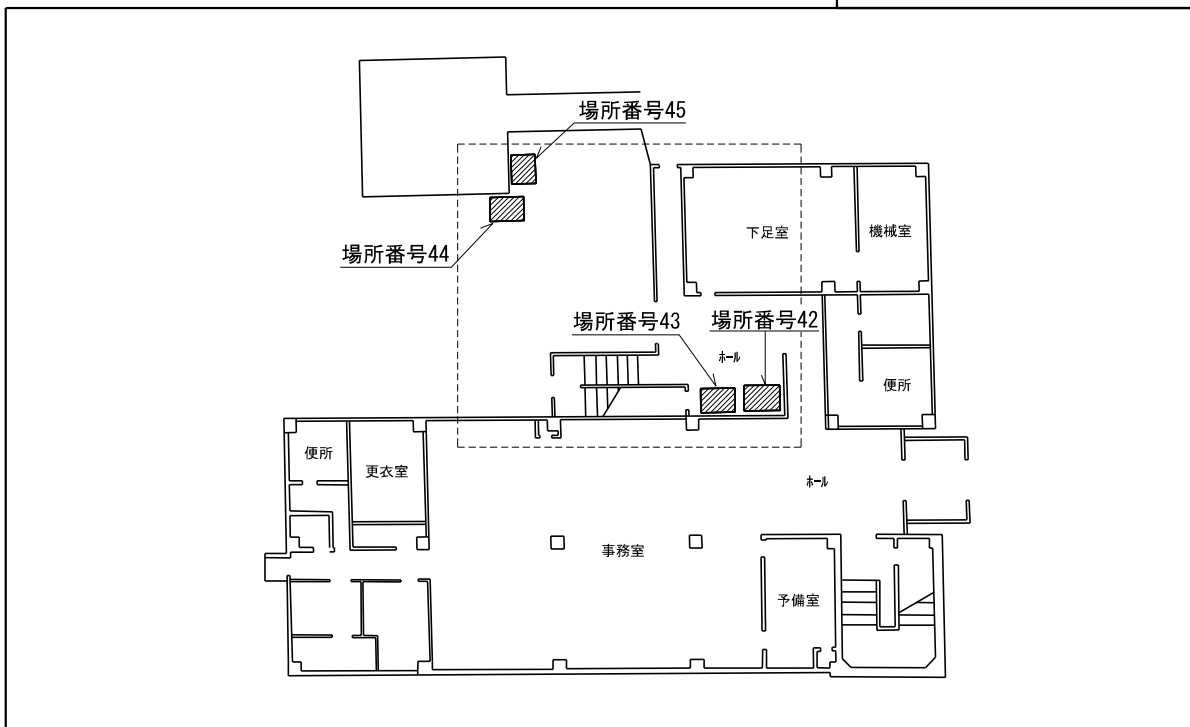
多摩生活環境事業所 1 階

場所番号 42. 43. 44. 45

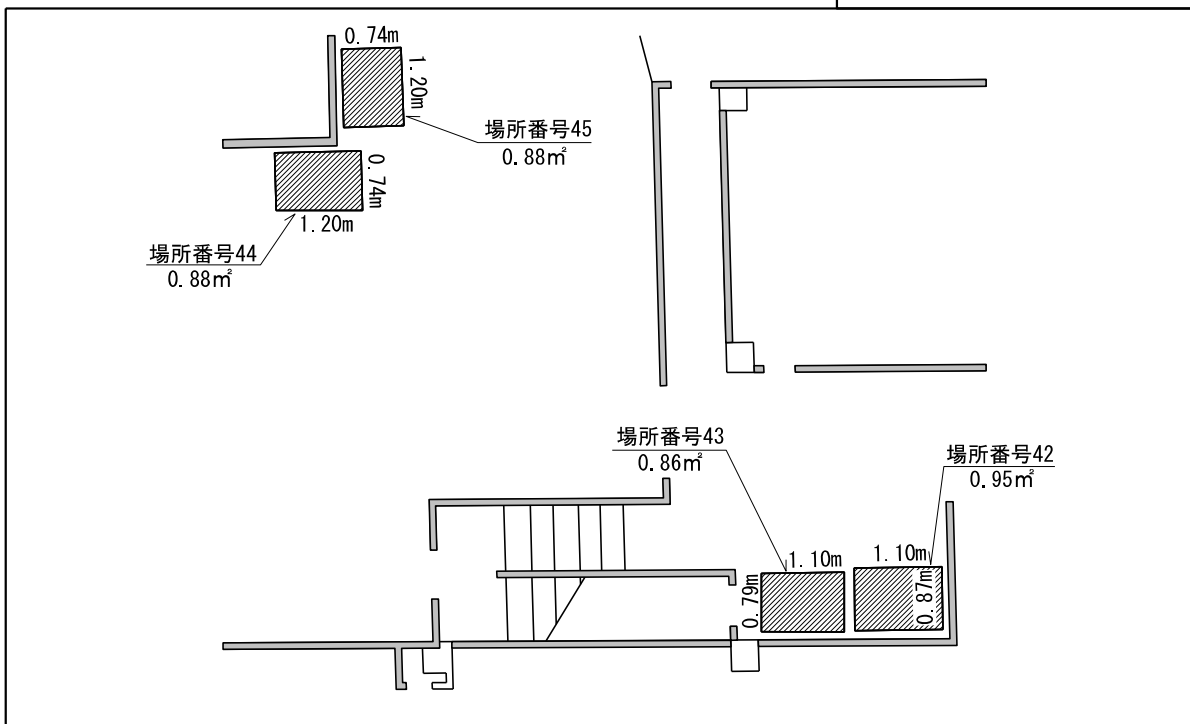
所在地

多摩区柘形1丁目14番1号

案内図



配置図



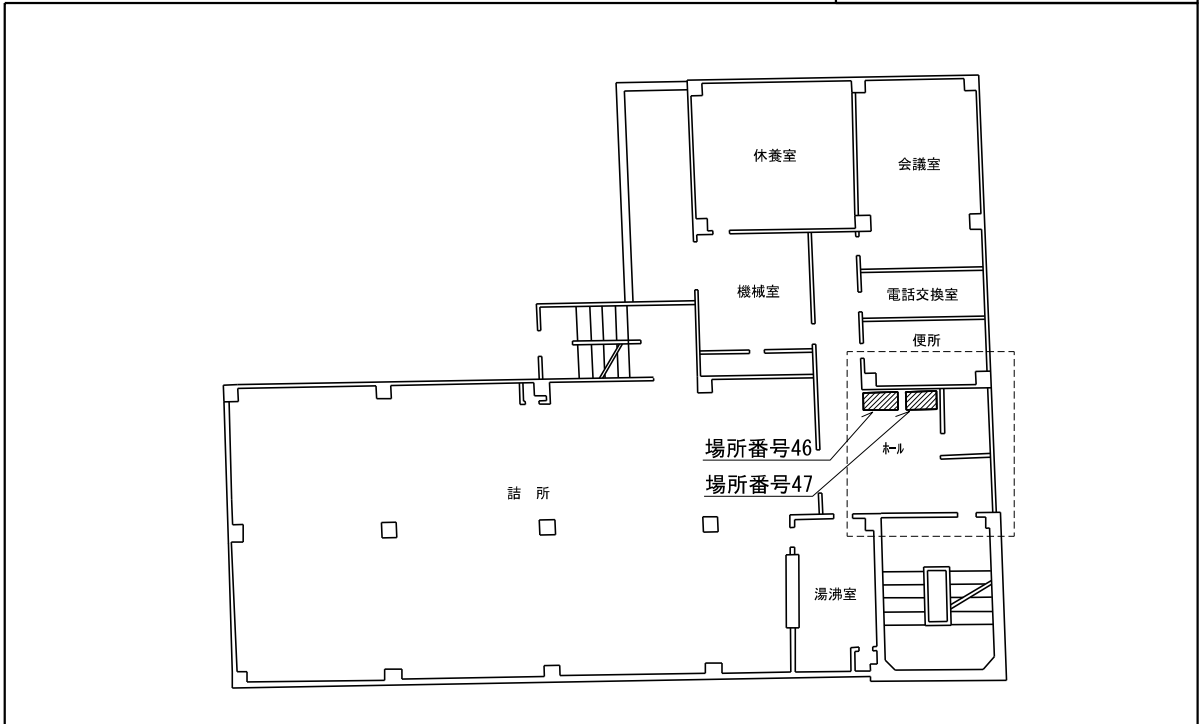
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

多摩生活環境事業所 2階

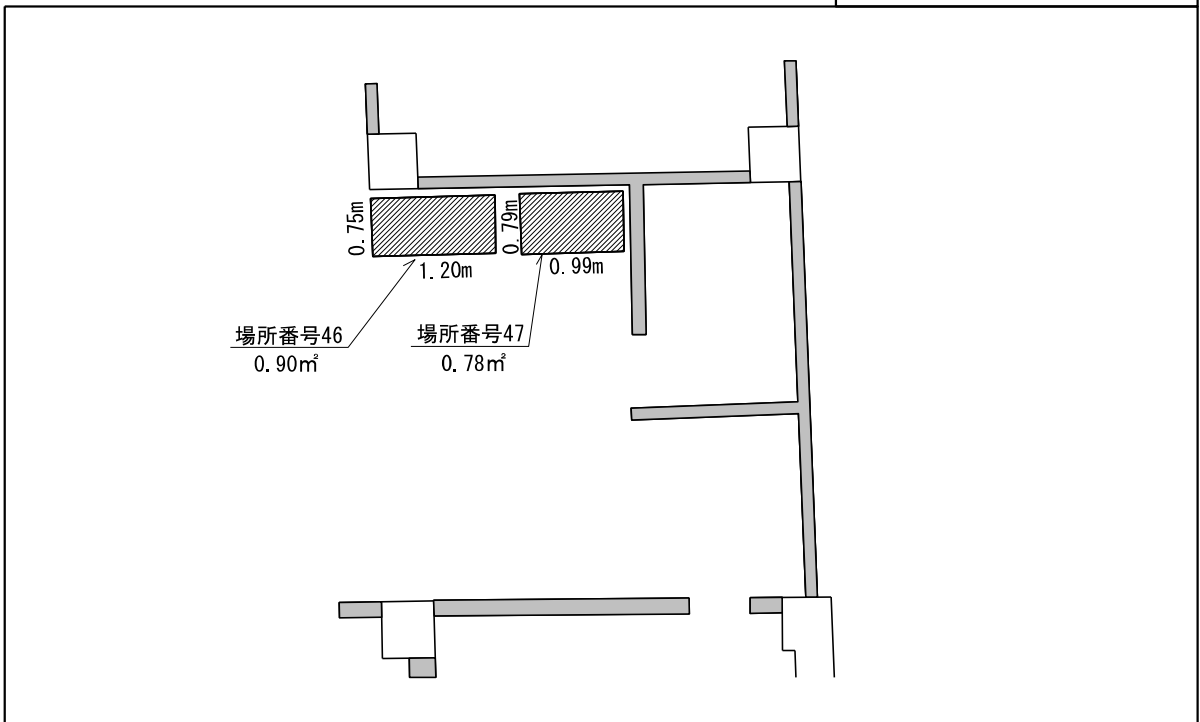
場所番号 46. 47

所在地 多摩区柘形1丁目14番1号

案内図



配置図



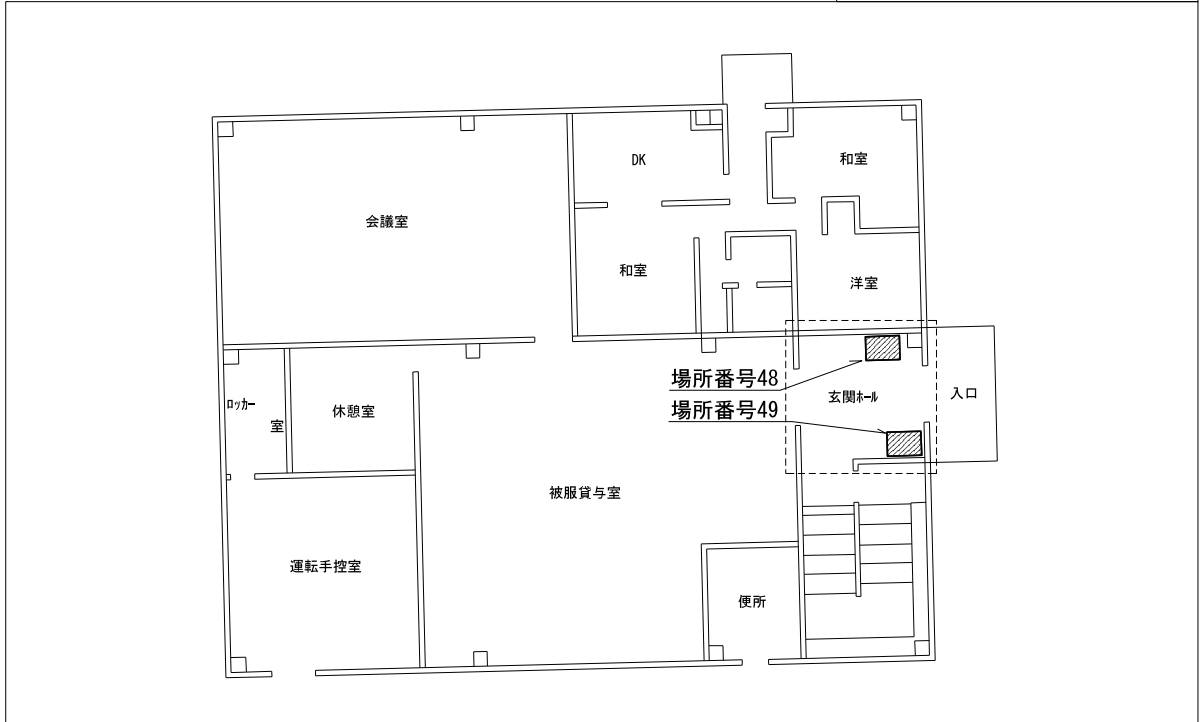
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

多摩生活環境事業所 1階

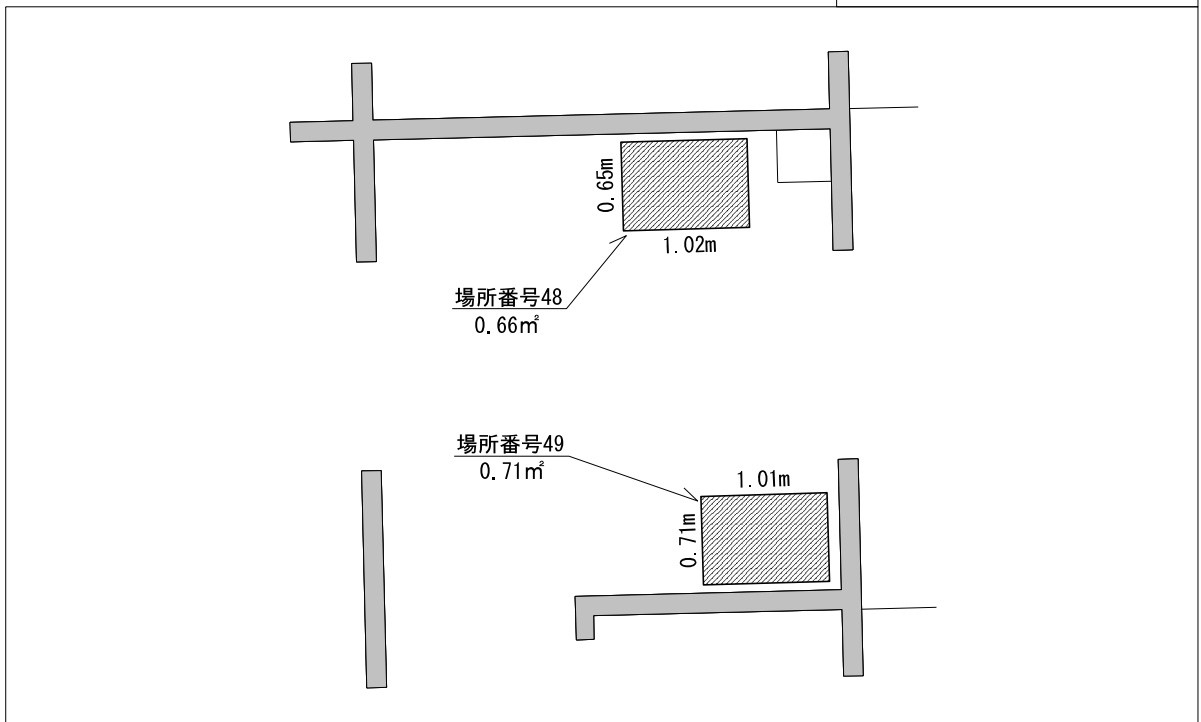
場所番号 48.49

所在地 多摩区柘形1丁目14番1号

案内図



配置図

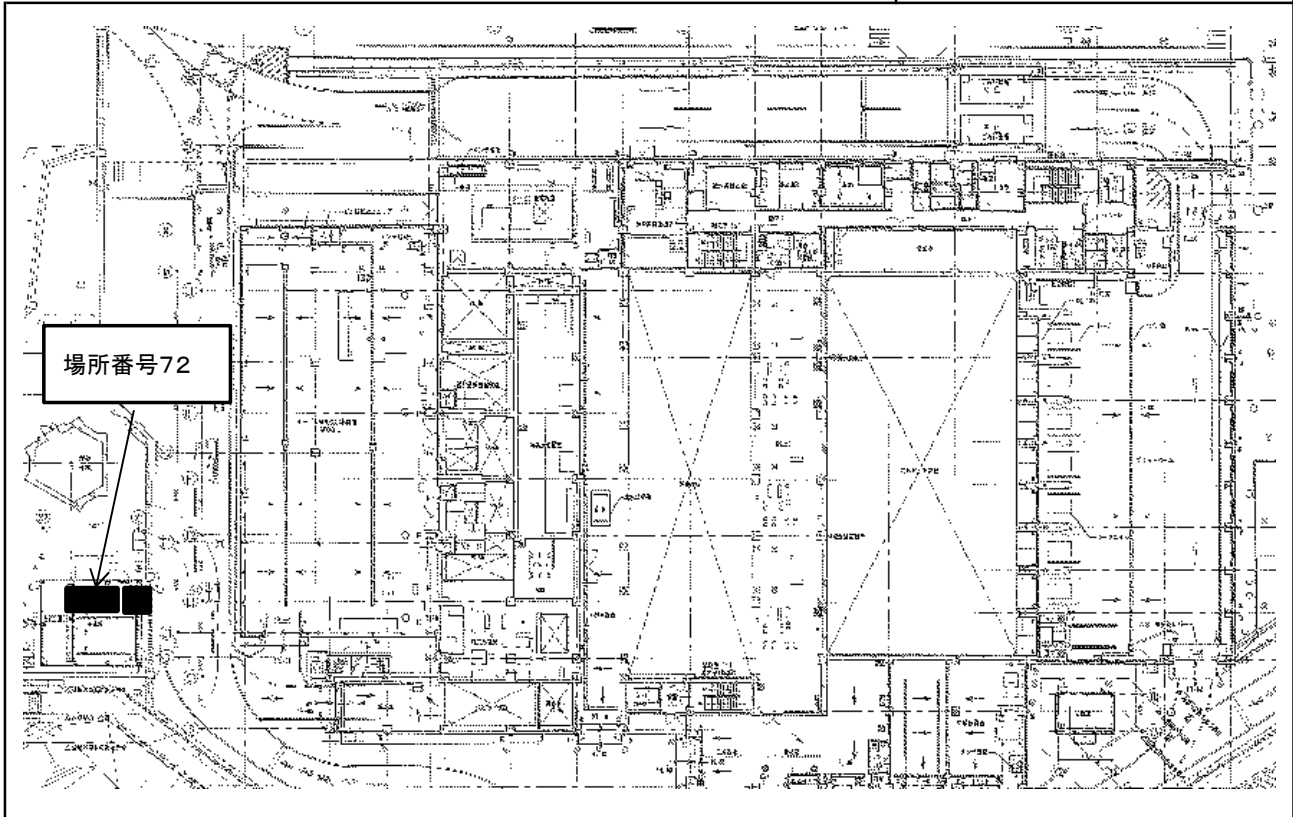


※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

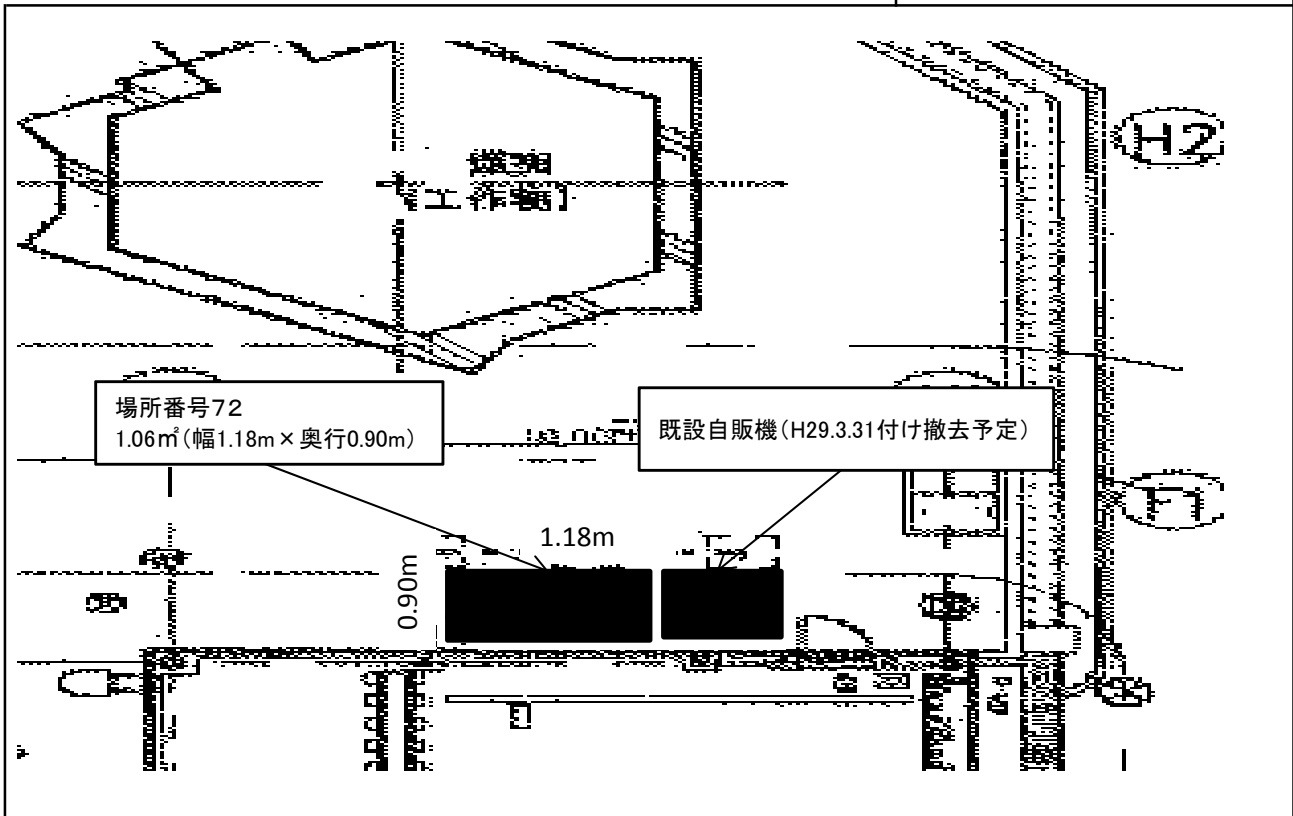
王禅寺処理センター 1階

場所番号	72	所在地	麻生区王禅寺1285
------	----	-----	------------

案内図



配置図

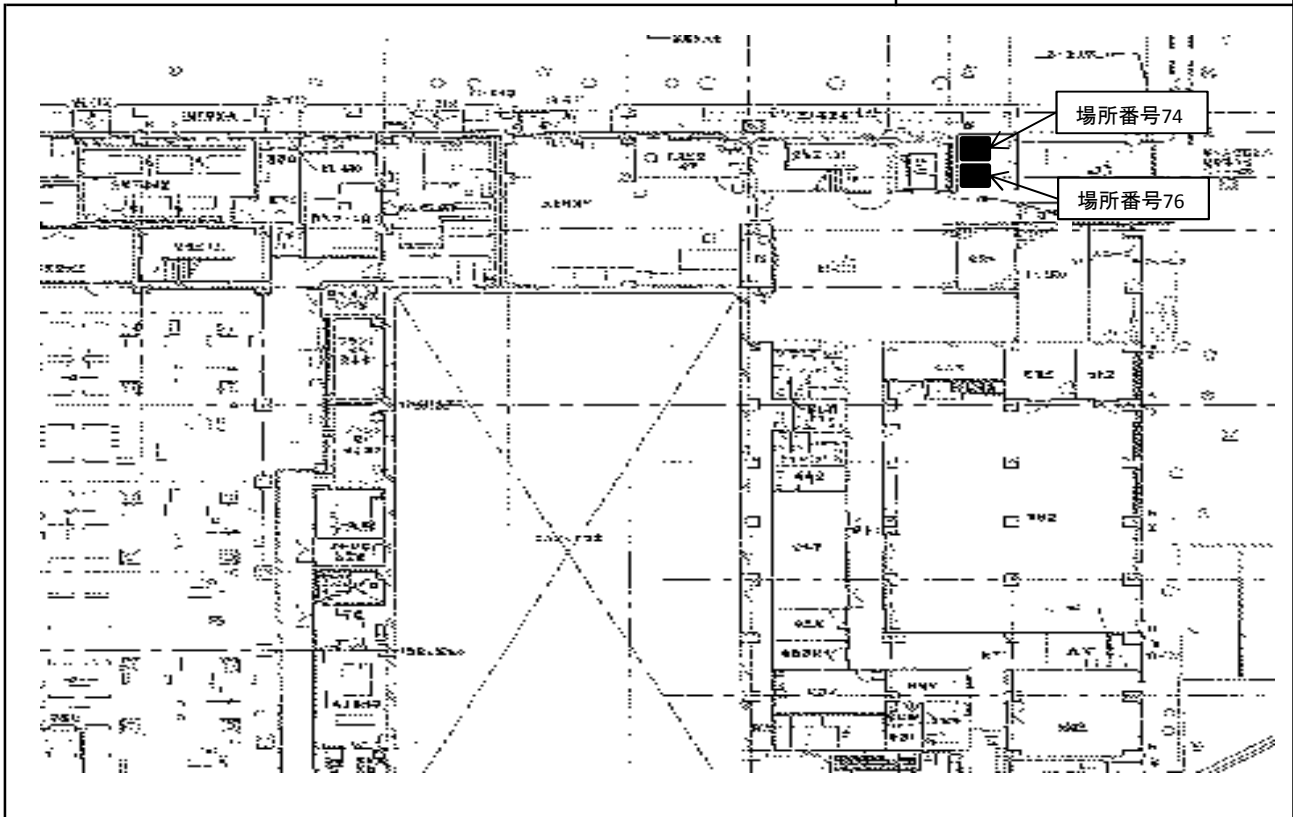


※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

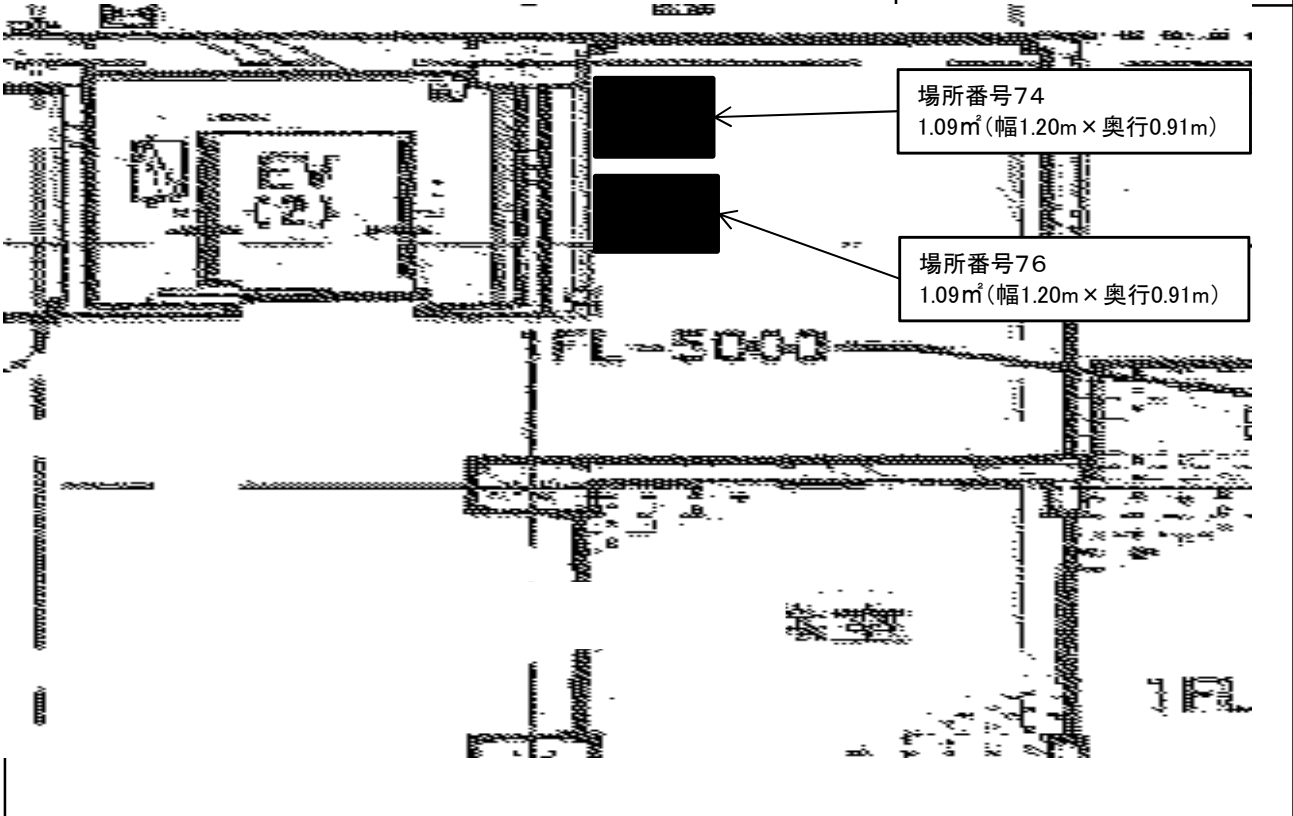
王禅寺処理センター 地下1階

場所番号	74,76	所在地	麻生区王禅寺1285
------	-------	-----	------------

案内図



配置図



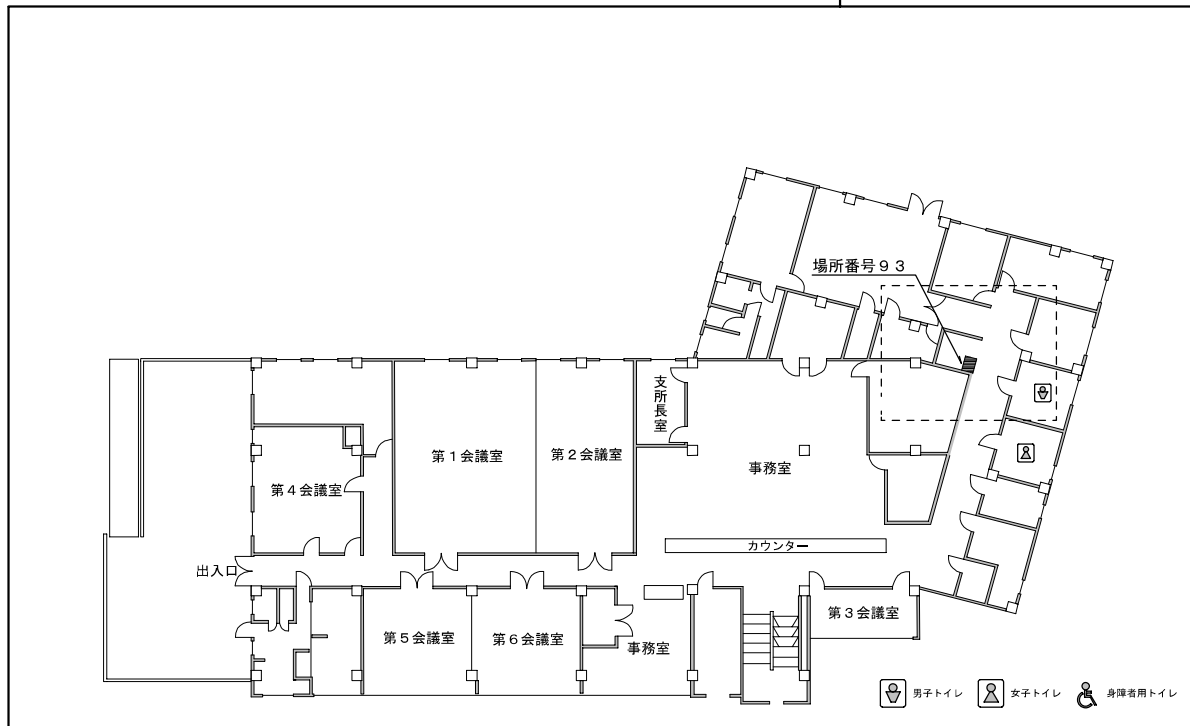
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

大師支所 2階

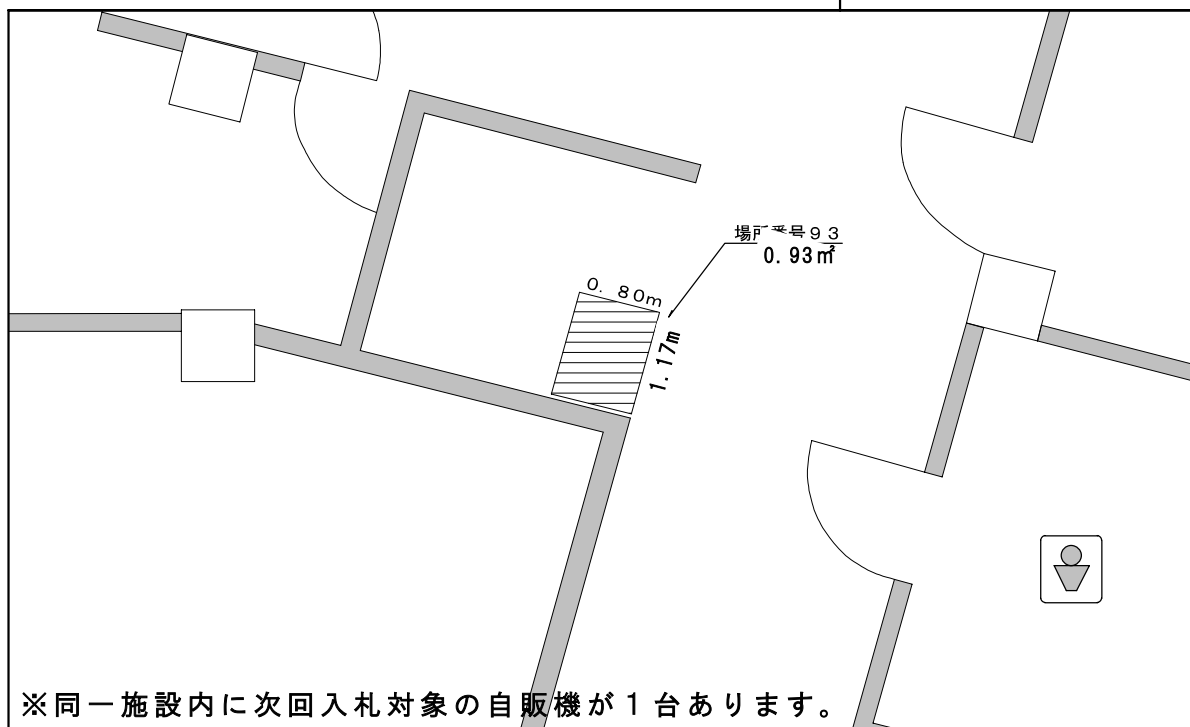
場所番号 93

所在地 川崎区東門前2丁目1番1号

案内図



配置図

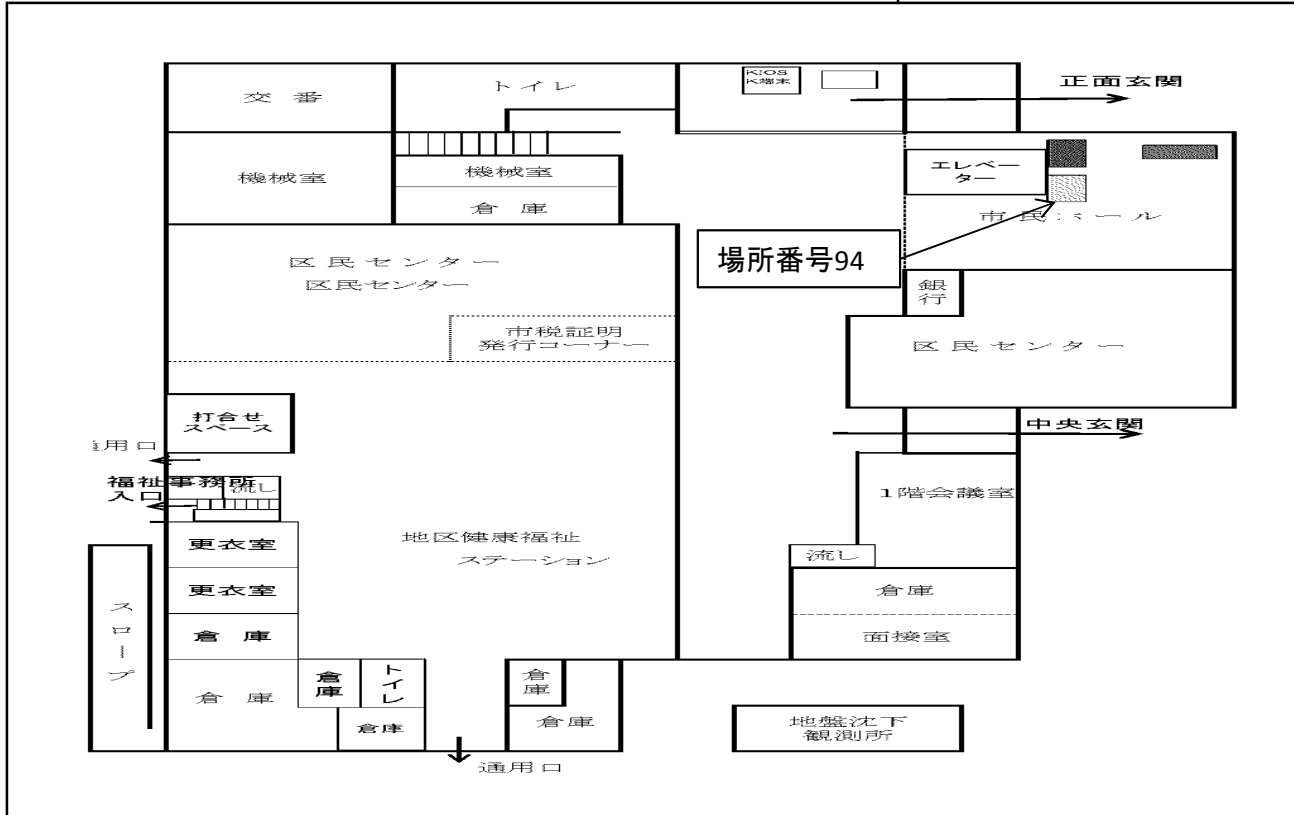


※同一施設内に次回入札対象の自販機が1台あります。

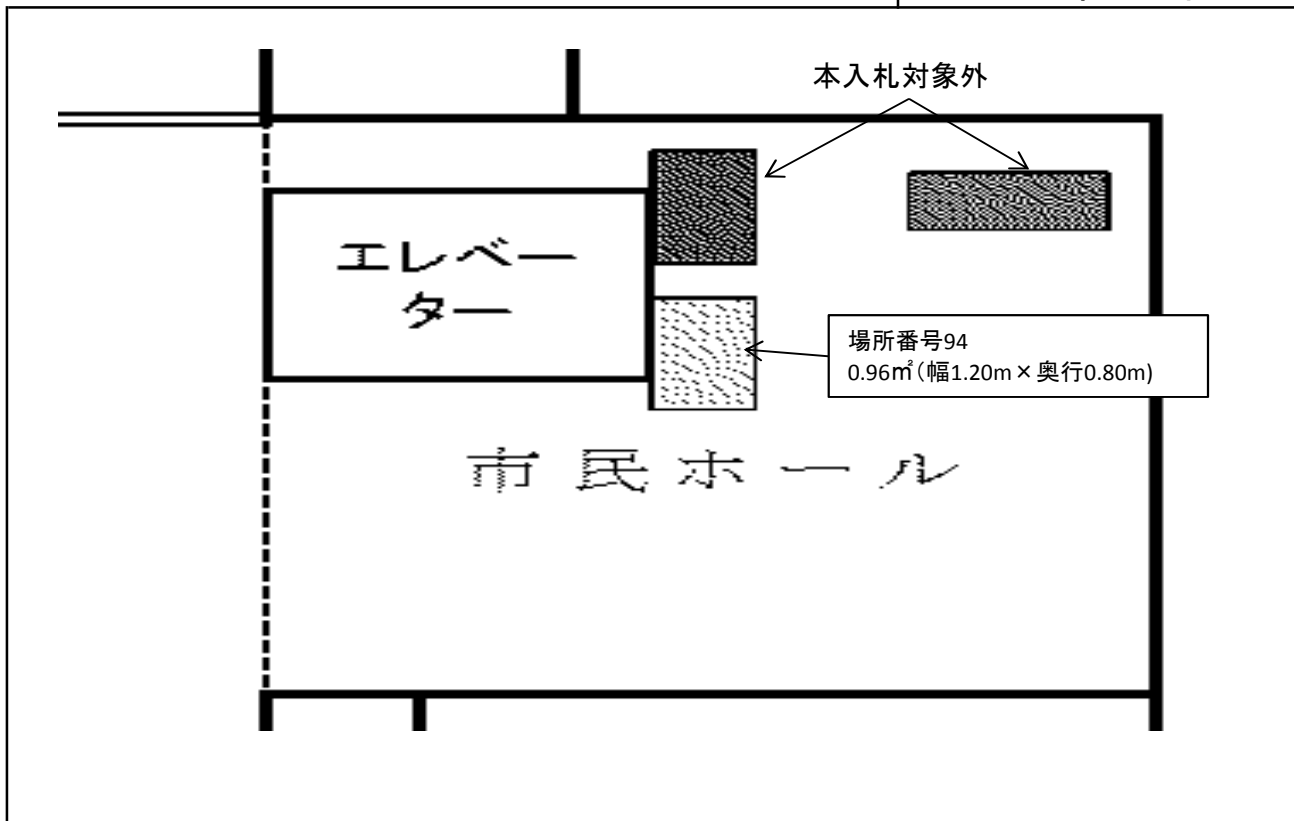
※案内図及び配置図は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

田島支所 1階			
場所番号	94	所在地	川崎区鋼管通2丁目3番7号

案内図



配置図

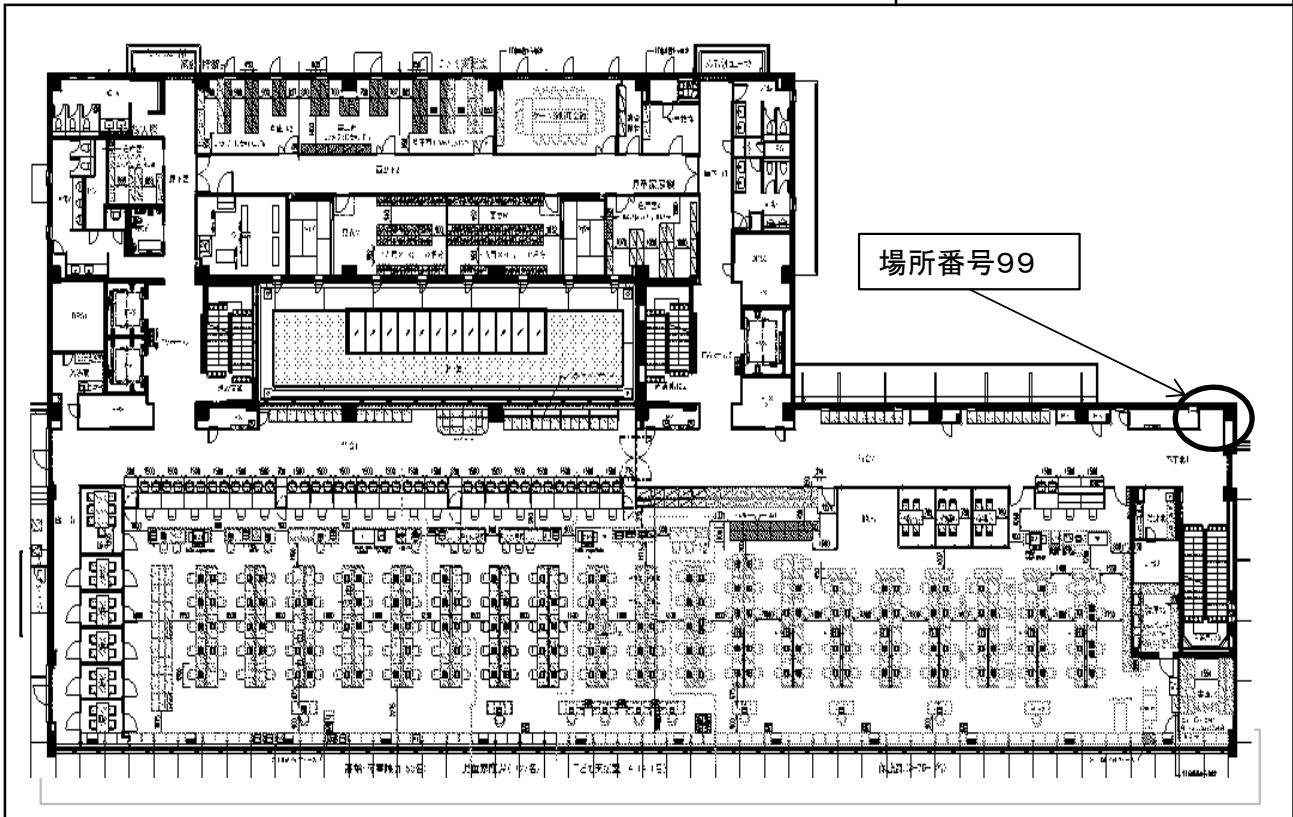


※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

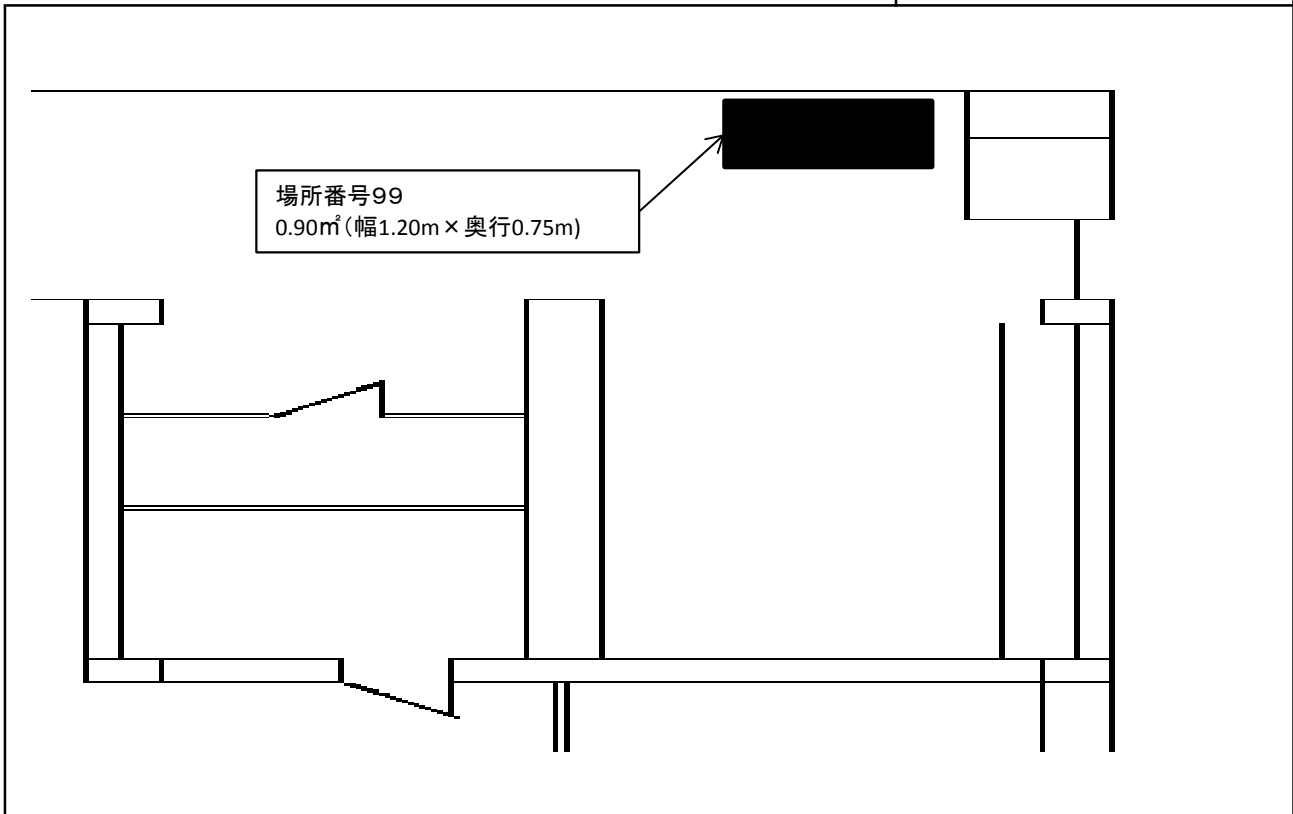
幸区役所2階

場所番号	99	所在地	幸区戸手本町1丁目11-1
------	----	-----	---------------

案内図



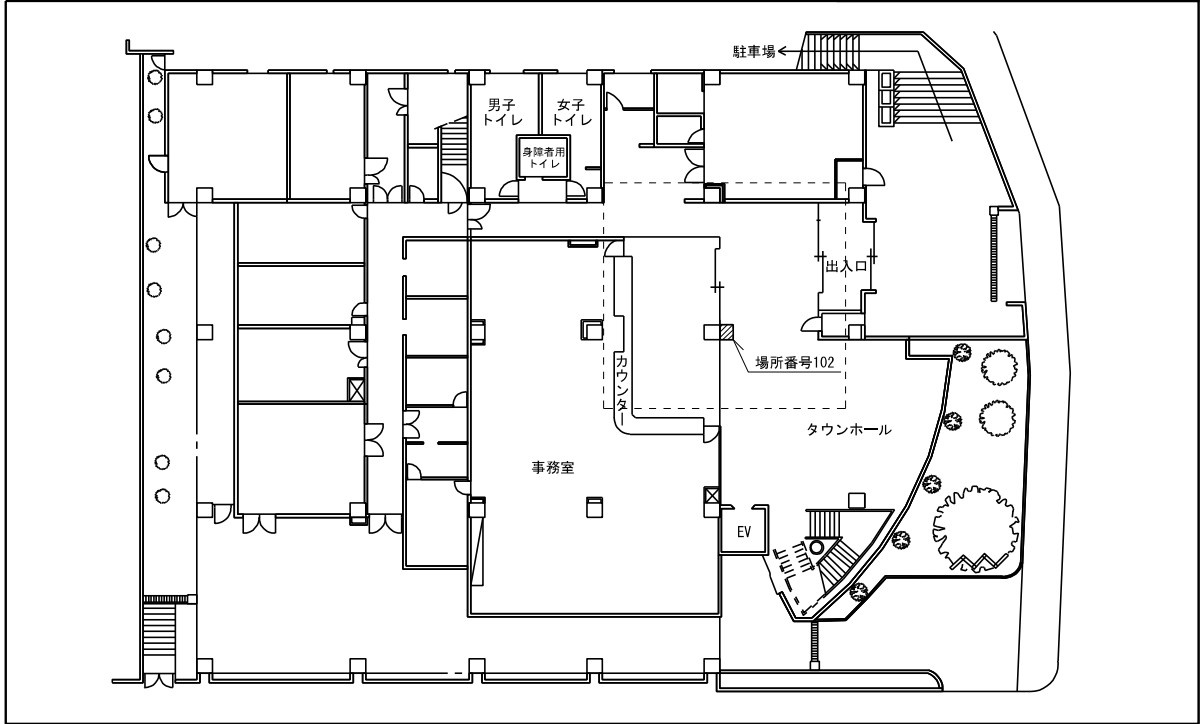
配置図



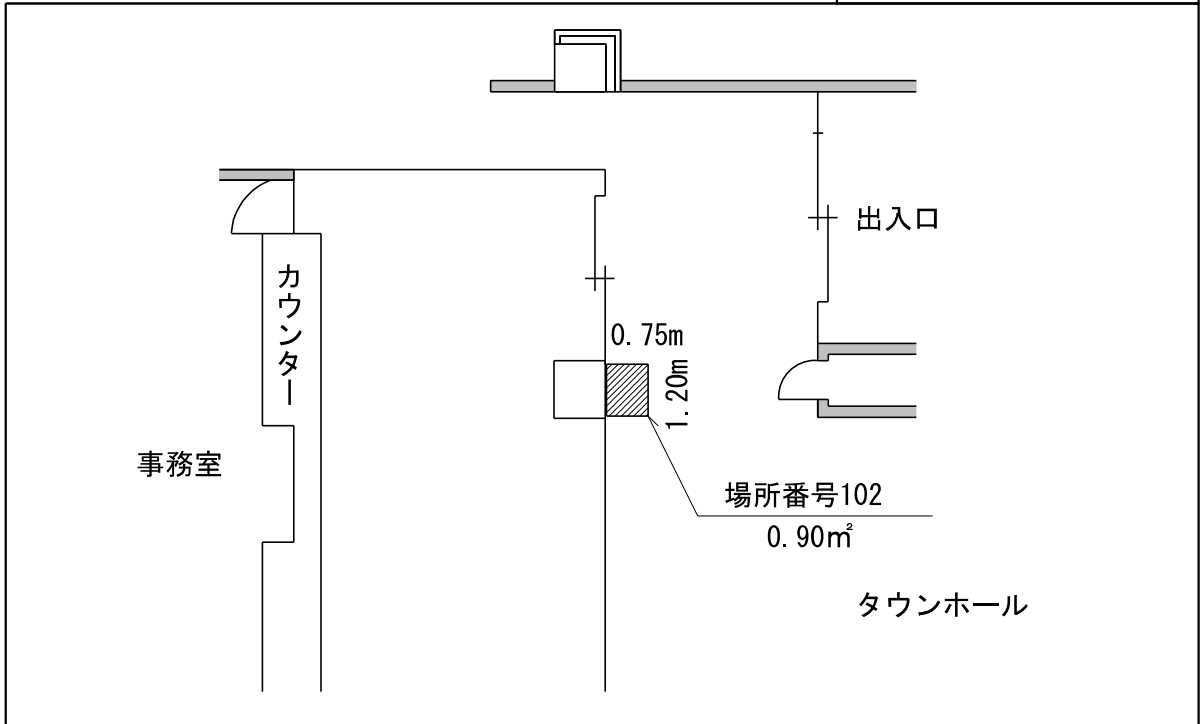
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

幸区役所日吉出張所 1階			
場所番号	102	所在地	幸区南加瀬1丁目7番17号

案内図



配置図



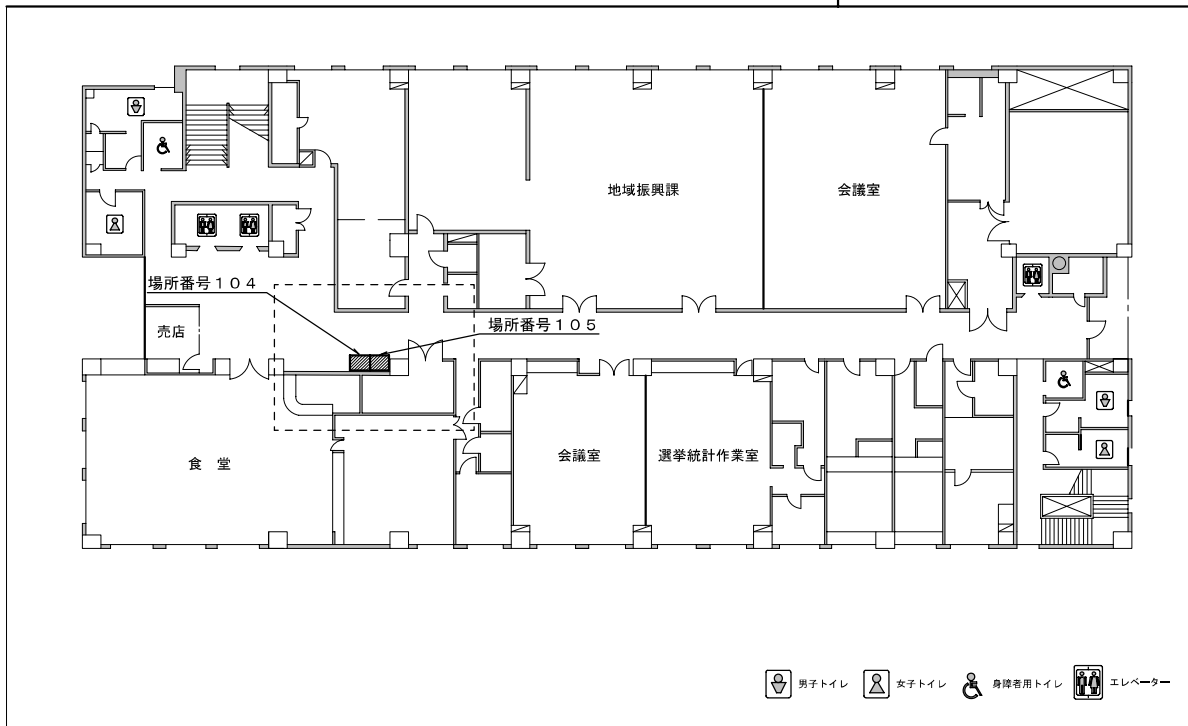
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

中原区役所 4階

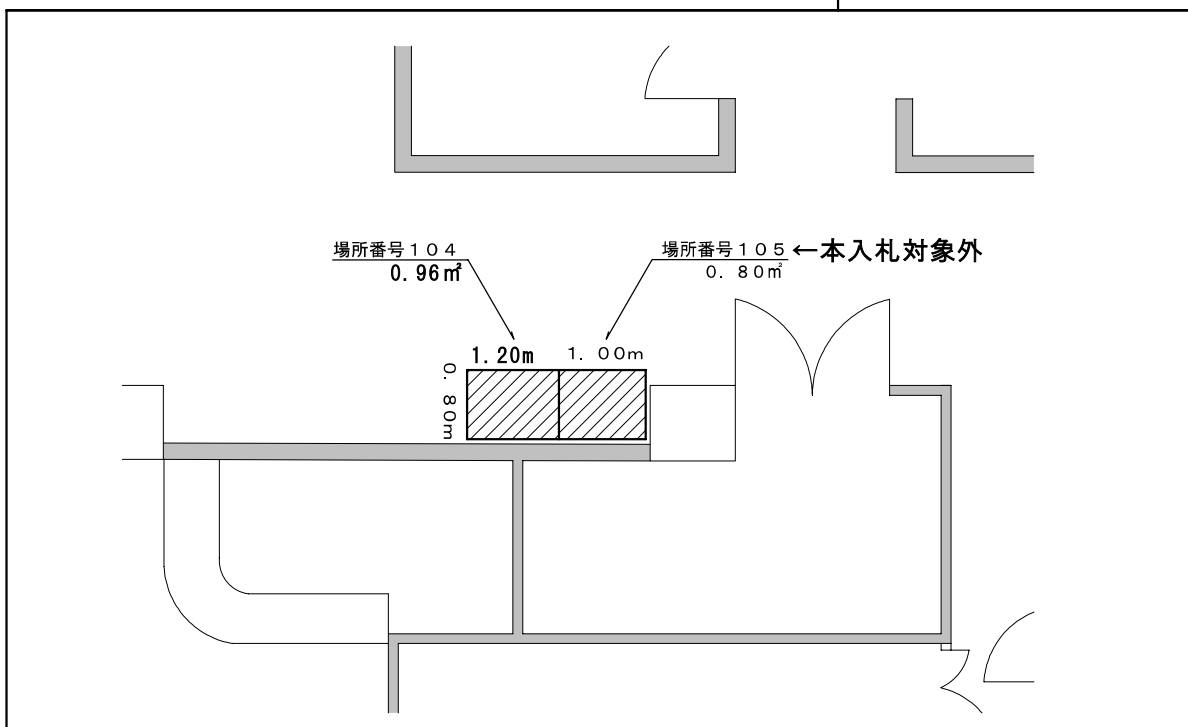
場所番号 104

所在地 中原区小杉町3丁目245番地

案内図



配置図



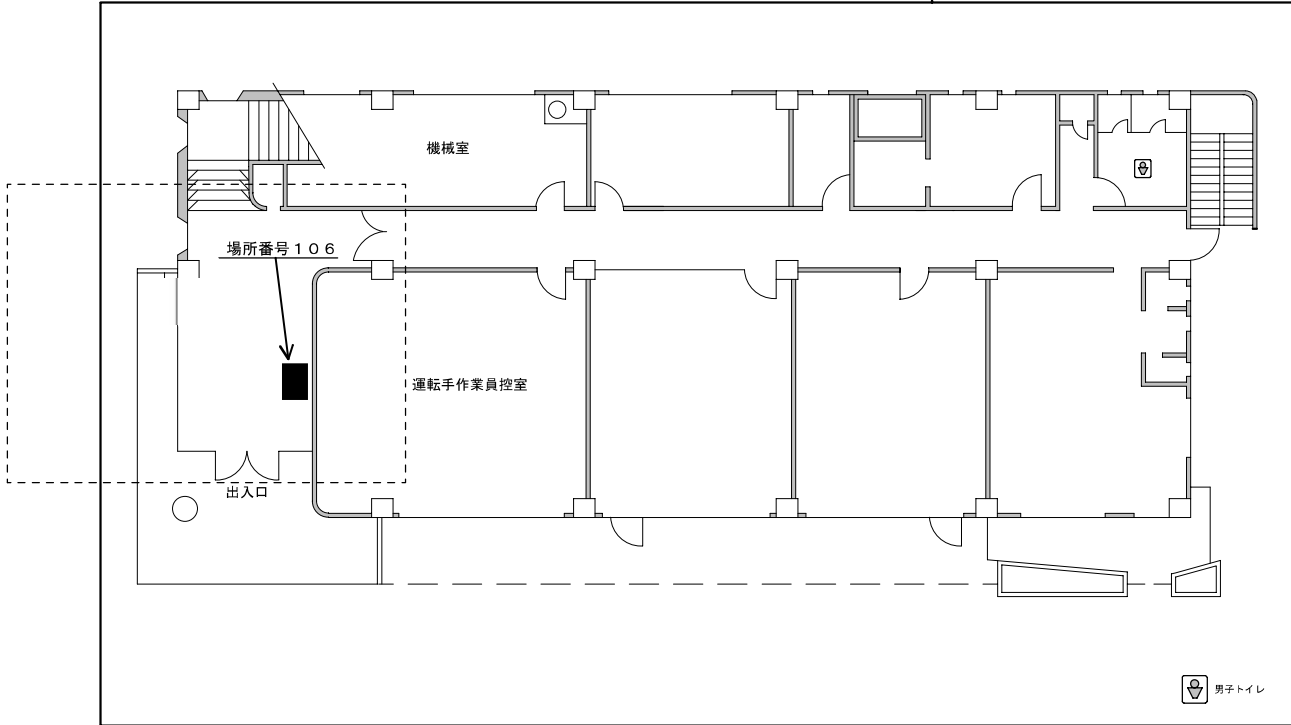
※案内図及び配置図は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

中原区役所道路公園センター1階

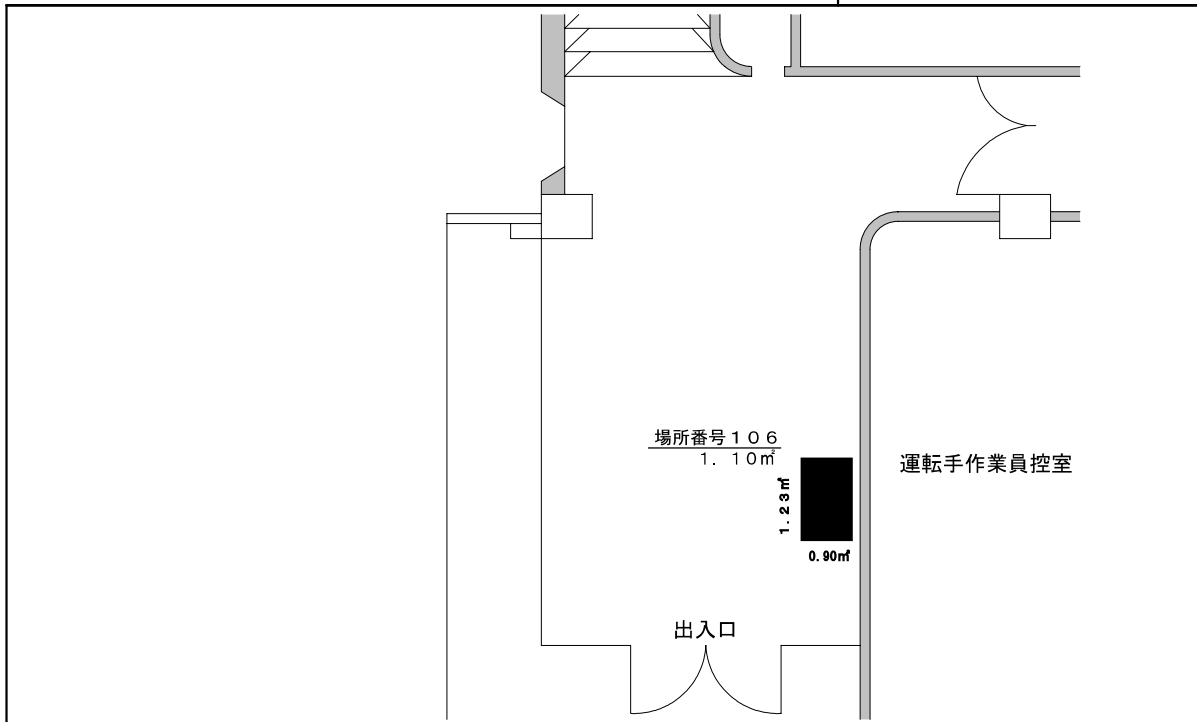
場所番号 106

所在地 中原区下小田中2丁目9番1号

案内図



配置図

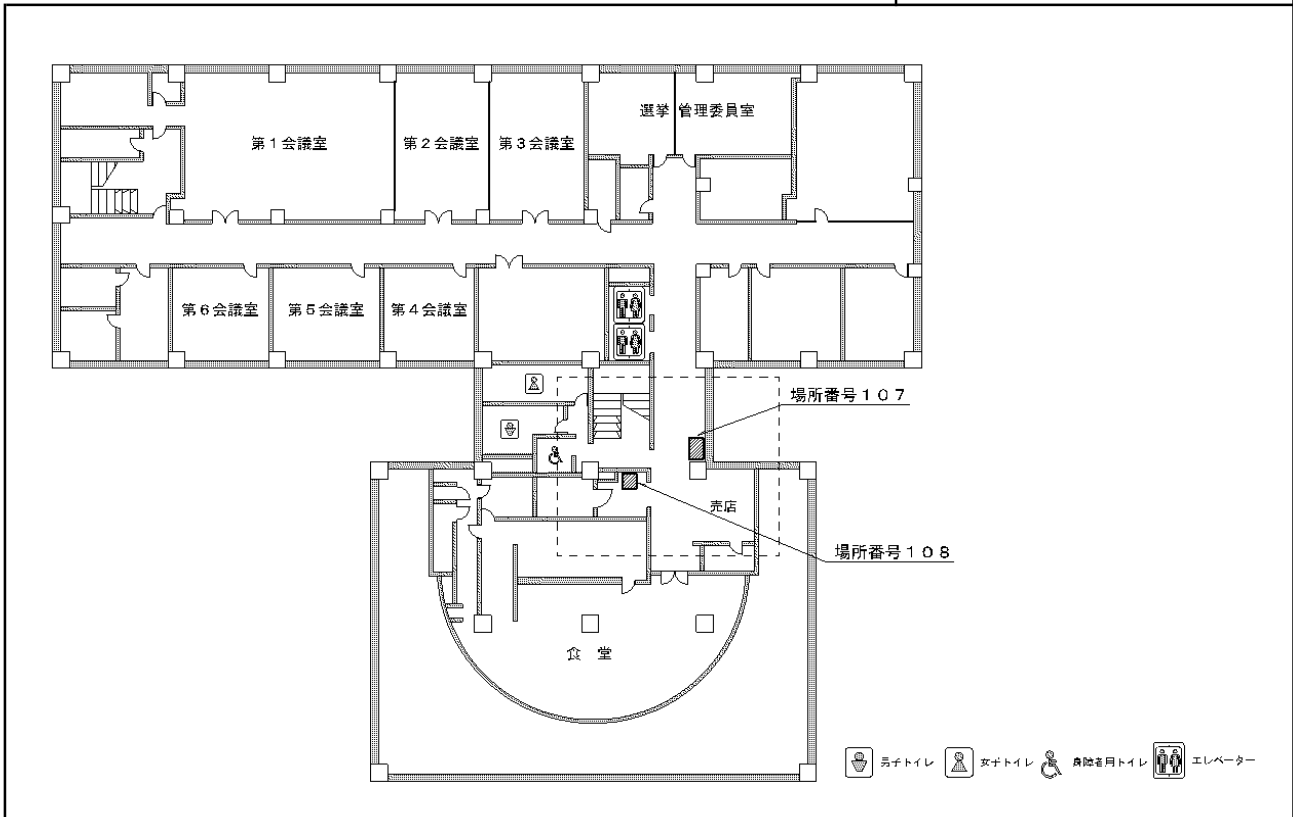


※案内図及び配置図は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

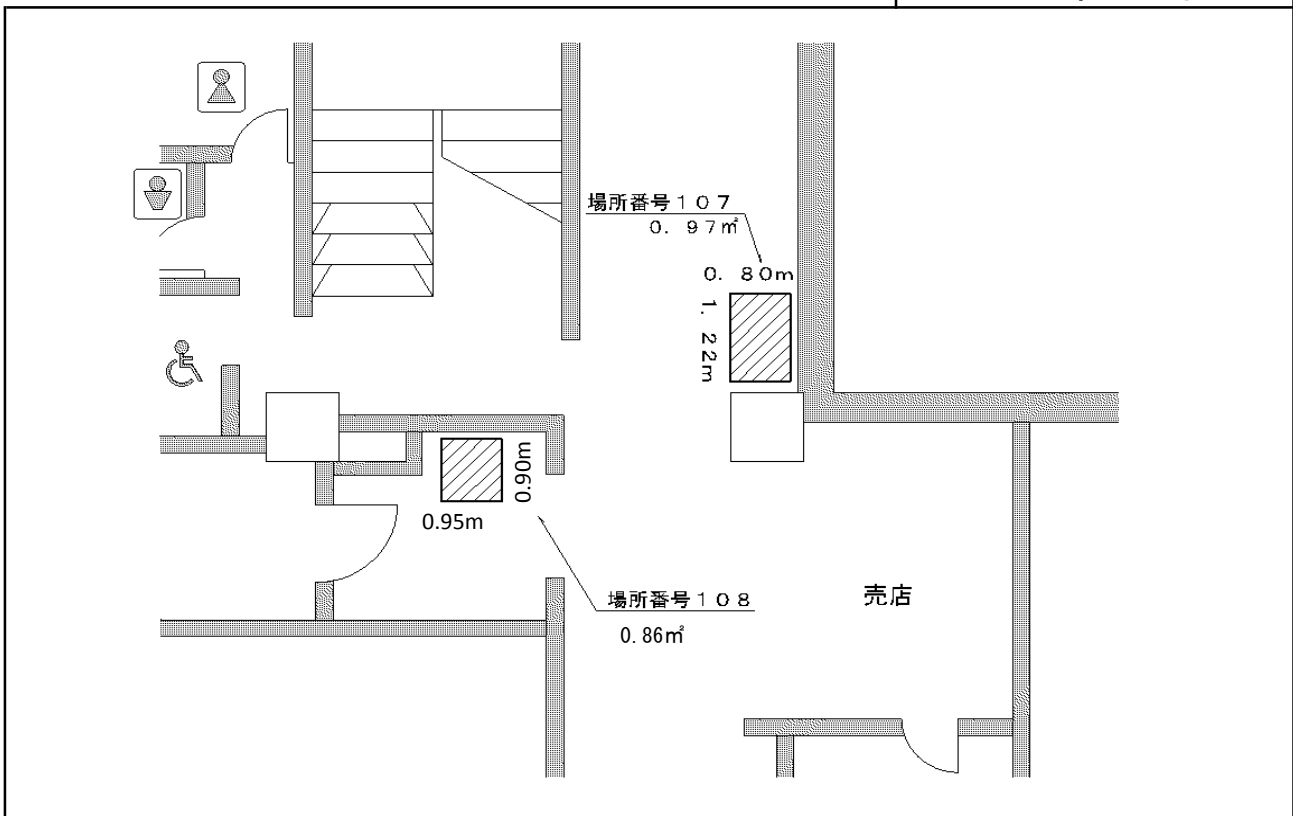
高津区役所5階

場所番号	107,108	所在地	高津区下作延2丁目8番1号
------	---------	-----	---------------

案内図



配置図



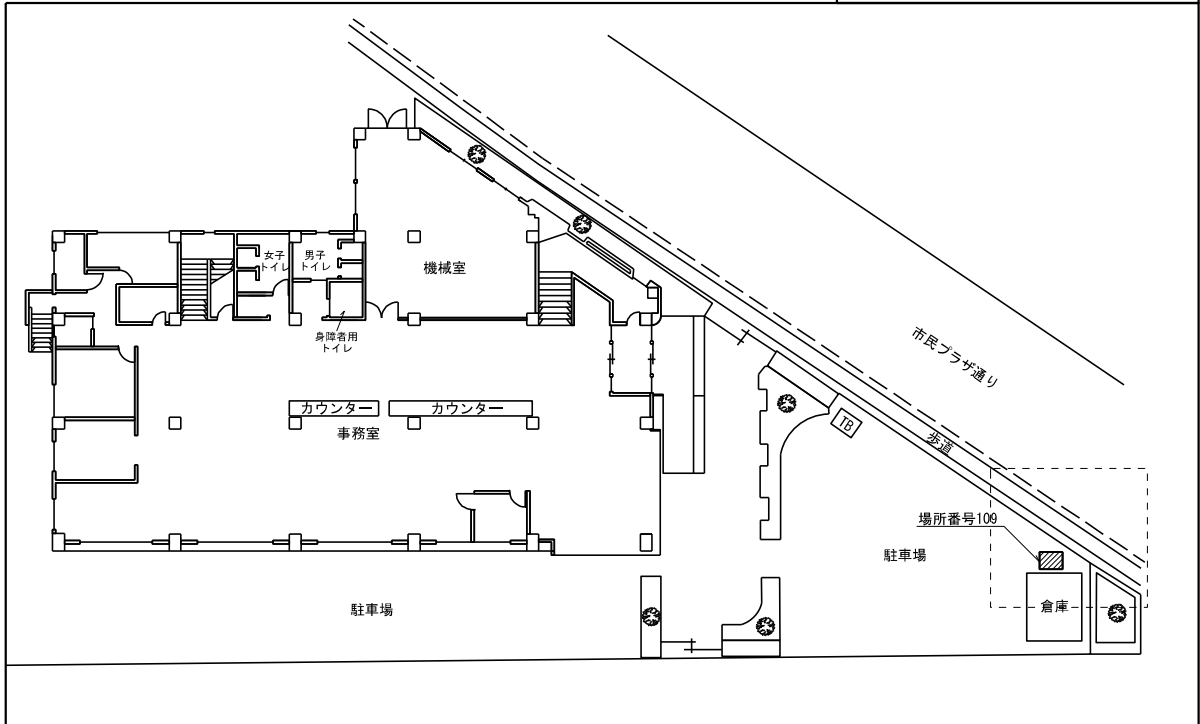
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

高津区役所橘出張所

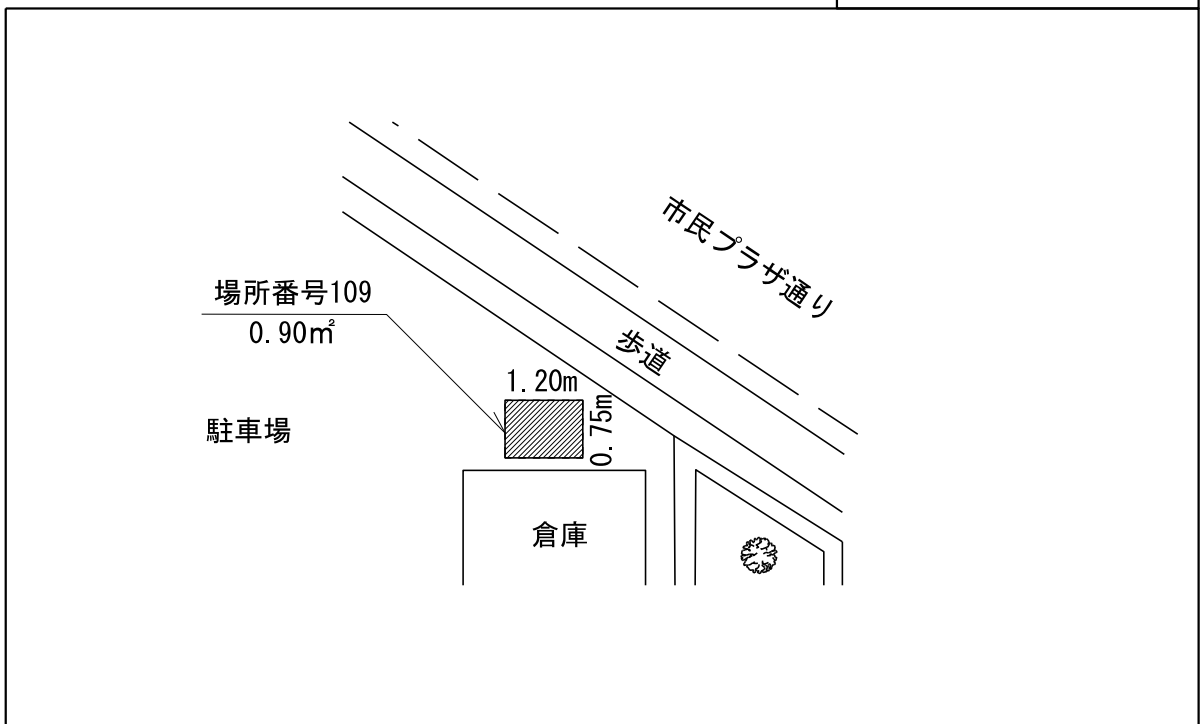
場所番号 109

所在地 高津区千年1362番地1

案内図



配置図



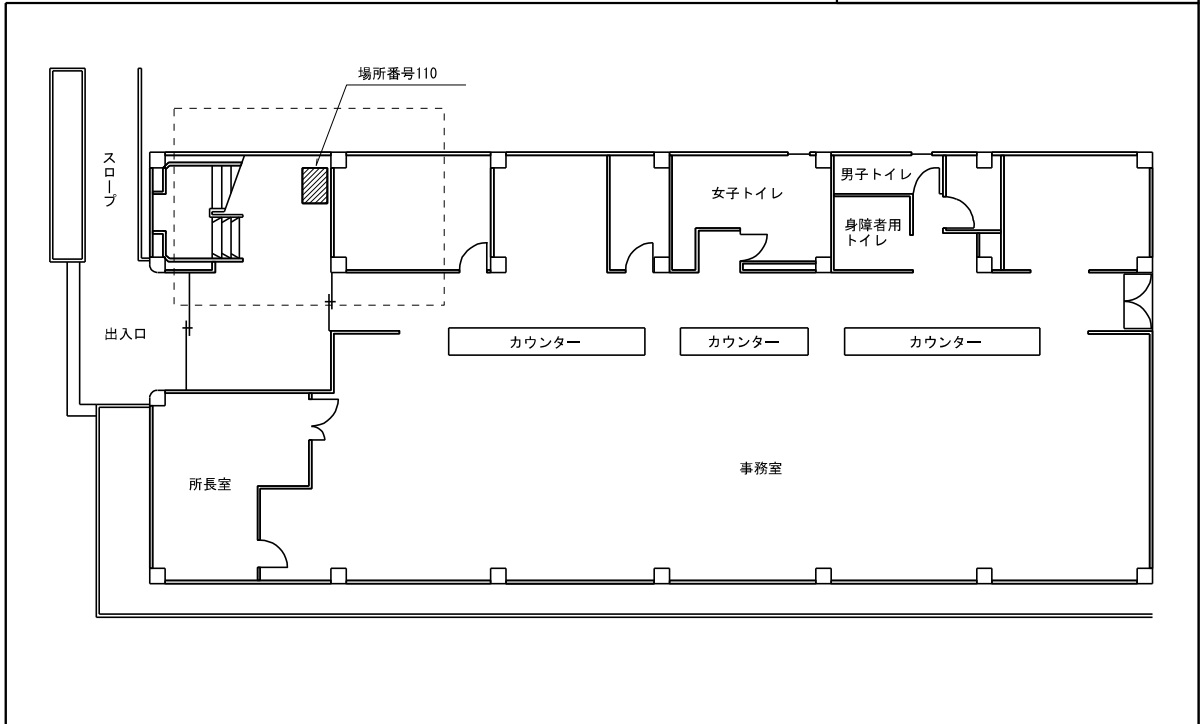
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

高津区役所道路公園センター 1階

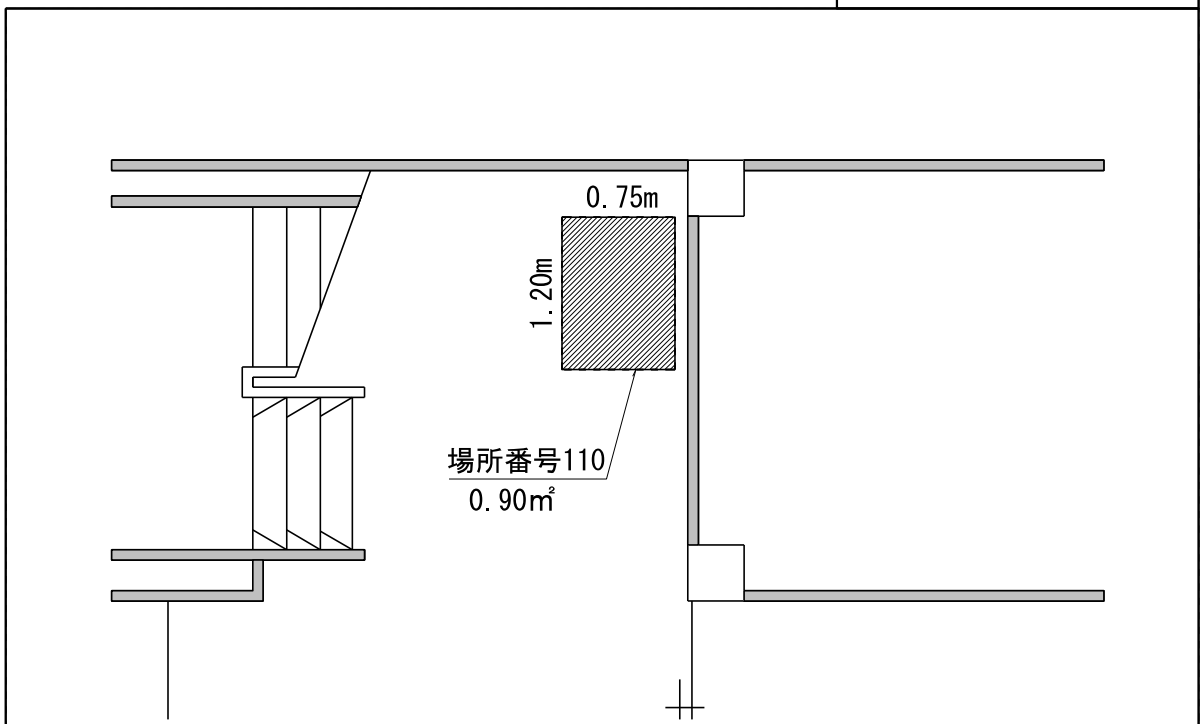
場所番号 110

所在地 高津区溝口5丁目15番7号

案内図



配置図



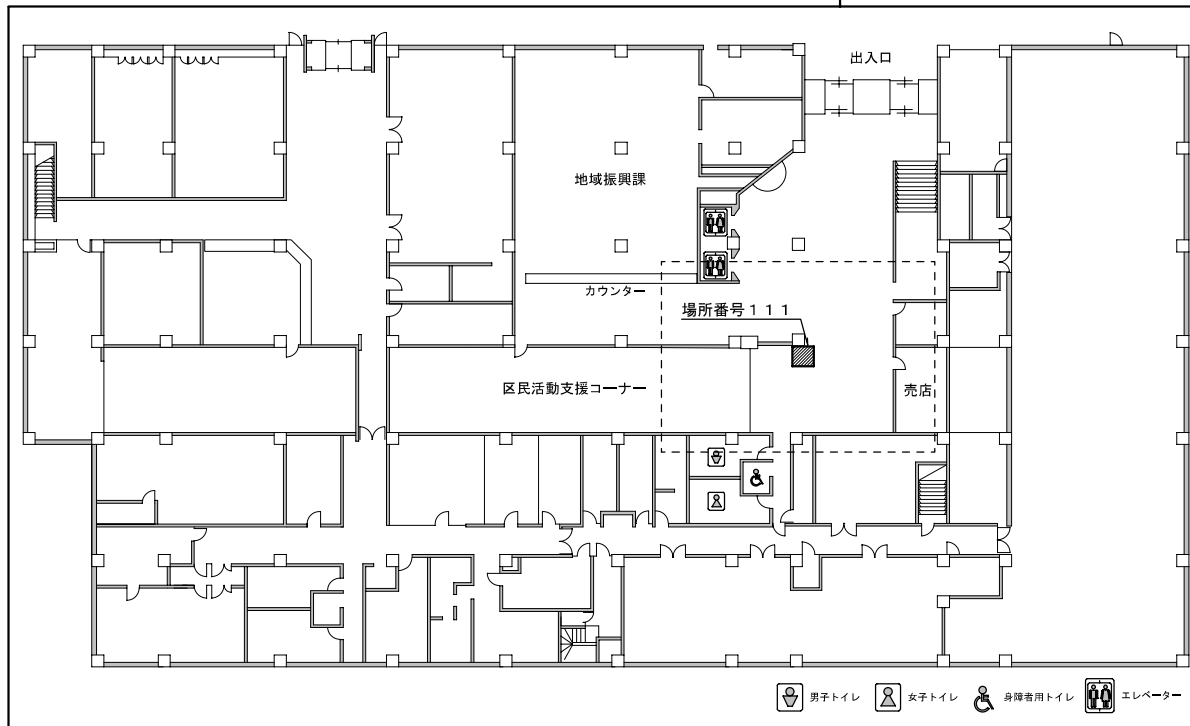
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

宮前区役所 1階

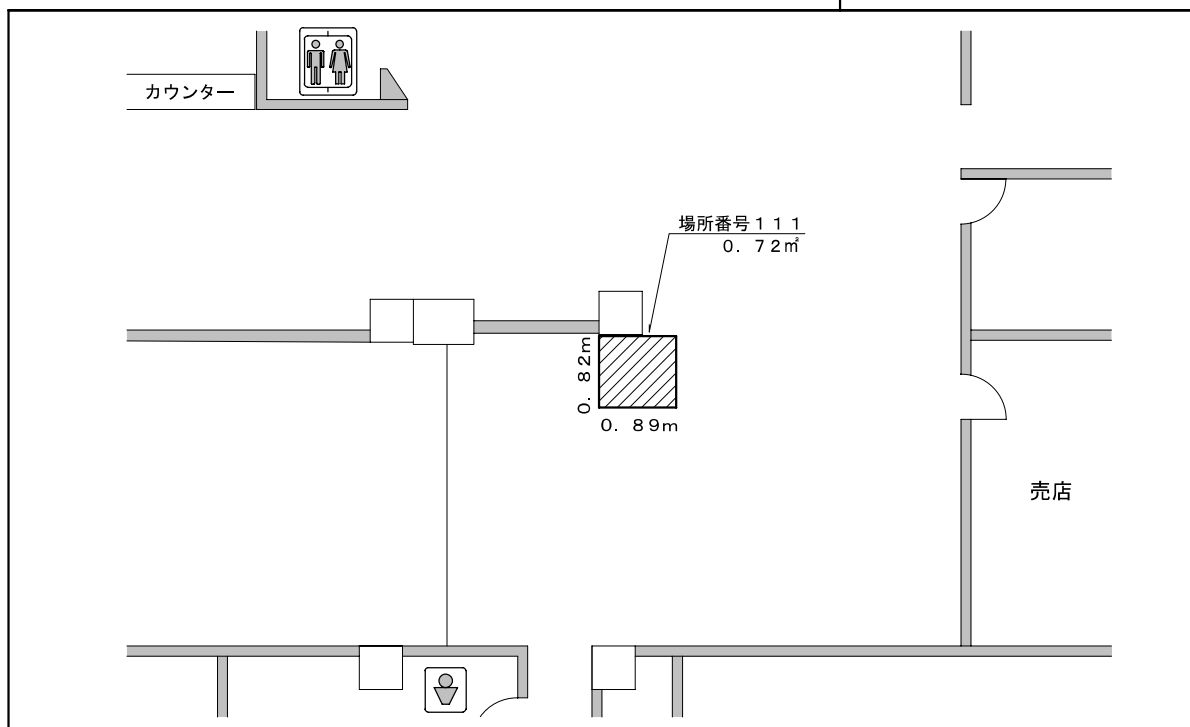
場所番号 111

所在地 宮前区宮前平2丁目20番地5

案内図



配置図



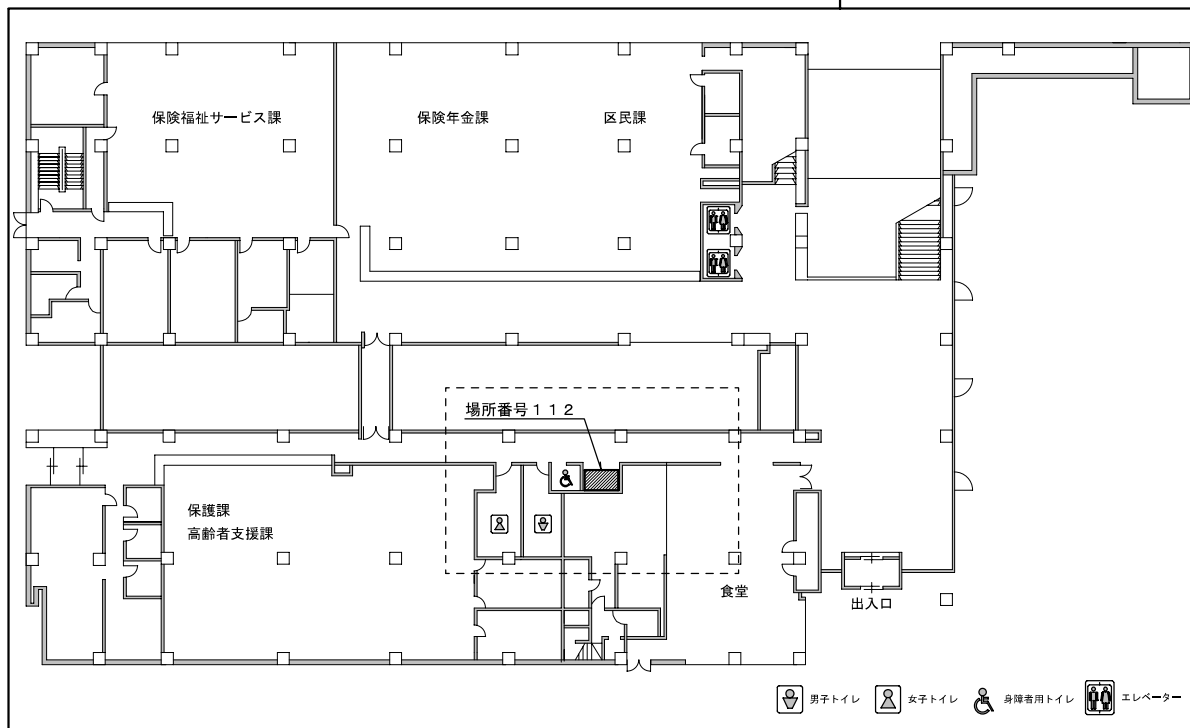
※案内図及び配置図は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

宮前区役所 2階

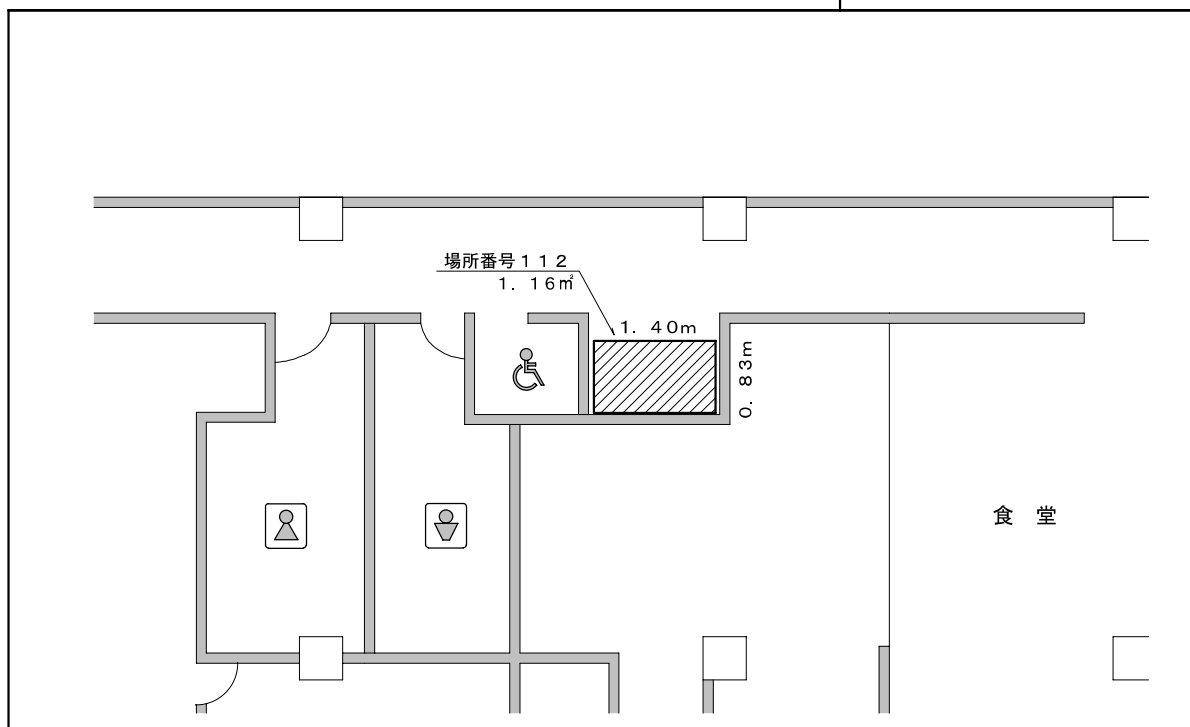
場所番号 112

所在地 宮前区宮前平2丁目20番地5

案内図



配置図

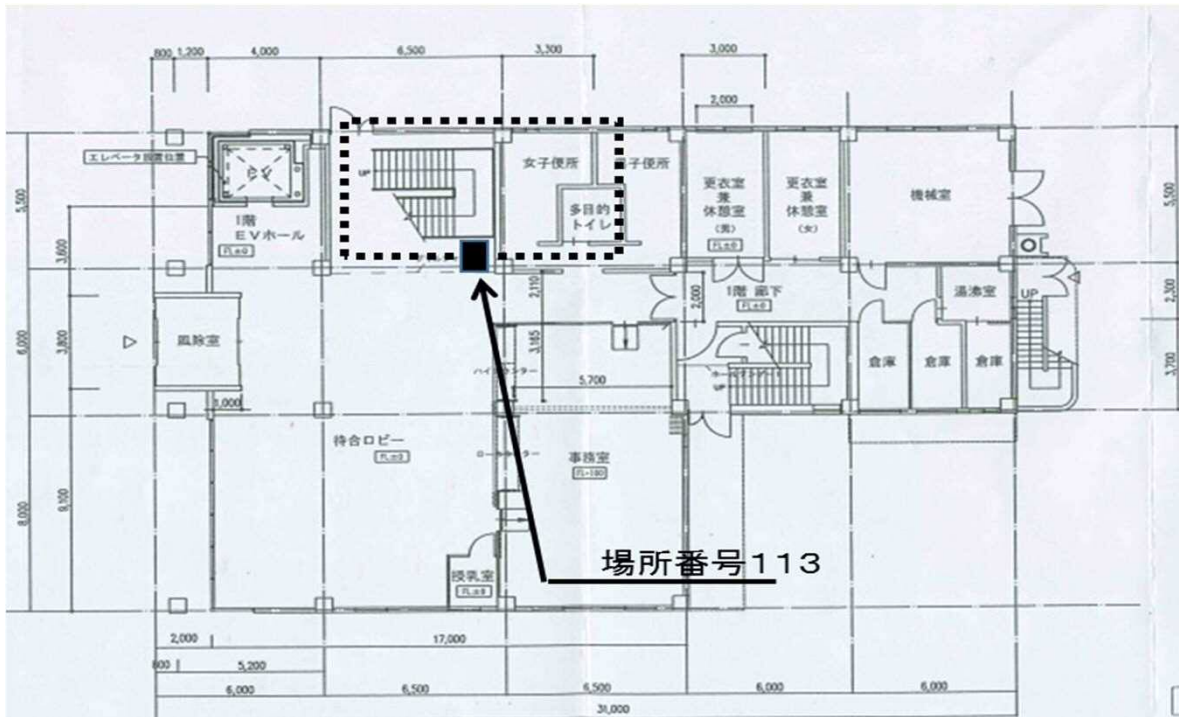


※案内図及び配置図は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

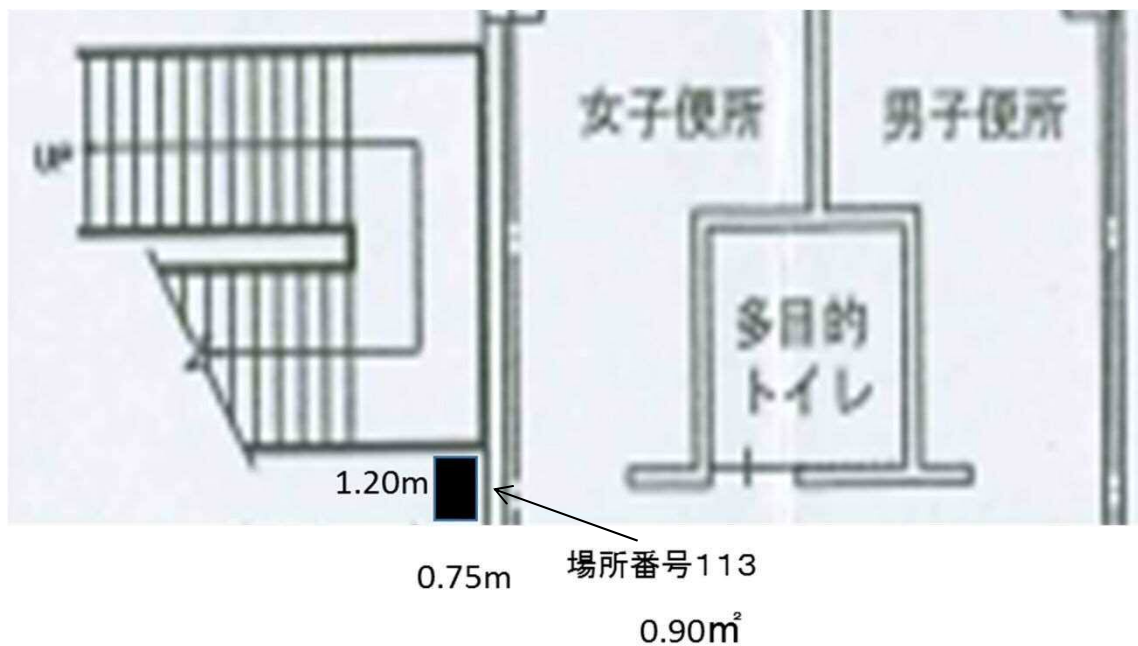
宮前区役所向丘出張所

場所番号	113	所在地	宮前区平1丁目1番10号
------	-----	-----	--------------

案内図



配置図



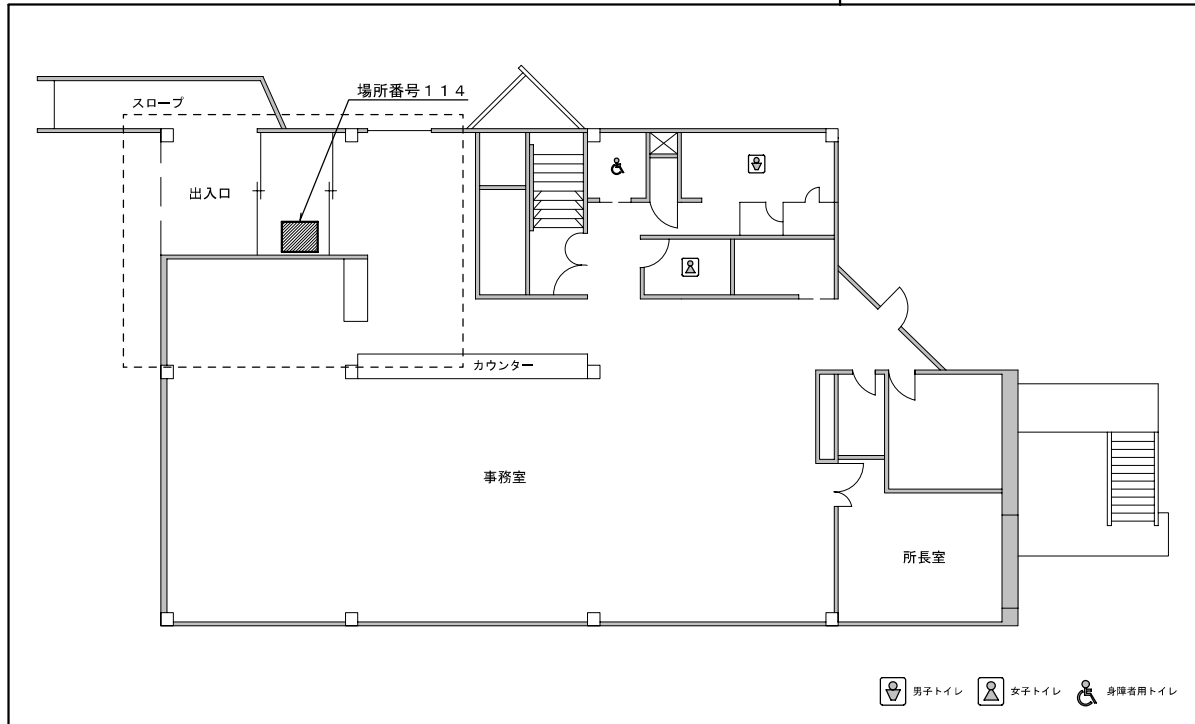
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

宮前区役所道路公園センター1階

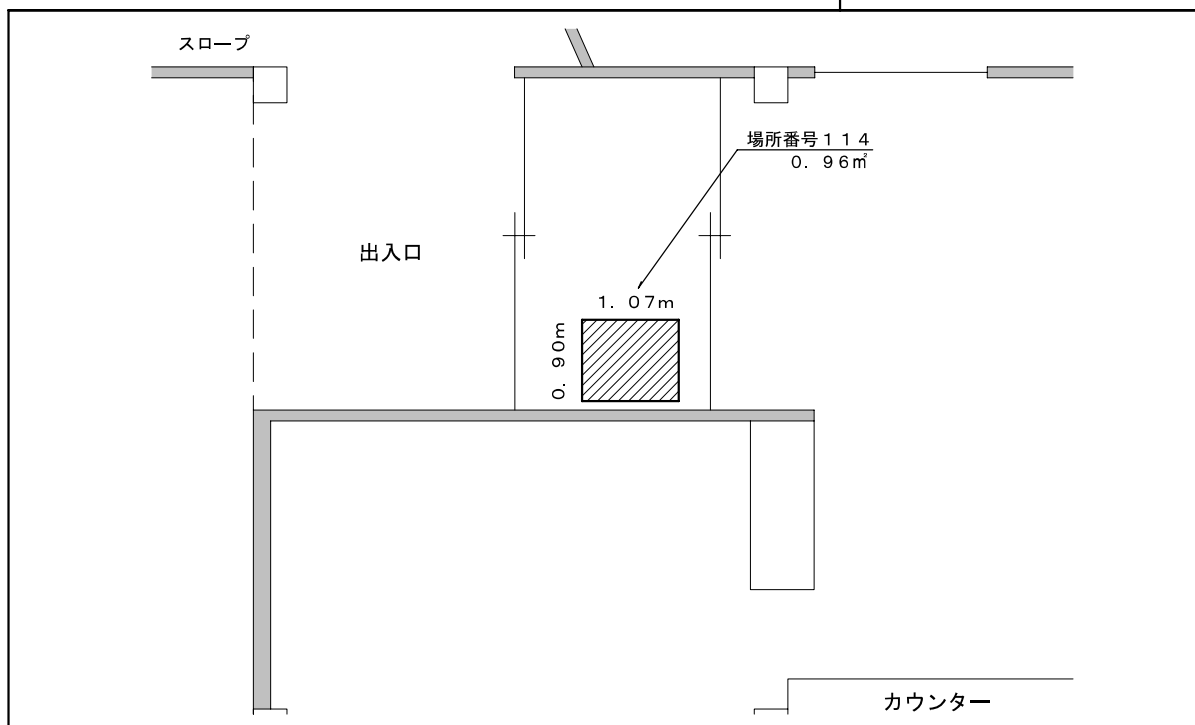
場所番号 114

所在地 宮前区有馬2丁目6番4号

案内図

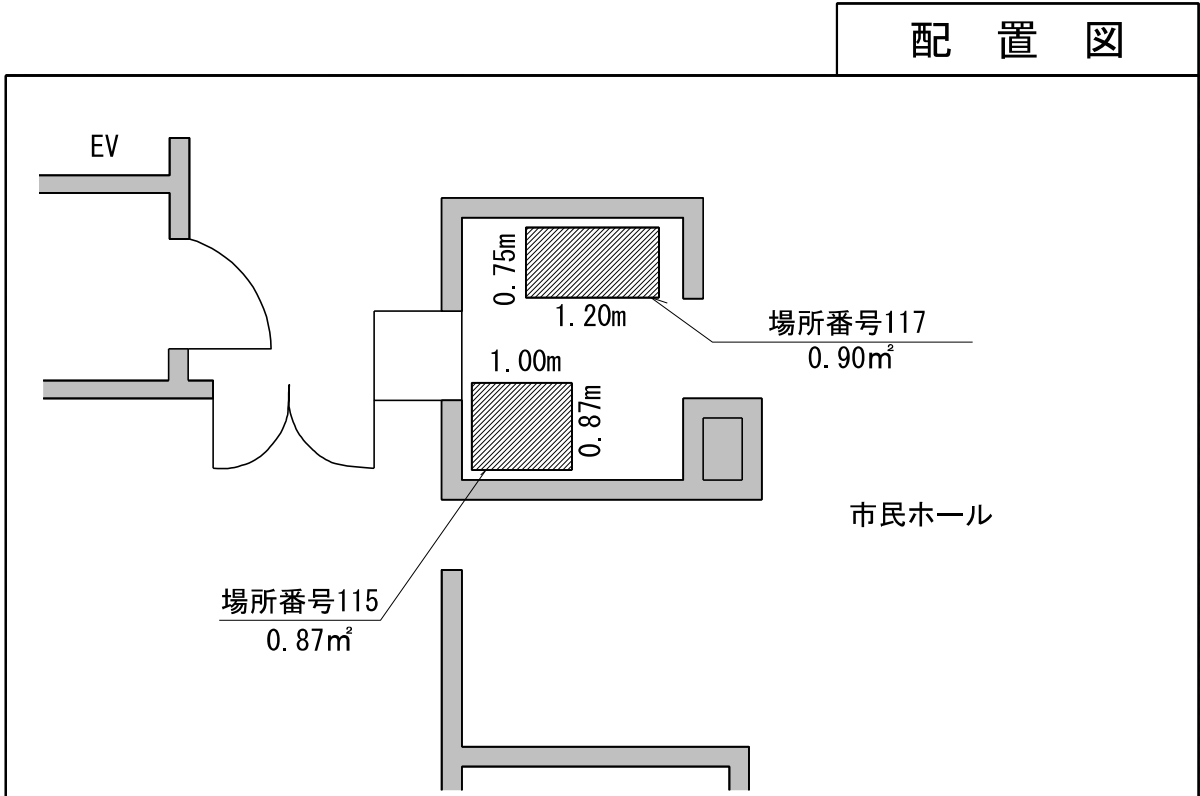
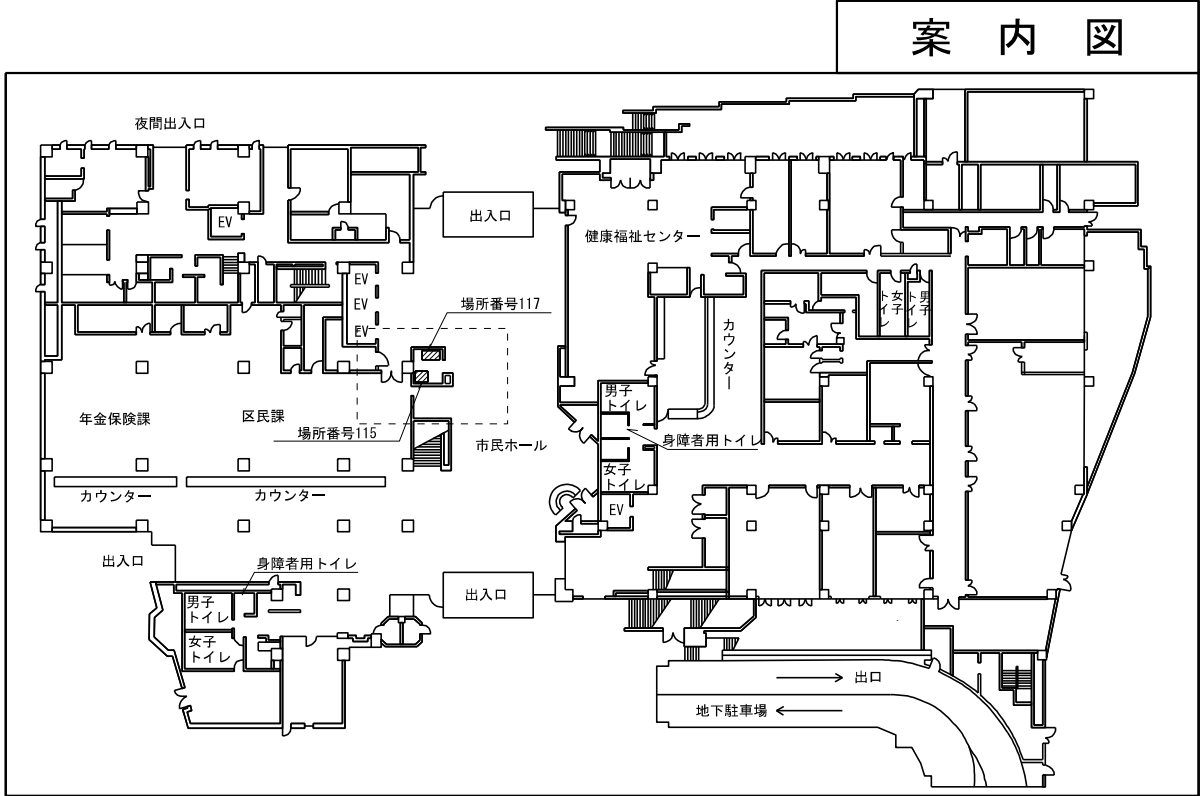


配置図



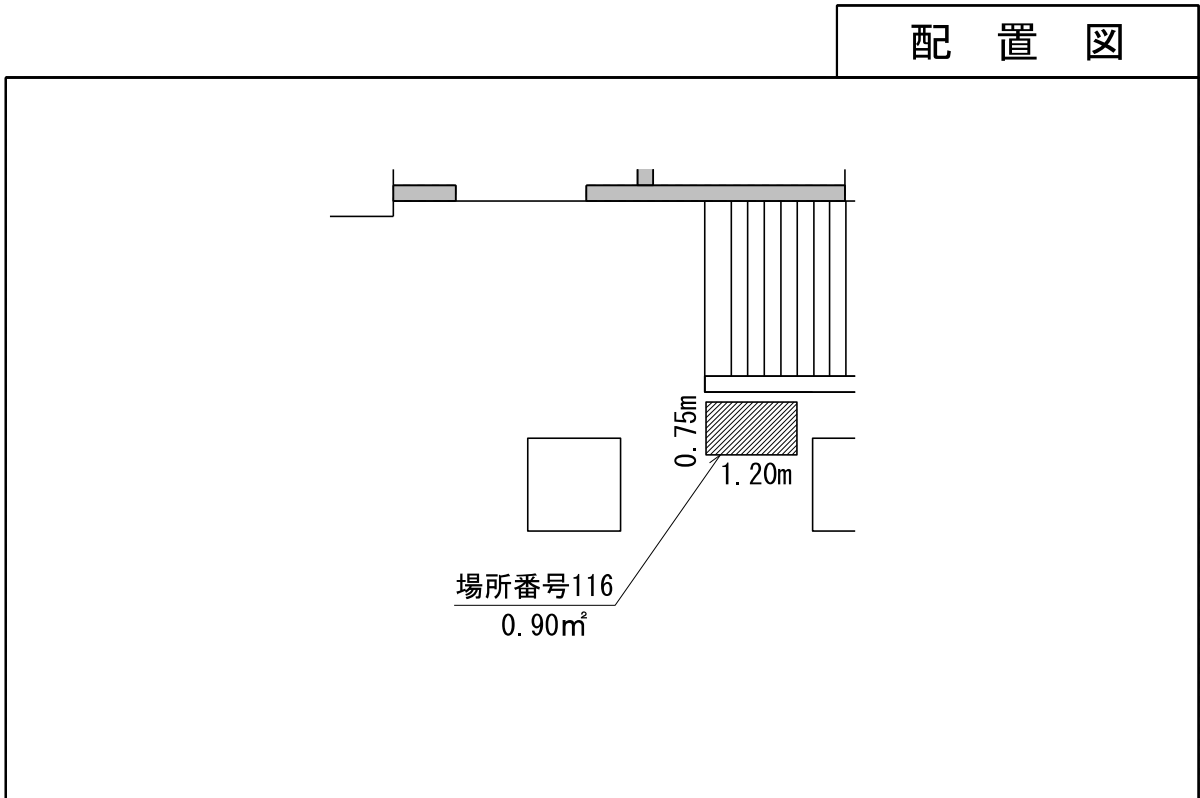
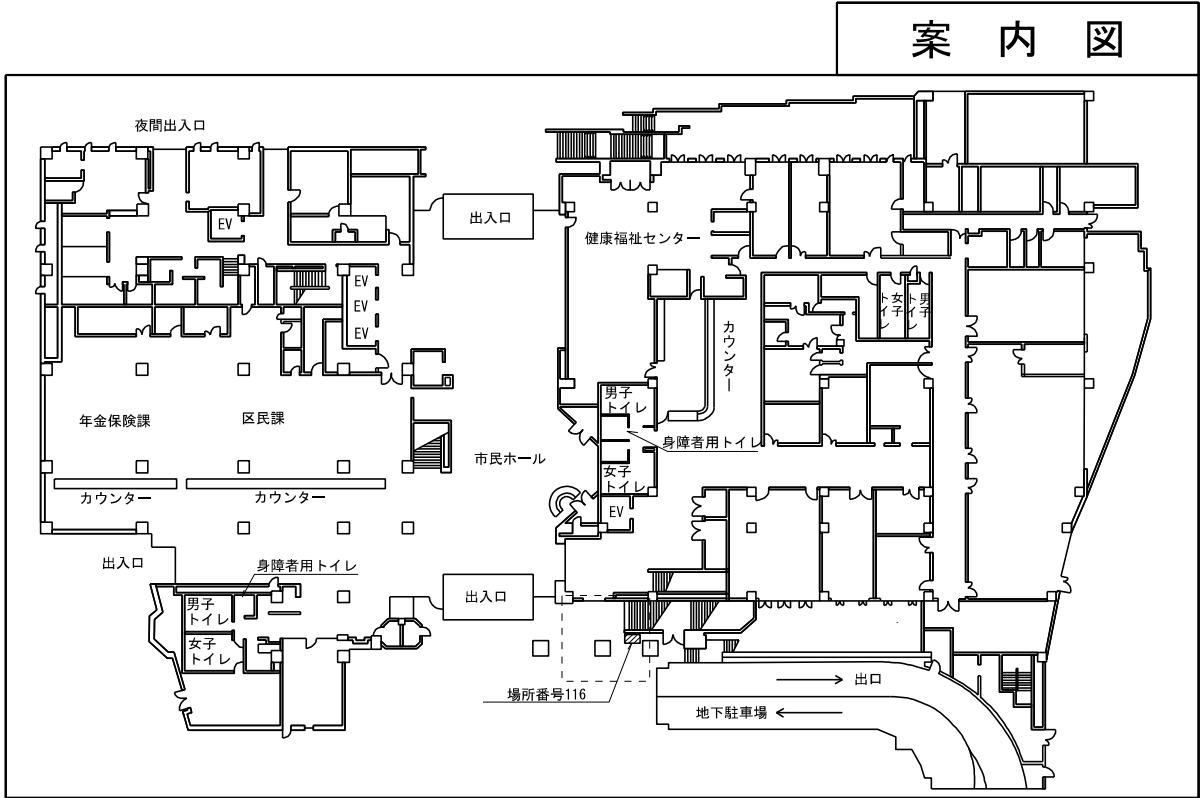
※案内図及び配置図は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

多摩区役所 1階		
場所番号	115.117	所在地 多摩区登戸1775番地1



※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

多摩区役所 1階		
場所番号	116	所在地 多摩区登戸1775番地1



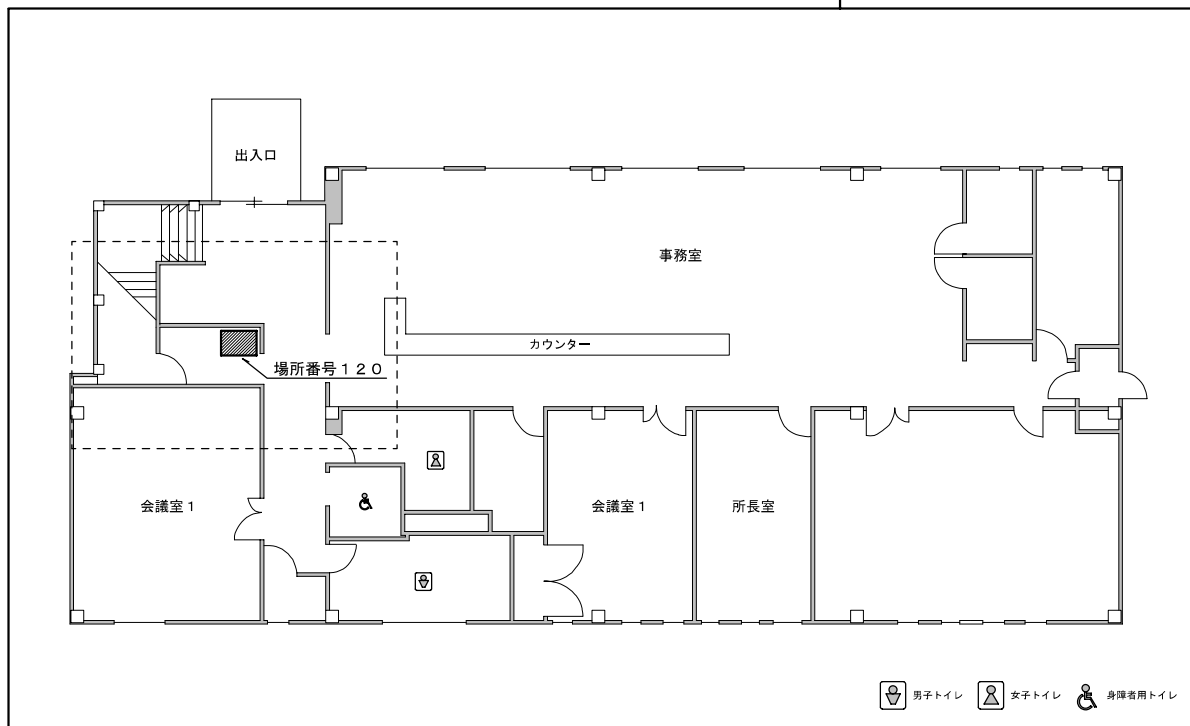
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

多摩区役所道路公園センター1階

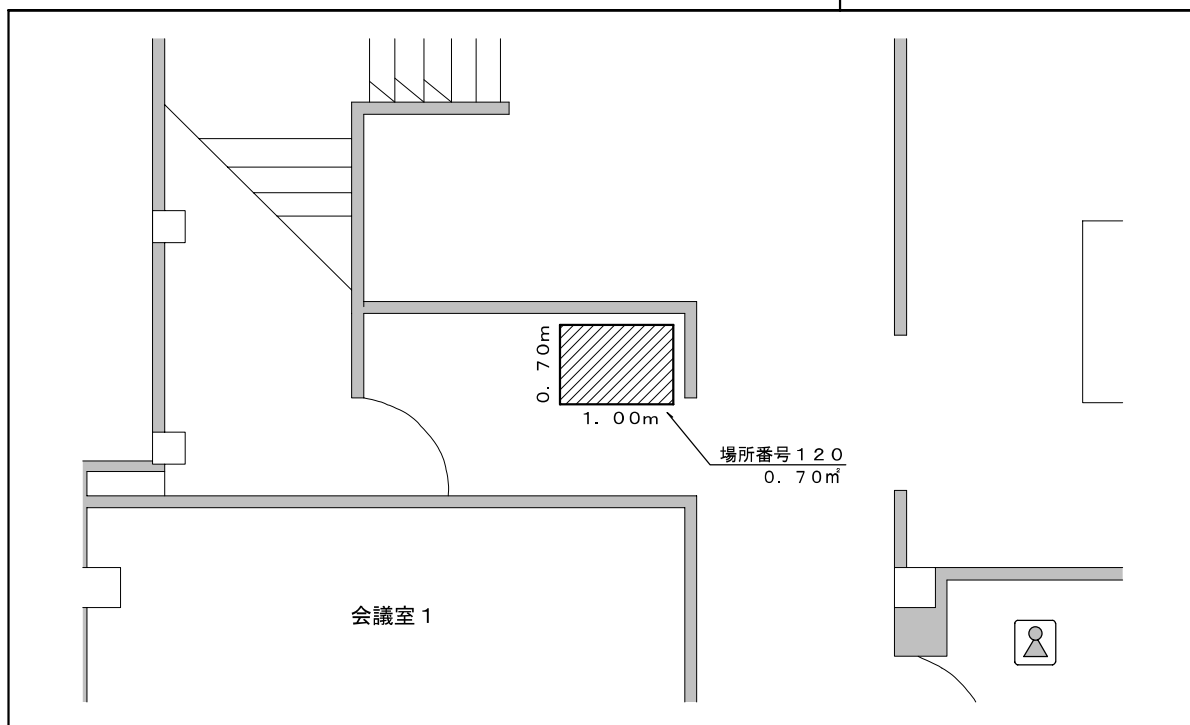
場所番号 120

所在地 多摩区菅北浦4丁目11番20号

案内図



配置図



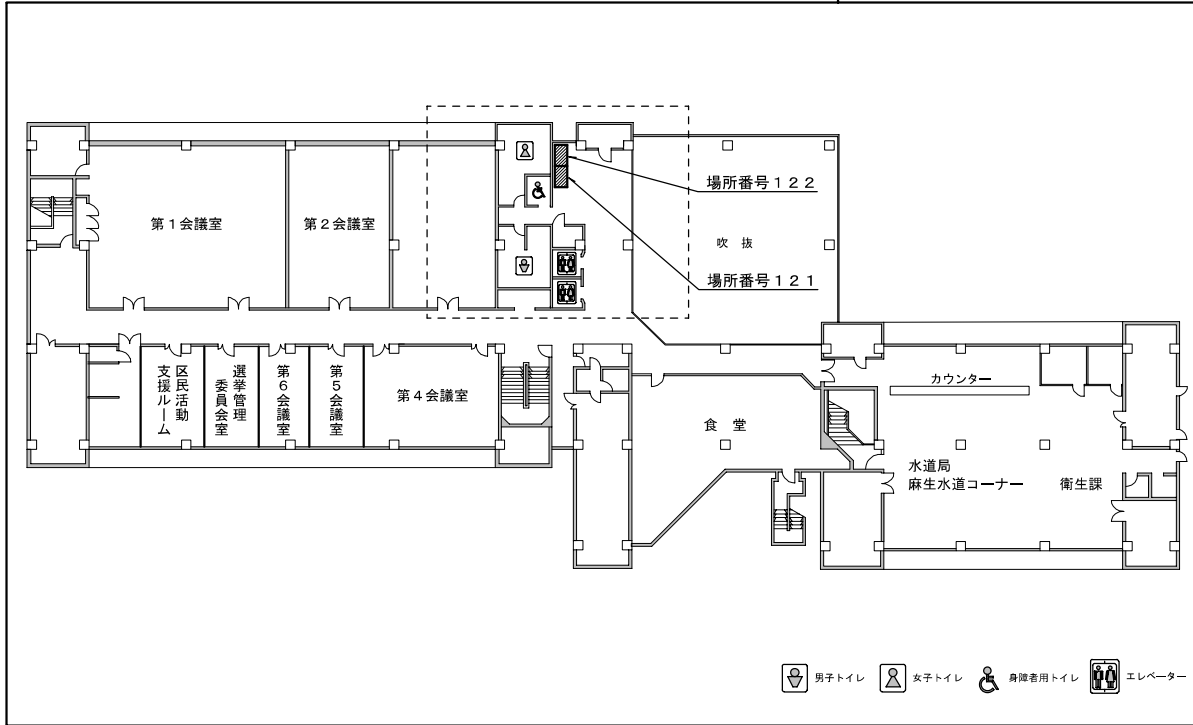
※案内図及び配置図は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

麻生区役所 4階

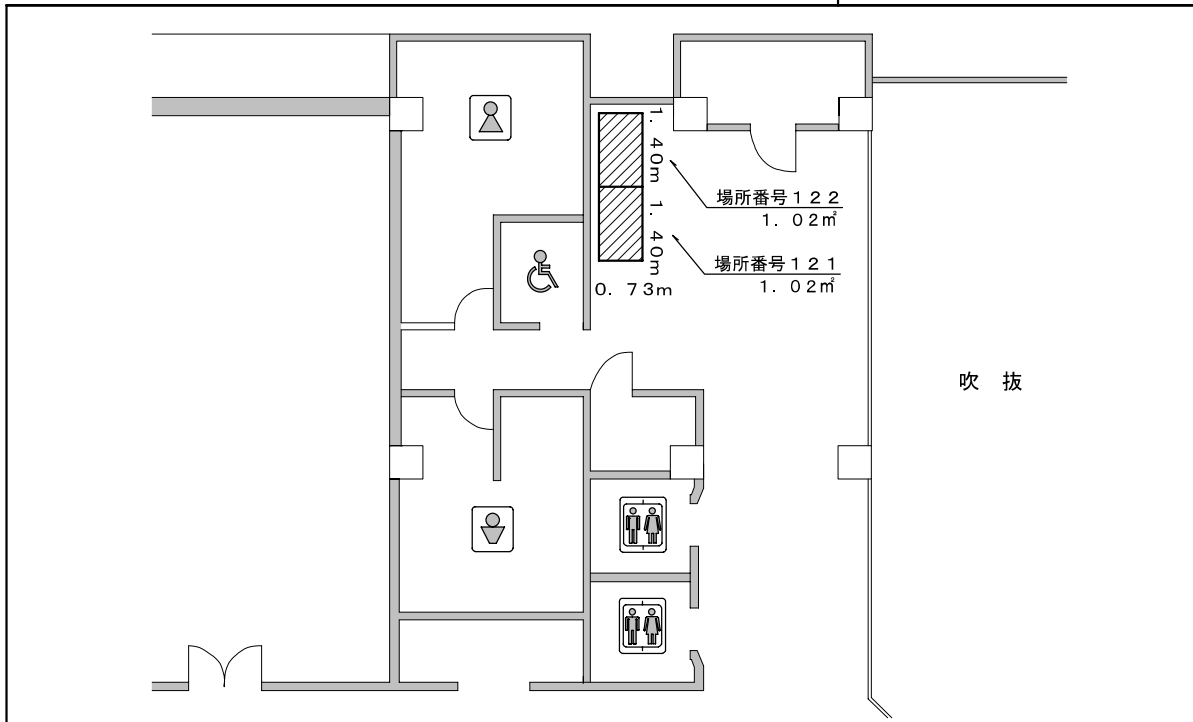
場所番号 121.122

所在地 麻生区万福寺1丁目5番1号

案内図



配置図

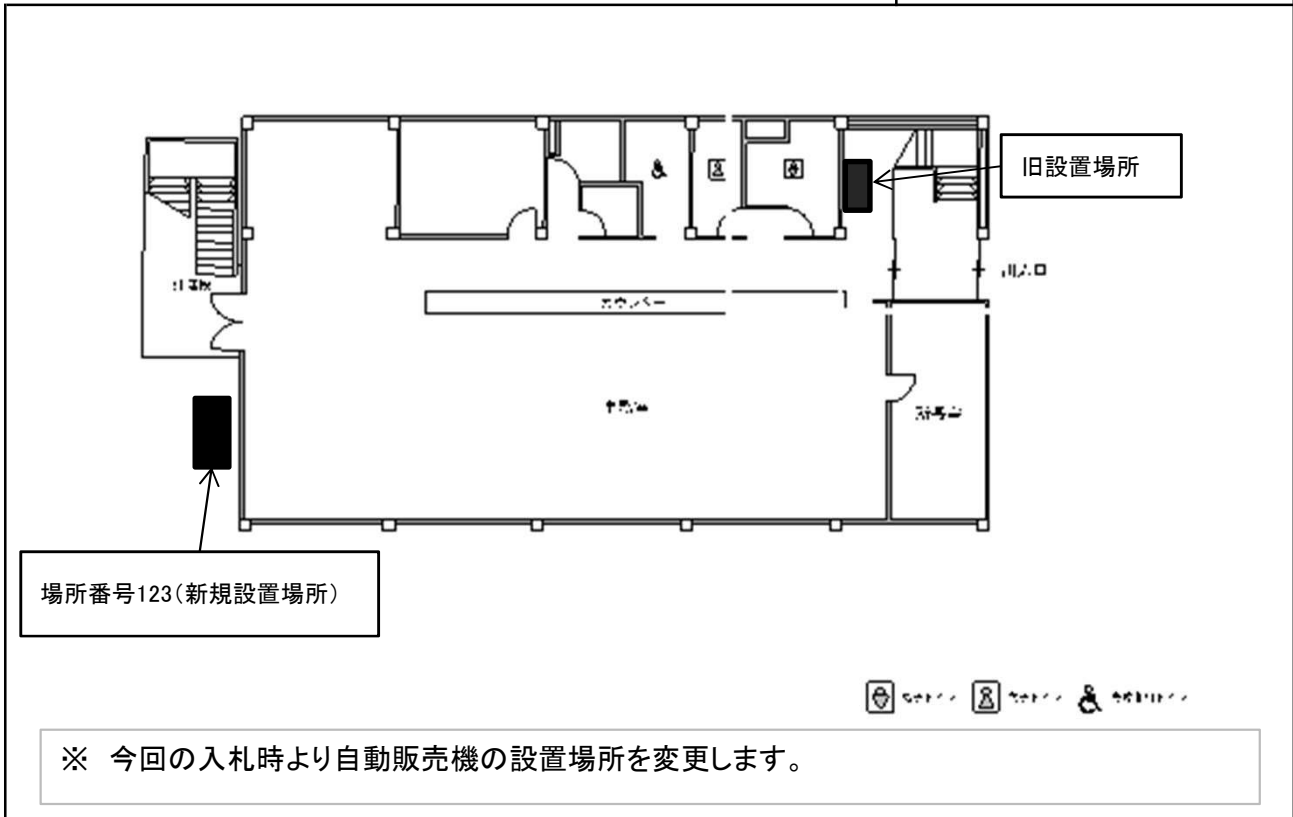


※案内図及び配置図は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

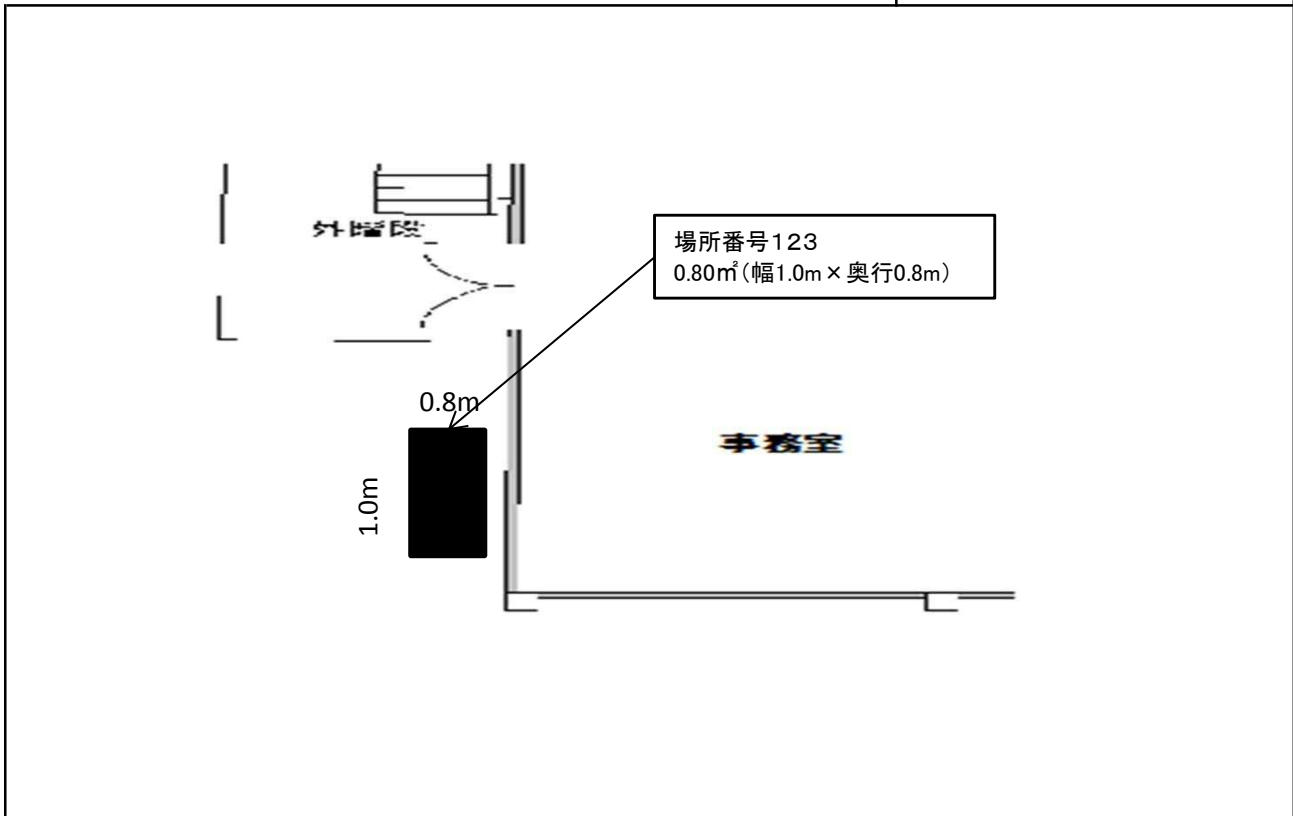
麻生区役所道路公園センター

場所番号	123	所在地	麻生区古沢120番地
------	-----	-----	------------

案内図



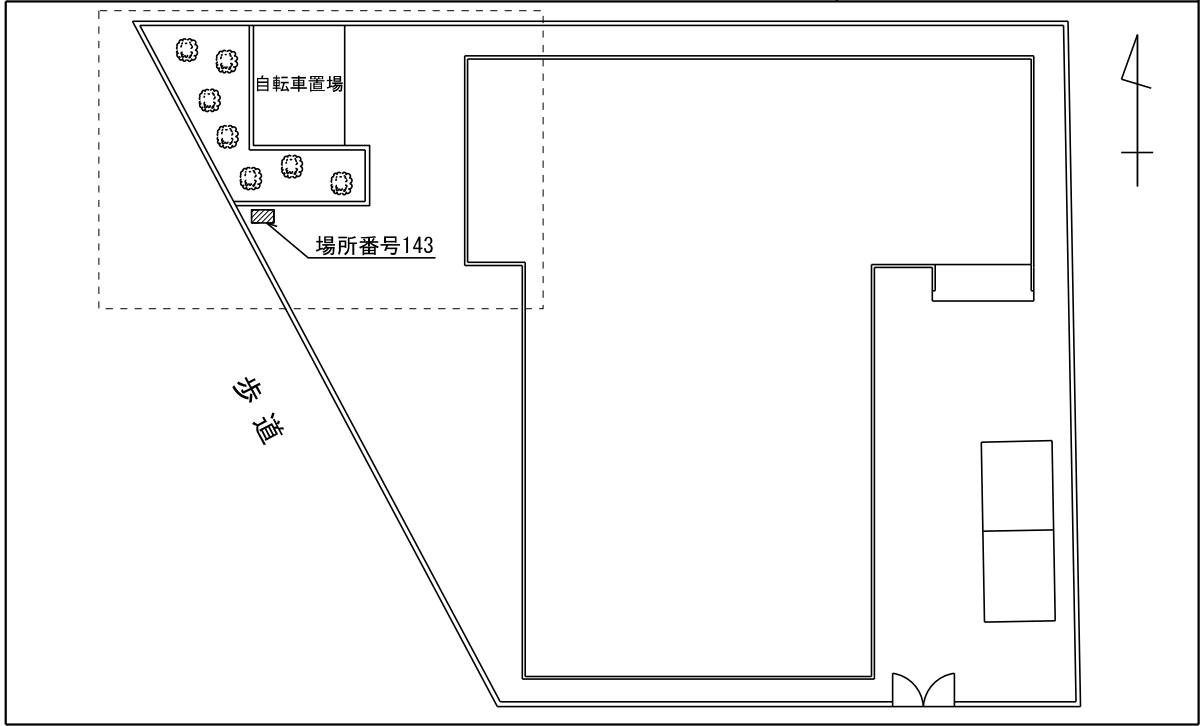
配置図



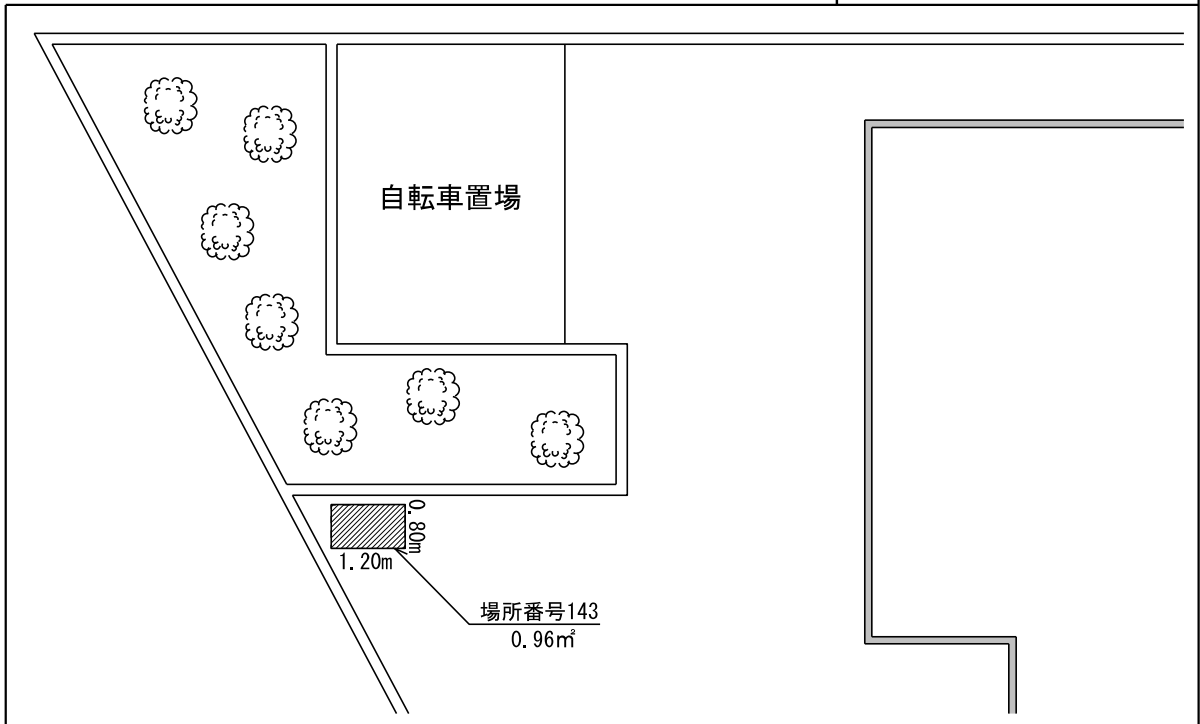
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

中原消防署苅宿出張所		
場所番号	143	所在地 中原区苅宿42番地3

案内図

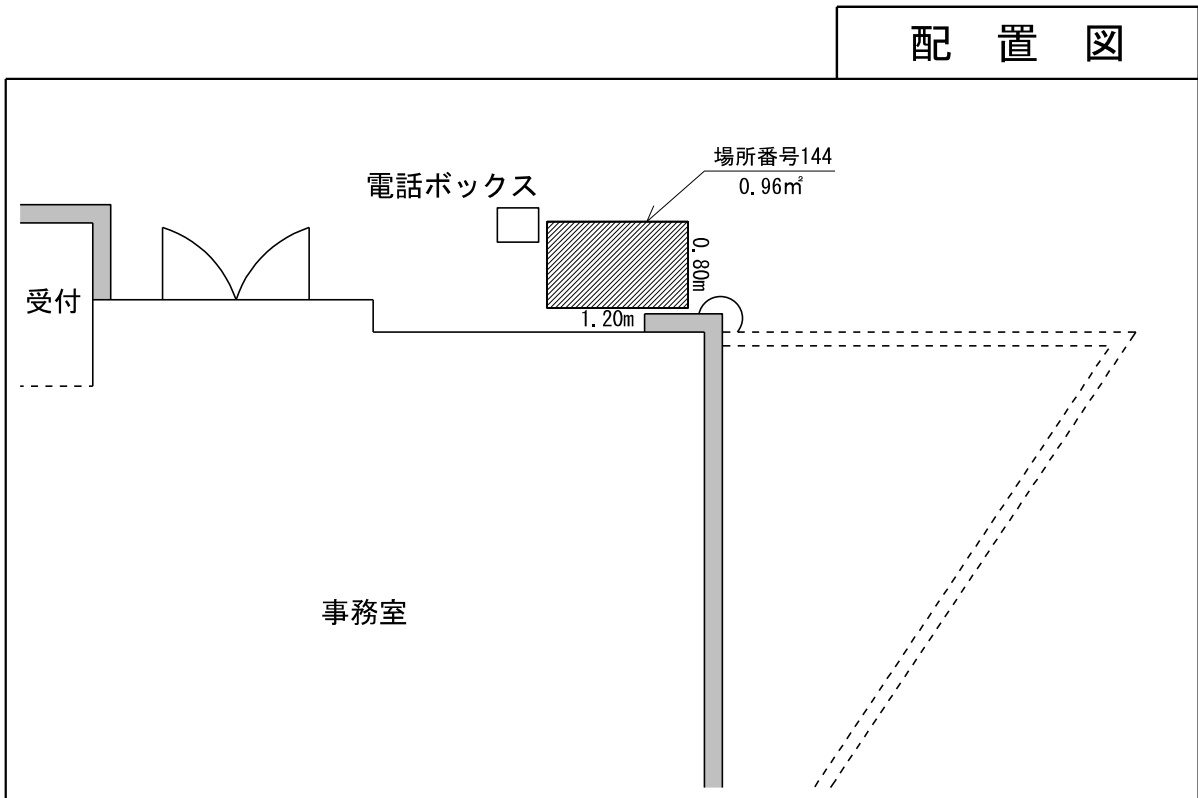
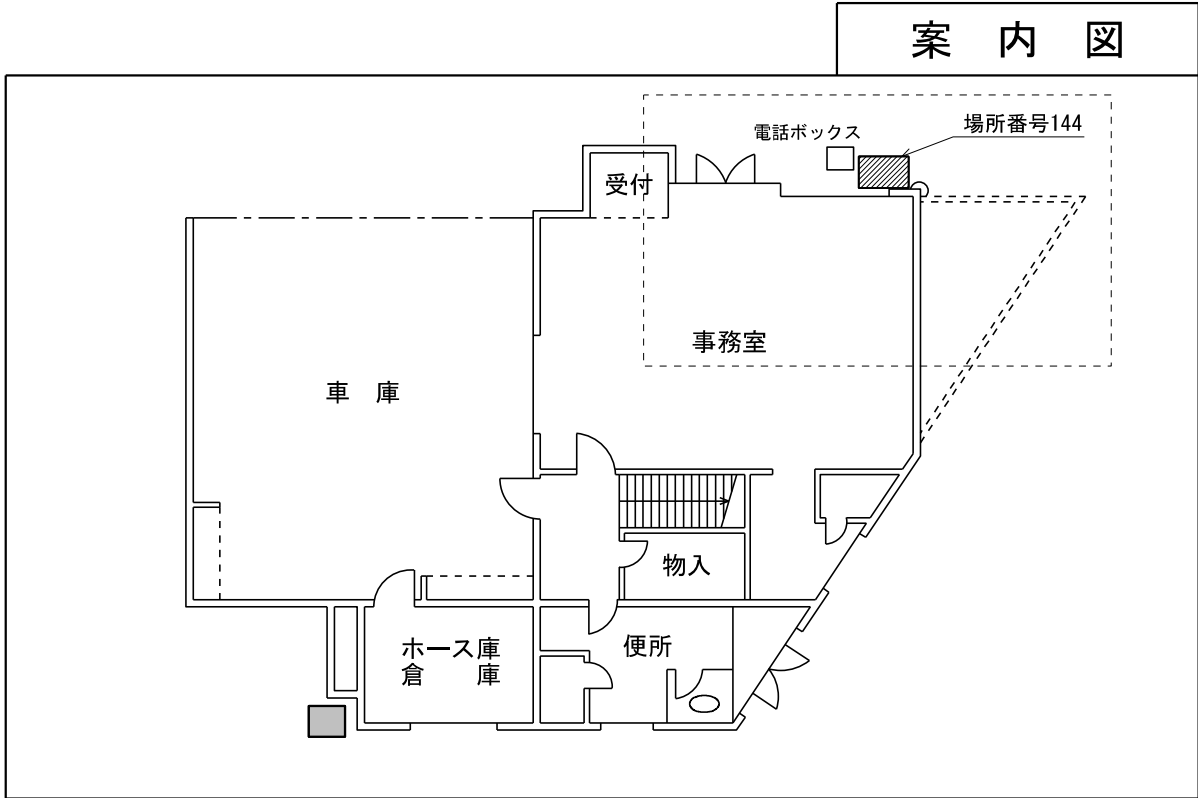


配置図



※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

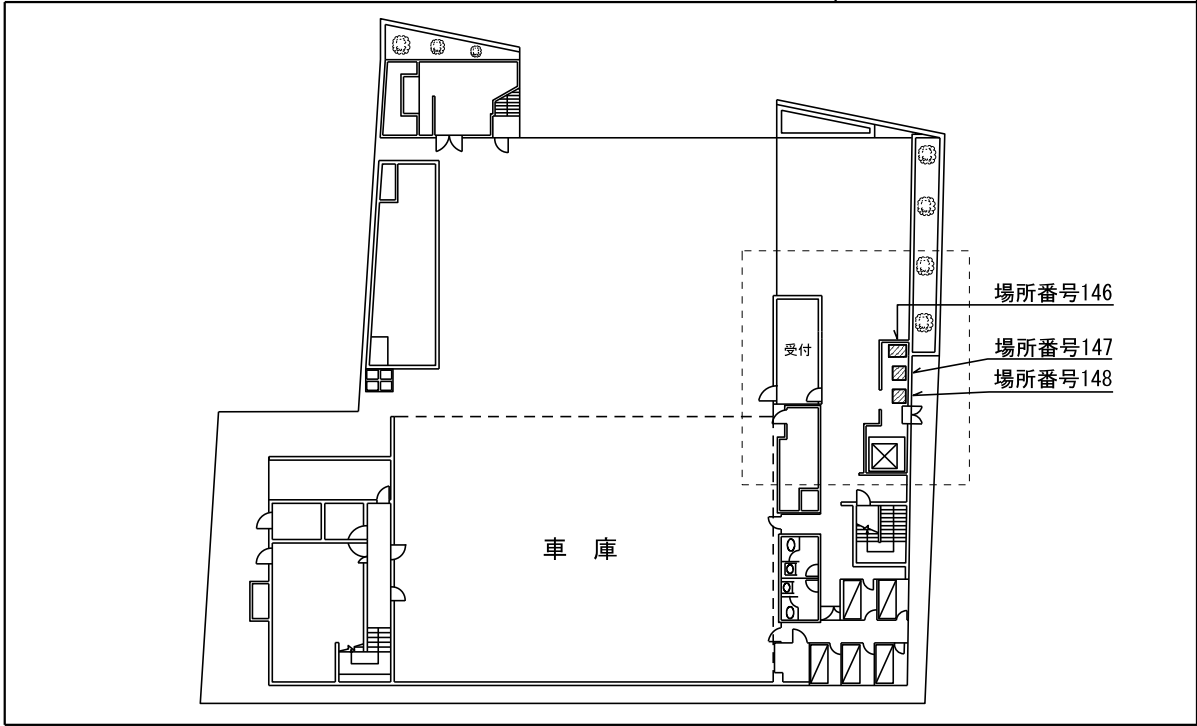
中原消防署小田中出張所			
場所番号	144	所在地	中原区上小田中3丁目7番1号



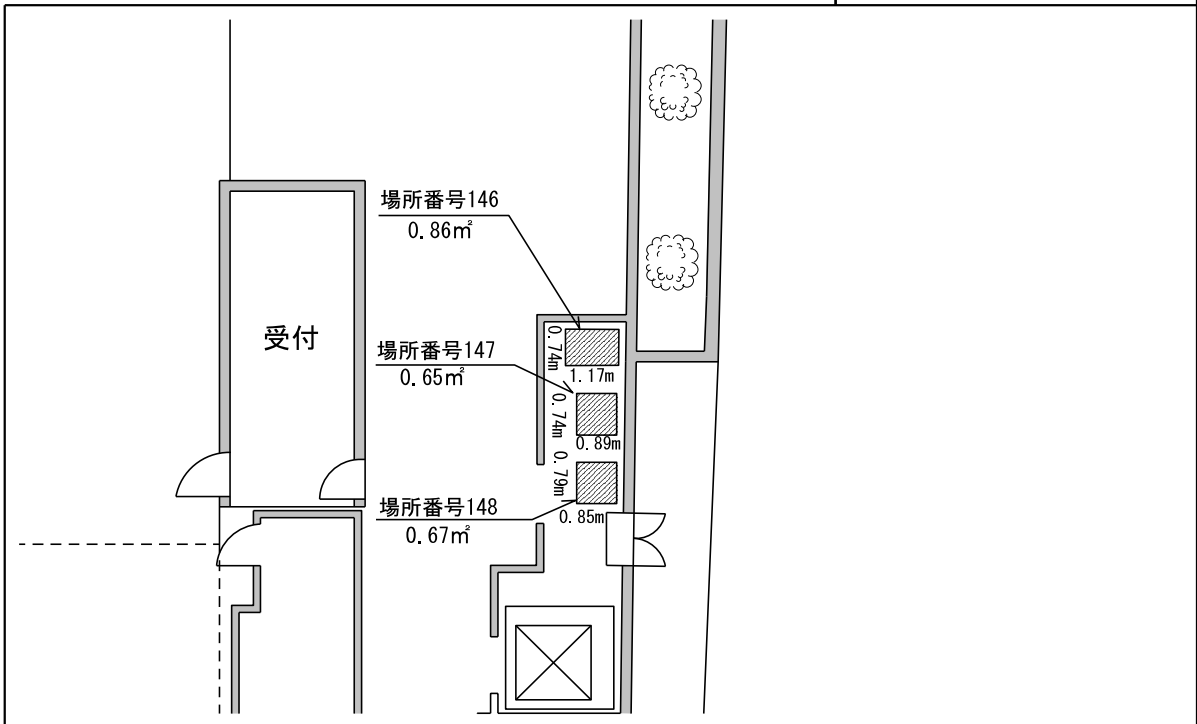
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

高津消防署 1階		
場所番号	146.147.148	所在地 高津区二子5丁目14番5号

案内図



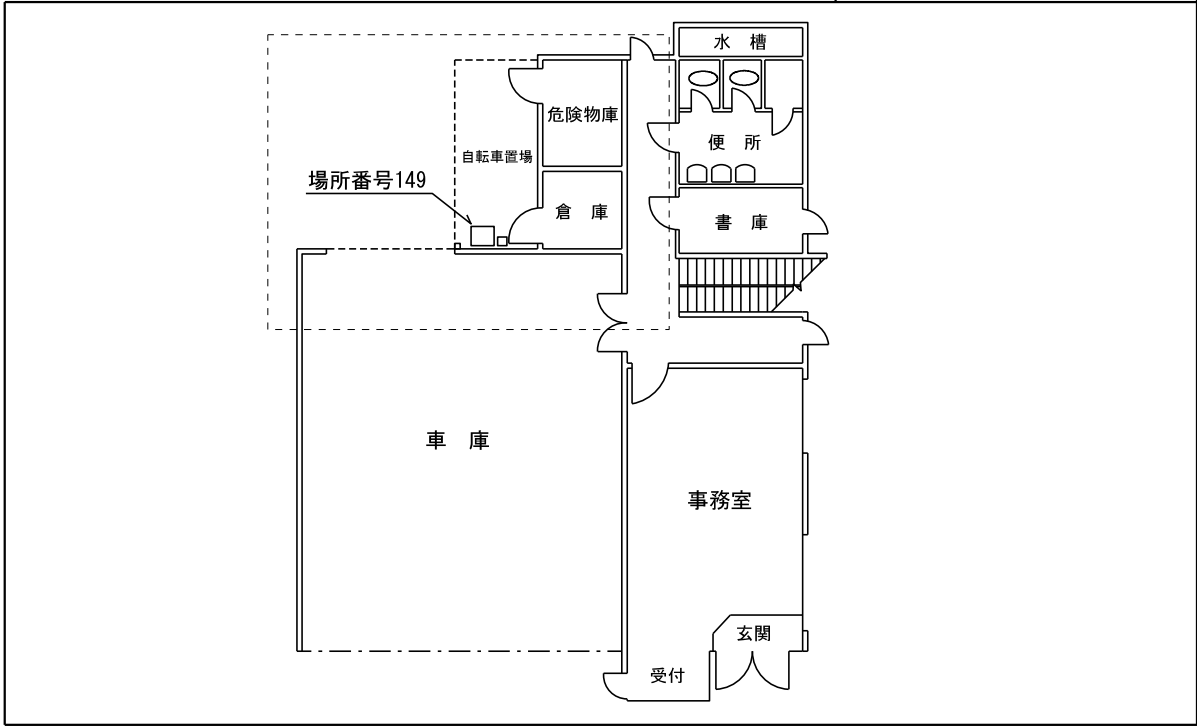
配置図



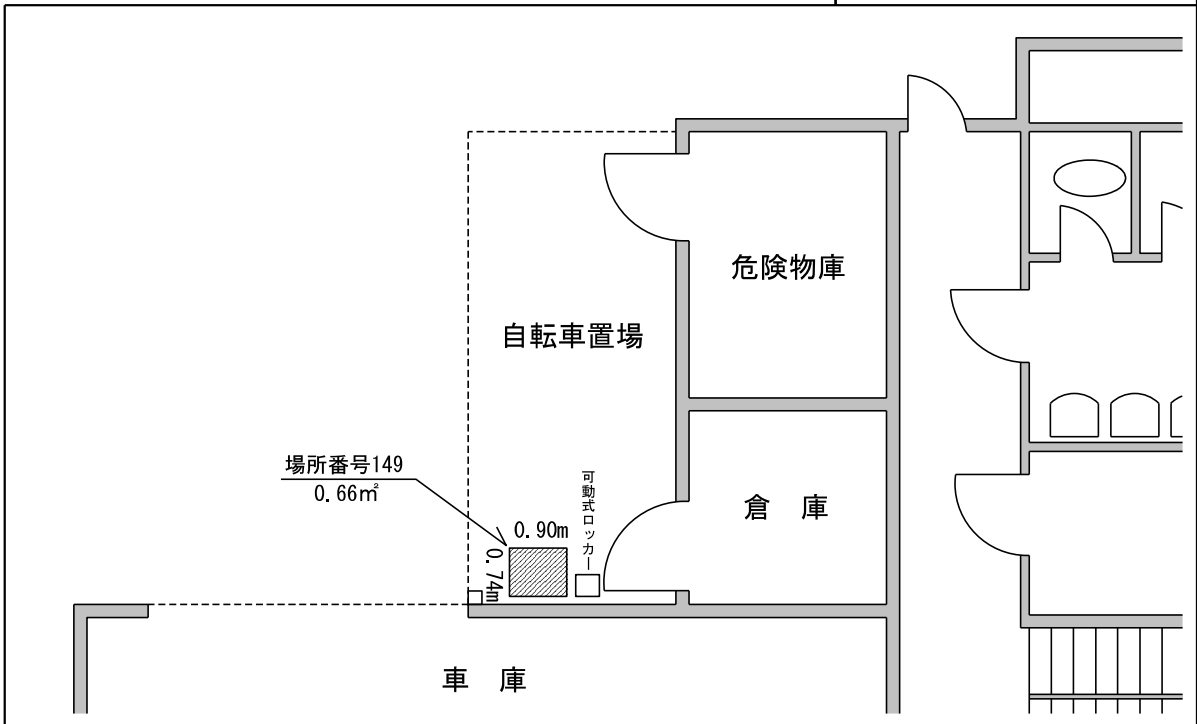
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

高津消防署久地出張所			
場所番号	149	所在地	高津区久地4丁目11番19号

案内図

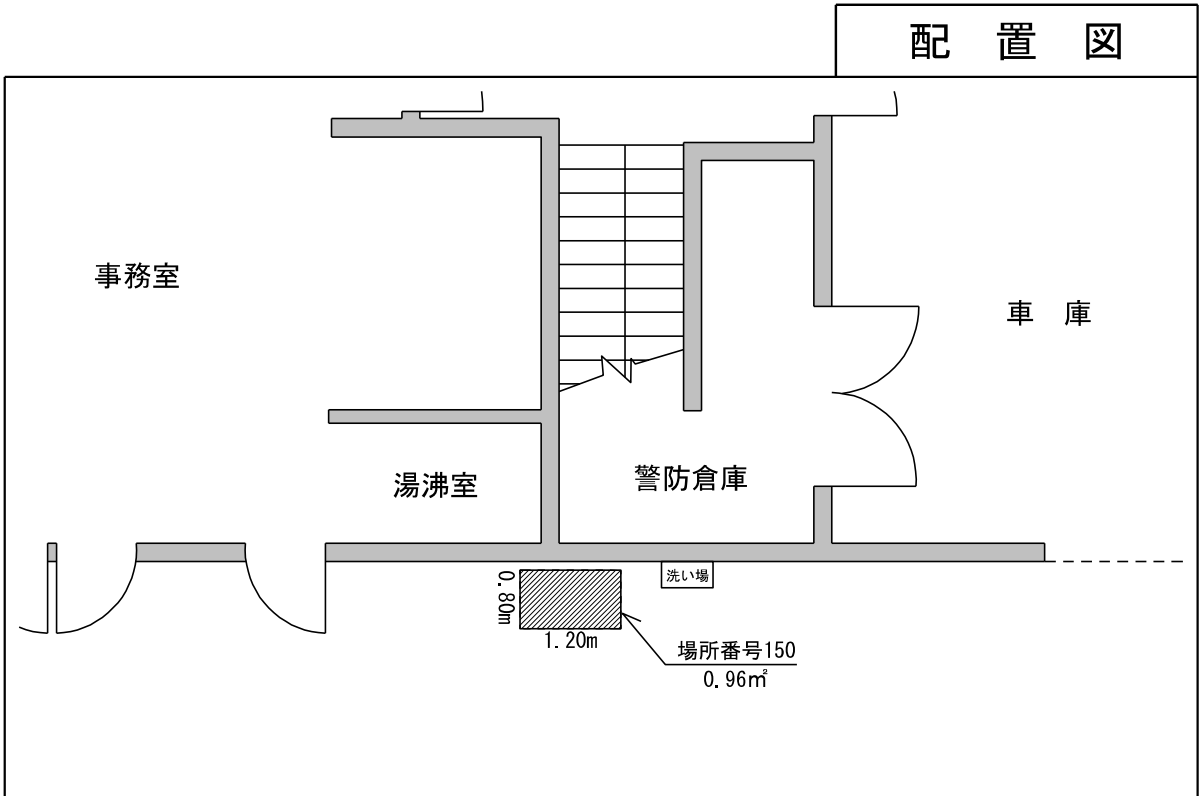
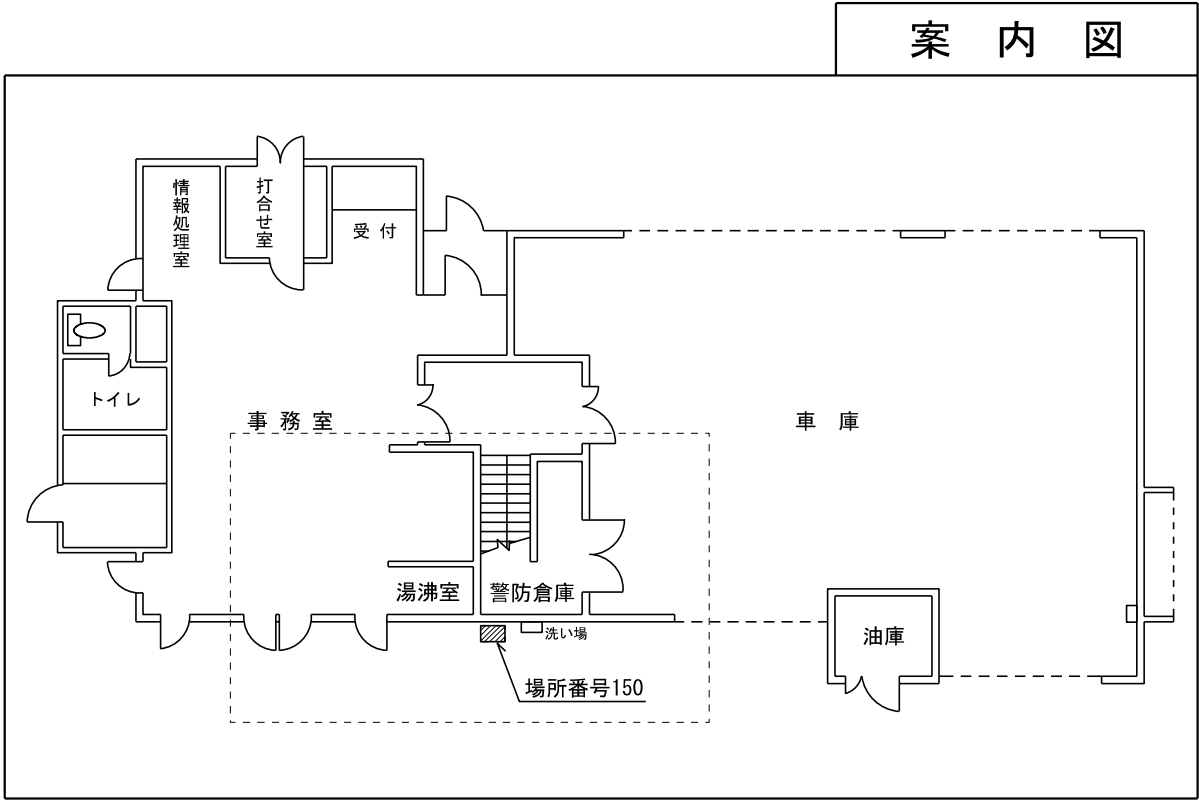


配置図



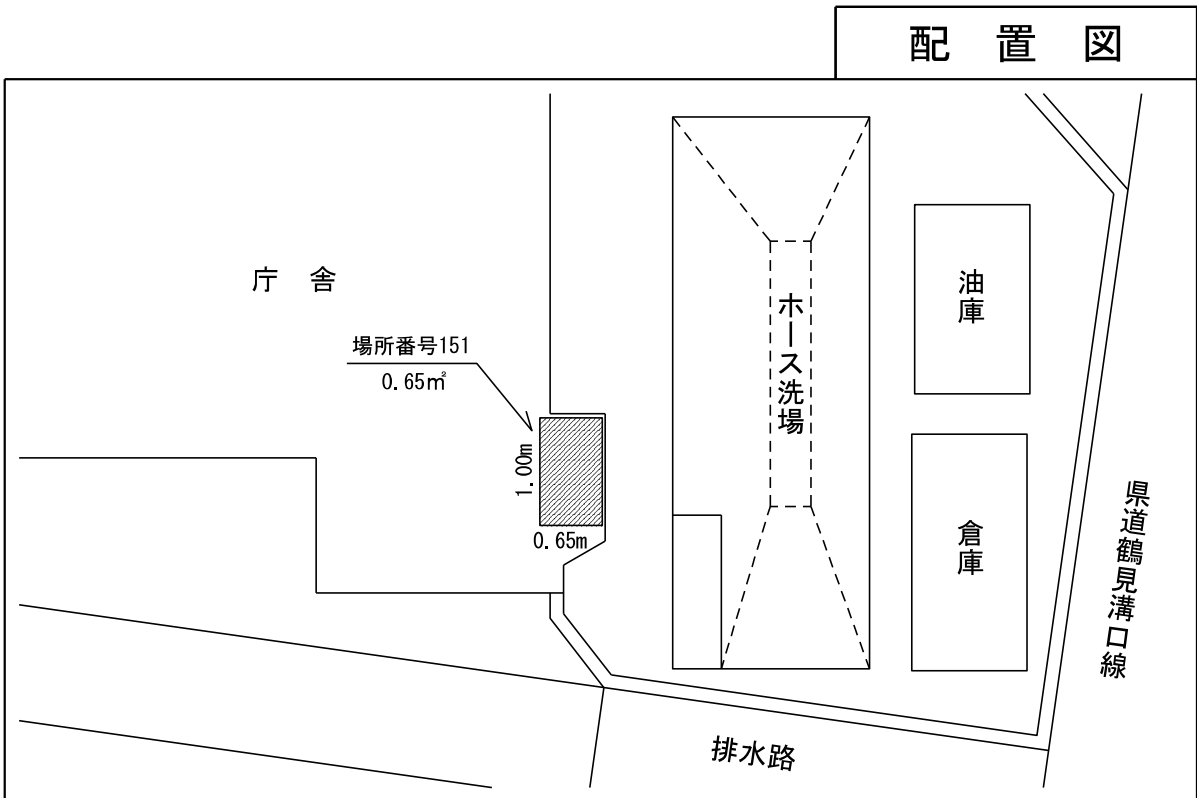
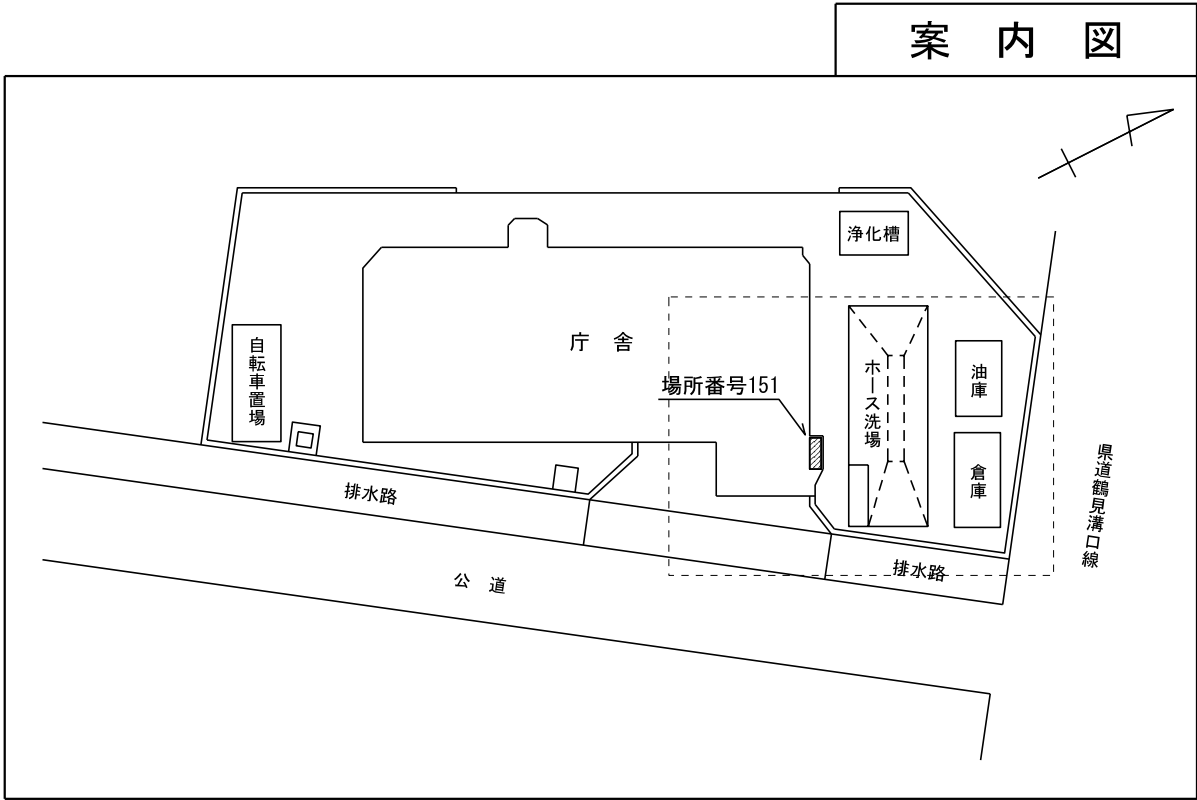
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

高津消防署梶ヶ谷出張所		
場所番号	150	所在地 高津区向ヶ丘8番16



※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

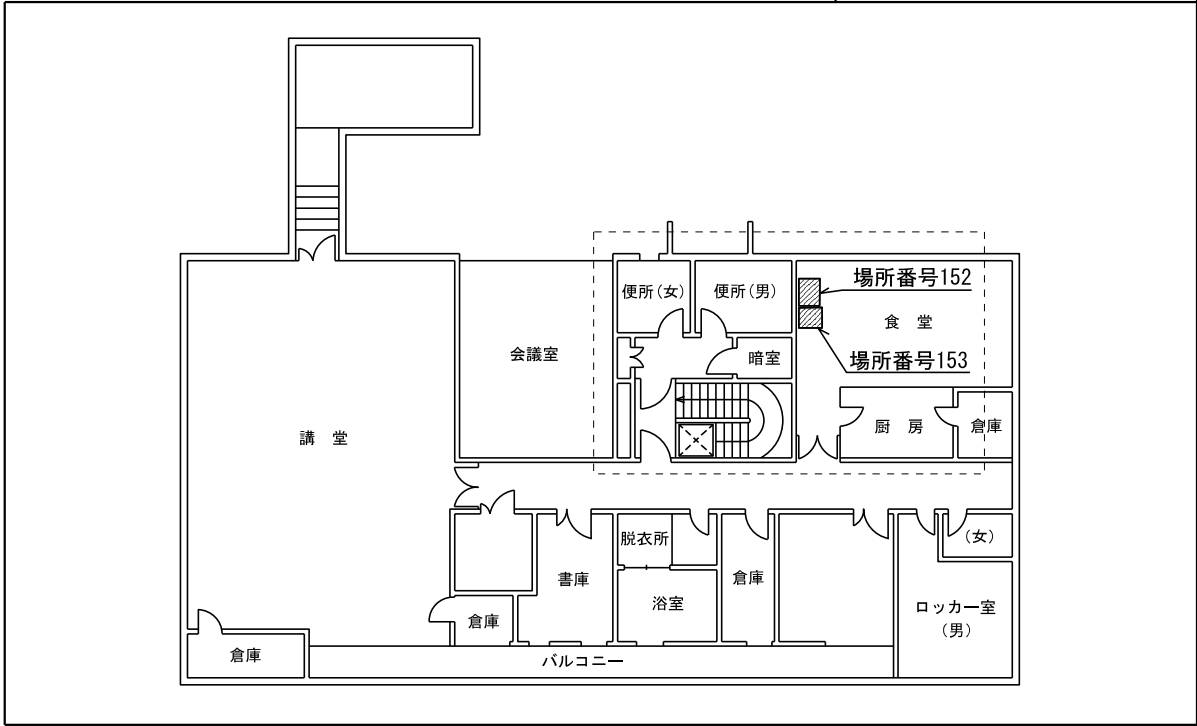
高津消防署子母口出張所			
場所番号	151	所在地	高津区子母口298番地2



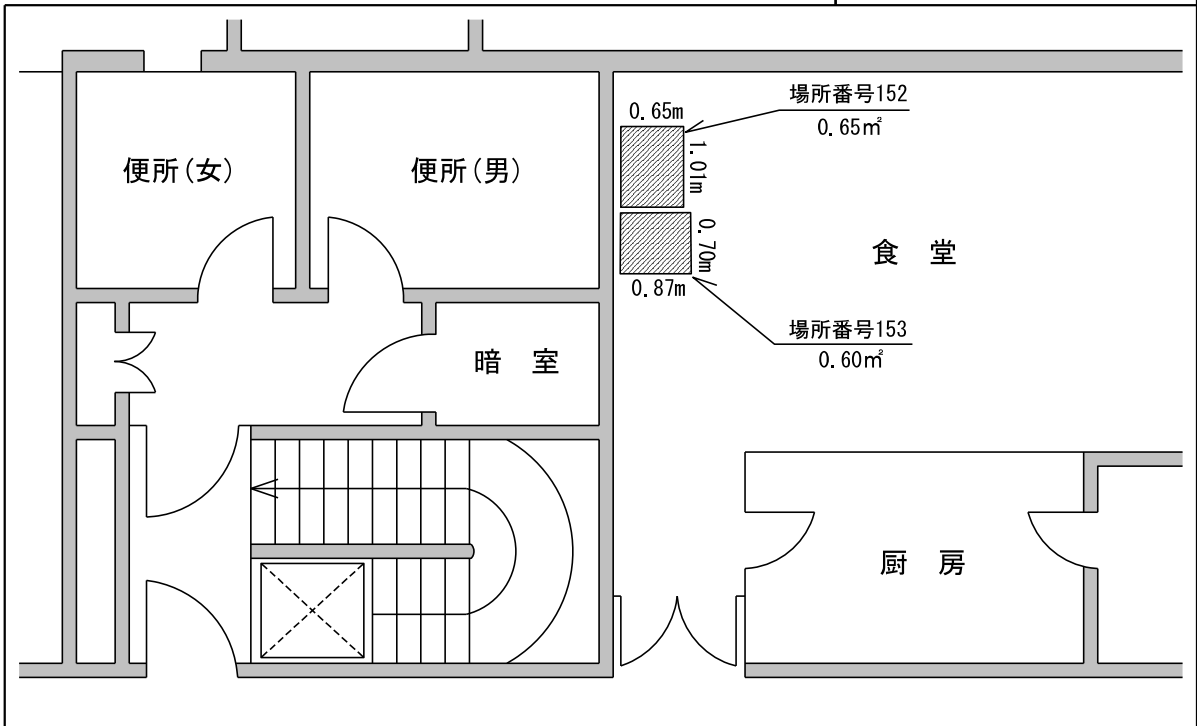
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

宮前消防署 4階			
場所番号	152. 153	所在地	宮前区宮前平2丁目20番地 4

案内図



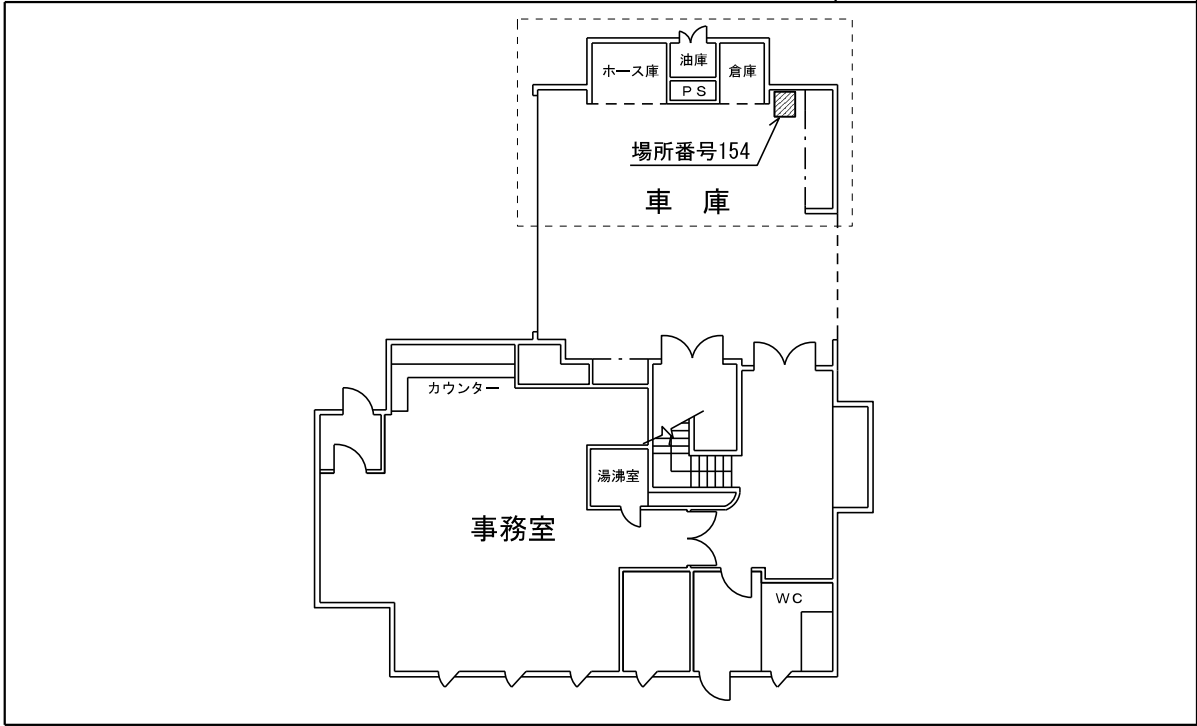
配置図



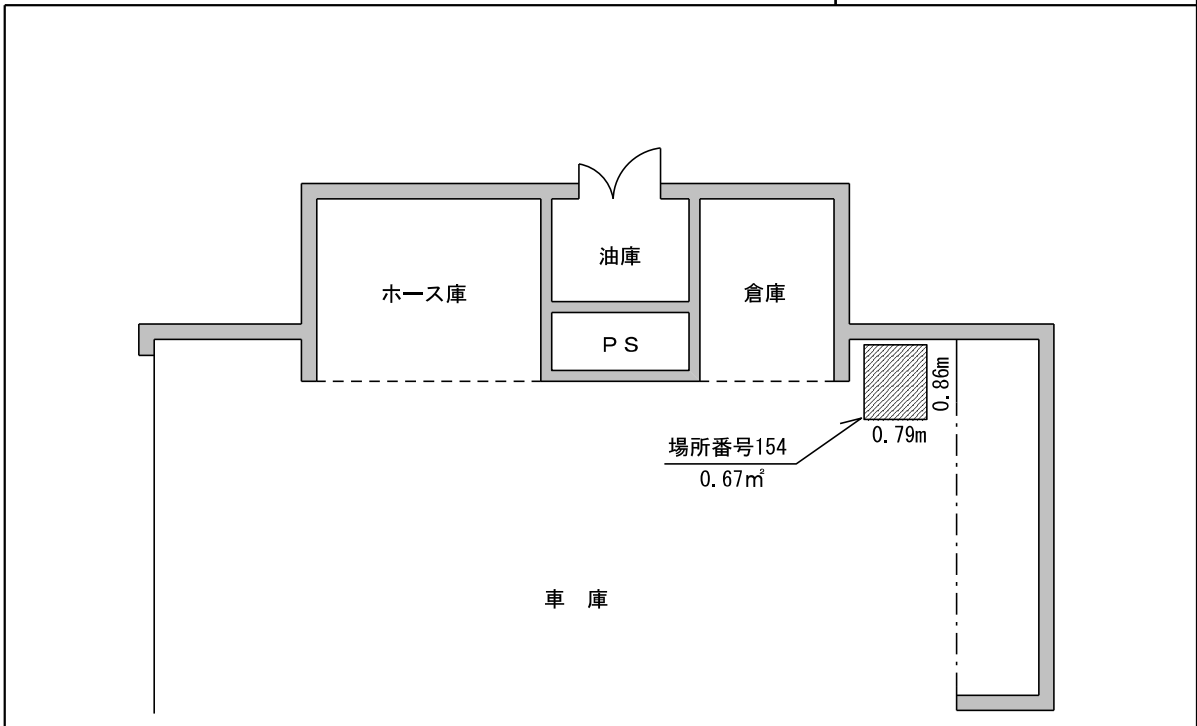
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

宮前消防署向丘出張所 1階		
場所番号	154	所在地 宮前区平1丁目4番17号

案内図

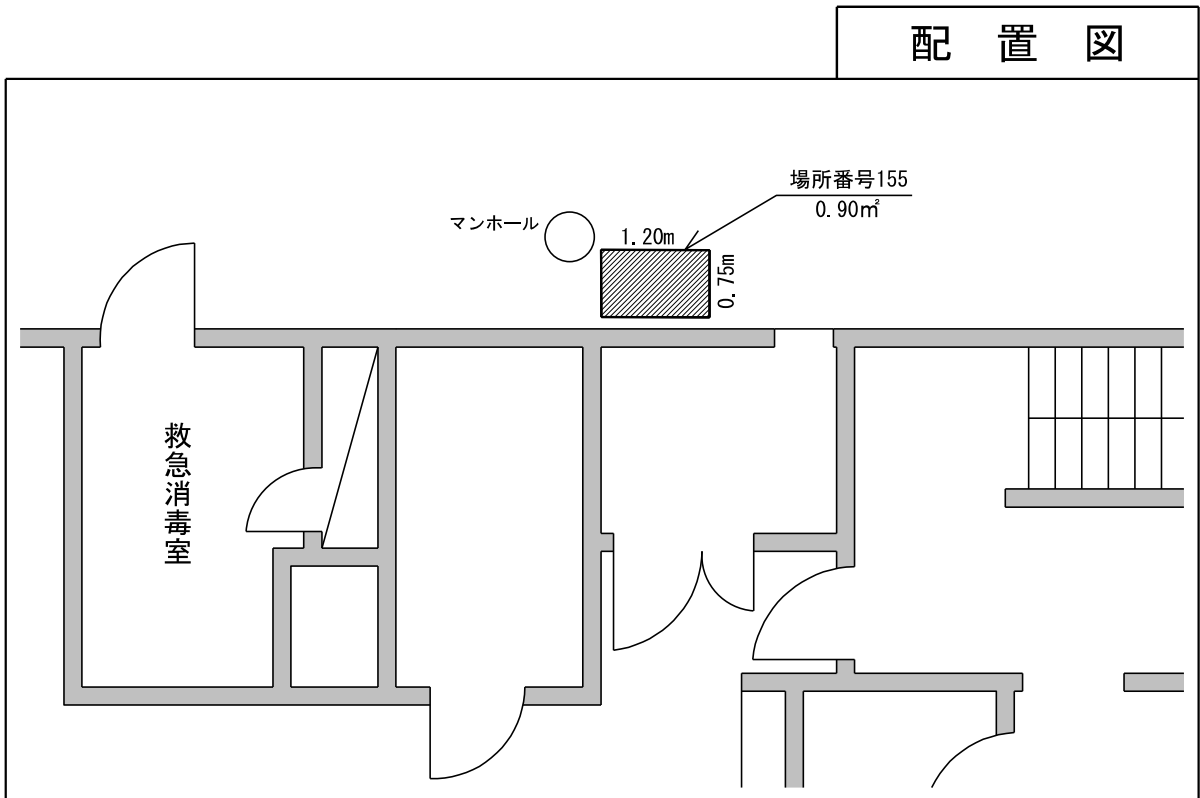
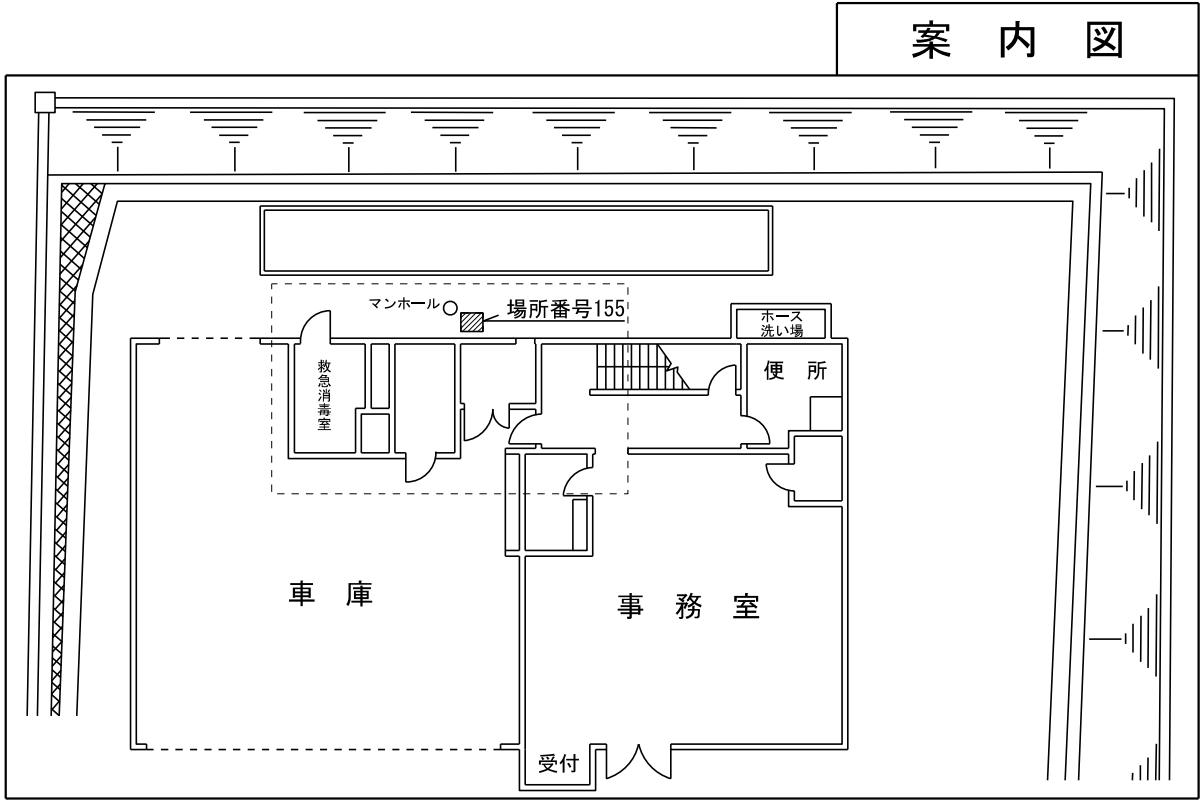


配置図



※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

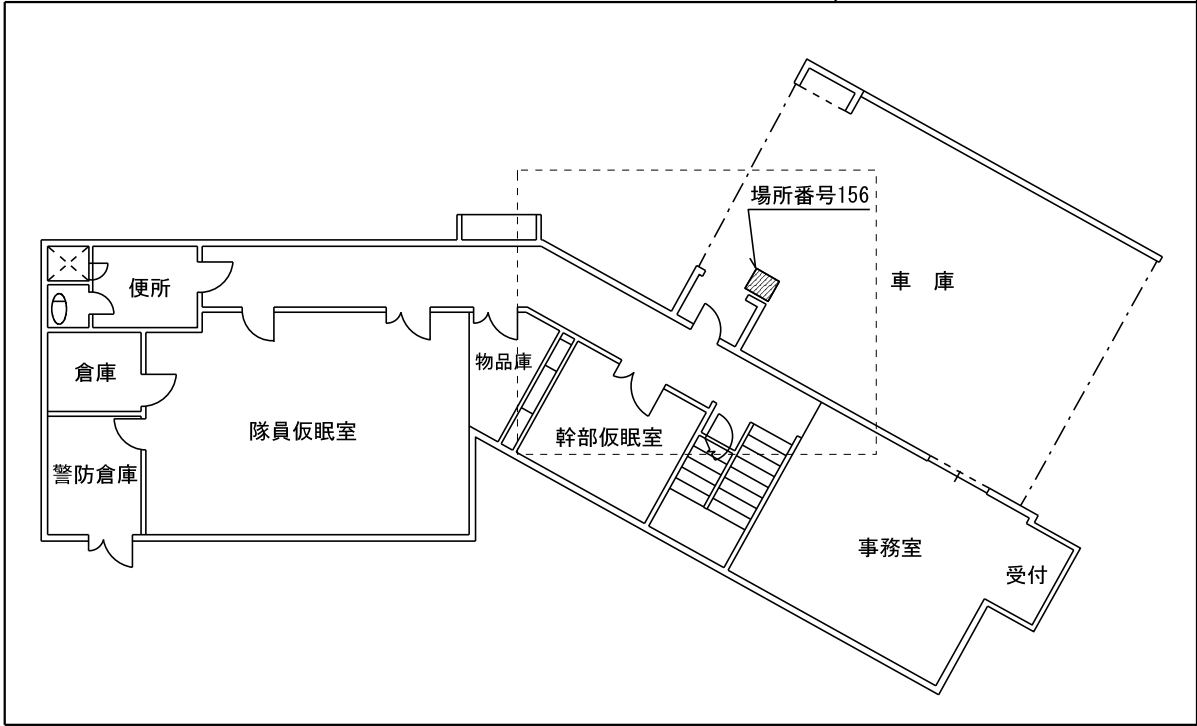
宮前消防署野川出張所		
場所番号	155	所在地 宮前区野川3417番地28



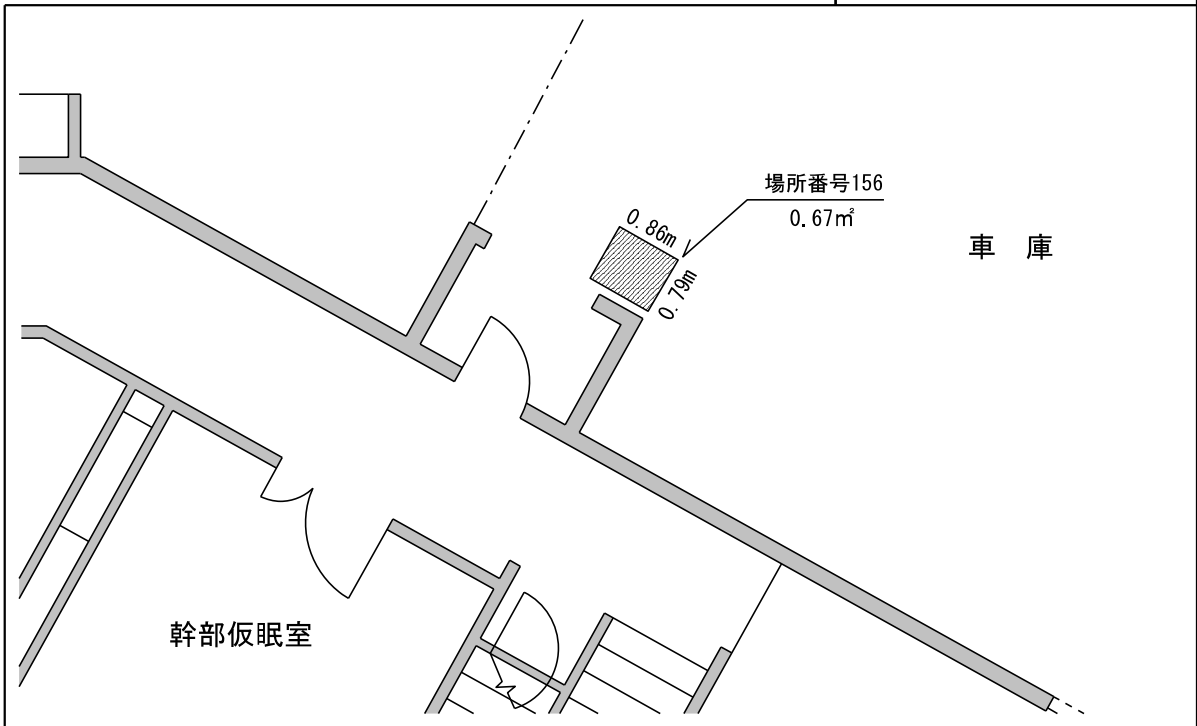
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

宮前消防署宮崎出張所 1階			
場所番号	156	所在地	宮前区有馬2丁目8番11号

案内図

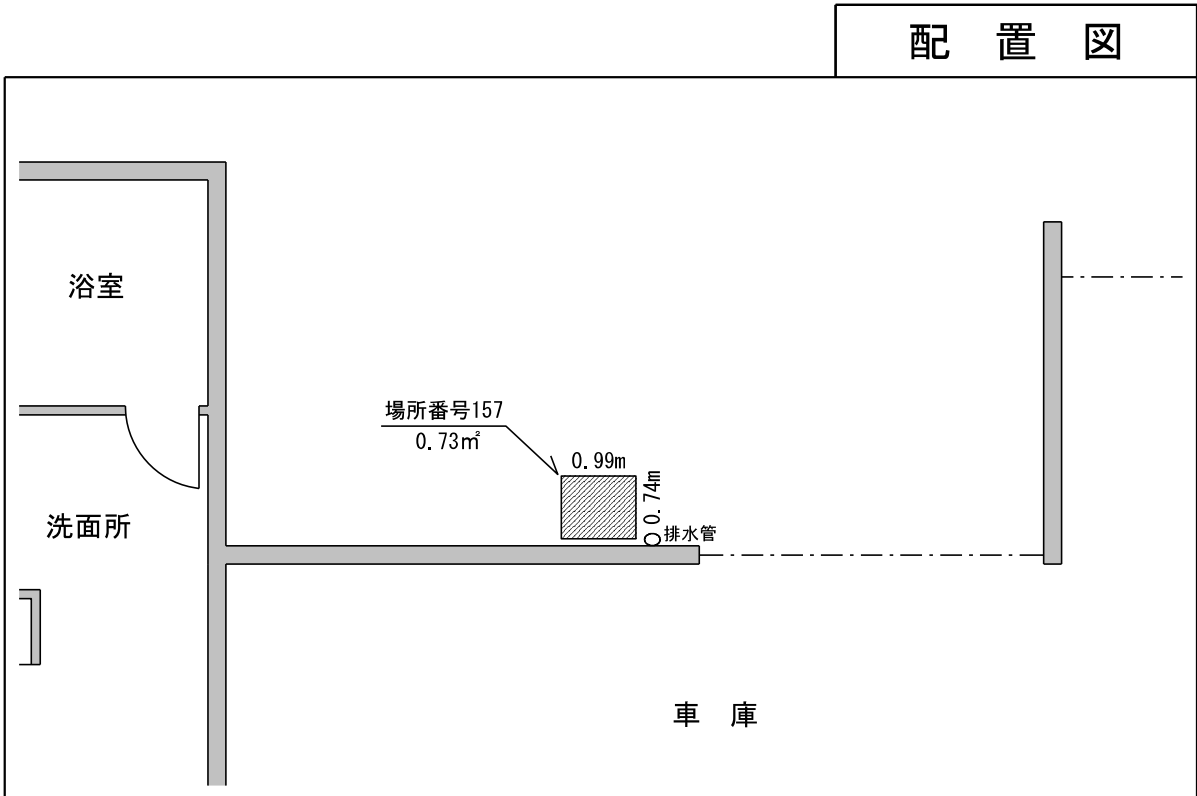
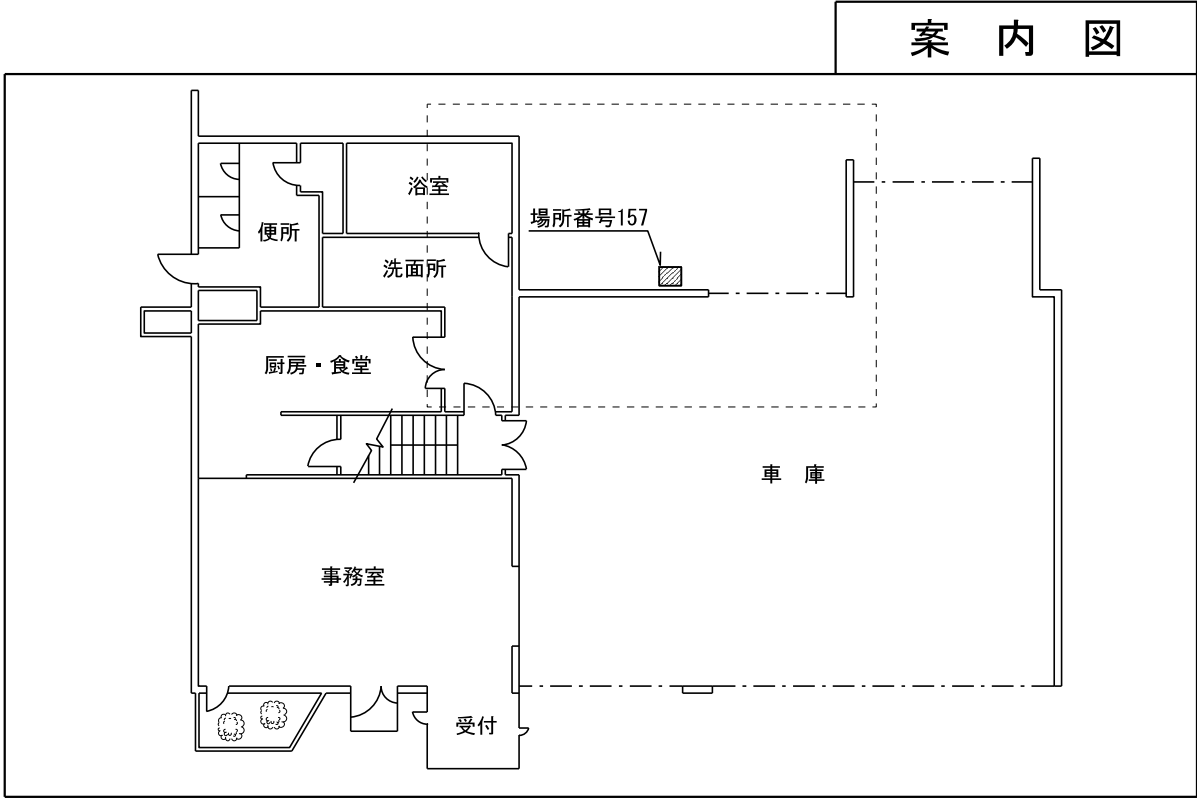


配置図



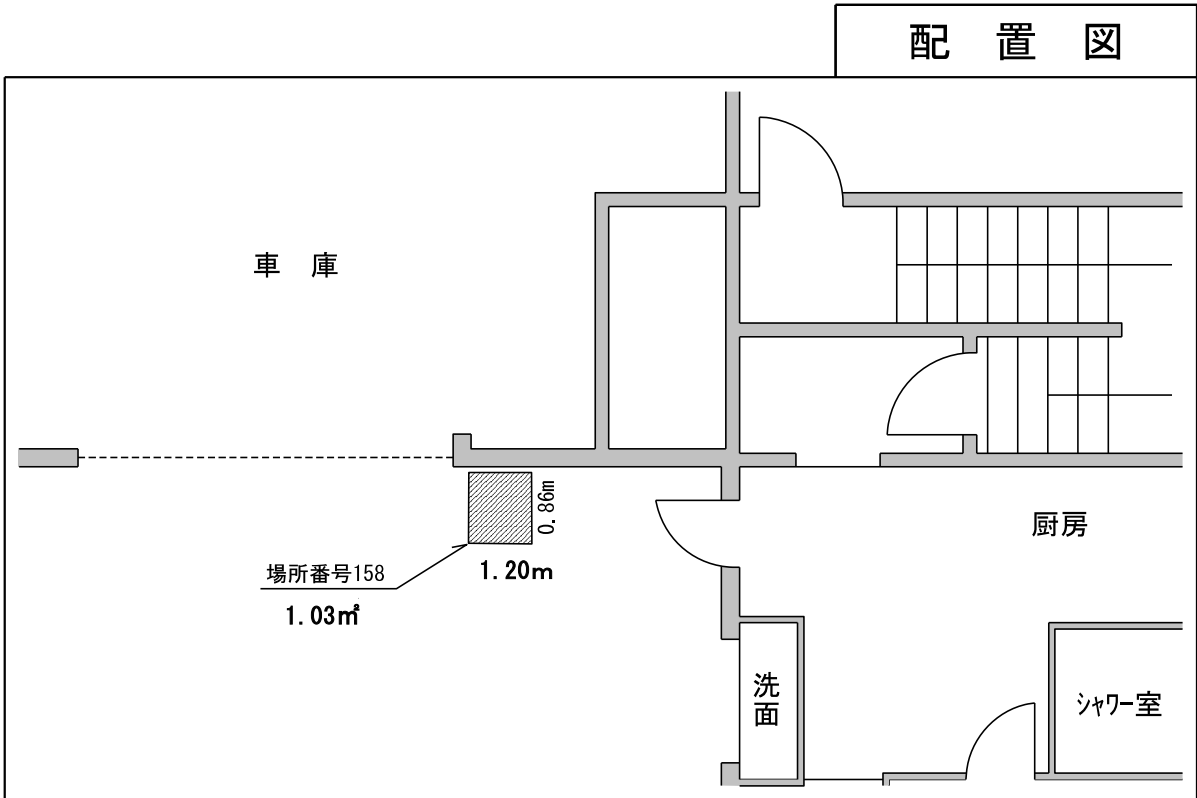
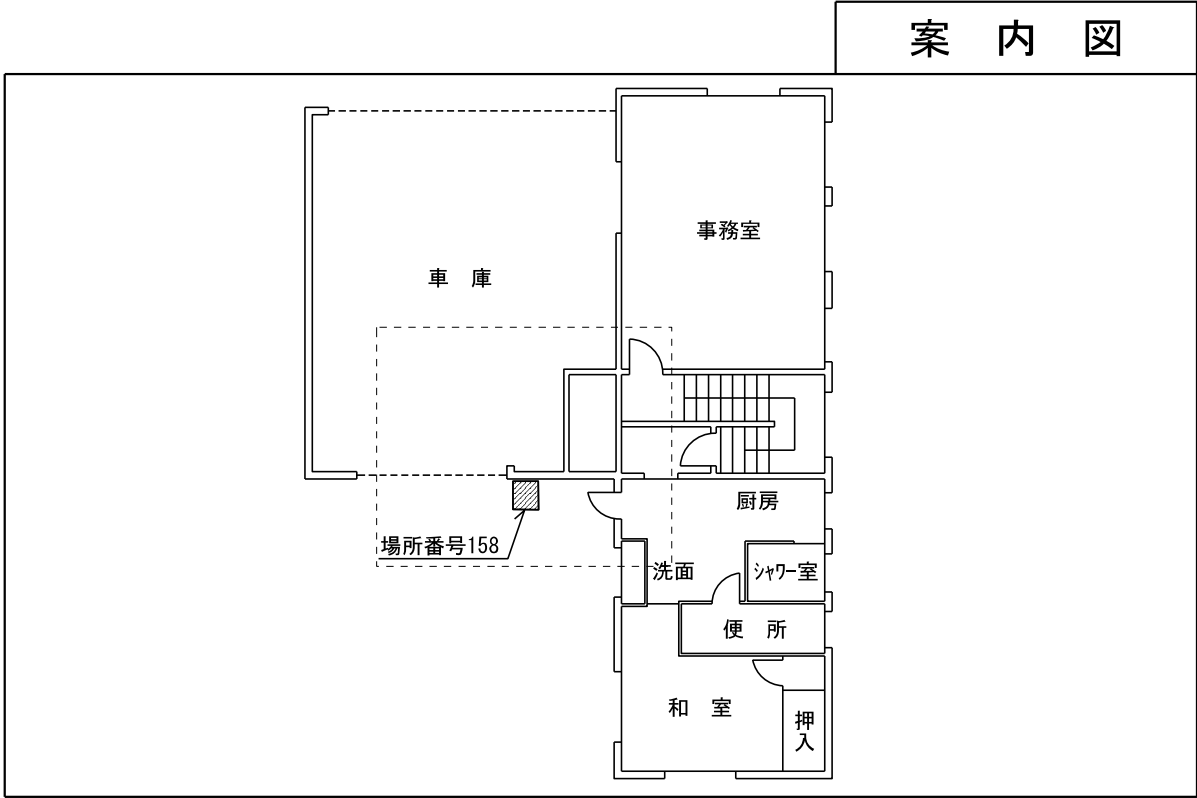
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

宮前消防署犬蔵出張所			
場所番号	157	所在地	宮前区犬蔵1丁目10番2号



※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

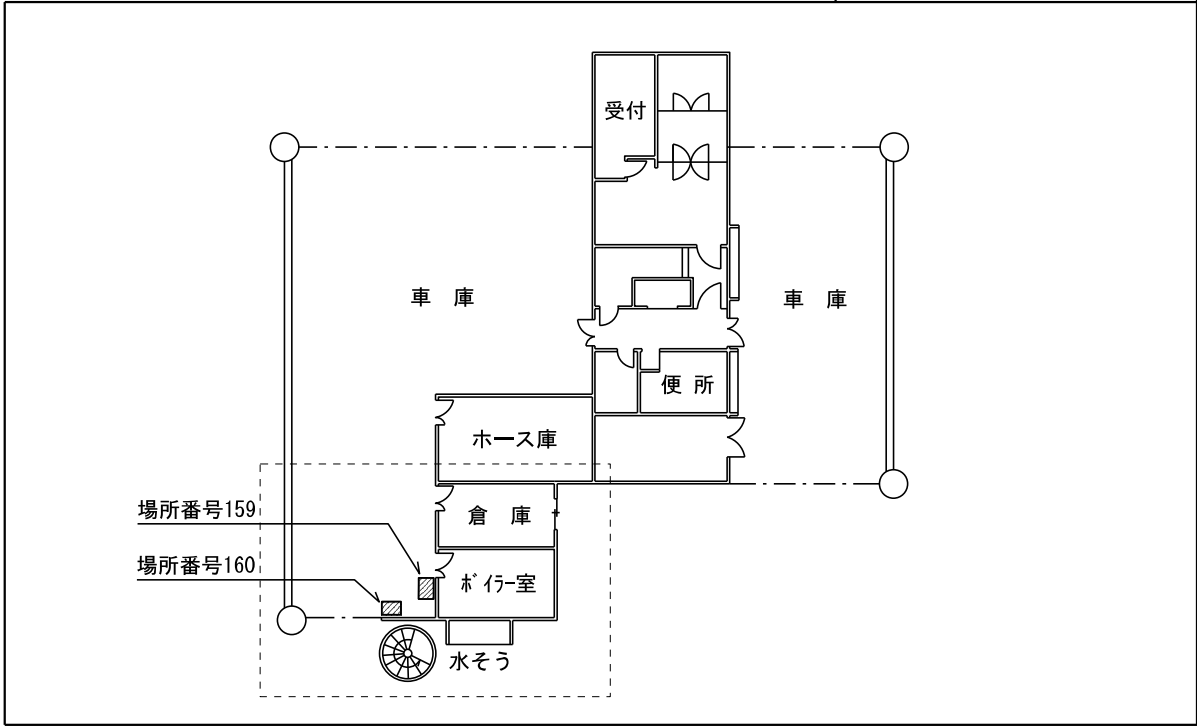
宮前消防署菅生出張所			
場所番号	158	所在地	宮前区菅生3丁目43番23号



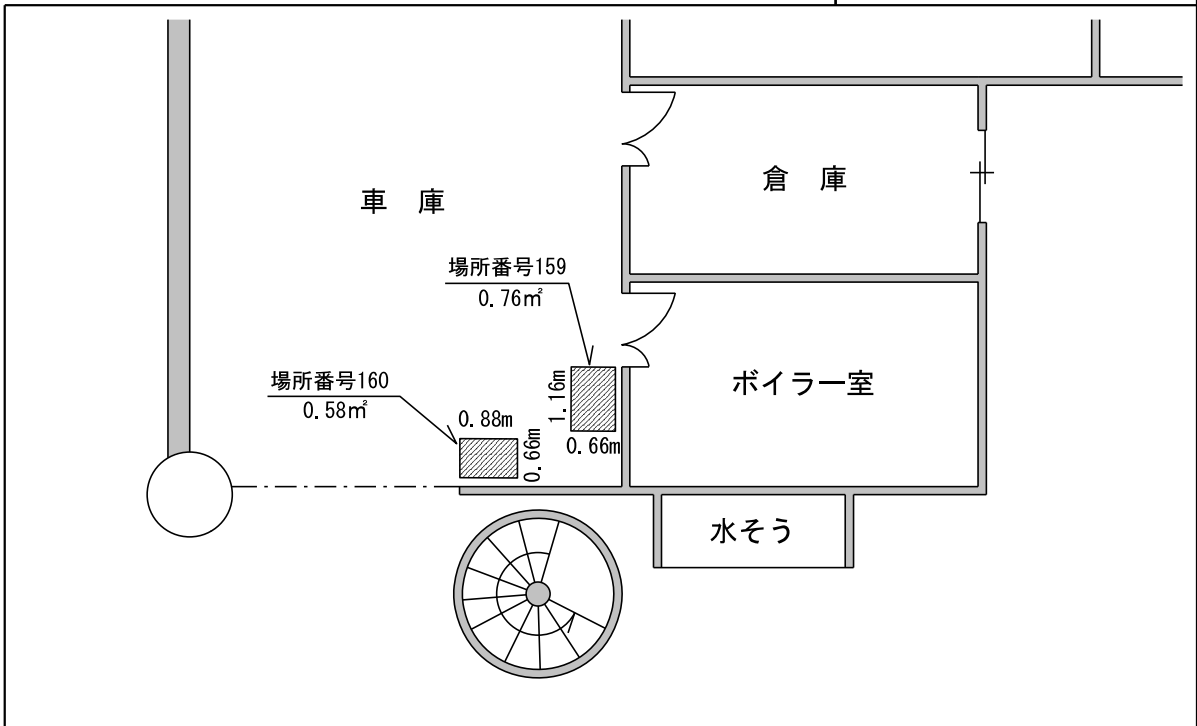
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

多摩消防署 1階			
場所番号	159.160	所在地	多摩区柘形2丁目6番1号

案内図



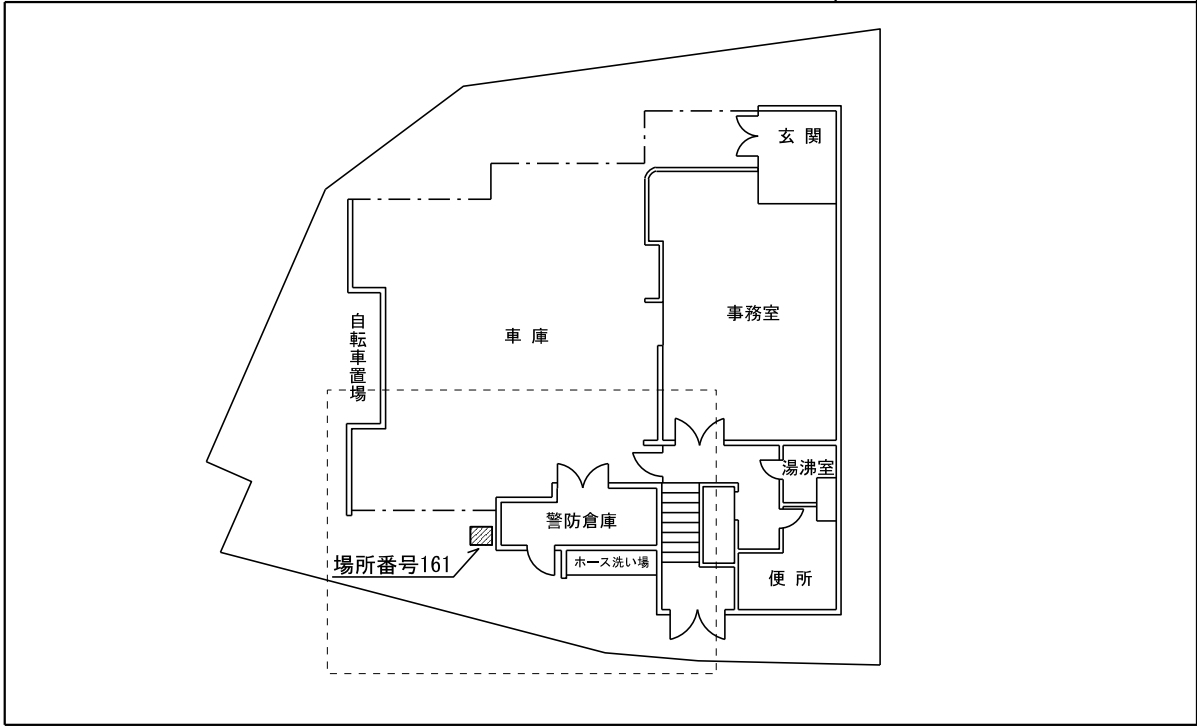
配置図



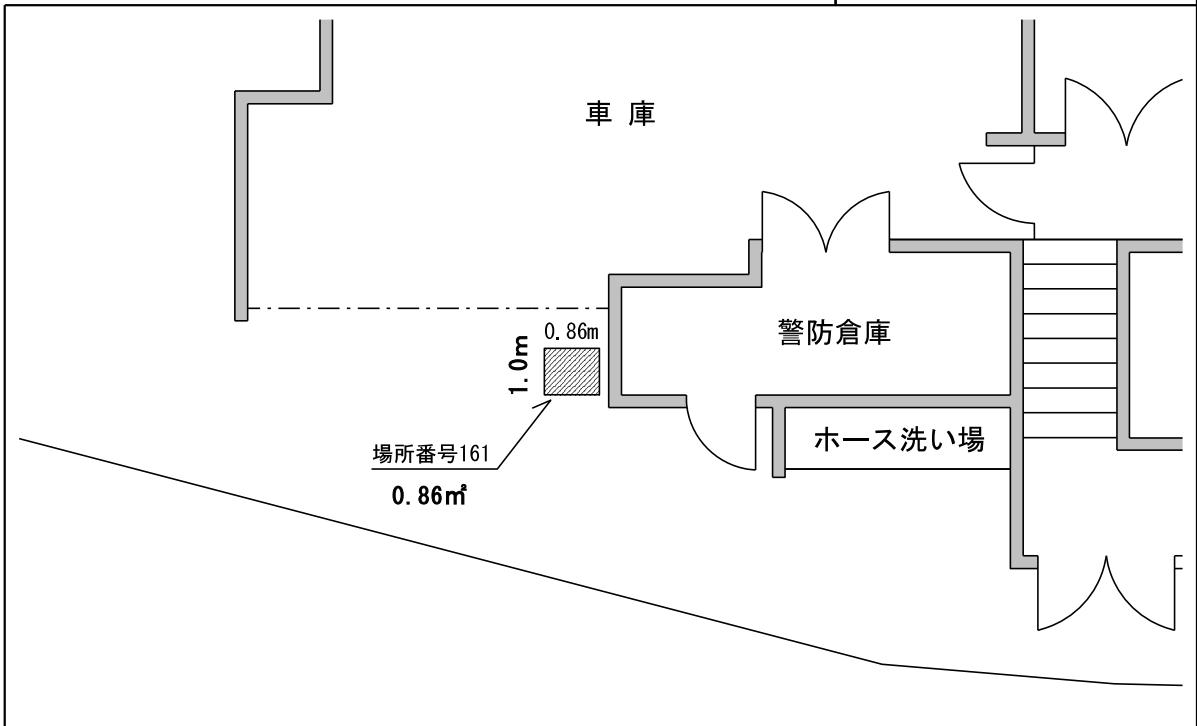
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

多摩消防署菅出張所			
場所番号	161	所在地	多摩区菅馬場1丁目13番1号

案内図



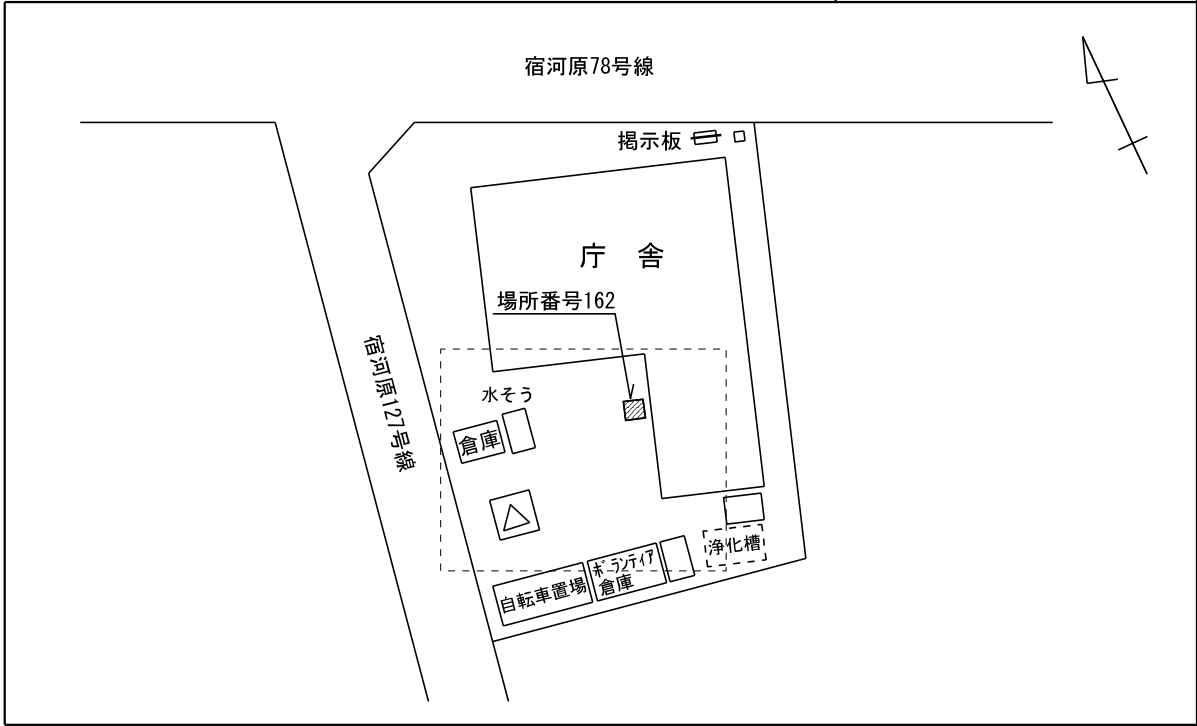
配置図



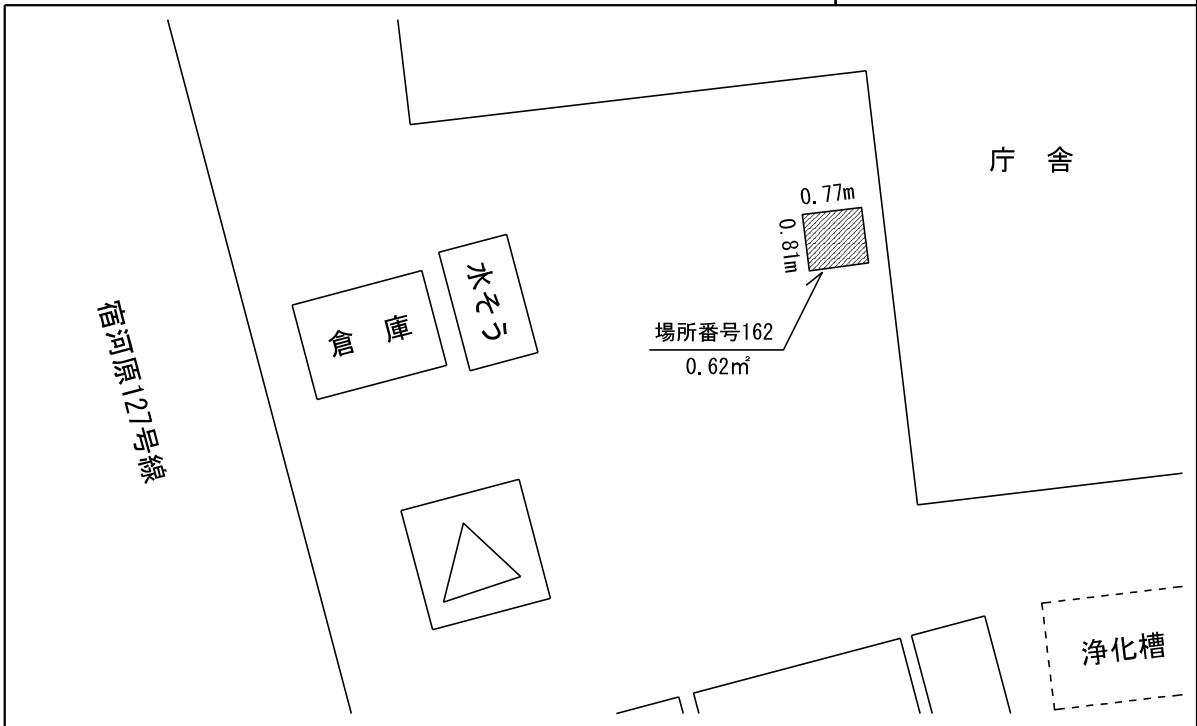
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

多摩消防署宿河原出張所		
場所番号	162	所在地 多摩区宿河原3丁目12番1号

案内図



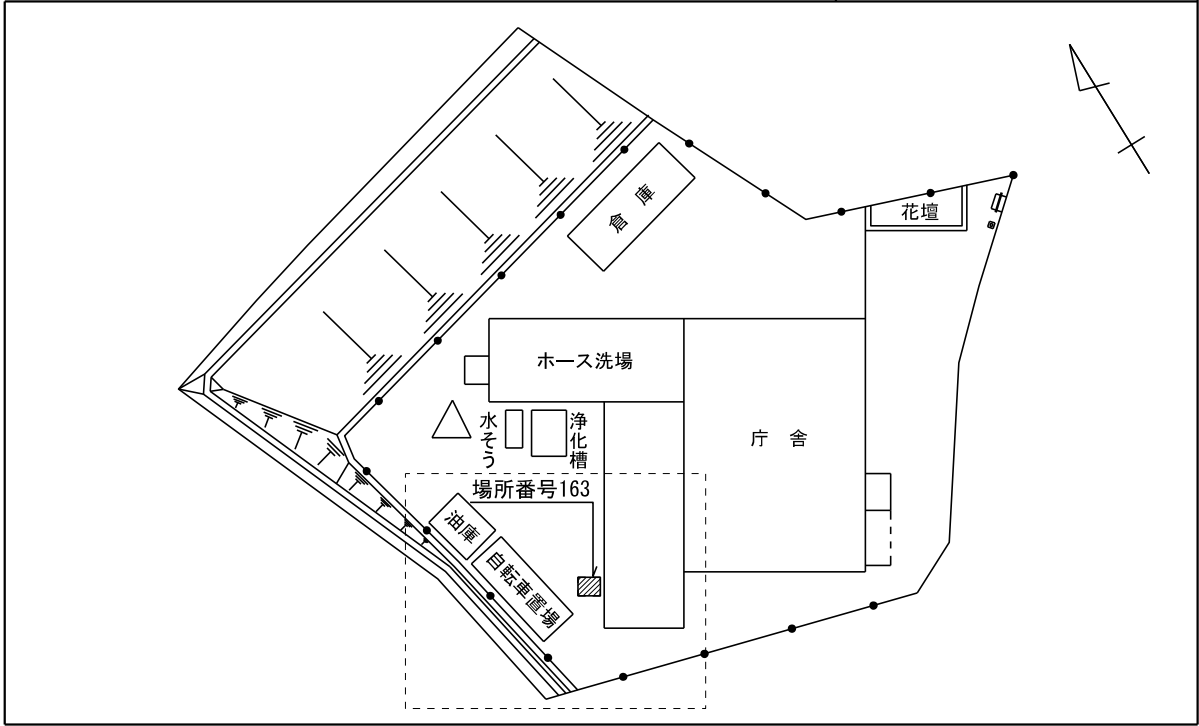
配置図



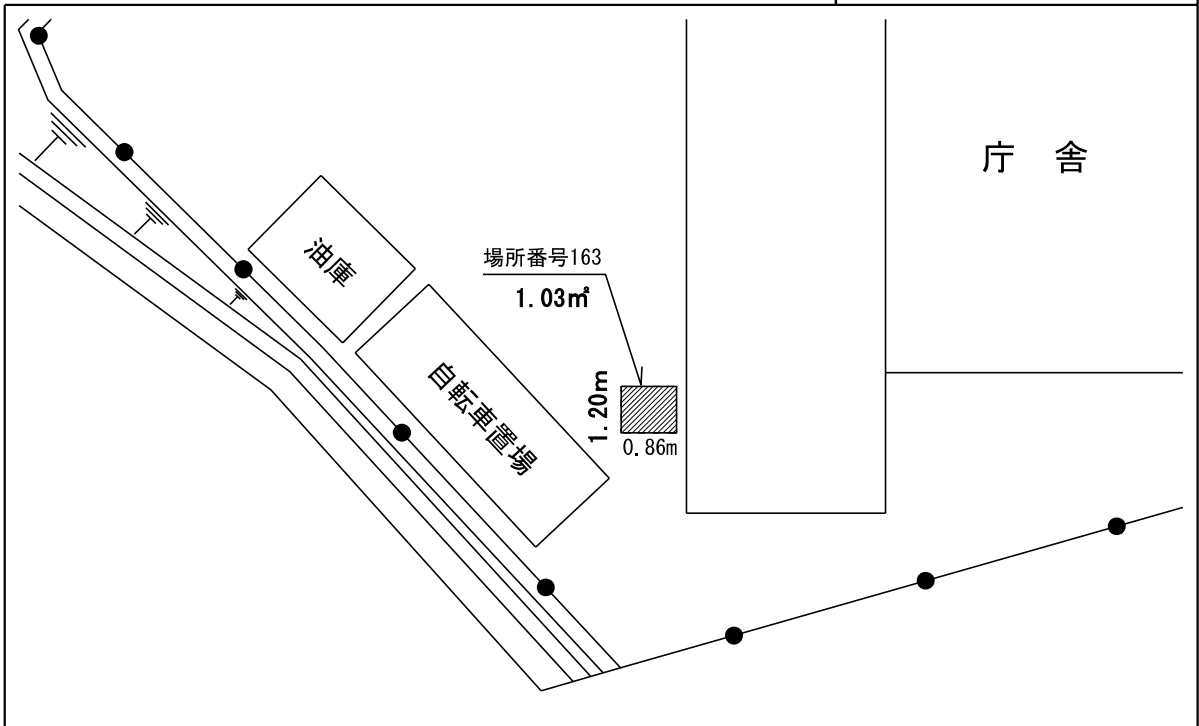
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

多摩消防署栗谷出張所		
場所番号	163	所在地 多摩区栗谷3丁目30番8号

案内図



配置図

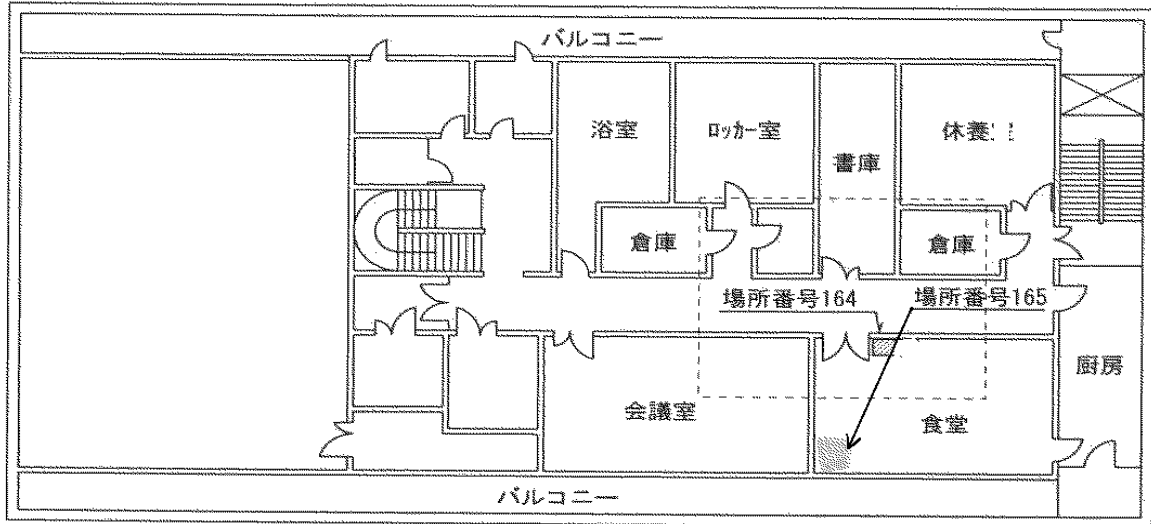


※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

麻生消防署3階

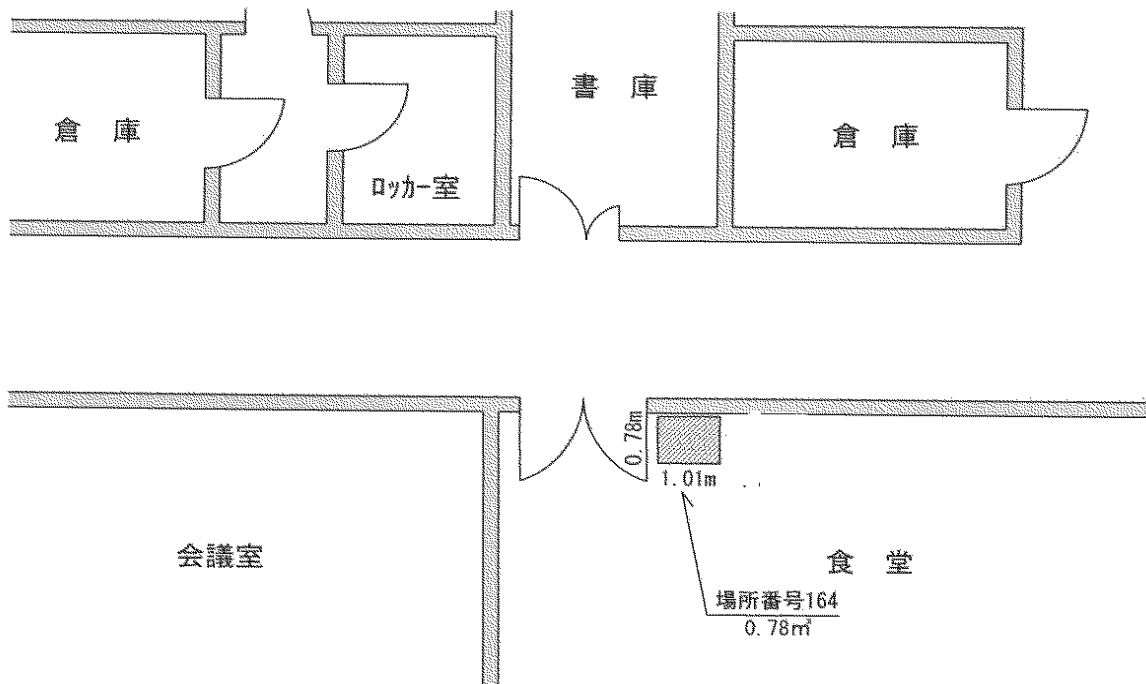
場所番号	164	所在地	麻生区万福寺1丁目5番4号
------	-----	-----	---------------

案内図



※ 今回の入札時より場所番号165の自動販売機は1階に移設します。

配置図

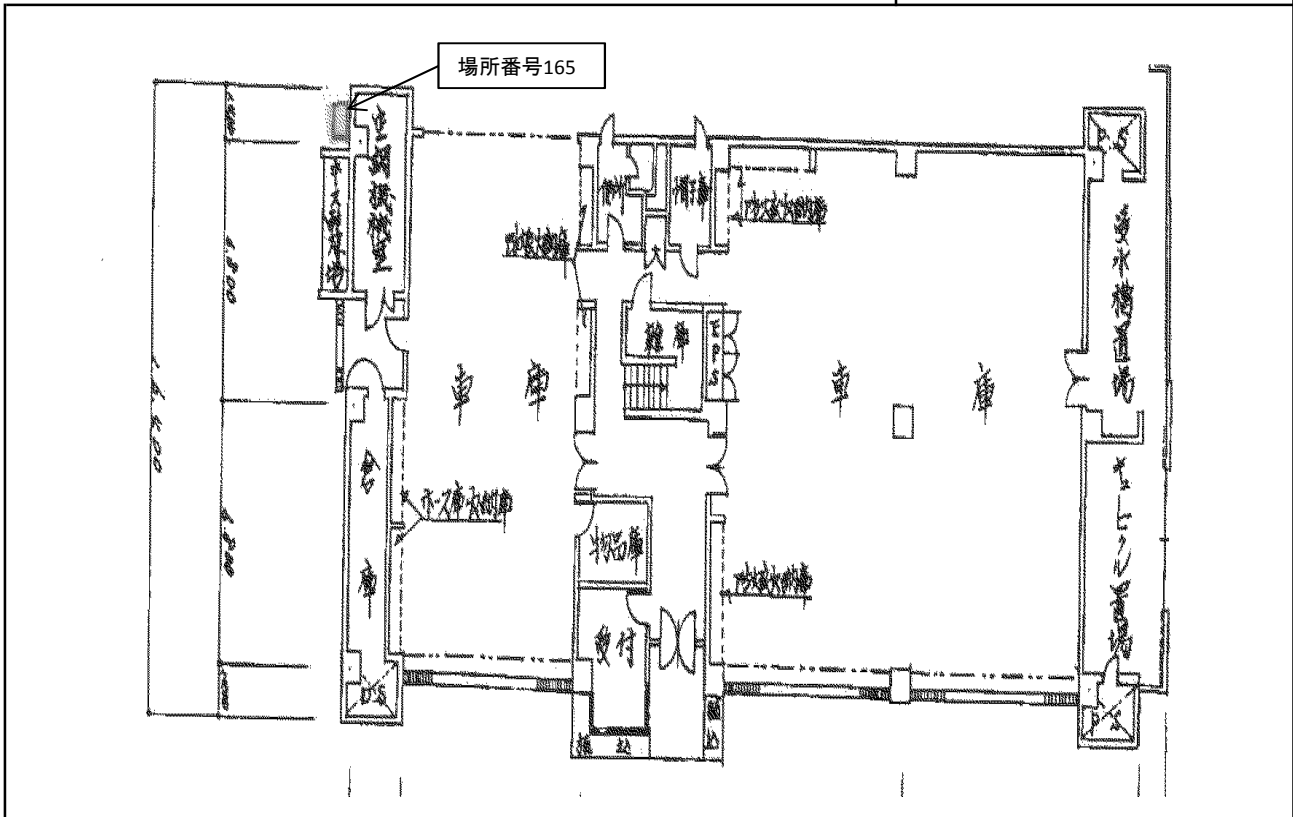


※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

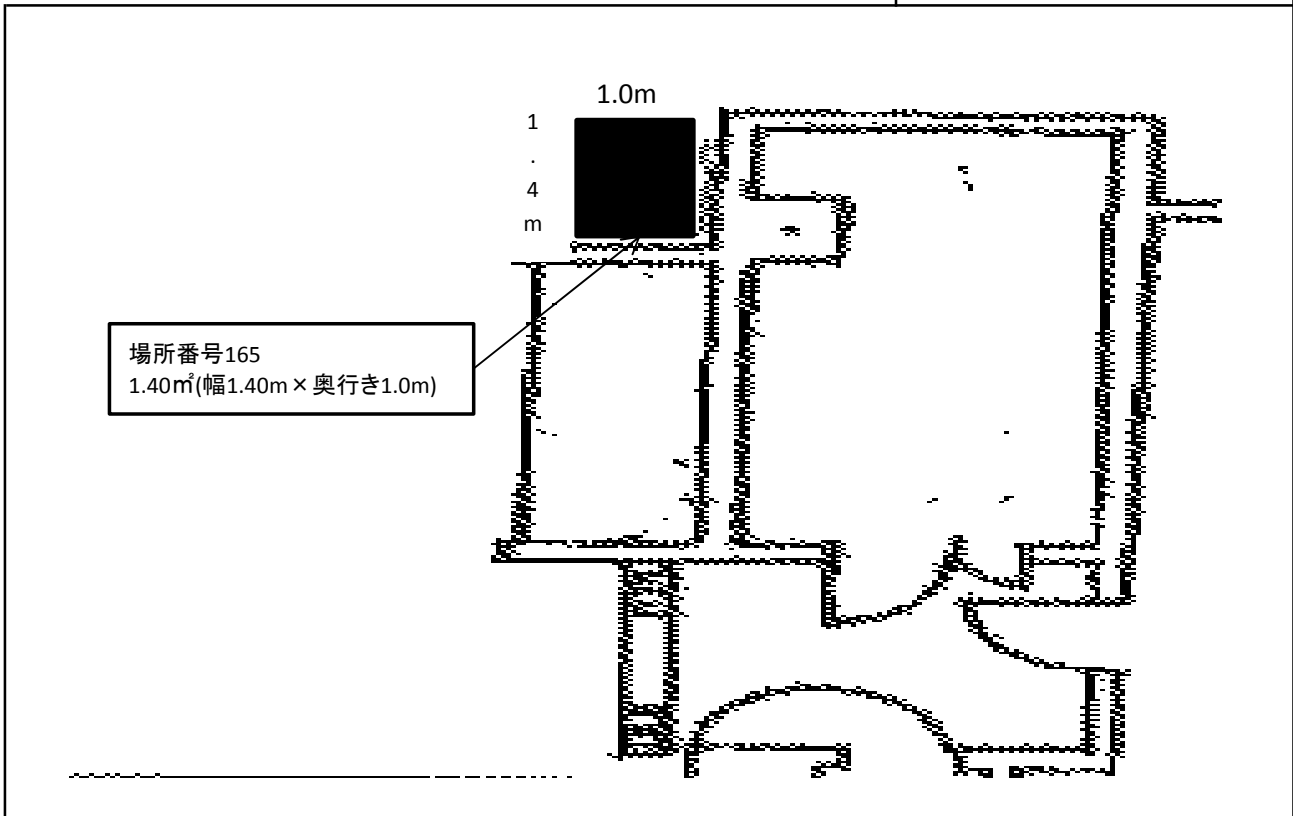
麻生消防署1階

場所番号	165	所在地	麻生区万福寺1丁目5番4号
------	-----	-----	---------------

案内図

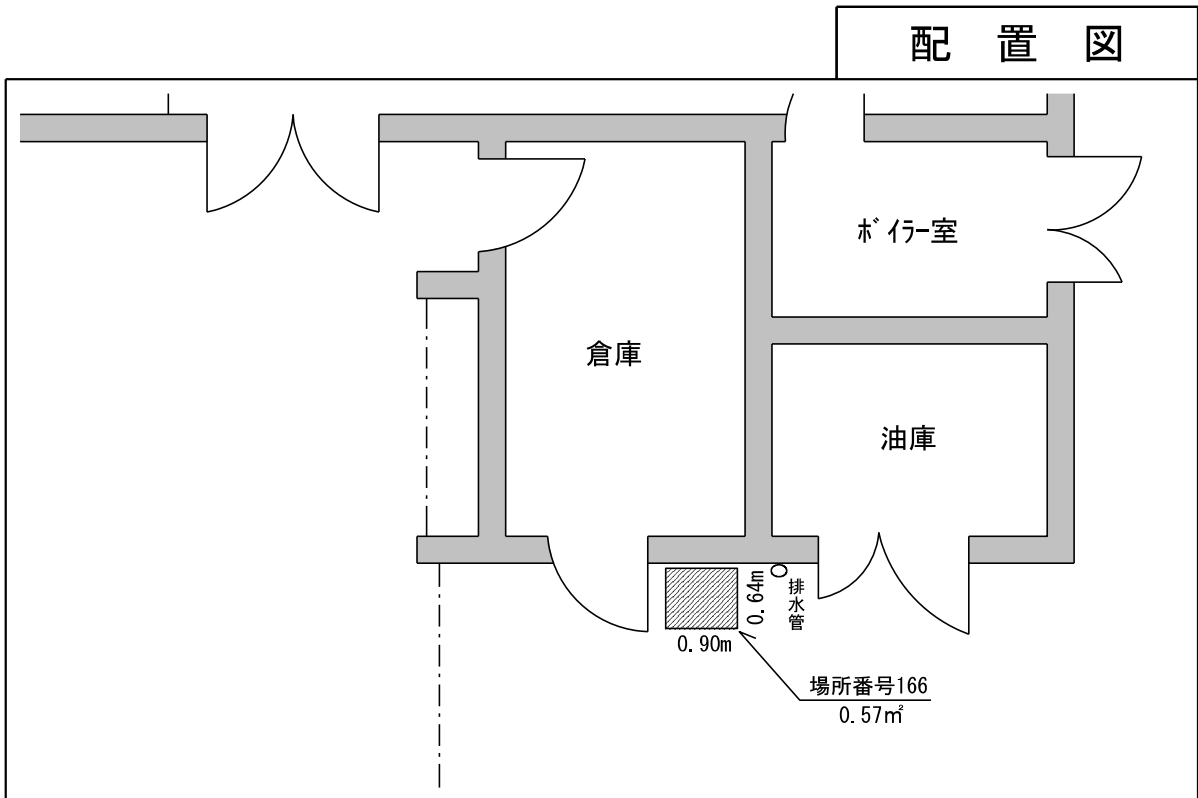
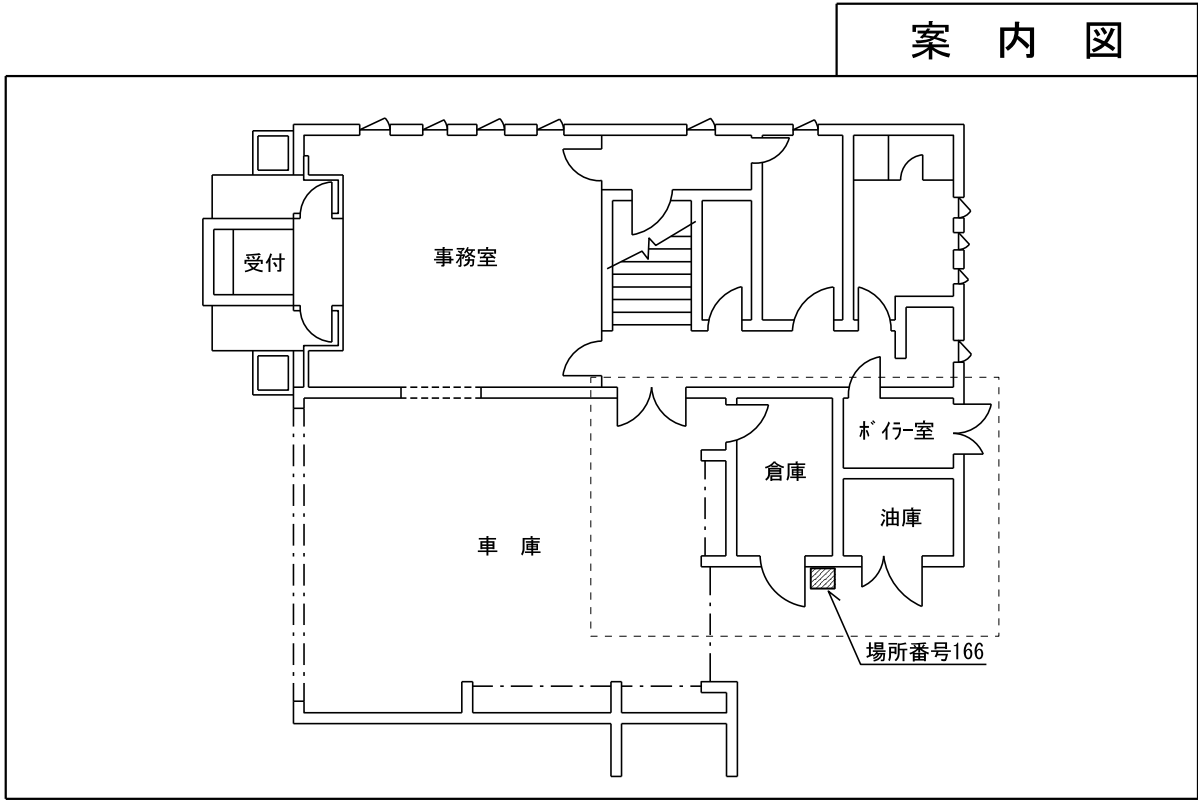


配置図



※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

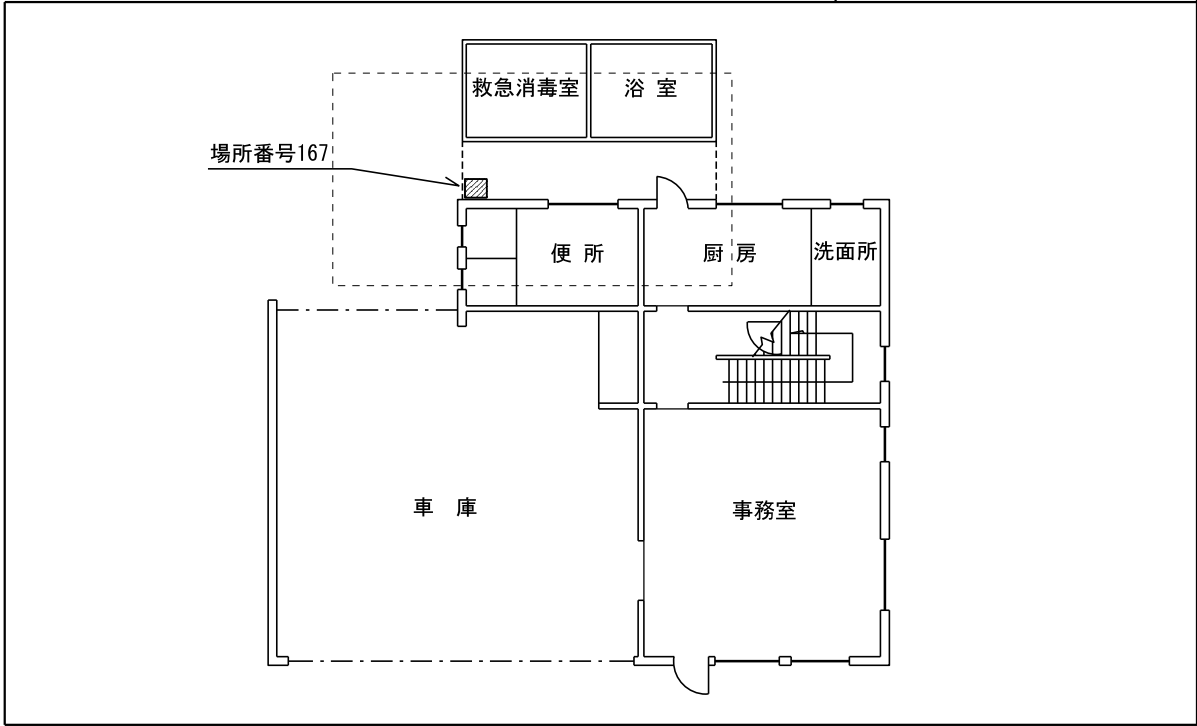
麻生消防署百合丘出張所			
場所番号	166	所在地	麻生区百合丘1丁目18番地4



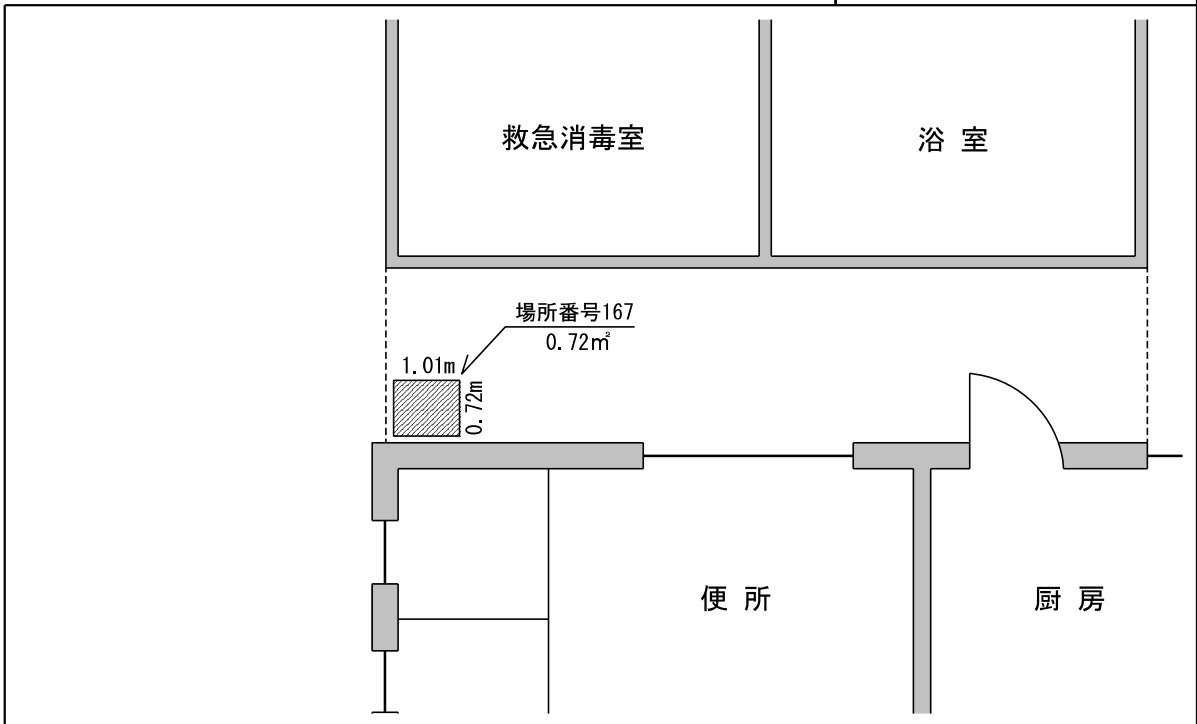
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

麻生消防署柿生出張所			
場所番号	167	所在地	麻生区片平2丁目30番7号

案内図

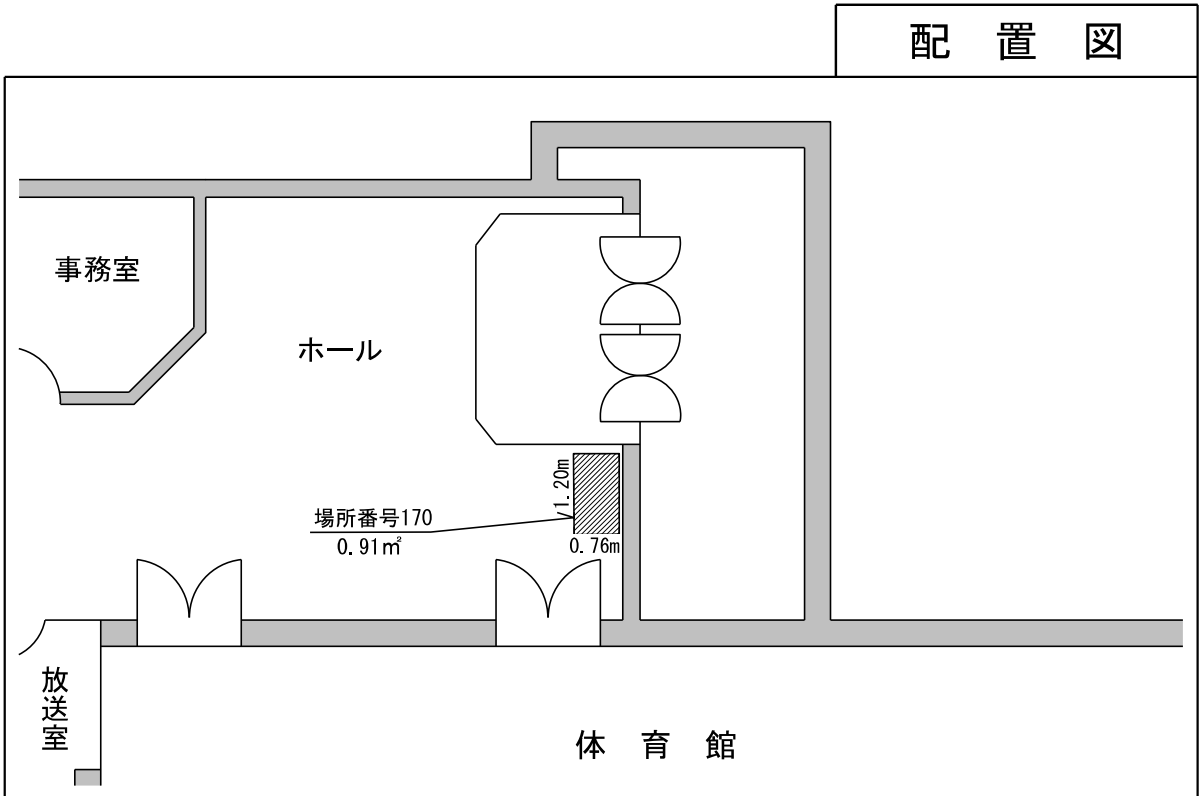
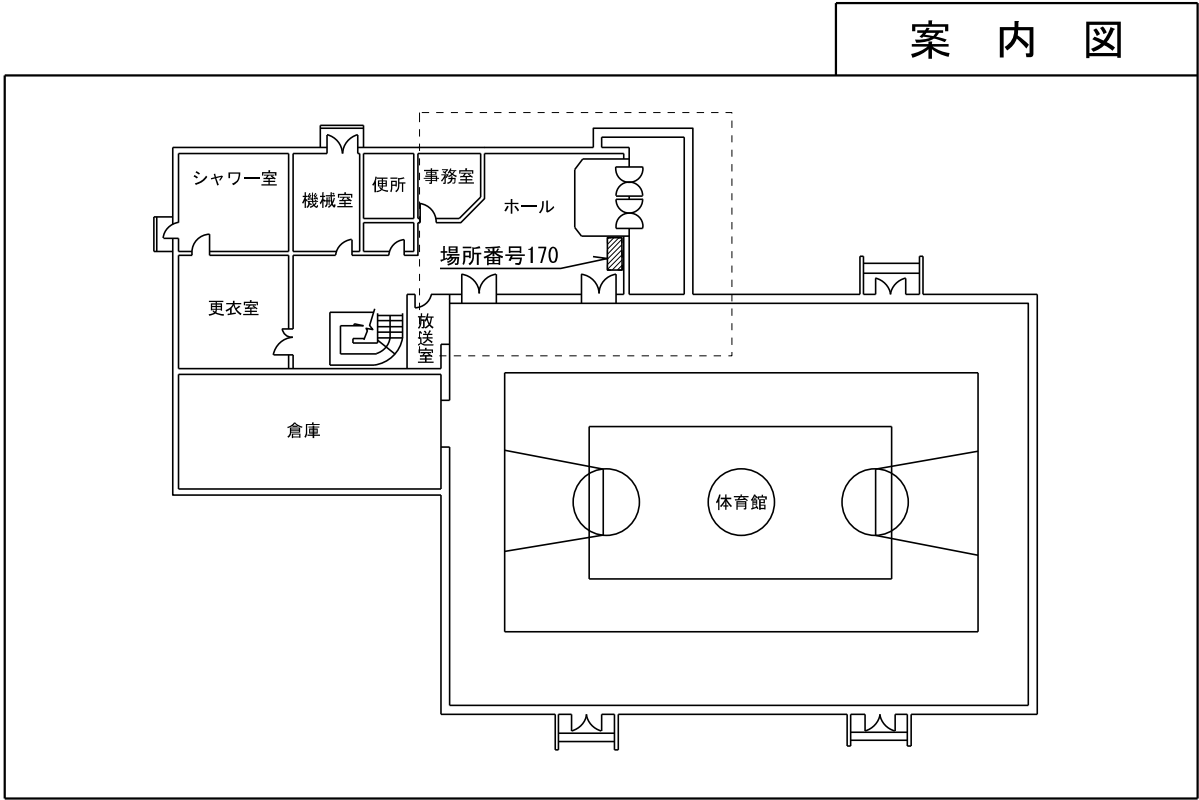


配置図



※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

消防総合訓練センター 1階			
場所番号	170	所在地	宮前区犬蔵1丁目10番2号



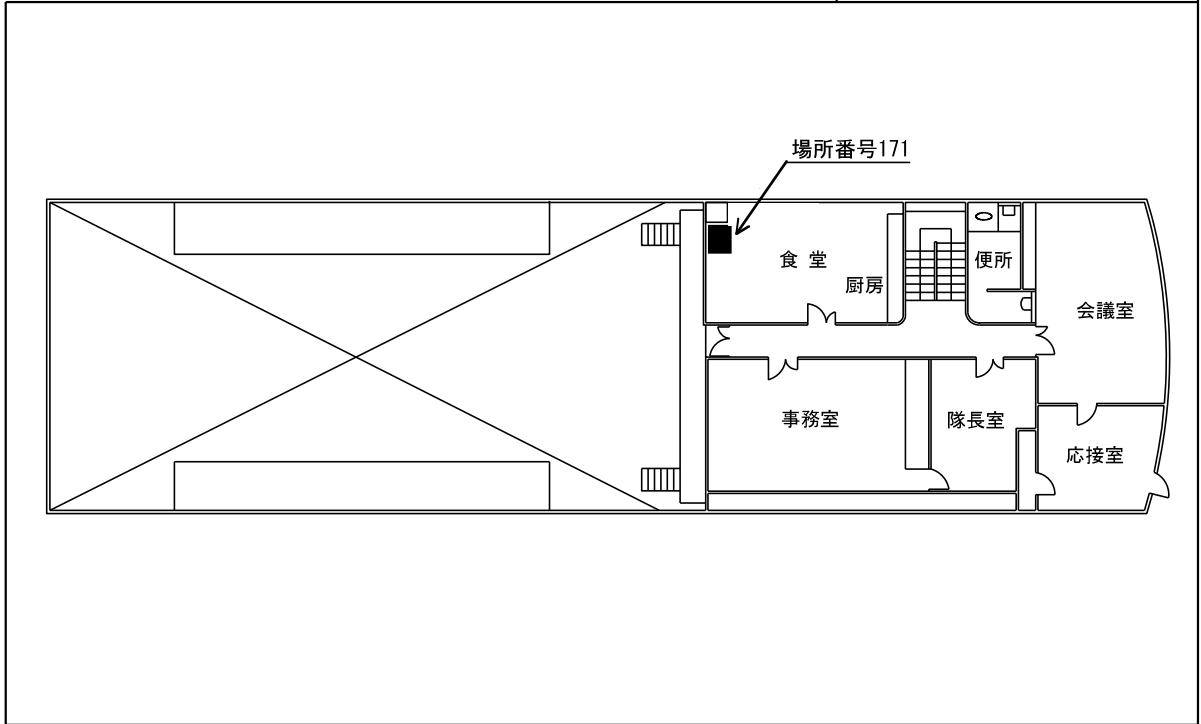
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

東京ヘリポート2階

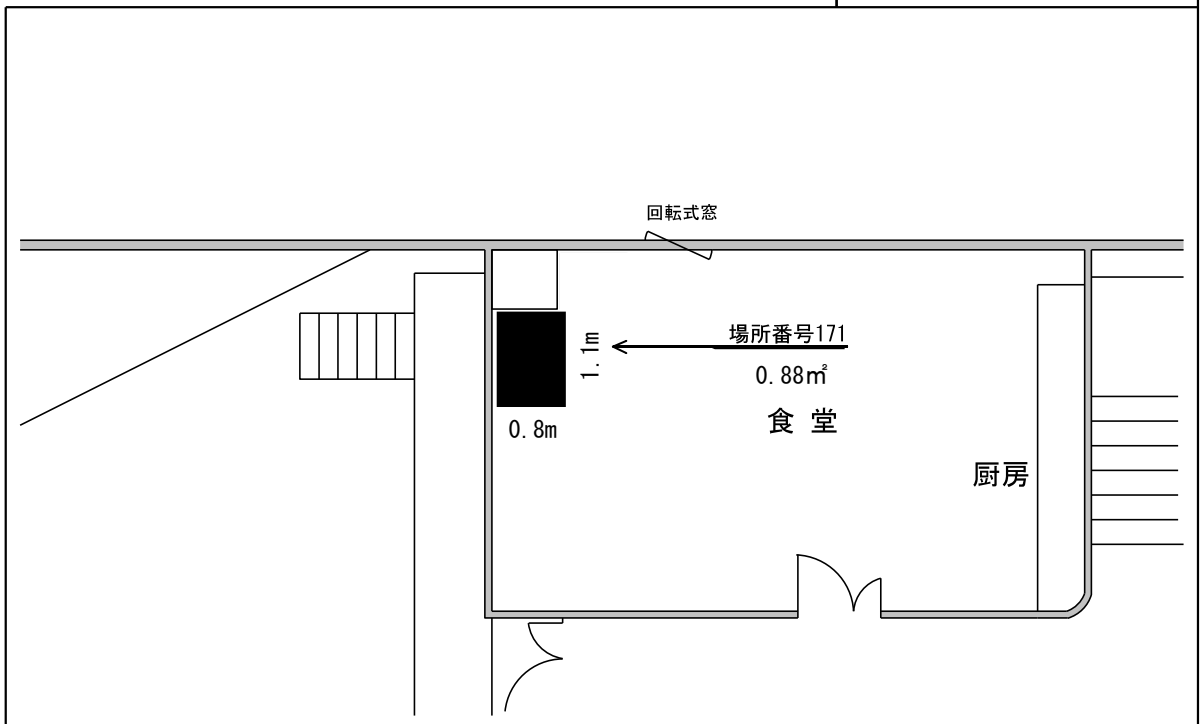
場所番号 171

所在地 東京都江東区新木場4丁目7番57号

案内図



配置図



※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

幸市民館・図書館 1階

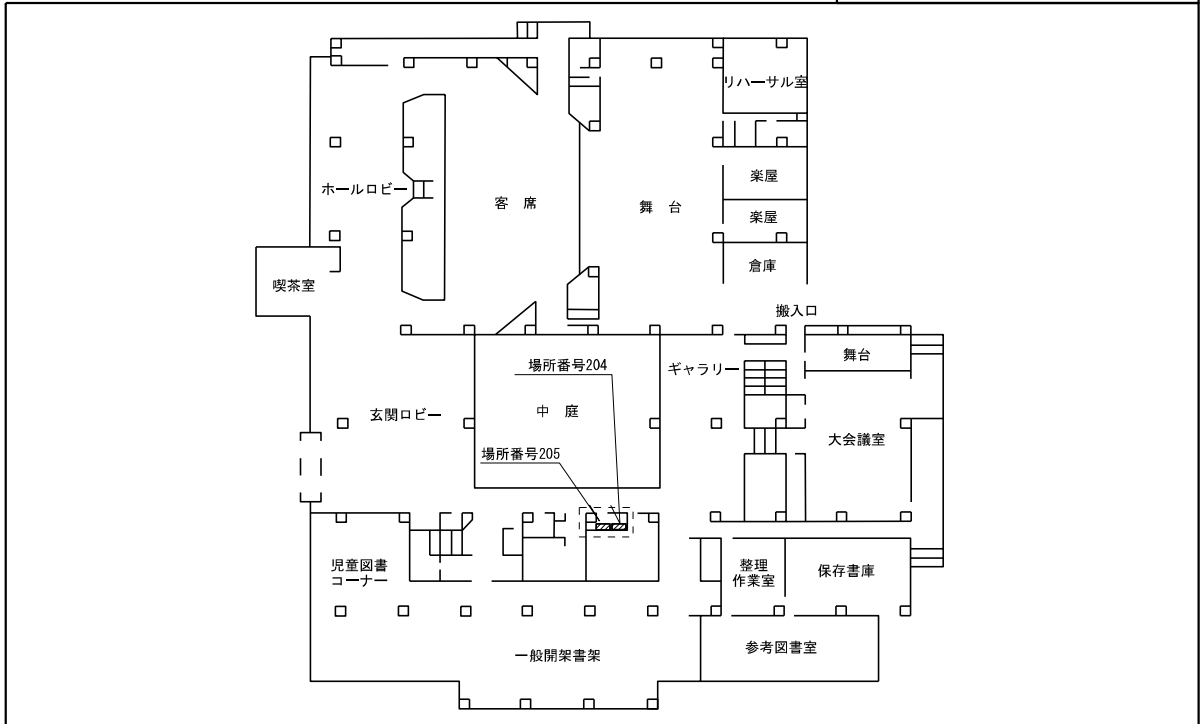
場所番号

205

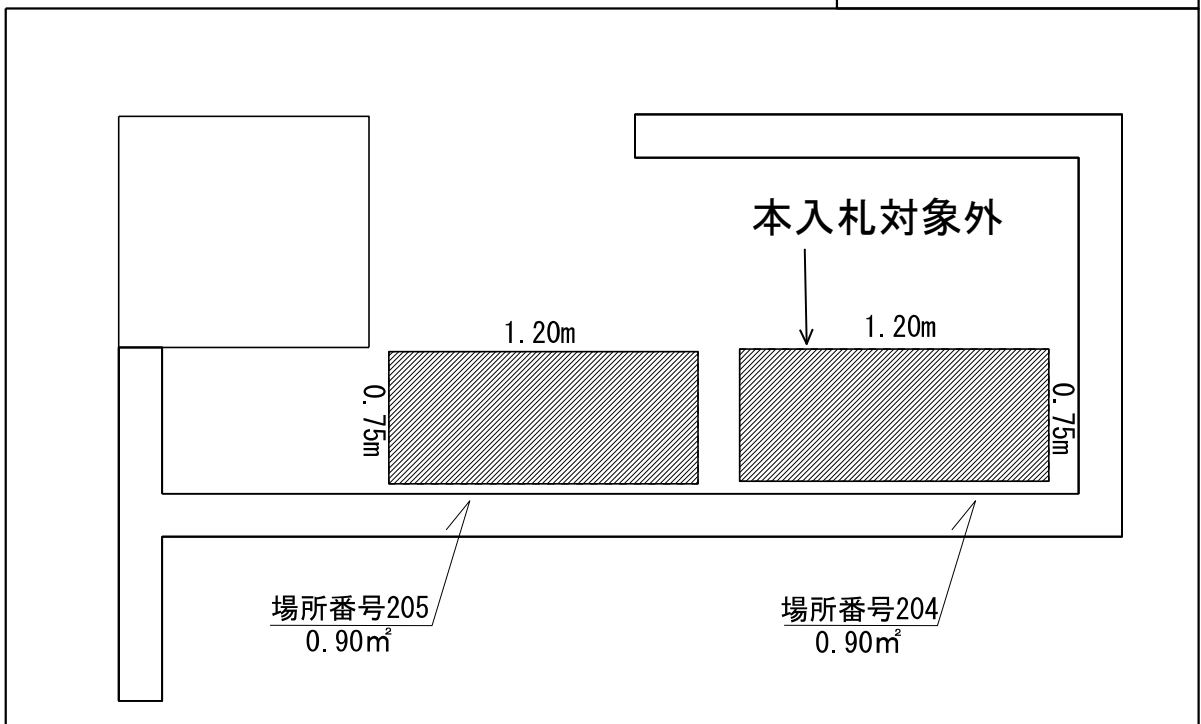
所在地

幸区戸手本町1丁目11番地2

案内図



配置図



※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

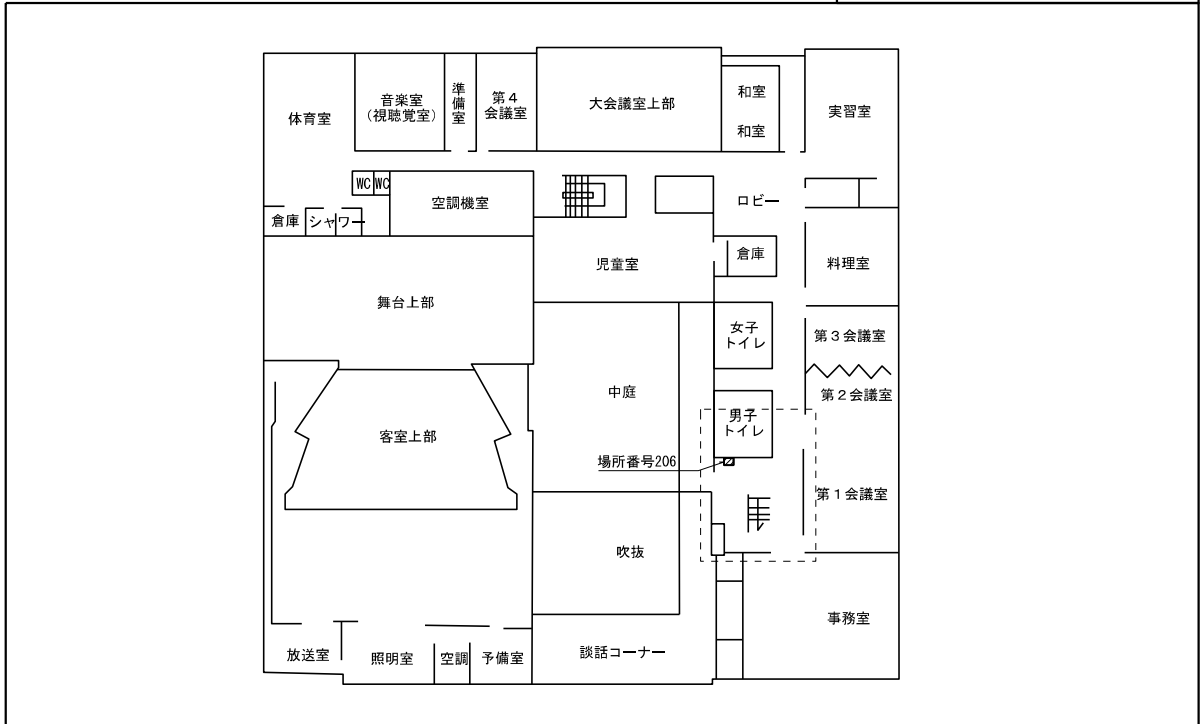
幸市民館・図書館2階

場所番号 206

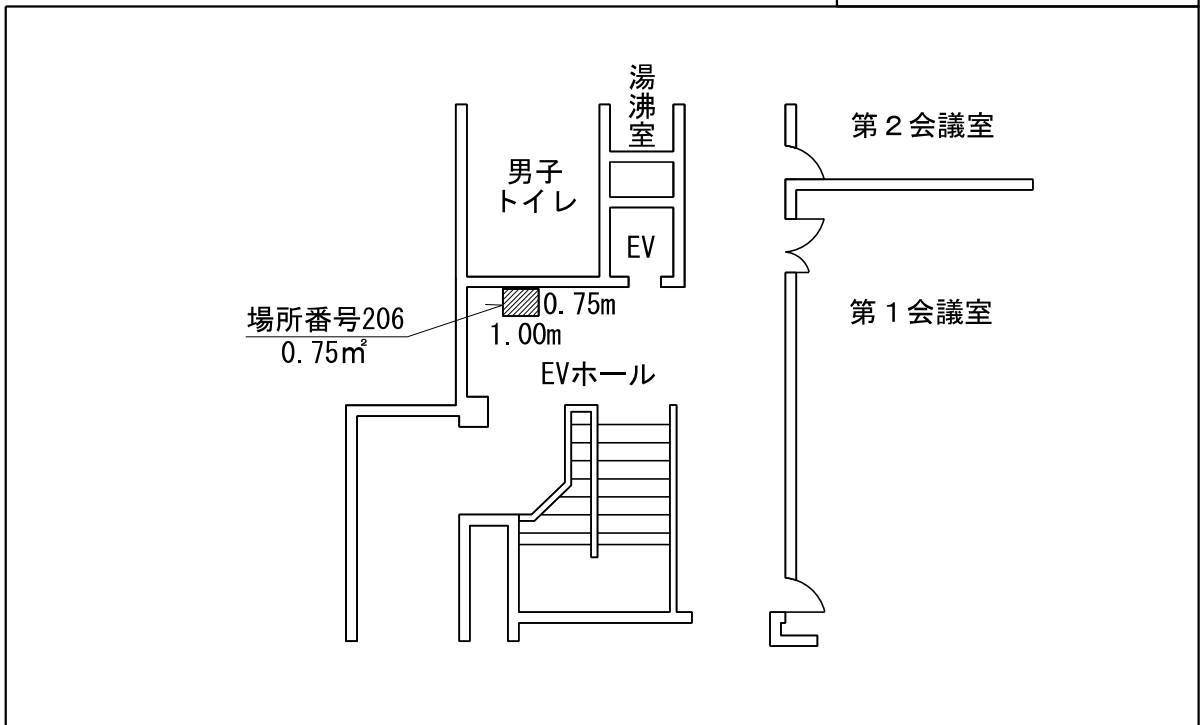
所在地

幸区戸手本町1丁目11番地2

案内図



配置図

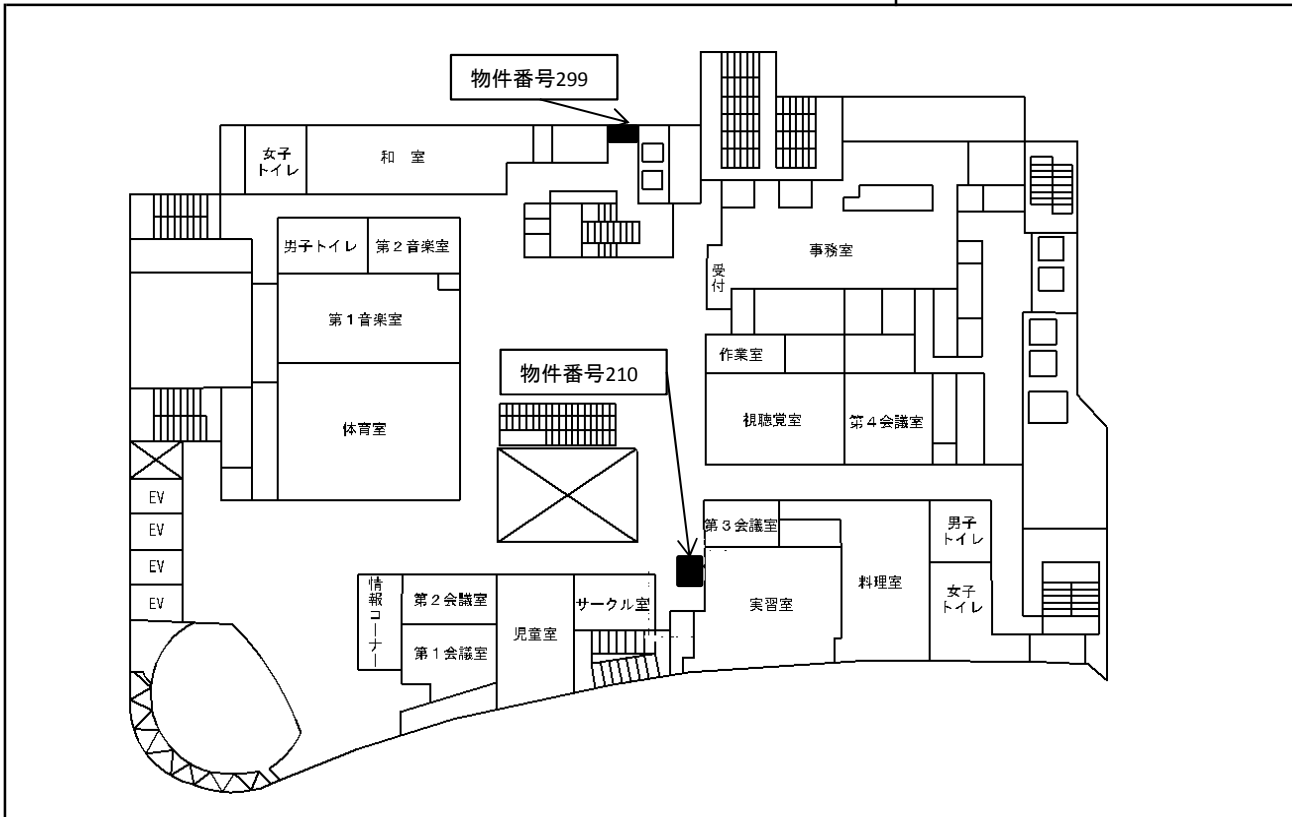


※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

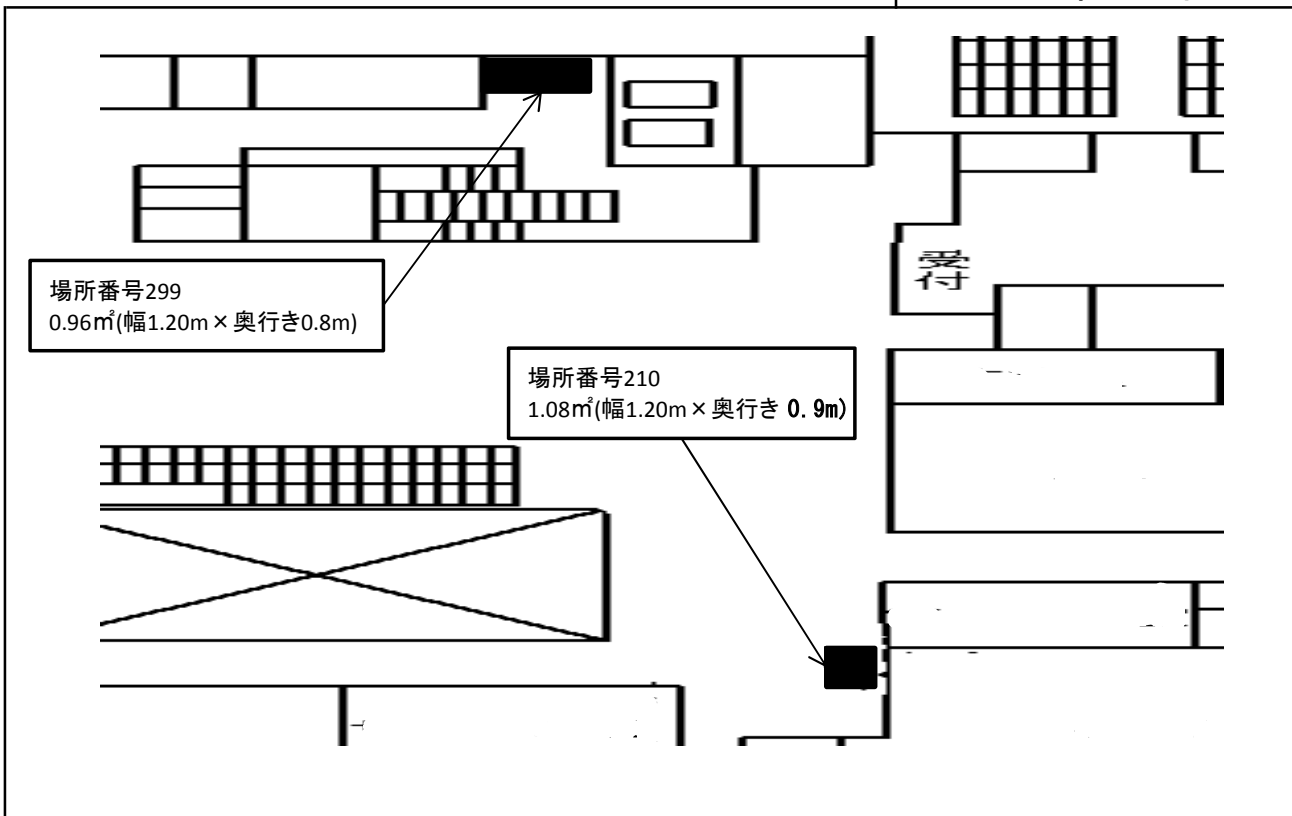
高津市民館11階

場所番号	210,299	所在地	高津区溝口1丁目4番1号ノクティプラザ2
------	---------	-----	----------------------

案内図



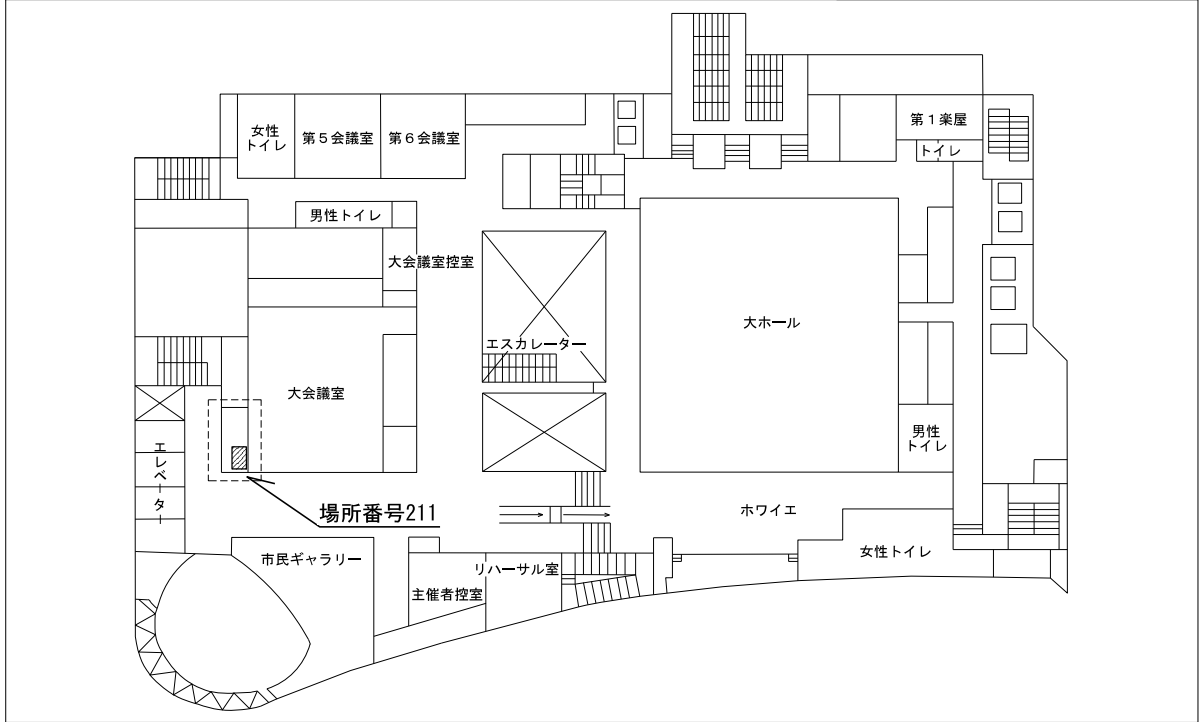
配置図



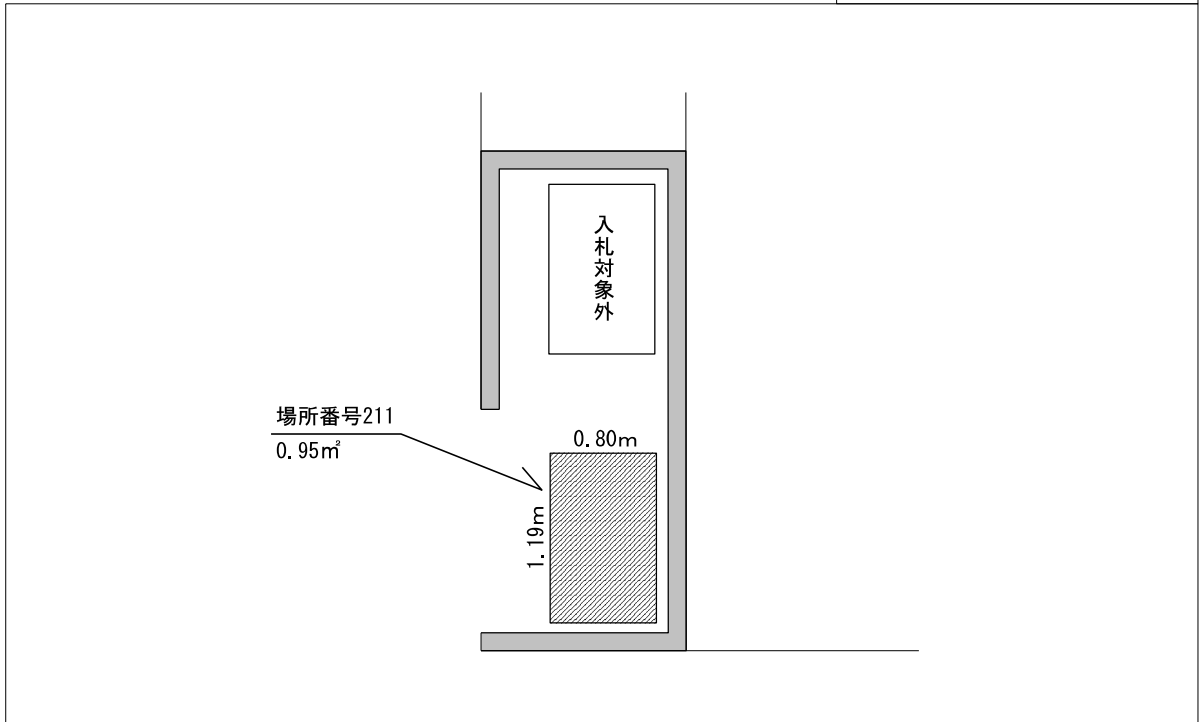
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

高津市民館 1 2 階		
場所番号	211	所在地 高津区溝口1丁目4番1号ノクティプラザ2

案内図



配置図



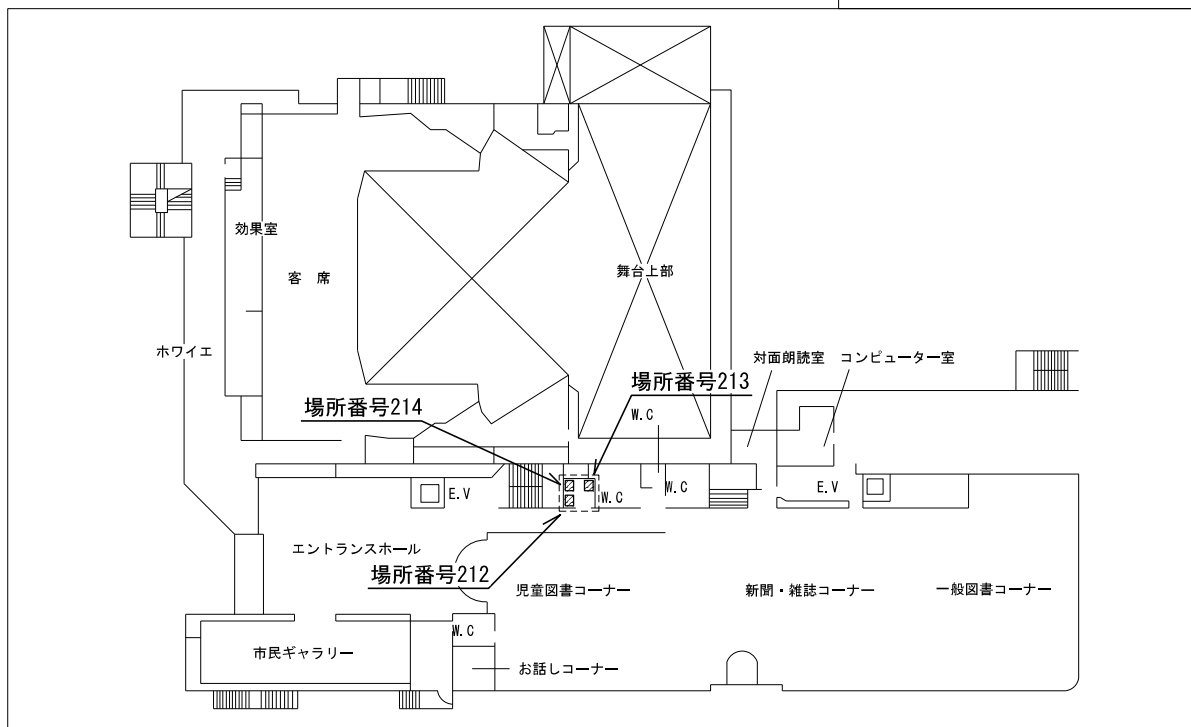
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

宮前市民館・図書館 2階

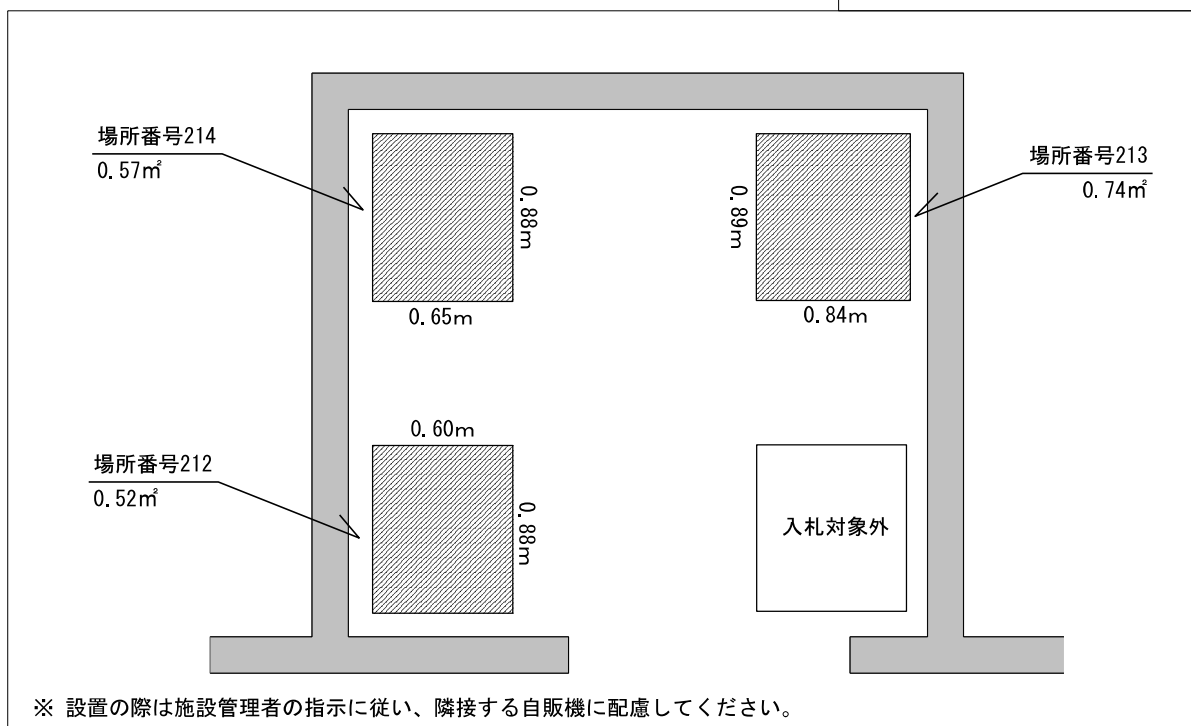
場所番号 212. 213. 214

所在地 宮前区宮前平2丁目20番地4

案内図

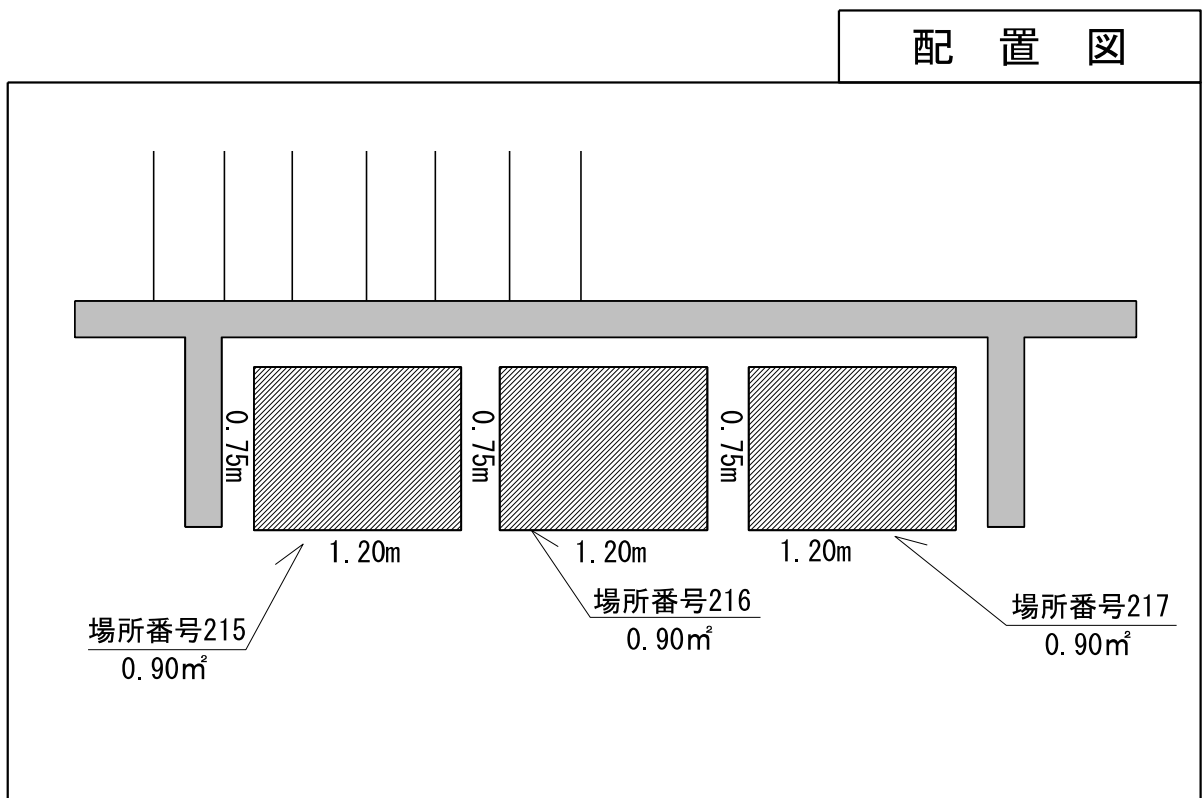
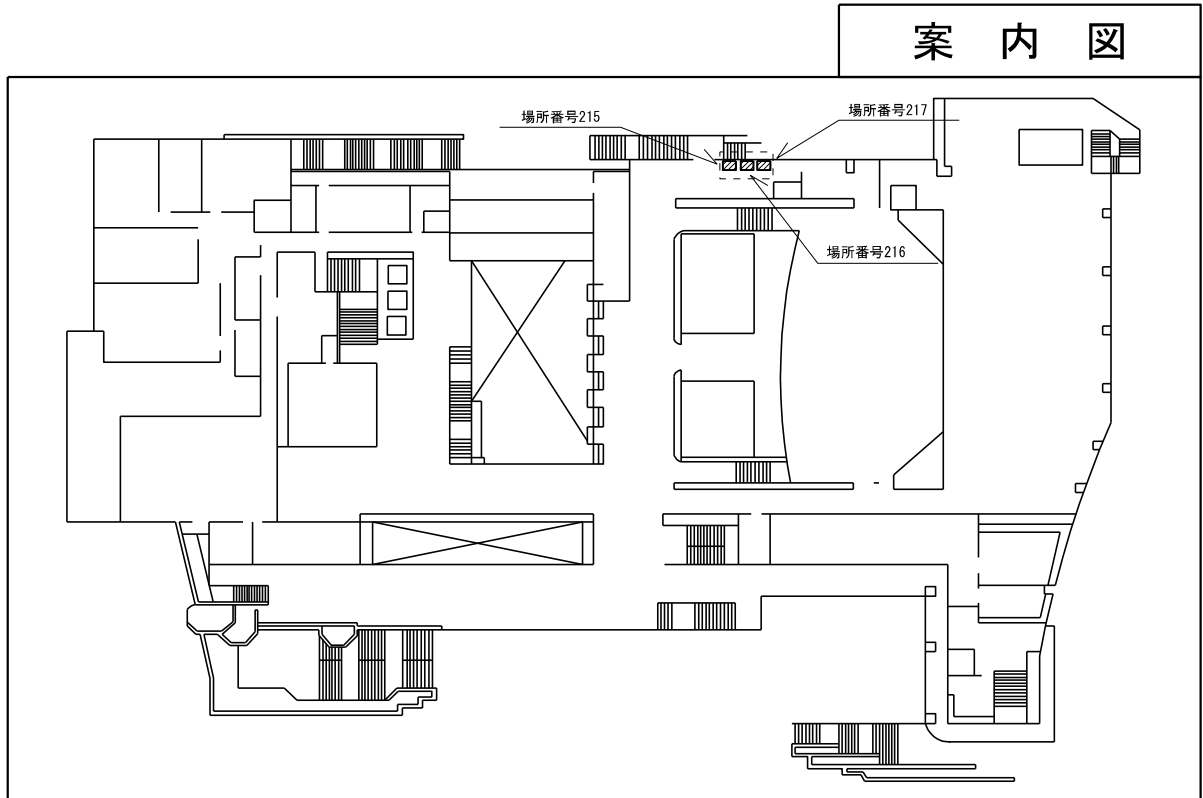


配置図



※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

多摩市民館 2階		
場所番号	215. 216. 217	所在地 多摩区登戸1775番地1



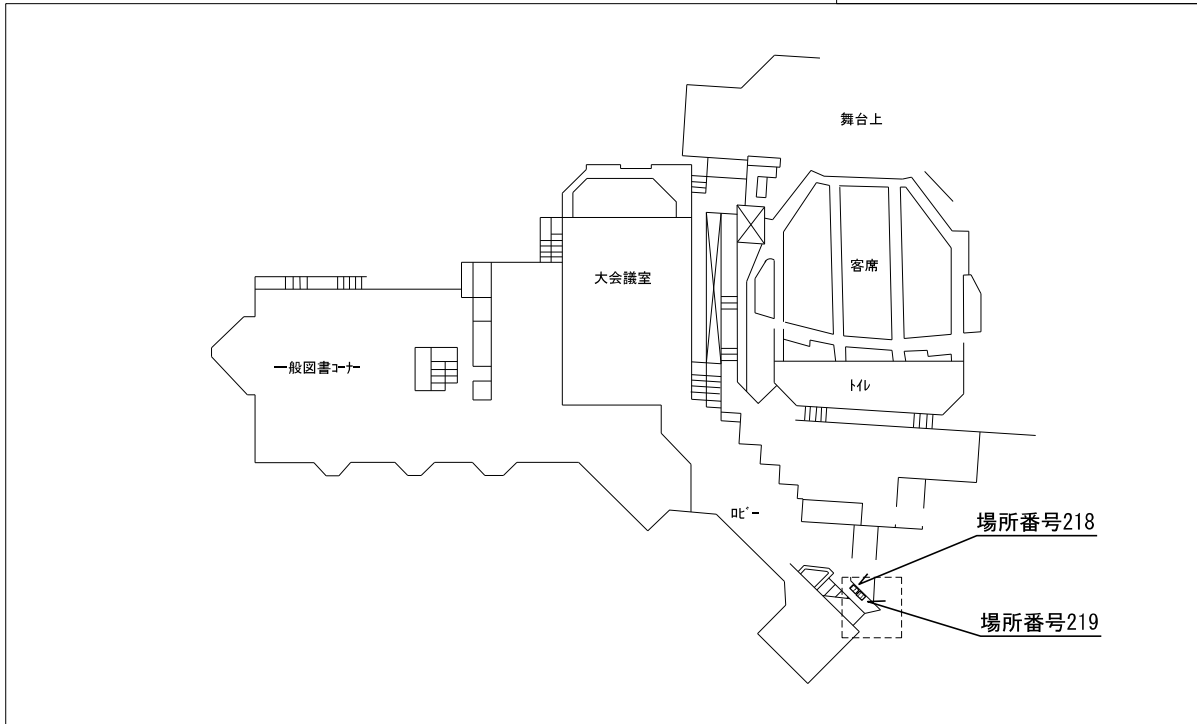
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

麻生市民館・図書館2階

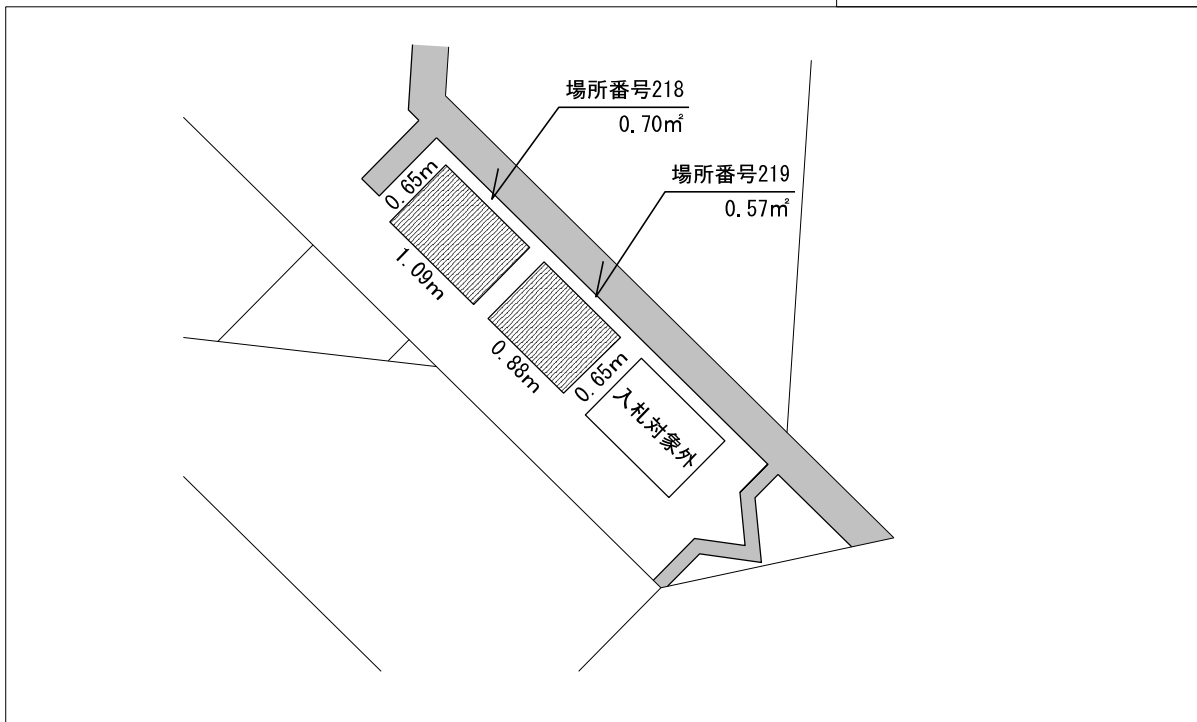
場所番号 218. 219

所在地 麻生区万福寺1丁目5番2号

案内図



配置図



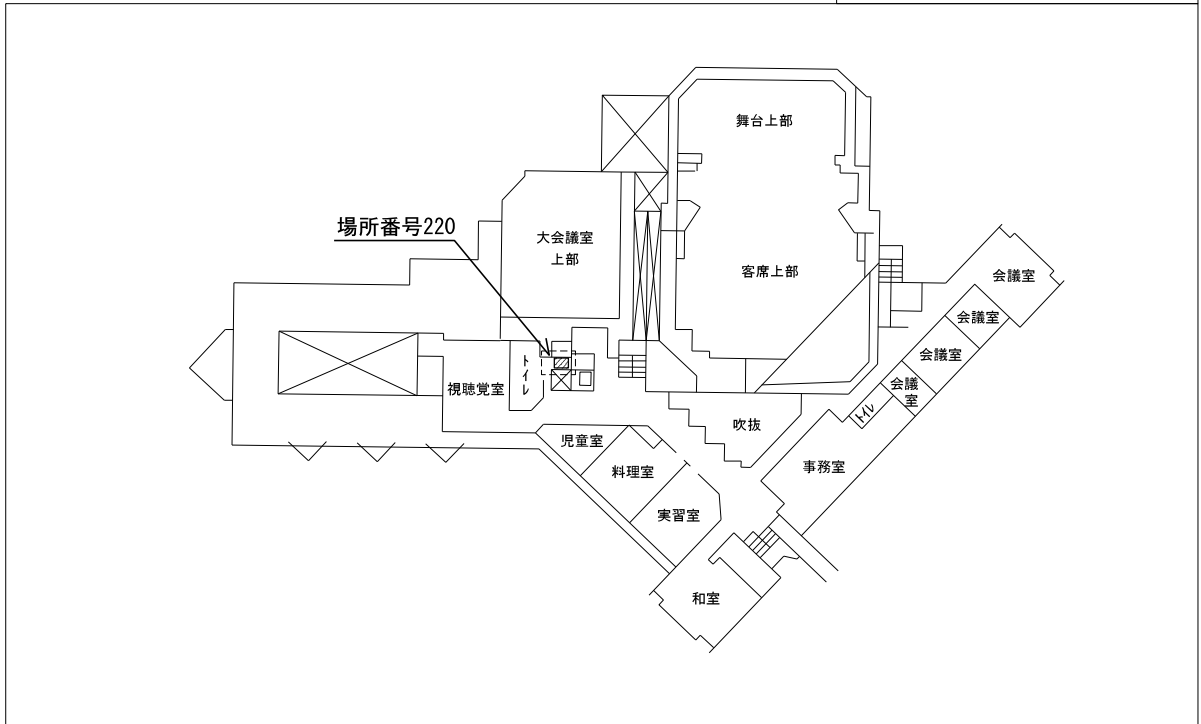
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

麻生市民館・図書館3階

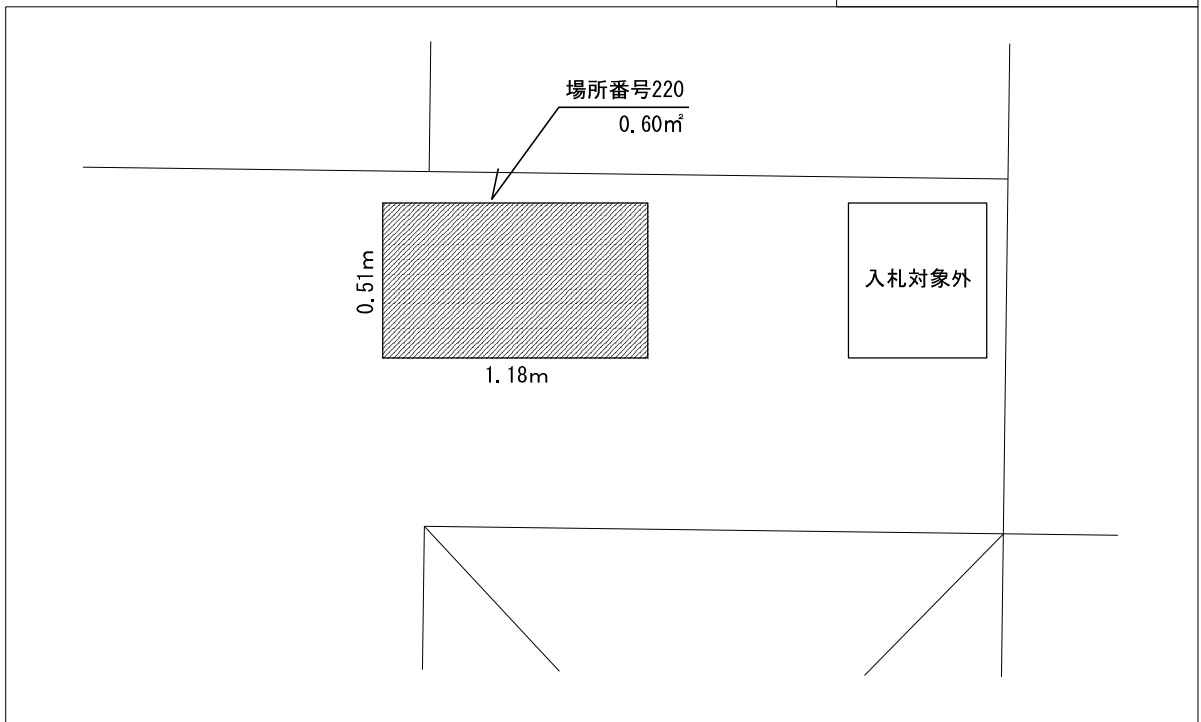
場所番号 220

所在地 麻生区万福寺1丁目5番2号

案内図



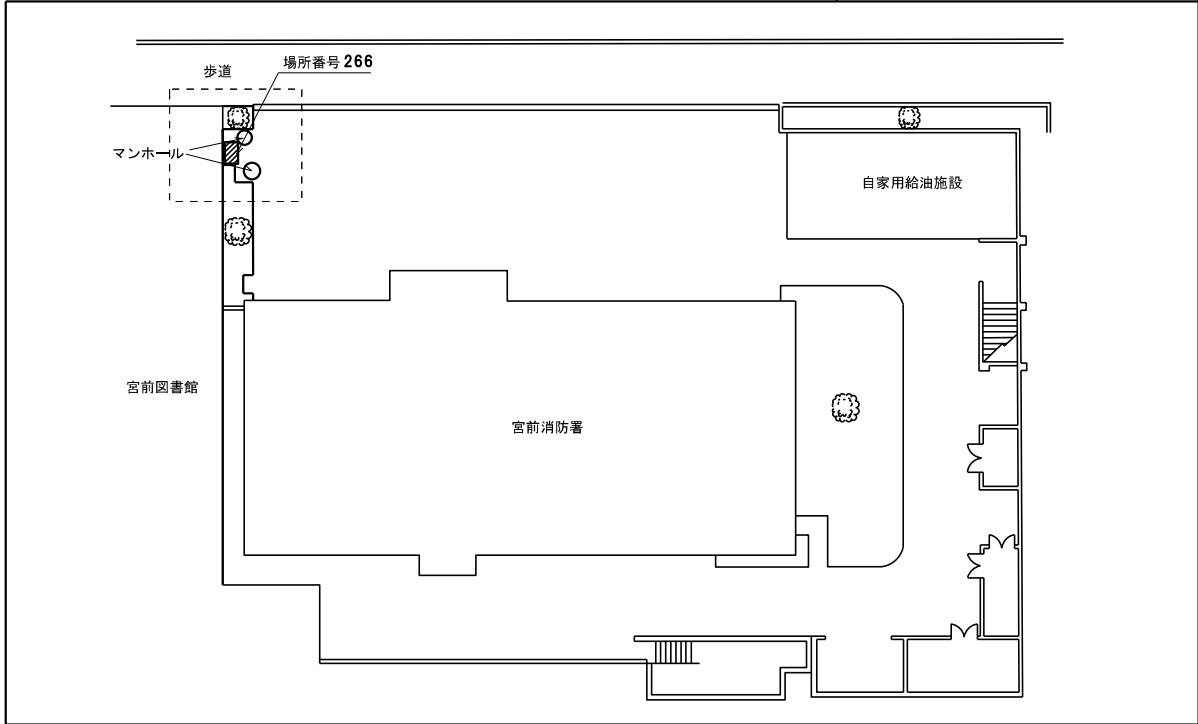
配置図



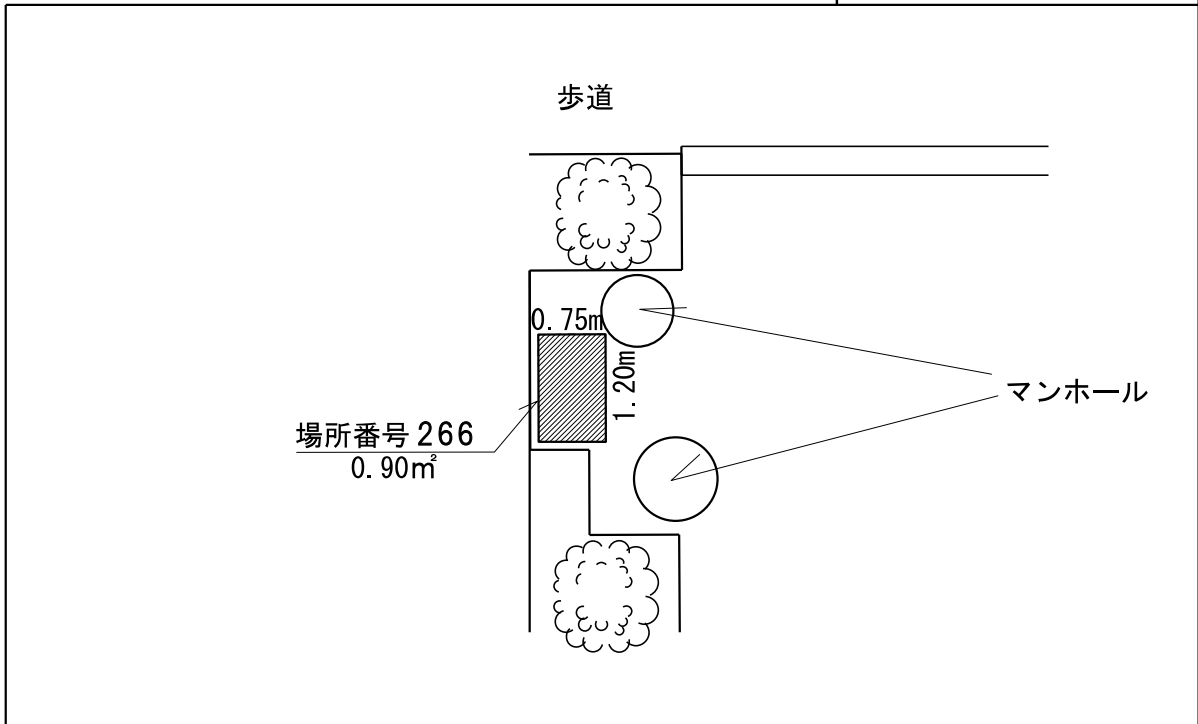
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

宮前消防署		
場所番号	266	所在地 宮前区宮前平2丁目20番4号

案内図



配置図



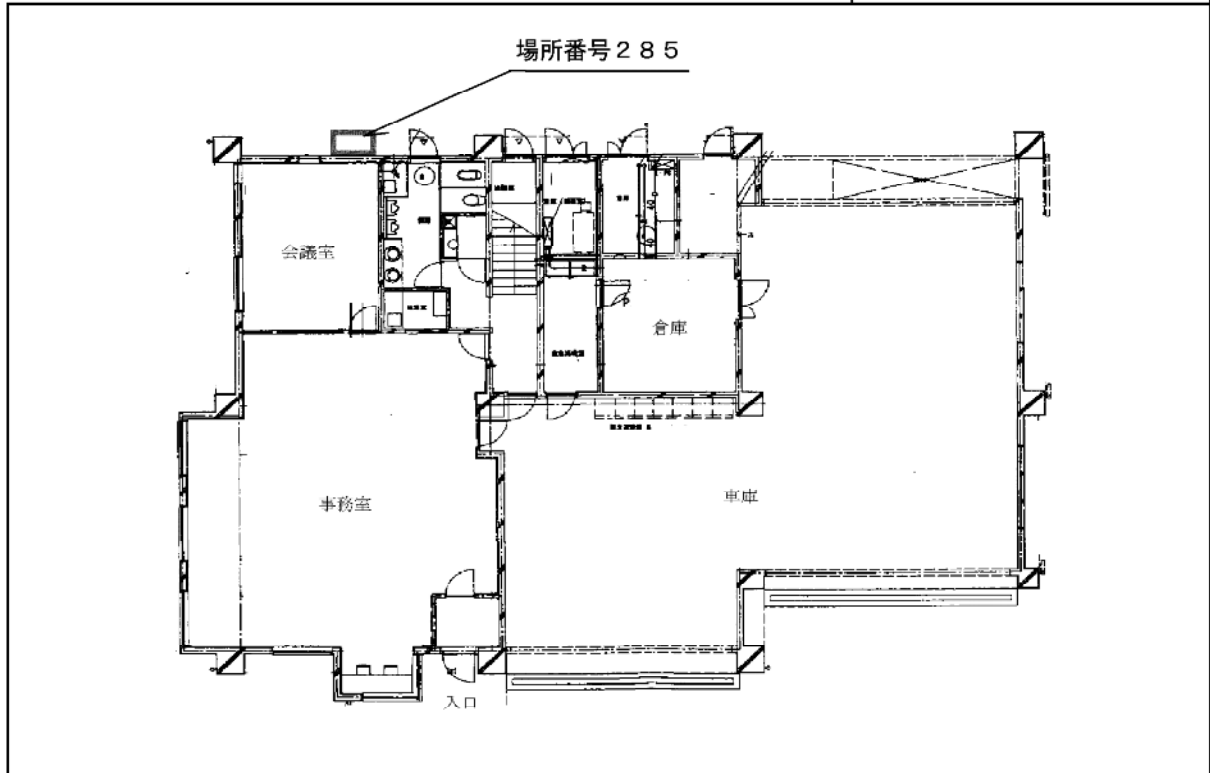
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

麻生消防署栗木出張所

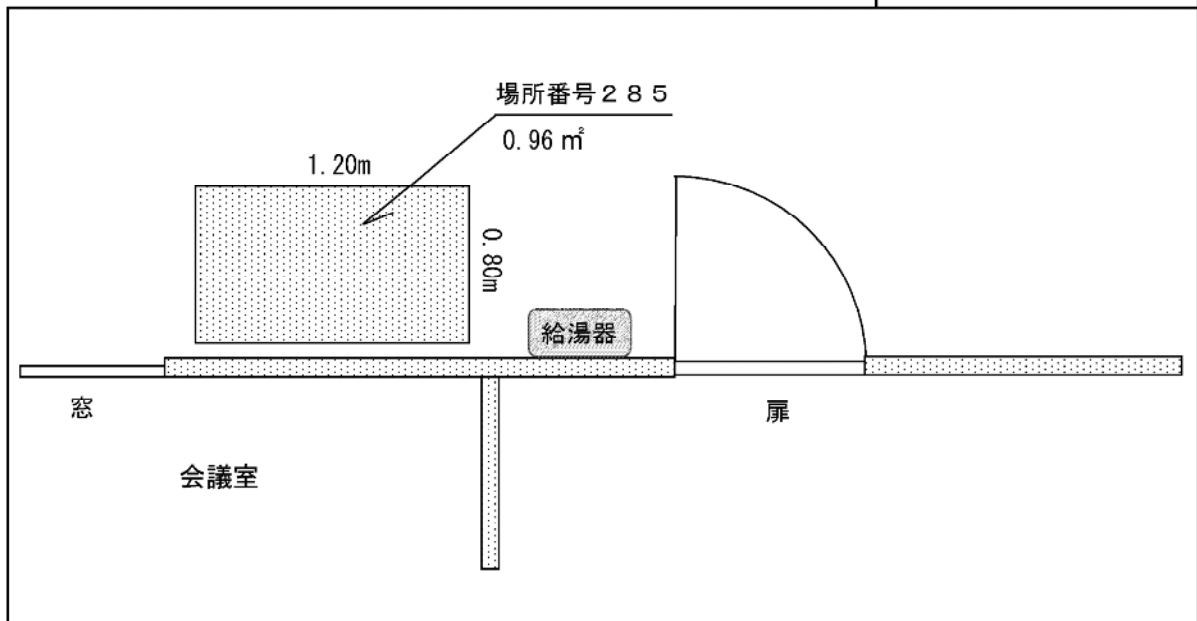
場所番号 285

所在地 麻生区栗木台4丁目2-1

案内図



配置図

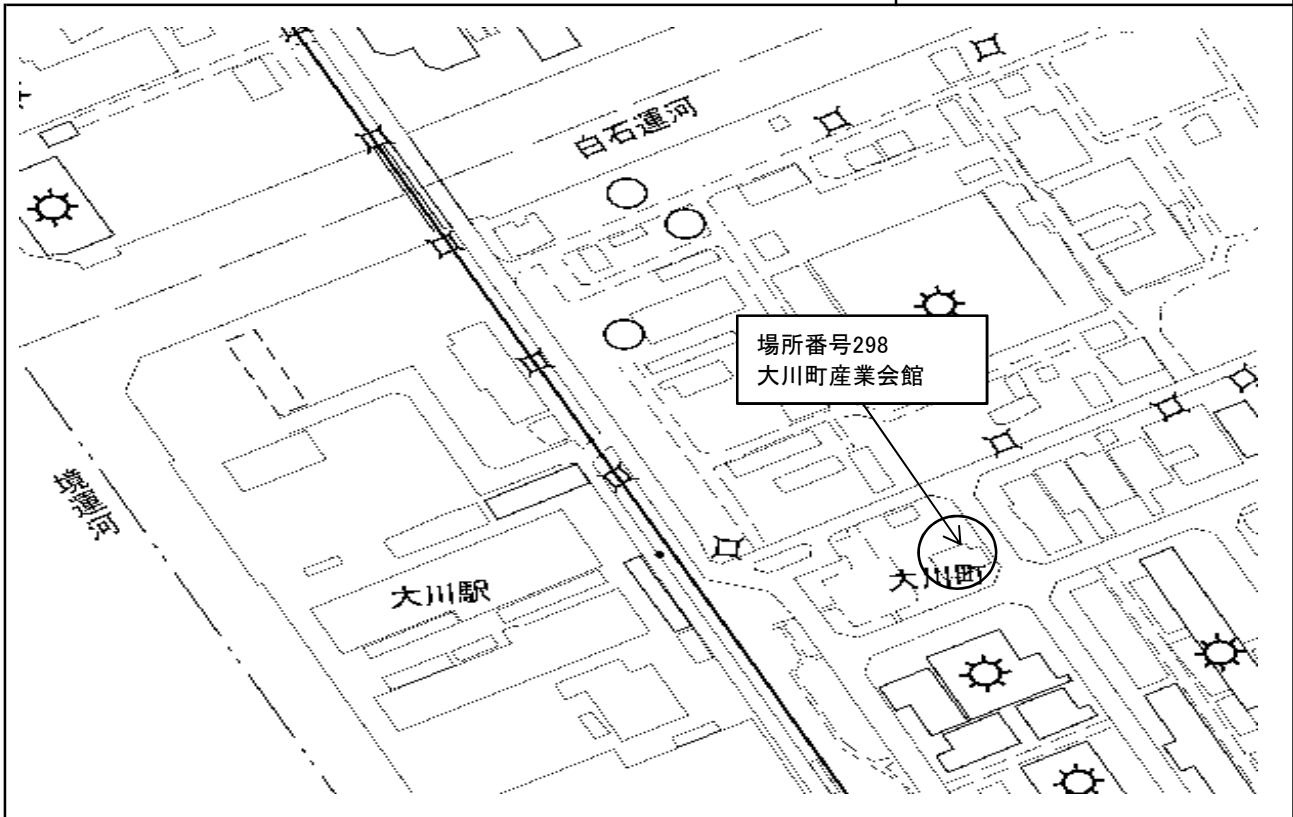


※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

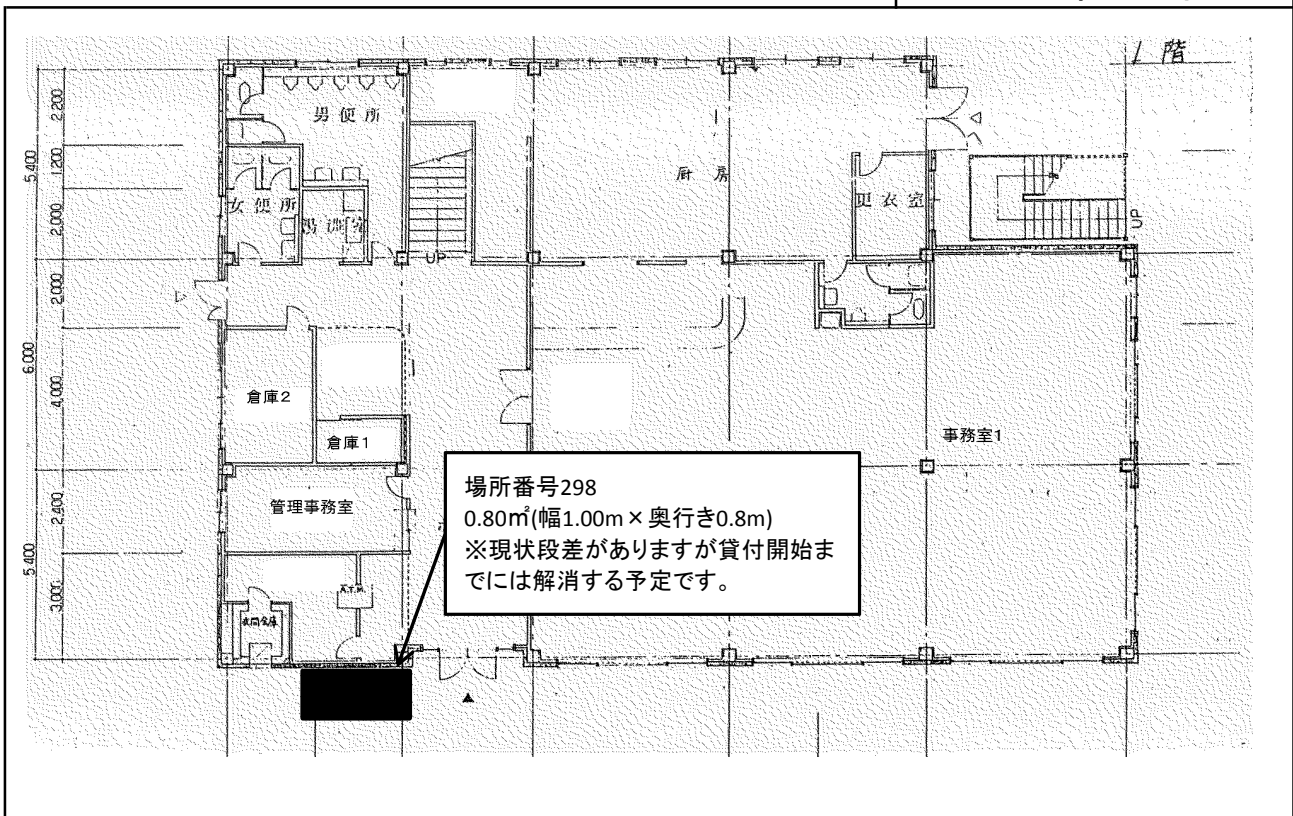
大川町産業会館

場所番号	298	所在地	川崎区大川町9-2
------	-----	-----	-----------

案内図



配置図

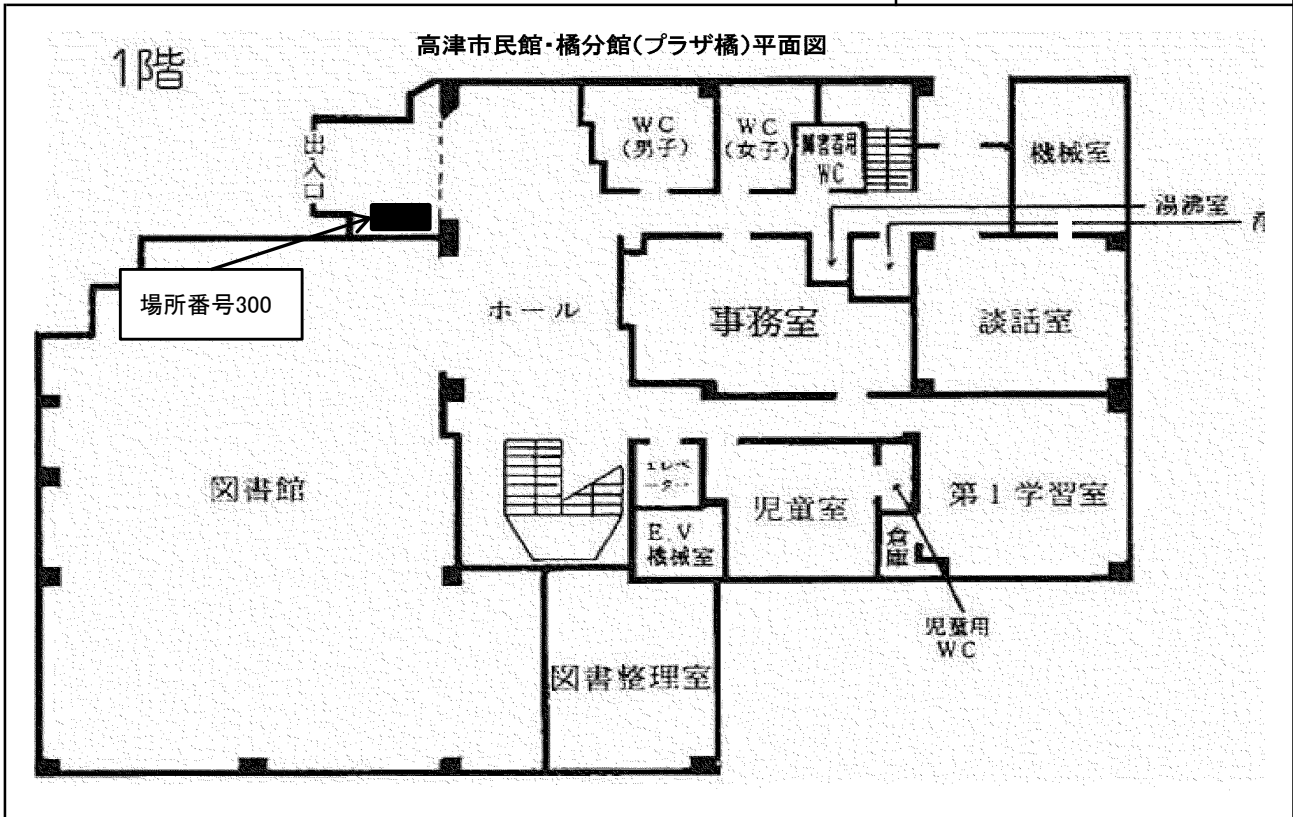


※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

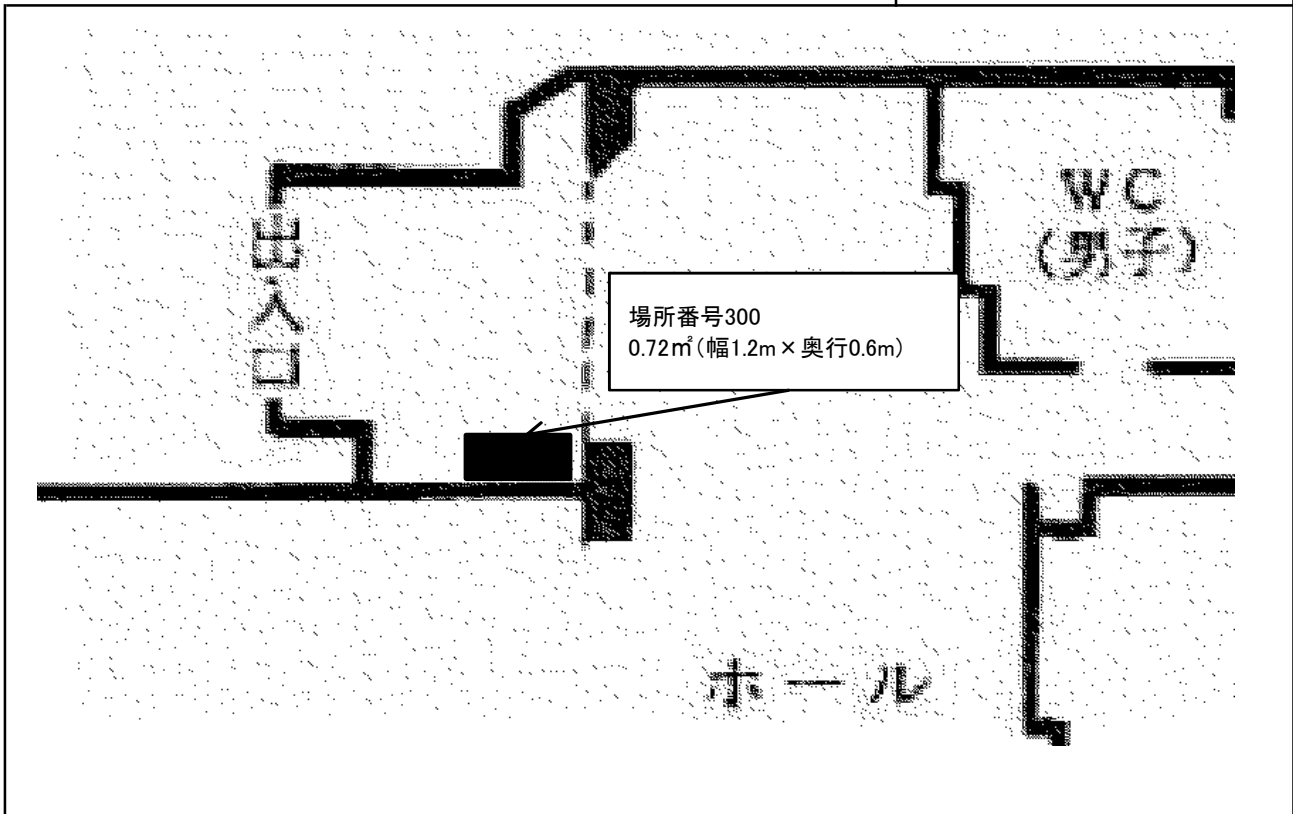
高津市民館橋分館・高津図書館橋分館

場所番号	300	所在地	高津区久末2012-1
------	-----	-----	-------------

案内図



配置図

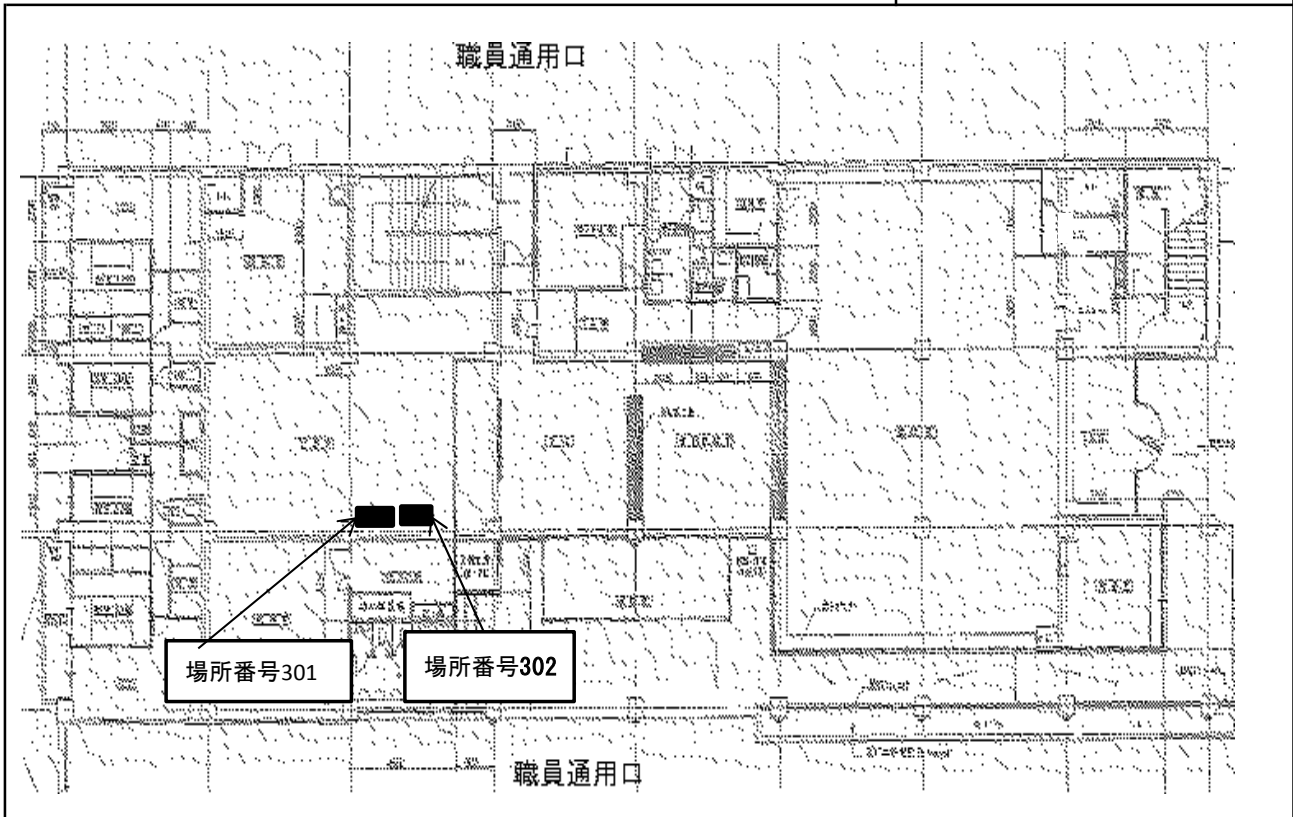


※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

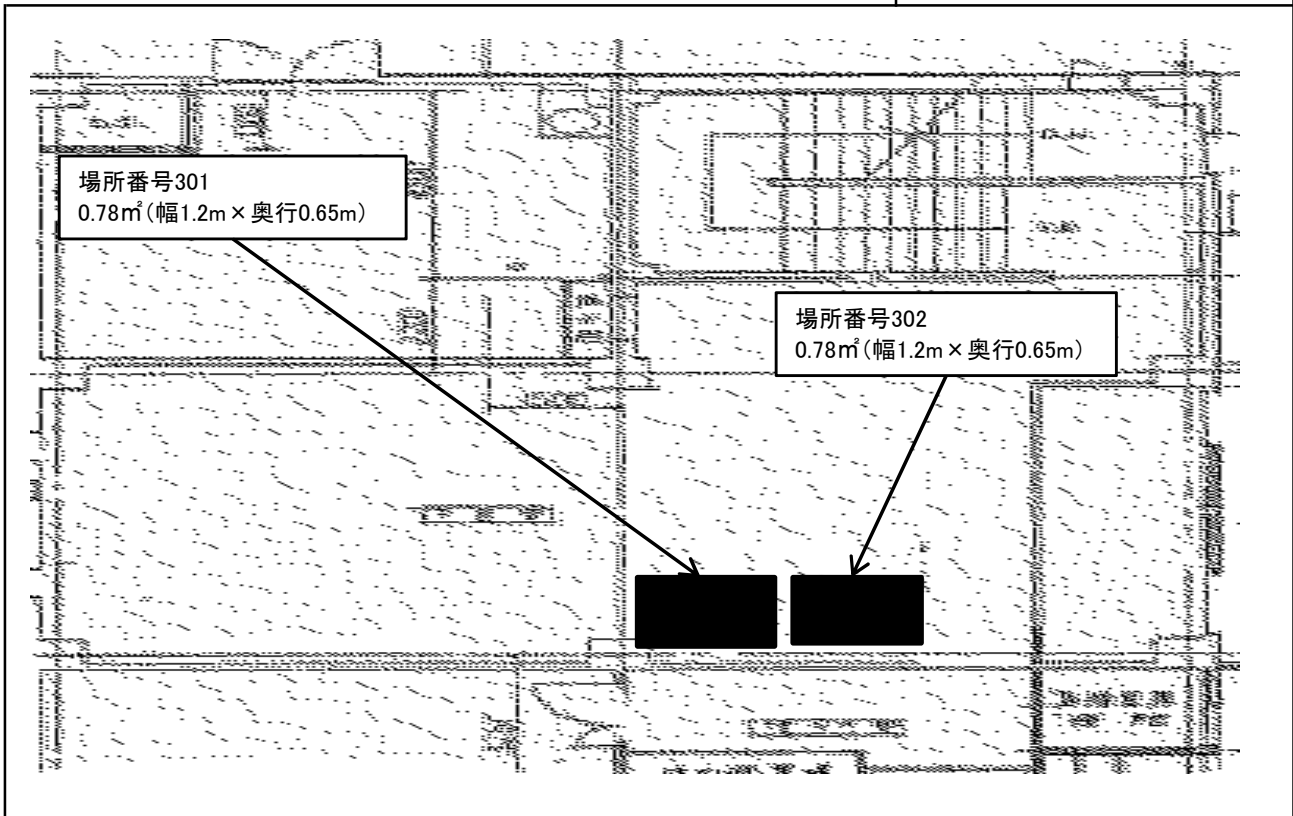
宮前生活環境事業所1階

場所番号	301,302	所在地	宮前区宮崎172
------	---------	-----	----------

案内図



配置図

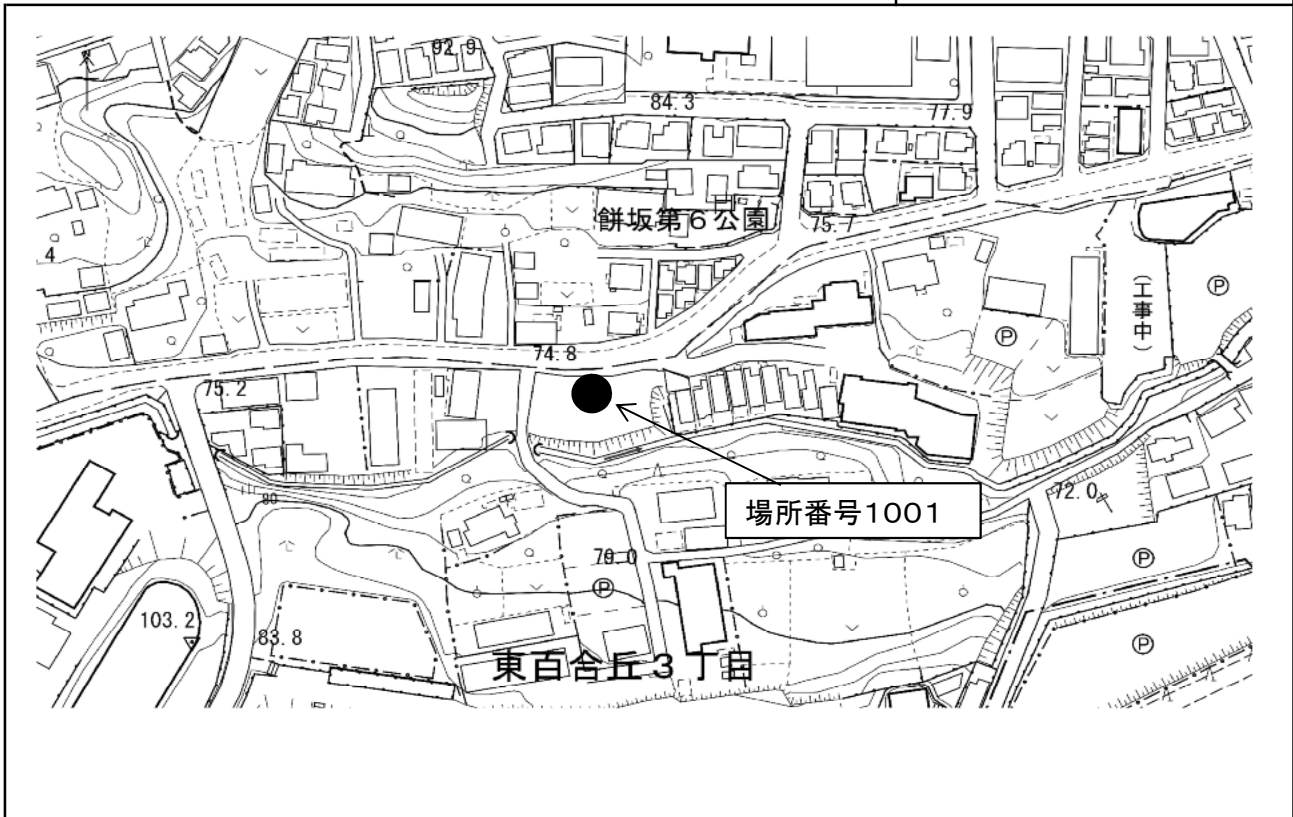


※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

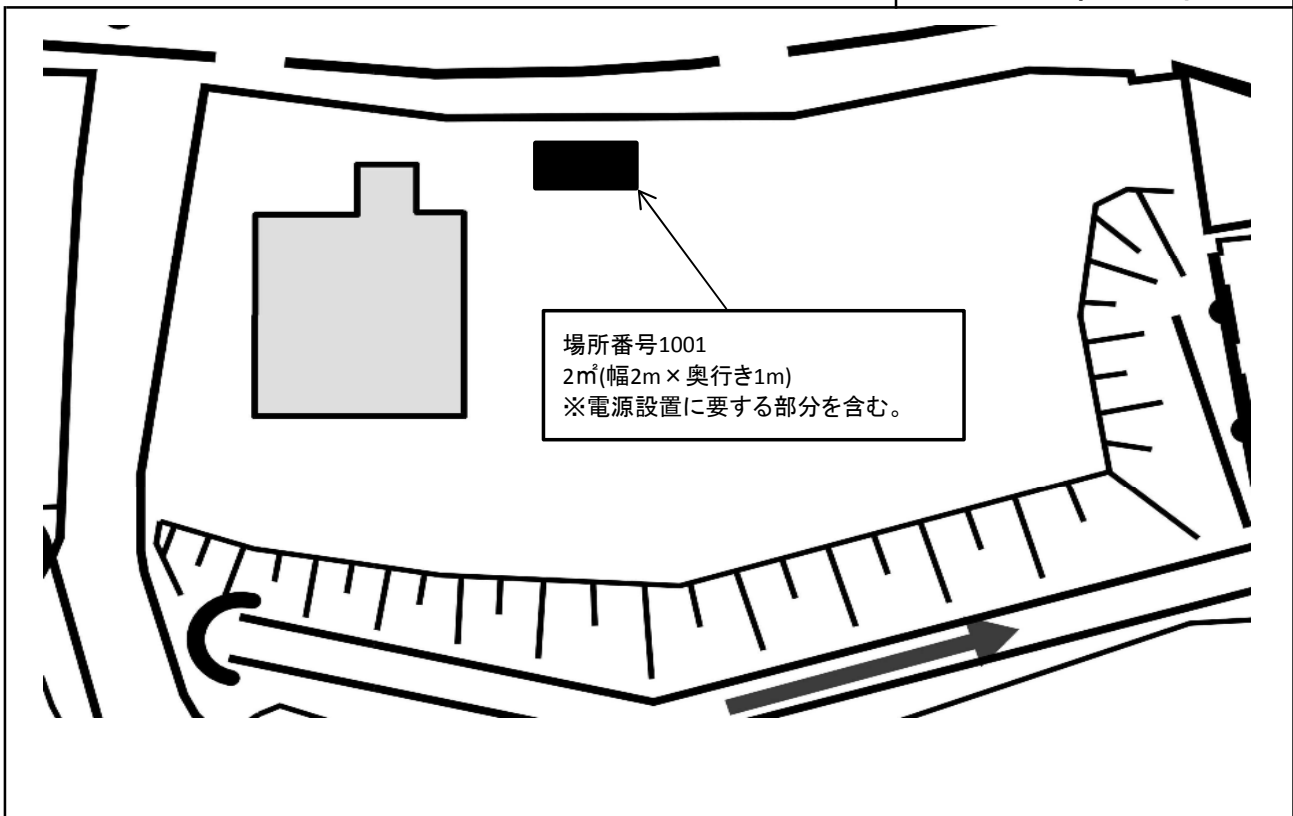
麻生区東百合丘地内土地開発公社所有地

場所番号	1001	所在地	麻生区東百合丘3丁目7651-2
------	------	-----	------------------

案内図



配置図



※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

一時貸付物件に関する留意事項

貸付期間中の移設等について

現在、貸付期間中の建替え、移設、補修等の工事、管理換え、配置変更等を予定している一時貸付物件は次のとおりです。

1 幸市民館・図書館（場所番号 205, 206）

当該施設は、平成29年5月まで改修工事中のため、設置開始は平成29年6月1日からとなります。

2 東京ヘリポート（場所番号 171）

当該施設は、平成29年9月から新庁舎にて業務を行うため、自動販売機も同時期に新庁舎へ移設していただく必要があります。なお、新庁舎は旧庁舎と同じ敷地内に建設中です。

3 中原消防署荻宿出張所（場所番号 143）

当該施設は、平成30年度以降に改修工事を行う予定があるため、場合によって自動販売機を移設もしくは撤去していただく可能性があります。

4 多摩消防署宿河原出張所（場所番号 162）

当該施設は、平成31年度以降に改修工事を行う予定があるため、場合によって自動販売機を移設もしくは撤去していただく可能性があります。

5 宮前消防署宮崎出張所（場所番号 156）

当該施設は、平成32年度以降に改修工事を行う予定があるため、場合によって自動販売機を移設もしくは撤去していただく可能性があります。

市有財産一時貸付契約書（案）

- 1 件 名 平成28年度第2回
一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）
一時貸付け 物件番号〇
- 2 一時貸付物件 一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書のとおり
- 3 貸付料（契約金額） <物件番号〇>（消費税が課税されるもの）
金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）
各年度の納入額は、納入通知額一覧表のとおり
- 4 貸付期間 <物件番号〇>
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- 5 契約保証金 金 円（契約金額の10分の1以上(円未満切上げ)の額）
- 6 個別条件 一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書のとおり

上記の一時貸付物件について、川崎市を貸付人、 を借受人とし、「平成28年度第2回一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付けの案内書」（以下「入札案内書」という。）に基づき、貸付人と借受人との間において、「自動販売機設置場所一時貸付契約約款」により一時貸付契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

本件契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸付人と借受人とがそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 月 日

貸付人 川崎市

川崎市長 福田紀彦

借受人 住 所

氏 名

一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書

物件番号 ○

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者)	所在地	貸付 面積	消費税	設置・運営	販売品

納入通知額一覧表

物件番号 ○

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者)	納入通知額 (円) (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)					
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	計
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()

自動販売機設置場所一時貸付契約約款

(目的)

第1条 この約款は、本件契約の履行について必要な事項を定めるものとする。

(用途の指定等)

第2条 借受人は、一時貸付物件に自動販売機及び飲料容器等の回収容器等（以下「自動販売機等」という。）を設置して運営する事業（以下「自動販売機設置事業」という。）を行うものとする。

2 借受人は、自ら自動販売機設置事業に必要な工事費、維持管理費、光熱水費その他の費用を負担して、一時貸付物件を自動販売機設置事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければならない。

(禁止事項)

第3条 借受人は、一時貸付物件について、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 一時貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
- (2) 一時貸付物件に建物を建築すること又は工作物を設置すること。
- (3) 土壌の汚染、土地の形質の変更その他原状回復が困難となるような使用をすること。
- (4) 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (5) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- (6) 一時貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。

2 借受人は、財産管理者（本契約書に定める者をいう。以下同じ。）が電源等の確保のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、一時貸付物件に電気設備、地下埋設物その他の工作物を設置することができる。

(自動販売機等の設置等)

第4条 借受人は、次の各号に掲げる事項その他本契約書に定める個別条件を遵守して自動販売機設置事業を行わなければならない。

- (1) 貸付期間を通じて、自動販売機等が常時使用可能な状態で設置されていること。
- (2) 自動販売機等（借受人が前条第2項の規定により設置する工作物を含む。以下同じ。）の設置及び維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者及び近隣住民の安全並びに周辺環境の保全に十分配慮すること。
- (3) 自動販売機の販売品（以下「販売品」という。）の在庫管理、補充、交換は、借受人の責任において、財産管理及び近隣住民の生活に配慮した方法、頻度、時間帯等により行うこと。
- (4) 自動販売機の付近に原則として1個以上の飲料容器等の回収容器を設置し、空き缶等の使用済み容器が周囲に散乱しない頻度により回収して適正に処分すること。
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）を遵守し、販売品の賞味期限等の衛生管理対策の徹底を図ること。
- (6) 川崎市屋外広告物条例（昭和46年川崎市条例第77号）、川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（平成7年川崎市条例第11号）その他の関係法令を遵守すること。
- (7) 自動販売機等は、財産管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。

2 借受人は、貸付期間の開始後、速やかに指定の位置に自動販売機等を設置すること。

3 前項の自動販売機等の設置は、財産管理者の指示に従って行うものとし、設置後において財産管理者が、安全管理上支障があると認めた場合には、その指示に従い速やかに必要な措置を講じること。

(自動販売機等の移設等)

第5条 財産管理者が、財産管理上の事情等により、一時貸付物件として指定した位置を変更せざるを得ないと判断したときは、借受人に自動販売機等の移設を指示することができる。ただし、移設により著しく自動販売機設置事業に影響が出ると想定される場合は、貸付人と借受人とが協議の上、その対応を決定する。

2 財産管理者が、財産管理上の事情等により、自動販売機等の移設先を確保できないと判断したときは、借受人に当該自動販売機等の撤去を指示することができる。この場合、第23条による本件契約の全部又は一部の解除があったものとみなす。

3 第1項及び前項の指示による移設又は撤去は、借受人の負担において行うものとする。

(販売品)

第6条 販売品は、本契約書に定める個別条件を遵守するものでなければならない。ただし、財産管理

者が認めた場合を除く。

- 2 酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品は、前項の規定に関わらず販売することができない。

（貸付料）

第7条 借受人は、本契約書に定める納入通知額の各納入年度分の貸付料を、貸付人が財産管理者ごとに発行する納入通知書により、貸付人に納入しなければならない。

- 2 借受人は、当初の年度分の貸付料にあつては貸付期間の開始日から起算して30日以内に、それ以降の年度分の貸付料にあつては当該年度の4月30日までに、貸付人に納入しなければならない。ただし、それらの納入の期限とする日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とする。
- 3 貸付人は、第22条第1項の規定により本件契約が解除されたときは、既納の貸付料を借受人に返還しない。

（貸付料の改定）

第8条 貸付人は、一時貸付物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認めるときは、借受人に対して貸付料の増額を請求することができる。

- 2 貸付人が前項の規定に基づき、借受人に対して貸付料の増額を請求したときは、貸付人と借受人とが協議の上、その額を決定するものとする。

（貸付料の延滞料）

第9条 借受人は、第7条第2項の納入の期限とする日までに貸付料を納入しないときは、当該日の翌日から納入した日までの日数に応じ、その貸付料の金額に年14.5パーセントの割合で計算した金額（100円未満の端数があるとき又は当該金額が500円未満であるときは、その端数金額又は当該金額を切り捨てる。）を延滞料として、貸付人の発行する納付書により、貸付人に納付しなければならない。

（契約保証金）

第10条 借受人は、本件契約の締結と同時に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16に規定する契約保証金（以下「契約保証金」という。）として、本契約書に定める契約保証金の額を貸付人の発行する納付書により、貸付人に納付しなければならない。

- 2 第8条の規定により貸付料が増額された場合の契約保証金は、増額後の貸付料（契約金額）の10分の1以上（円未満切上げ）となるように、貸付料増額の日から改定されるものとし、借受人は、増額後の契約保証金の額と従前の契約保証金の額との差額を、貸付人の発行する納付書により、当該増額の日から30日以内に貸付人に納付しなければならない。
- 3 貸付人が第22条第1項の規定により本件契約を解除したとき、第24条の規定により本件契約が解除されたとき又は第25条第1項の義務を履行しないときは、契約保証金は貸付人に帰属する。
- 4 借受人は、前項の規定により契約保証金を貸付人に帰属させたことに対して、一切の異議を申し立てることができない。
- 5 貸付人は、本件契約の終了後、借受人の第25条第1項に規定する義務の履行（ただし書を適用する場合を含む。）を確認したときは、借受人の請求により遅滞なく納入されている契約保証金を借受人に返還する。ただし、第3項の規定により契約保証金が貸付人に帰属したときは、この限りではない。
- 6 前項の契約保証金には、利息を付さない。
- 7 借受人は、貸付人に対する契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金の返還請求権に担保を設定してはならない。

（充当の順序）

第11条 貸付人は、借受人が納入した金額がその合計額に満たないときは、第7条の貸付料（弁済期が到来しているものに限る。）、第9条の貸付料の延滞料、第10条の契約保証金について、納入時における名目を問わず、延滞料、契約保証金、貸付料の順に充当する。

- 2 借受人は、貸付人が前項に基づき充当したことについて、一切の異議を申し立てることができない。

（電気料）

第12条 借受人は、自動販売機の設置に当たって川崎市の電源を使用するときは、貸付人が別途算出する実費相当額を、貸付人が発行する納入通知書により、その指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに、貸付人に納入しなければならない。

2 貸付人は、正当な理由があると認めるときは、借受人に対して電気料の増額を請求することができる。

(水道料等)

第13条 借受人は、自動販売機の設置に当たって川崎市の水道等を使用するときは、貸付人が別途算出する実費相当額を、貸付人が発行する納入通知書により、その指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに貸付人に納入しなければならない。

2 貸付人は、正当な理由があると認めるときは、借受人に対して水道料等の増額を請求することができる。

3 貸付人は、第1項の規定にかかわらず、借受人と協議の上、年度を単位とする等の方法により水道料等を請求することができる。

(一時貸付物件の引渡し)

第14条 貸付人は、貸付期間の初日に、一時貸付物件を現況有姿で借受人に引き渡すものとする。ただし、貸付人に前の貸付期間がある場合において、当該期間に係る借受人、川崎市及び借受人との間に協議が成立したときは、借受人が第25条に規定する返還に係る義務を引き継いだものとみなして、当該協議によって定める状態とすることができる。

(かし担保責任)

第15条 借受人は、本件契約の締結後、一時貸付物件に数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、貸付料の減免、損害賠償その他の請求をすることができない。

(管理義務等)

第16条 借受人は、一時貸付物件の引渡し後は、善良なる管理者としての注意をもって一時貸付物件（一時貸付物件に設置された工作物を含む。次条から第19条において同じ。）を管理し、利用者及び近隣住民との間で紛争等が生じないよう努めなければならない。

2 借受人が前項の義務を怠ったことにより、利用者、近隣住民その他の第三者に損害を与えた場合は、借受人がその賠償の責めを負うものとし、貸付人が借受人に代わってその賠償の責めを果たした場合には、貸付人は借受人に求償することができる。

(費用負担)

第17条 一時貸付物件の維持、保存、改良、修繕その他に要する費用は借受人の負担とする。ただし、借受人の責に帰することができない事由によるときは、貸付人と借受人の協議によりその負担を定めるものとする。

(滅失又は毀損の報告)

第18条 借受人は、一時貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合には、直ちに貸付人にその状況を報告しなければならない。

(滅失又は毀損の原状回復)

第19条 借受人は、その責に帰すべき事由により一時貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、借受人の負担において原状に回復しなければならない。

(資料の提出等)

第20条 借受人は、自動販売機設置事業に係る各年度の売上実績（売上数量及び売上金額をいう。）を毎年4月30日まで（貸付期間が年度の途中で終了するときは、当該終了日の属する月の翌末日まで）に貸付人に報告しなければならない。

2 貸付人は、その必要とする場合において、随時に前項の報告を求めることができる。

3 貸付人は、借受人が第3条に違反している疑いがあるとき、債権の保全上必要があるときは、借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができる。

4 借受人は、貸付人から前項の規定による請求があったときは、正当な理由なくその請求を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(違約金)

第21条 借受人は、貸付期間中に、第3条及び前条に規定する義務に違反したときは、違約金として本契約書に定める貸付料（契約金額）の100分の30に相当する額（円未満切捨て）を貸付人に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、次条第2項又は第26条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈してはならない。

(契約の解除)

第22条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除することができる。

- (1) 借受人が、納入期限後3か月以上にわたって貸付料の支払いを怠ったとき。
 - (2) 借受人が、第3条に定める事項に違反したとき。
 - (3) 借受人が、本件契約に定める義務を履行しないとき。
 - (4) 借受人が、自己の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して虚偽の申告等があったとき又は正当な理由がなく申告等を行わないとき。
 - (5) 借受人が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続について、借受人の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者(借受人の取締役を含む。)によって、その申立てがなされたとき。
 - (6) 借受人の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (7) 借受人が、川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
 - (8) 借受人が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
 - (9) この契約に関して、借受人が、委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (10) この契約に関して、借受人が、第7号又は第8号のいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)において、貸付人が借受人に対して当該契約の解除を求め、借受人がこれに従わなかったとき。
- 2 借受人は、前項の規定により貸付人が本件契約を解除した場合において、第10条第3項の規定により貸付人に帰属する契約保証金の額を超えて、貸付人に損害が生じるときは、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 借受人は、貸付人が前項の規定により契約を解除したことに伴い発生した損失について、貸付人にその補償を請求することができない。
(貸付人の事情による契約の解除)
- 第23条 貸付人は、貸付期間中に公用又は公共用に供するため一時貸付物件を必要とするときは、本件契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 貸付人は、前項の規定により本件契約の全部又は一部を解除したときは、本契約書に定める一時貸付物件の場所番号ごとの貸付料に基づき、一時貸付物件の返還を受けた日の翌日以降分の既納の貸付料を借受人に返還するものとする。
 - 3 借受人は、第1項の規定により貸付人が本件契約を解除した場合において、借受人に損害(撤去にかかる費用を除く。)が生じるときは、貸付人にその補償を請求できるものとする。
(解除の申入れ)
- 第24条 借受人は、やむを得ない事情がある場合は、貸付人に対して、書面により本件契約の解除を申し入れすることができる。
- 2 前項の解除の申し入れは、貸付期間の開始日から起算して1年6か月を経過する日以降の月末日を解除日として、当該解除日の6か月前までに行わなければならない。
(一時貸付物件の返還)
- 第25条 借受人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、一時貸付物件を引渡し時点(貸付人に前の貸付期間がある場合で、借受人が引き続き同じ一時貸付物件を使用している場合は、当初の引渡し時点)の原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人に次の貸付期間がある場合において、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用することができることとなったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。
- (1) 貸付期間の満了による場合 貸付期間の満了の日
 - (2) 第22条の規定により貸付人が本件契約を解除する場合 貸付人の指定する日
 - (3) 第23条の規定により貸付人が本件契約を解除する場合 貸付人の指定する日
 - (4) 前条の規定により本件契約が解除された場合 前条第2項の解除日
- 2 前項の返還は、貸付人の立会いの上で行うものとする。
 - 3 借受人が一時貸付物件に電気設備等の工作物を設置し、また、軽易な工事等を行っている場合において、貸付人が認めた時は、第1項の規定にかかわらず、当該部分について一時貸付物件を原状に回復することなく貸付人に返還することができる。
 - 4 貸付人は、借受人が第1項に規定する義務を履行しないときは、借受人が設置する自動販売機を

移設し、事務管理をすることができるものとする。この場合において、借受人は、第10条第3項の規定により貸付人に帰属する契約保証金の額を超えて貸付人に費用が生じるときは、その超えた費用を貸付人に支払わなければならない。

(損害賠償)

第26条 借受人の責に帰する事由により一時貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合において、貸付人が負担して原状に回復したときは、借受人は、当該滅失し、又は毀損したことによる損害に相当する金額その他費用等を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第27条 借受人は、貸付期間が満了したとき、第22条第1項又は第23条第1項若しくは第24条の規定により本件契約が解除されたときにおいて、一時貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用がある場合においても、これを貸付人に請求することができない。

(自動販売機等の利用者等への対応)

第28条 借受人は、設置する自動販売機等に対応する窓口等の連絡先を掲示するとともに、自動販売機設置事業により発生するトラブル、苦情等について一切の責任を持って解決しなければならない。

2 借受人は、自動販売機設置事業に関する利用者からの苦情その他紛争が生じたときは、その費用を負担し、自らの責任において解決しなければならない。

(不当介入の排除)

第29条 借受人は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由なく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく貸付人に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(契約の費用)

第30条 本件契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第31条 借受人は、その住所又は氏名(法人の場合にあっては所在地又は名称)に変更があったときは、速やかに貸付人に届け出るものとする。

(疑義の決定)

第32条 本件契約に関して疑義が生じたとき又は定めのない事項の取扱いについては、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)等によるほか、貸付人と借受人とが協議の上、その内容を決定するものとする。

(合意管轄)

第33条 本件契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

土地一時使用賃貸借契約書

貸付人川崎市土地開発公社（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）との間において、次の条項により一時使用賃貸借契約を締結する。

（賃貸借の対象物件）

第1条 甲は、その所有にかかる次の土地（以下「本件土地」という。）を、以下の条項に従い、乙に有償にて使用させるものとする。

名 称

所 在

面 積m²（別紙図面参照）

（使用目的）

第2条 乙は、本件土地を次の目的に従い、一時使用のため賃借するものとし、この使用目的以外に使用してはならない。

2 乙は、本件土地を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物及び土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に規定する特定有害物質並びにダイオキシンを含んだ土石類の置場として使用してはならない。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとし、原則として本契約は更新しない。

（貸付料）

第4条 貸付料は、金 円（年 円）とし、当初の年度分の貸付料にあつては貸付期間の開始日から起算して30日以内に、それ以降の年度分の貸付料にあつては当該年度の4月30日までに乙は、甲の指定する金融機関の口座（甲名義の横浜銀行川崎支店 普通預金0189130）に振り込みにより支払うものとする。ただし、それらの納入の期限とする日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とする。なお、振込手数料は乙の負担とする。もし、指定する期限までに納付しないときは、その翌日から支払った日まで、延滞料として貸付料の14.5%の割合で計算した金額（100円未満の端数があるとき又は当該金額が500円未満であるときは、その端数金額または当該金額を切り捨てる。）を甲に支払わなければならない。

2 前項により納付した貸付料は、甲の責めに帰すべき特別の事由によりこの契約を解除する場合又は第10条の2により契約を解約する場合のほかは、返還しない。

（瑕疵担保等）

第5条 乙は、この契約締結後、本件土地に地積の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

(善管注意義務)

第6条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本件土地の管理をしなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(1) 使用する本件土地の権利を他に譲渡又は転貸してはならない。

(2) 本件土地の現状を変更してはならない。

(修繕義務等)

第8条 甲は、本件土地に付随するいかなる修繕義務も負担しないものとし、本件土地について維持、保全、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第9条 乙は、その住所又は氏名(法人にあっては名称)に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、この契約を解除することができる。

(1) 第4条所定の貸付料の支払を怠ったとき。

(2) 乙が第2条又は第7条に違反したとき。

(3) 甲において、本件土地の使用を必要とするとき。

(4) 本件土地の使用に当たり、危険、有害な設備を設け、又は近隣の迷惑となるような行為をしたとき。

2 本契約の契約期間内において、乙が希望する場合は、貸付期間の開始日から起算して1年6か月を経過する日以降の月末日を解除日として、甲に対して6か月前に文書による通知をして本契約を解除することができる。

(土地の返還等)

第11条 賃貸借期間が満了した場合、甲が第10条の理由によりこの契約を解除した場合又は乙が第10条の2により解除をした場合、乙は、本件土地を原状に復したうえ、甲の指定する期日までに返還しなければならない。この場合、立ち退きに要した費用はすべて乙の負担とし、乙は、甲に対し、名目の如何を問わず、立退料その他金銭の要求は一切しないものとする。

2 前項の指定期日までに乙が返還しない場合、乙は、明渡し完了までの間、甲に対して遅延日数に応じ、貸付料の3倍に相当する損害金を支払わなければならない。

3 本賃貸借契約期間満了後、1か月を経過しても乙が建物・物件等を撤去しない場合、乙は、当該建物・物件等の所有権を放棄したものとみなし、甲がこれを処分しても一切異議を述べないものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により、本件土地の全部又は一部を滅失又は毀損した場合、甲の指示に従い、速やかにこれを原状に復し、又は原状回復に要する費用を甲に賠償しなければならない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金銭を、第11条第2項に定める損害金とは別に、甲に支払わなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第13条 乙は、本賃貸借契約期間満了又は契約解除等により終了した場合において、本件土地に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の経費があっても、これを甲に対し請求しないものとする。

(費用の負担)

第14条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(裁判の管轄)

第15条 この契約に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(その他)

第16条 この契約に定めのない事項については、「自動販売機設置場所一時貸付契約約款」によるものとする。又、この契約に関し疑義を生じた事項については、甲、乙間の協議により定めるものとする。

(特約事項)

第17条

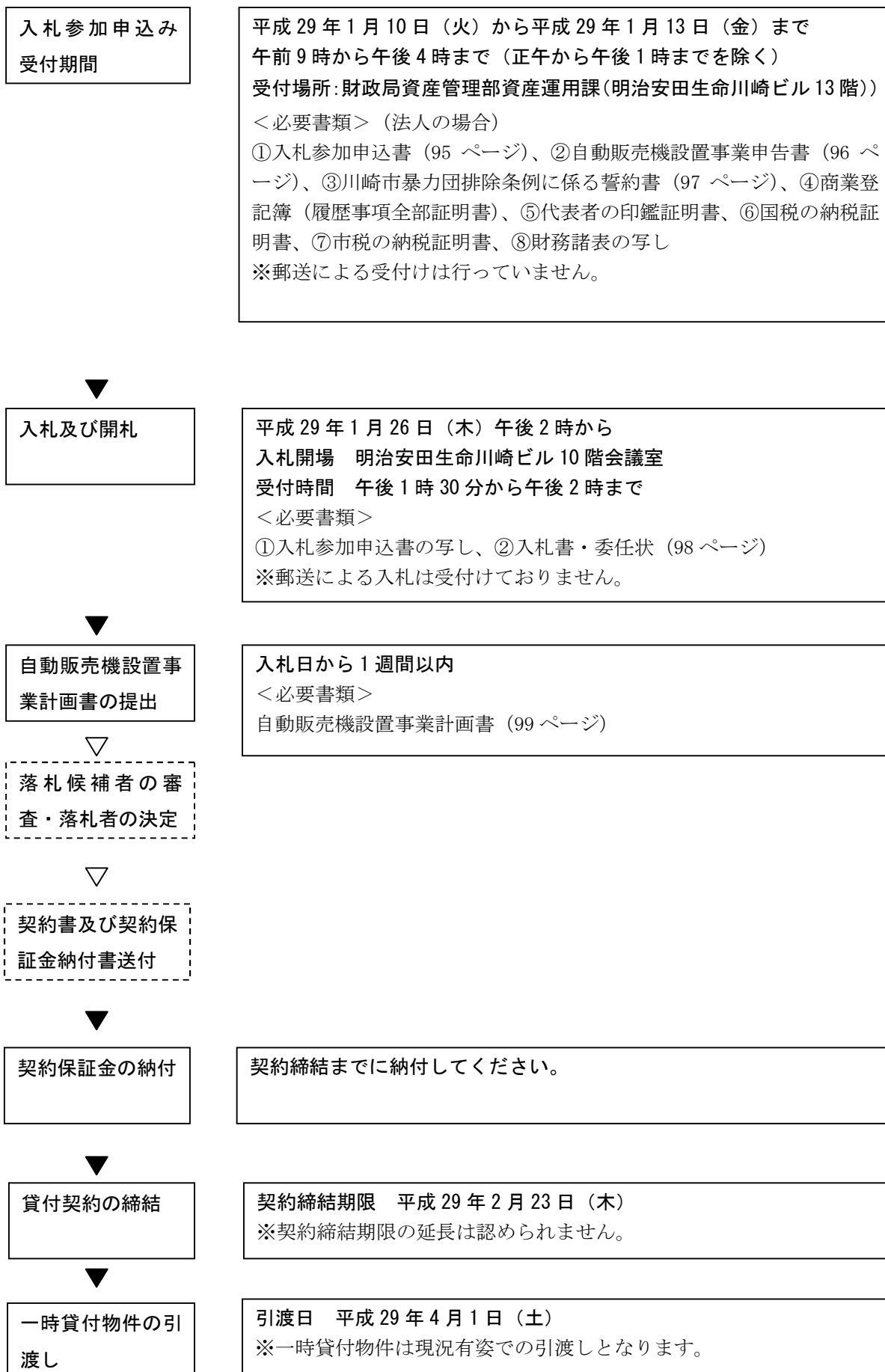
この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲	住所	川崎市川崎区砂子1丁目10番地2	
	氏名	川崎市土地開発公社	
		理事長	印
乙	住所		
	氏名		印

平成28年度第2回

一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付け ～ 入札参加申込みから一時貸付物件引渡しまでの流れ ～




入札参加申込書

(平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け)

平成 年 月 日

(宛先) 川崎市長
川崎市土地開発公社理事長

申込者(入札者)

住所又は所在地	〒 _____ 電話 (_____)
(フリガナ) 氏名又は 名称 代表者名	実印 

標記の一般競争入札に参加したいので、「平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付けの案内書」に記載された内容を全て承知の上、必要書類を添えて申し込みます。

なお、私(当法人及び当法人役員等)は本申込書及び本申込みに必要な書類に記載されている内容は、全て事実と相違ないことを誓約します。

入札物件

物件番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

※ 参加を希望する物件番号を「○」で囲んでいただき、希望しない物件番号について「×」をしてください。

※ 入札時は、本入札参加申込書(写し)を必ず持参してください。

- 1 申込者は、「平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付けの案内書」の「10 申込みに必要な書類」に記載された書類の提出が必要となります。
- 2 提出書類に押印する印鑑(実印)は、全て同一のものを使用してください。
- 3 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 日 時 平成29年1月26日(木)午後2時
 - (2) 場 所 明治安田生命川崎ビル10階会議室
 - (3) 受付時間 午後1時30分から午後2時まで
- 4 提出後に入札を辞退する場合は、入札辞退届の提出が必要です。

自動販売機設置事業申告書

(平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け)

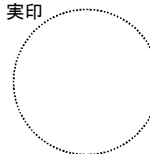
平成 年 月 日

(宛先) 川崎市長
川崎市土地開発公社理事長

申込者 住所又は
(入札者) 所在地

氏名又は
名称
代表者名

実印



「平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付けの案内書」の「9 入札参加資格」に記載された自動販売機設置事業又はこれに類する事業の実績について次のとおり申告します。また、記載された内容は全て事実と相違ないことを誓約します。

平成26年度

平成27年度

川崎市暴力団排除条例に係る誓約書

(平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け)

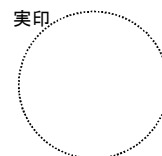
平成 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長
川崎市土地開発公社理事長

私(当法人及び当法人役員等)は、川崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないことを誓約します。

また、上記の者でないことを確認するため、川崎市が本様式に記載された全ての者の個人情報(氏名、住所、生年月日、性別)を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

申込者 住所又は
(入札者) 所在地
氏名又は
名 称
代表者名



役職名	フリガナ 氏 名	生年月日 (年号M/T/S/H)				性別 (M/F)	住 所 (マンション名・部屋番号)
例) 取締役	ミヤマエ タロウ 宮前 太郎	S	35	4	10	M	川崎市川崎区宮前町155-6 国道マンション203号

- ※ 入札者が個人の場合は役職名を記載する必要はありません。
- ※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含みます。

入札書

(平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け)

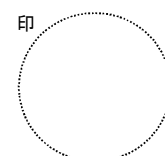
平成 29 年 1 月 26 日

(宛先) 川崎市長
川崎市土地開発公社理事長

入札者 住所又は
所在地
(フリガナ)
氏名又は
名称
代表者名



代理人 住所又は
所在地
(フリガナ)
氏名又は
名称
代表者名



「平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付けの案内書」に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

物件番号									
金額			百万			千			円
<small>(注) 1か月の月額貸付料(税抜)をアラビア数字で記載し、必ず金額の頭初に「¥」を記入すること</small>									

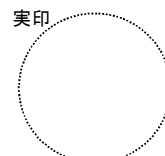
- ※ 1 「¥」の記入のないもの、入札金額を書き損じたものは無効となります。
- 2 入札者の印鑑は、必ず実印を使用してください。
- 3 入札書は、物件番号及び氏名又は名称を記載した封筒に封入してください。

委任状

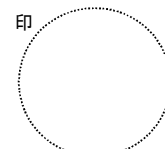
(宛先) 川崎市長
川崎市土地開発公社理事長

私は、「平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け」の一般競争入札にあたり、次の代理人に上記物件番号の入札に関する一切の権限を委任します。

入札者
(委任者) 住所又は
所在地
氏名又は
名称
代表者名



代理人
(受任者) 住所又は
所在地
氏名又は
名称
代表者名



- ※ 1 本委任状は、代理人が入札に参加する場合に記入してください。入札者本人が入札する場合は、記入する必要はありません。
- 2 入札者(委任者)及び代理人(受任者)の印鑑は、必ず入札書と同一のものを使用してください。

自動販売機設置事業計画書

(平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け)

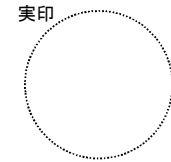
平成 年 月 日

(宛先) 川崎市長
川崎市土地開発公社理事長

申込者 住所又は
(入札者) 所在地

氏名又は
名称

代表者名



物件番号	
------	--

契約保証金	
-------	--

平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付けに係る一時貸付物件に設置する自動販売機の仕様等について、次のとおり届け出ます。

場所番号	メーカー・型式・装備	外形寸法	年式/製品重量 年間消費電力
	メーカー 型式 装備	W mm D mm H mm	年式 kg kW・h
	メーカー 型式 装備	W mm D mm H mm	年式 kg kW・h
	メーカー 型式 装備	W mm D mm H mm	年式 kg kW・h
	メーカー 型式 装備	W mm D mm H mm	年式 kg kW・h
	メーカー 型式 装備	W mm D mm H mm	年式 kg kW・h
	メーカー 型式 装備	W mm D mm H mm	年式 kg kW・h
	メーカー 型式 装備	W mm D mm H mm	年式 kg kW・h
	メーカー 型式 装備	W mm D mm H mm	年式 kg kW・h
	メーカー 型式 装備	W mm D mm H mm	年式 kg kW・h
	メーカー 型式 装備	W mm D mm H mm	年式 kg kW・h

(納入通知書等の送付先)

〒 -	担当者
	電話 ()

- ※ 自動販売機のカatalog等を添付してください。
- ※ 上記の内容に変更があった場合は、変更から30日以内に届出てください。

入札参加申込書

(平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け)

平成 29 年 1 月 〇 日

(宛先) 川崎市長
川崎市土地開発公社理事長

印鑑証明書(個人の場合は印鑑登録証明書)と同一の実印を押印してください。
印鑑証明書と異なる印鑑を使用する場合は、使用印鑑届の提出が必要です。

申込者(入札者)

住所又は所在地	〒 100 - 0000 東京都千代田区永田町〇-〇	電話	03 (1234) 5678
(フリガナ)	エナジードリンク カブシキガイシャ		
氏名又は名称	エナジードリンク 株式会社		
代表者名	代表取締役 川崎 太郎		



標記の一般競争入札に参加したいので、「平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付けの案内書」に記載された内容を全て承知の上、必要書類を添えて申し込みます。

なお、私(当法人及び当法人役員等)は本申込書及び本申込みに必要な書類に記載されている内容は、全て事実と相違ないことを誓約します。

入札物件

物件番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

※ 参加を希望する物件番号を「○」で囲んでいただき、希望しない物件番号について「×」をしてください。

※ 入札時は、本入札参加申込書(写し)を必ず持参してください。

- 1 申込者は、「平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付けの案内書」の「10 申込みに必要な書類」に記載された書類の提出が必要となります。
- 2 提出書類に押印する印鑑(実印)は、全て同一のものを使用してください。
- 3 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 日 時 平成29年1月26日(木)午後2時
 - (2) 場 所 明治安田生命川崎ビル10階会議室
 - (3) 受付時間 午後1時30分から午後2時まで
- 4 提出後に入札を辞退する場合は、入札辞退届の提出が必要です。

記載例

自動販売機設置事業申告書

(平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け)

平成 29 年 1 月 〇 日

(宛先) 川崎市長
川崎市土地開発公社理事長

印鑑証明書(個人の場合は印鑑登録証明書)と同一の実印を押印してください。

申込者 住所又は
(入札者) 所在地 東京都千代田区永田町〇-〇
氏名又は
名 称 エナジードリンク 株式会社
代表者名 代表取締役 川崎 太郎



「平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付けの案内書」の「9 入札参加資格」に記載された自動販売機設置事業又はこれに類する事業の実績について次のとおり申告します。また、記載された内容は全て事実と相違ないことを誓約します。

平成26年度

神奈川県川崎市中原区新丸子東2丁目〇-〇 株式会社〇〇〇〇 ◇◇製作所内 2箇所
神奈川県川崎市麻生区王禅寺3丁目〇-〇 △△センター内 1箇所
他 神奈川県内 11箇所
東京都渋谷区上原1丁目〇-〇 □□□□株式会社休憩室内 2箇所
他 東京都内 35箇所

自動販売機を設置していた場所(所在地、施設名)と台数がわかるように記載してください。多数ある場合は、都道府県や市町村ごとに代表的なもの数箇所について記載し、「他〇箇所」などと記載してください。また、「別紙記載」として、一覧表等を御提出いただいても構いません。

平成27年度

神奈川県川崎市中原区新丸子東2丁目〇-〇 株式会社〇〇〇〇 ◇◇製作所内 2箇所
神奈川県川崎市麻生区王禅寺3丁目〇-〇 △△センター内 1箇所
他 神奈川県内 11箇所
東京都渋谷区上原1丁目〇-〇 □□□□株式会社休憩室内 2箇所
他 東京都内 35箇所
さいたま市浦和区大原〇-〇 ☆☆☆ガード下 1箇所

記載例

川崎市暴力団排除条例に係る誓約書

(平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け)

平成 29 年 1 月 〇 日

(宛先) 川 崎 市 長
川崎市土地開発公社理事長

私(当法人及び当法人役員等)は、川崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないことを誓約します。
また、上記の者でないことを確認するため、川崎市が本様式に記載された全ての者の個人情報
を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

印鑑証明書(個人の場合は印鑑登録証明書)と同一の実印を押印してください。

申込者(入札者) 住所又は所在地 東京都千代田区永田町〇-〇
氏名又は名称 エナジードリンク 株式会社
代表者名 代表取締役 川崎 太郎



役職名	フリガナ 氏 名	生年月日 (年号M/T/S/H)	性別 (M/F)	住 所 (マンション名・部屋番号)
代表取締役	川崎 太郎	S 25 7 13	M	東京都世田谷区経堂〇-〇
取締役	中原 花子	S 27 2 11	F	横浜市港北区日吉〇-〇 〇〇ビル202
取締役	高津 三郎	S 41 8 24	M	千葉市稲毛区弥生町〇-〇
取締役 (社外)	多摩 生子	S 39 5 17	F	東京都台東区上野〇-〇 〇〇ビル1514
監査役	麻生 次郎	S 35 12 14	M	川崎市多摩区中野島〇-〇

商業登記簿(履歴事項全部証明書)に役員として記載されている方は全て記載していただく必要があります。

マンション等の場合は部屋番号まで記載してください。

- ※ 入札者が個人の場合は役職名を記載する必要はありません。
- ※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

記載例

入 札 書

(平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け)

平成 29 年 1 月 26 日

(宛先) 川崎市長
川崎市土地開発公社理事長

印鑑証明書(個人の場合は印鑑登録証明書)と同一の実印を押印してください。

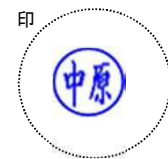
代理人が社員の場合は、社員の所属する事務所等の所在地を記載してください。

入札者 住所又は所在地 東京都千代田区永田町〇-〇
(フリガナ) エナジードリンク カブシキガイシャ
氏名又は名称 エナジードリンク 株式会社
代表者名 代表取締役 川崎 太郎



物件番号を記載してください。

代理人 住所又は所在地 横浜市港北区高田東2丁目〇-〇
(フリガナ) ナカハラ ジロウ
氏名又は名称 中原 二郎
代表者名



「平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付けの案内書」に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

月額賃貸料(税抜き)を記載し、金額の頭初に「¥」を記載してください。

物件番号	〇								
金額			百万			千			円
(注) 1か月の月額賃貸料(税抜)をアラビア数字で記載し、必ず金額の頭初に「¥」を記入すること			¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇

- ※ 1 「¥」の記入のないもの、入札金額を書き損じたものは無効となります。
- 2 入札者の印鑑は、必ず実印を使用してください。
- 3 入札書は、物件番号及び氏名又は名称を記載した封筒に封入してください。

委 任 状

(宛先) 川崎市長
川崎市土地開発公社理事長

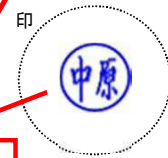
委任状は、代理人の方が入札に参加される場合に記載してください(従業員の方が来られる場合も該当します。)。 ※記載の有無に関わらず、切り取らないでください。

私は、「平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け」の一般競争入札にあたり、次の代理人に上記物件番号の入札に関する一切の権限を委任します。

入札者 (委任者) 住所又は所在地 東京都千代田区永田町〇-〇
氏名又は名称 エナジードリンク 株式会社
代表者名 代表取締役 川崎 太郎



代理人 (受任者) 住所又は所在地 横浜市港北区高田東2丁目〇-〇
氏名又は名称 中原 二郎
代表者名



入札書と同一の印を使用してください。

- ※ 1 本委任状は、代理人が入札に参加する場合に記入してください。入札者本人が入札する場合は、記入する必要はありません。
- 2 入札者(委任者)及び代理人(受任者)の印鑑は、必ず入札書と同一のものを使用してください。

記載例

自動販売機設置事業計画書

(平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け)

この書類は、入札後に落札候補者が提出する書類です。参加申込み時に提出する必要はありません。

平成 29 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) 川崎市長
川崎市土地開発公社理事長

申込者 住所又は
(入札者) 所在地 東京都千代田区永田町○-○
氏名又は 名 称 エナジードリンク 株式会社
代表者名 代表取締役 川崎 太郎



物件番号ごとに記載してください。

物件番号	2
------	---

契約保証金	1,263,600
-------	-----------

平成28年度第2回一般競争入札による市有財産(貸付物件)に設置する自動販売機の仕様等について、次

希望する契約保証金(※)の額を記載してください。
※契約保証金は必ず貸付料総額の10分の1以上(円未満切上げ)となるようにしてください。
(例)物件2で落札金額が195,000円の場合
 $195,000 \times 12 \times 108 / 100 \times 5年 \times 1/10$

場所番号	メーカー・型式・装備	外形寸法	年間消費電力
42	メーカー 川崎電機 型式 R3ARU 24W6NB1H3 装備 ノンフロンヒートポンプ式・LED照明	W 1,000 mm D 700 mm H 1,830 mm	2014 年式 238 kg 830 kW・h
48	メーカー カワデン 型式 KHCFG 36W6PBSPQ 装備 ノンフロンヒートポンプ式・LED照明	W 1,190 mm D 722 mm H 1,830 mm	2012 年式 320 kg 1,100 kW・h
○	メーカー ○○○○ 型式 ○○○○ 装備 ○○○○	W ○○○ mm D ○○○ mm H ○○○ mm	○年式 ○ kg ○ kW・h
○	メーカー ○○○○ 型式 ○○○○ 装備 ○○○○	W ○○○ mm D ○○○ mm H ○○○ mm	○年式 ○ kg ○ kW・h
	メーカー ○○○○ 型式 ○○○○ 装備 ○○○○	W ○○○ mm D ○○○ mm H ○○○ mm	○年式 ○ kg ○ kW・h
	メーカー ○○○○ 型式 ○○○○ 装備 ○○○○	W ○○○ mm D ○○○ mm H ○○○ mm	○年式 ○ kg ○ kW・h
	メーカー ○○○○ 型式 ○○○○ 装備 ○○○○	W ○○○ mm D ○○○ mm H ○○○ mm	○年式 ○ kg ○ kW・h
	メーカー ○○○○ 型式 ○○○○ 装備 ○○○○	W ○○○ mm D ○○○ mm H ○○○ mm	○年式 ○ kg ○ kW・h
	メーカー ○○○○ 型式 ○○○○ 装備 ○○○○	W ○○○ mm D ○○○ mm H ○○○ mm	○年式 ○ kg ○ kW・h

物件に含まれる場所番号を全て記載してください。

幅(W)、奥行(D)がそれぞれ配置図に記載された長さ以下になっていることを確認してください。

納入通知書等の送付先を記載してください。
申込者と同じ場合は、「同上」と記載してください。

(納入通知書等の送付先) 〒 100 - 0000 横浜市西区みなとみらい○-○ 神奈川営業部財務グループ	担当者 財務グループ 川崎 電話 043 (1234) 6666
--	---

※ 自動販売機のカatalog等を添付してください。
 ※ 上記の内容に変更があった場合は、変更から30日以内に届出てください。

参 考

地方自治法（抄）

（契約の履行の確保）

第234条の2

—————（省略）—————

- 2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。（行政財産の管理及び処分）

第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

- 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

—————（省略）—————

- (4) 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

（普通財産の管理及び処分）

第238条の5 普通財産はこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の仕事の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

川崎市契約規則（抄）

（一般競争入札参加者の制限）

第2条 一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という）第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

2 前項の規定は、落札し、契約の締結をしない者にも適用があるものとする。

川崎市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であってその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

（市の契約事務における暴力団排除）

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（法人等にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

神奈川県暴力団排除条例（抄）

（契約の締結における事業者の責務）

第22条 事業者は、その事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあると思料するときは、当該取引の相手方、当該取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員又は暴力団経営支配法人等でないことを確認するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業に関して書面による契約を締結する時は、その契約書に、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明したときは当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。ただし、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがないことが明らかなきときは、この限りでない。
- 3 事業者は、前項の規定により契約書においてその契約を解除できる旨を定めた場合において、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明したときは、当該契約の定めに従い、当該契約を解除するよう努めるものとする。

（利益供与等の禁止）

第23条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
- (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
- (3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
- (4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。
- (5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築、又は修繕を請け負うこと。
- (6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

酒税法（抄）

（酒類の定義及び種類）

第2条 この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。

2 酒類は、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の四種類に分類する。

川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（抄）

（事業者の責務）

第5条 事業者は、飲料容器等の散乱を防止するための市民等に対する意識の啓発及び飲料容器等の回収容器等の設置に努めるとともに、市が行う施策に協力しなければならない。

【参考】

	物件 1～9	物件 10
貸主	川崎市	川崎市土地開発公社
貸付期間	平成29年4月1日～平成34年3月31日（5年間）	
入札参加申込受付期間	平成29年1月10日（火）～平成29年1月13日（金） 午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く。）	
入札参加申込受付場所	川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル13階） 川崎市財政局資産管理部資産運用課 電話 044-200-2089（直通）	
申込みに必要な書類	入札案内書「10 申込みに必要な書類」のとおり	
入札及び開札日時	平成29年1月26日（木）午後2時	
入札及び開札場所	明治安田生命川崎ビル10階会議室 （川崎市川崎区宮本町6番地）	
入札保証金	無	
契約保証金	有	無
契約書案	市有財産一時貸付契約書（案）	土地一時使用賃貸借契約書（案）
問い合わせ先	川崎市財政局資産管理部資産運用課 電話 044-200-2089（直通） 川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル13階）	川崎市土地開発公社事務局 電話044-211-2911（直通） 川崎市川崎区砂子1丁目10番地2（ソシオ砂子ビル10階）

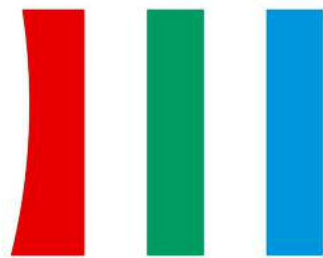
入札会場案内図

場 所 明治安田生命川崎ビル10階会議室
川崎市川崎区宮本町6番地

連絡先 川崎市財政局資産管理部資産運用課
川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル13階）
電 話 044-200-2089

※ 車でのご来場は、御遠慮ください。





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市